【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2025年10月23日

【計算期間】 第36期

(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

【発行者名】産業ファンド投資法人【代表者の役職氏名】執行役員本多邦美

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 株式会社KJRマネジメント

キャピタルマーケッツ部エグゼクティブディレクター 北岡 忠輝

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03-5293-7091

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】 主要な経営指標等の推移

期		第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
計算期間		自 2020年 8月 1日 至 2021年 1月31日	自 2021年 2月 1日 至 2021年 7月31日	自 2021年 8月 1日 至 2022年 1月31日	自 2022年 2月 1日 至 2022年 7月31日	自 2022年 8月 1日 至 2023年 1月31日
営業収益	百万円	13,892	15,349	16,493	17,194	17,944
(うち不動産賃貸事業収益)	百万円	(13,867)	(14,884)	(16,206)	(16,334)	(16,492)
営業費用	百万円	6,278	7,707	9,704	9,731	11,004
(うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(4,886)	(6,067)	(8,228)	(8,293)	(9,517)
営業利益	百万円	7,614	7,642	6,789	7,462	6,939
経常利益	百万円	6,618	6,665	5,787	6,494	5,942
当期純利益	百万円	6,617	6,663	5,786	6,492	5,940
純資産額	(a) 百万円	190,053	190,116	189,173	189,358	188,905
(対前期比)	%	(22.5)	(0.0)	(0.5)	(0.1)	(0.2)
総資産額	(b) 百万円	406,290	407,428	413,419	417,430	422,345
(対前期比)	%	(18.7)	(0.3)	(1.5)	(1.0)	(1.2)
出資総額 (注2)	百万円	183,865	183,865	183,865	183,865	183,865
(対前期比)	%	(22.4)	(-)	(-)	(-)	(-)
発行済投資口の総口数	(c) 🏻	2,070,016	2,070,016	2,070,016	2,070,016	2,070,016
1口当たり純資産額	(a)/(c) 円	91,812	91,842	91,387	91,476	91,257
1口当たり当期純利益 (注3)	円	3,215	3,219	2,795	3,136	2,870
分配総額	(d) 百万円	6,626	6,760	6,334	6,417	6,462
1口当たり分配金額	(d)/(c) 円	3,201	3,266	3,060	3,100	3,122
(うち1口当たり利益分配金)	円	(3,197)	(3,219)	(2,796)	(2,932)	(2,870)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(4)	(47)	(264)	(168)	(252)
総資産経常利益率 (注4)	%	1.8 (3.5)	1.6 (3.3)	1.4 (2.8)	1.6 (3.2)	1.4 (2.8)
自己資本利益率 (注4)	%	3.8 (7.6)	3.5 (7.1)	3.1 (6.1)	3.4 (6.9)	3.1 (6.2)
自己資本比率	(a)/(b) %	46.8	46.7	45.8	45.4	44.7
(対前期増減)		(1.5)	(0.1)	(0.9)	(0.4)	(0.7)
配当性向 (注4)	%	100.0	100.0	100.0	93.5	100.0
<その他参考情報>						
賃貸NOI(Net Operating Income) (注4)	百万円	10,773	10,735	10,433	10,201	9,733
ネット・プロフィット・マージン (注4)	%	47.6	43.4	35.1	37.8	33.1
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注4)	倍	13.0	13.2	12.3	13.3	12.8
1口当たりFFO (Funds from Operation) (注4)	円	4,051	4,013	3,844	3,765	3,501
FFO倍率 (注4)	—————————————————————————————————————	23.4	26.2	25.2	24.4	20.7
固定資産税等調整後1口当たり 利益分配可能額 (注5)	円	3,091	3,219	2,733	2,928	2,865
固定資産税等調整後1口当たり FFO (注5)	円	3,945	4,013	3,781	3,762	3,497

期		第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
計算期間		自 2023年 2月 1日 至 2023年 7月31日	自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	自 2024年 2月 1日 至 2024年 7月31日	自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	自 2025年 2月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益	百万円	17,848	18,167	21,065	21,268	22,708
(うち不動産賃貸事業収益)	百万円	(16,986)	(17,167)	(19,348)	(19,813)	(21,335)
営業費用	百万円	9,493	9,982	11,085	11,081	12,009
(うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(8,008)	(8,260)	(9,194)	(9,132)	(10,069)
営業利益	百万円	8,354	8,185	9,980	10,186	10,699
経常利益	百万円	7,419	7,243	8,690	8,810	9,296
当期純利益	百万円	7,419	7,242	8,686	8,808	9,295
純資産額	(a) 百万円	195,690	195,997	246,203	246,109	246,465
(対前期比)	%	(3.6)	(0.2)	(25.6)	(0.0)	(0.1)
総資産額	(b) 百万円	433,409	441,839	555,437	555,122	554,125
(対前期比)	%	(2.6)	(1.9)	(25.7)	(0.1)	(0.2)
出資総額 (注2)	百万円	189,683	189,683	238,456	238,456	238,456
(対前期比)	%	(3.2)	(-)	(25.7)	(-)	(-)
発行済投資口の総口数	(c) 🏻	2,113,516	2,113,516	2,536,216	2,536,216	2,536,216
1口当たり純資産額	(a)/(c) 円	92,590	92,735	97,075	97,038	97,178
1口当たり当期純利益 (注3)	円	3,530	3,426	3,514	3,473	3,665
分配総額	(d) 百万円	6,936	7,257	8,902	8,937	8,818
1口当たり分配金額	(d)/(c) 円	3,282	3,434	3,510	3,524	3,477
(うち1口当たり利益分配金)	円	(3,282)	(3,428)	(3,424)	(3,473)	(3,477)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)	(6)	(86)	(51)	(-)
総資産経常利益率 (注4)	%	1.7 (3.5)	1.7 (3.3)	1.7 (3.5)	1.6 (3.1)	1.7 (3.4)
自己資本利益率 (注4)	%	3.9 (7.8)	3.7 (7.3)	3.9 (7.9)	3.6 (7.1)	3.8 (7.6)
自己資本比率	(a)/(b) %	45.2	44.4	44.3	44.3	44.5
(対前期増減)		(0.5)	(0.8)	(0.1)	(0.0)	(0.2)
配当性向 (注4)	%	93.5	100.0	100.0	100.0	94.9
<その他参考情報>	•					
賃貸NOI (Net Operating Income) (注4)	百万円	10,688	11,014	12,986	13,308	13,920
ネット・プロフィット・マージン (注4)	%	41.6	39.9	41.2	41.4	40.9
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注4)	倍	14.2	14.5	12.9	11.7	11.6
1口当たりFFO (Funds from Operation) (注4)	円	3,911	4,038	3,948	4,109	4,312
FFO倍率 (注4)	倍	18.9	16.7	15.6	14.2	14.2
固定資産税等調整後1口当たり 利益分配可能額 (注5)	円	3,273	3,410	3,360	3,407	3,470
固定資産税等調整後1口当たり FFO (注5)	円	3,897	4,020	3,884	4,044	4,301

⁽注1) 本書に記載の各数値は、特に記載のない限り、記載未満の数値について、金額及び面積は切捨て、比率は四捨五入により記載しています。そのため、記載されている数値を合算した数値が合計欄の記載数値と一致しない場合があります。以下同じです。

⁽注2) 「出資総額」については、利益超過分配の実施に伴う出資総額控除額を考慮していません。

⁽注3) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。

有価証券報告書(内国投資証券)

(注4) 記載した指標は以下の方法により算定しています。また、()内の数値は、第27期は会計計算期間184日、第28期は会計計算期間181日、第29期は会計計算期間184日、第30期は会計計算期間181日、第31期は会計計算期間184日、第32期は会計計算期間181日に第33期は会計計算期間184日、第34期は会計計算期間182日、第35期は会計計算期間184日、第36期は会計計算期間181日によりそれぞれ年換算した数値を記載しています。

総資産経常利益率	経常利益/平均総資産額 平均総資産額=(期首総資産額+期末総資産額)/2		
自己資本利益率	当期純利益/平均純資産額 平均純資産額 = (期首純資産額 + 期末純資産額)/2		
配当性向	分配金総額(利益超過分配金を除く)/当期純利益		
賃貸NOI	不動産賃貸事業利益(不動産賃貸事業収益 - 不動産賃貸事業費用) + 減価償却費		
ネット・プロフィット・マージン	当期純利益/営業収益		
デット・サービス・カバレッジ・レシオ	金利償却前当期純利益 / 支払利息		
 1口当たり F F O	(当期純利益+不動産等売却損-不動産等売却益+減価償却費+減損損失+その他不		
	動産関連償却)/発行済投資口の総口数		
FFO倍率	期末投資口価格 / 年換算後1口当たりFFO		

(注5) 不動産等の取得時の固定資産税等相当額を取得原価に算入せず、当該計算期間に対応する金額を費用に計上した場合に 想定される「1口当たり利益分配可能額」(概算)及び「1口当たりFFO」(概算)を表示しています。 なお、当該数値については、会計監査人の監査の対象ではありません。 資産の運用等の状況

() 当期の概況

(イ) 投資法人の主な推移と運用実績

a. 投資法人の主な推移

産業ファンド投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に基づき2007年3月26日に設立され、2007年10月18日に東京証券取引所の不動産投資信託証券市場に上場(銘柄コード3249)しました。本投資法人は、『日本経済の力を産み出す源泉としての社会基盤に投資し、日本の産業活動を不動産面から支えていく』という理念のもと、本邦唯一の産業用不動産特化型の上場不動産投資信託(J-REIT)として、産業活動の基盤となる物流施設、工場・研究開発施設等、インフラ施設を対象として、投資及びその資産運用を行っています。

2007年に9物件、取得価格合計66,000百万円で運用開始して以降、順調に成長を続け、2025年7月31日現在、 運用物件数109件、取得価格合計508,028百万円となっています。なお、匿名組合出資持分を合わせた取得価格 の総額は526,333百万円になります。

b. 投資環境と運用実績

当期(2025年2月~2025年7月)における日本経済は、物価上昇の影響を受けたものの、個人消費の緩やかな増加や企業による設備投資の底堅さ、インバウンド需要の拡大等に支えられ緩やかな回復基調が継続しました。2025年後半は、実質賃金の上昇による個人消費の回復や企業による設備投資の増加により、日本経済は内需を中心に底堅い成長が予想されます。一方、米国における第2次トランプ政権の政策による影響は引き続き不確定要素であり、加えて、日本銀行の金融政策決定会合による今後の政策金利引上げについても注視が必要です。

不動産売買市場は、旺盛なインバウンド需要や高水準を維持するオフィス出社率、物流施設における電子商取引の拡大やサプライチェーンの効率化等を背景に、国内・海外投資家の投資意欲が引き続き高い状況にあり、高水準の取引高を記録しています。一方で金利上昇が想定以上のペースで進んだ場合は、キャップレートが上向く可能性があり、資金調達環境の変化や本投資法人の調達コスト上昇などの影響も想定されるため、引き続き注視していく必要があります。

このような状況下、本投資法人は強みとする従来からのCRE(Corporate Real Estate)提案を切り口とした 物件ソーシング活動の他、CRE戦略の一環としてKKRグループ(KKR(注)及びKKRの投資先企業を総称していい ます(以下同じです。)。)等との協働を通じて、企業価値向上を企図した企業からカーブアウトされる不動 産に係る案件(以下「CREカーブアウト案件」といいます。)に取り組んでいます。具体的には、バランス シートやROE等の財務指標の改善・向上を志向する企業に対してセールアンドリースバックの提案を行い、当 該企業から切り出される不動産を本投資法人が取得又はブリッジ等によりパイプライン化してリースバックを 実現します。当期においては、2025年2月20日付で、2022年より再開発事業を推進してきたIIF羽村ロジスティ クスセンターの再開発後の物流施設を、また2025年6月30日付で、KKRグループとのCREカーブアウト案件とし て、KKRグループ投資先の株式会社アルプス物流が保有する産業集積地かつ広域への交通の要衝に位置する同 社の基幹物流拠点(本社を含みます。)を裏付け資産とした匿名組合出資持分(匿名組合出資総額のうちの 16.5%) を取得しました。その一方、2025年3月31日付でIIF戸塚テクノロジーセンター(底地)(準共有持分 35%) を譲渡し、不動産等売却益1,013百万円を計上しました。また、2025年7月30日付でIIF東大阪ロジスティ クスセンターの譲渡、2025年9月17日付でIIF蒲田R&Dセンターの譲渡を公表し、IIF東大阪ロジスティクスセン ターについては当期末後の2025年8月1日に準共有持分30%の譲渡を実施しており、2026年6月1日に準共有持分 35%、2026年8月3日に準共有持分35%を譲渡する予定です。IIF蒲田R&Dセンターについては2025年10月1日に譲 渡を実施しており、これらの資産の譲渡により合計約4,982百万円の不動産等売却益を第37期(2026年1月 期)、第38期(2026年7月期)及び第39期(2027年1月期)にかけて計上する予定です。

(注)「KKR」とは、株式会社KJRMホールディングス、KKR & Co. Inc.、KKR Group Co. Inc.、KKR Group Holdings Corp.、KKR Group Partnership L.P.、KKR Group Assets Holdings III L.P.及びKKR Group Assets III GP LLCを総称しています。以下同じです。

これらの結果、本投資法人の2025年7月31日時点の保有資産は、109物件(物流施設77物件、工場・研究開発施設等23物件、インフラ施設9物件)、取得価格の合計は508,028百万円となり、匿名組合出資持分を合わせた取得価格の総額は526,333百万円になっています。また、ポートフォリオ全体の稼働率は99.7%となっており、良好な稼働状況を維持しています。

(ロ) 資金調達の概要

本投資法人は、収益の安定的な確保と運用資産の持続的な成長を目的として、安定的かつ効率的な財務戦略を立案、実行することを基本方針としています。

a. デットファイナンス

当期の有利子負債の調達については、2025年2月5日に長期借入金1,000百万円(借入期間7.0年)、同年2月28日に短期借入金400百万円及び長期借入金1,500百万円(平均借入期間8.1年)、同年3月6日に長期借入金1,500百万円(借入期間7.0年)、同年3月14日に長期借入金3,050百万円(平均借入期間8.2年)、同年3月17日に長期借入金2,500百万円(平均借入期間5.0年)、同年3月31日に長期借入金2,100百万円(平均借入期間4.4年)、同年4月18日に長期借入金1,500百万円(借入期間3.0年)、同年5月15日に長期借入金500百万円(借入期間6.0年)、同年5月30日に長期借入金2,500百万円(借入期間7.5年)を新規に借り入れ、返済期限を迎える長期借入金及び短期借入金(一部期限前弁済を含みます。)を返済しました。これらの借換えを通じて、借入期間の長期固定化、金利コストの削減効果及び将来的な財務施策の柔軟性確保等により、長期に安定的な分配金を確保できる財務体質を構築しています。

これらの結果、2025年7月31日現在の有利子負債残高は281,333百万円、うち、長期借入金は264,033百万円 (1年内返済予定の長期借入金を含みます。)、短期借入金は2,100百万円、投資法人債は15,200百万円となっています。

b. エクイティファイナンス

当期はエクイティファイナンスによる資金調達を実施していません。

(ハ) 業績及び分配の概要

上記のような運用の結果、当期の実績は、営業収益22,708百万円、営業利益10,699百万円、経常利益9,296百万円となり、当期純利益9,295百万円となりました。

分配金については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)(以下「租税特別措置法」といいます。)第67条の15第1項の適用により、利益分配金が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの利益分配金が1円未満となる端数部分を除き、投信法第136条第1項に定める利益から一時差異等調整引当額(投資法人の計算に関する規則第2条第2項第30号に定めるものをいいます。以下同じです。)の戻入れ額を控除した額の8,818,423,032円を利益分配金として分配することとし、投資口1口当たりの利益分配金は3,477円となりました。

これに加え、本投資法人は、規約に定める分配の方針に従い、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配(以下「継続的利益超過分配」ということがあります。)を行うこととしています(注1)(注2)。また、資産の取得や新投資口の発行等の資金調達行為等により投資口の希薄化又は多額の費用が生じる場合、運用資産の建替え等の再開発により固定資産除却損その他会計上の損失が発生し又は再開発期間において減収が生じる場合、地震等の自然災害、火災その他の事故等の発生に伴う減収又は大規模修繕等による費用の発生、訴訟の和解金等の支払、固定資産除却損及び固定資産売却損の発生その他一時的に多額の費用が発生する場合等、一時的に1口当たり分配金の金額が一定程度減少することが見込まれる場合において、1口当たり分配金の金額を平準化することを目的とする場合に限り、本投資法人が決定した金額を、一時的な利益を超えた金銭の分配(以下「一時的利益超過分配」ということがあります。)として、分配することができるものとしています(注2)。なお、当期については2025年3月31日に譲渡したIIF戸塚テクノロジーセンター(底地)(準共有持分割合35%)の売却益の計上による分配金水準を鑑みて、継続的利益超過分配及び一時的利益超過分配を実施しないこととしました。

以上の結果、投資口1口当たり分配金(利益超過分配金を含みます。)は3,477円となりました。

(注1)継続的利益超過分配について

各期末時点において保有する物流施設を対象として、当該物件に係る当該営業期間の減価償却費の30%に相当する金額を上限とし、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として、原則として毎期継続的に分配する方針とします。ただし、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額、当該営業期間の純利益及び不動産等の売却益や解約違約金等の一時的収益を含む利益の水準、利益を超えた金銭の分配額を含めた当該営業期間の金銭分配額の水準、本投資法人の財務状況の他、経済環境、不動産市場や賃貸市場等の動向等を総合的に勘案し、利益を超えた金銭の分配の全部又は一部を行わない場合もあります。

(注2)継続的利益超過分配及び一時的利益超過分配について

継続的利益超過分配及び一時的利益超過分配を併せた利益超過分配の水準については、当該営業期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額からその直前の営業期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額(譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除きます。)を控除した額の60%に相当する金額を上限(税会不一致が生じたことに対応した一時差異等調整引当額の増加額に相当する分配は含まないものとします。)として、総合的に判断した上で決定します(不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第43条)。

()次期の見通し

(イ) 今後の運用方針及び対処すべき課題

本投資法人は以下のような運用を行い、収益の安定的な確保と運用資産の着実な成長を図ることにより、投資主価値の継続的な拡大を目指します。

a. 外部成長

本投資法人は、大きな成長ポテンシャルを有するCRE (Corporate Real Estate)、PRE (Public Real Estate)の両分野において、本投資法人が強みを有する提案型取得活動の継続により、「収益力」と「投資主利益」向上に資する「安定」した資産の取得機会を引き続き追求し、更なる資産規模拡大を目指していきます。

CRE、PREの両分野において、これまで蓄積した実績、ノウハウ、ネットワークに裏打ちされた先行者メリットを活かし、競争を回避した有利な物件取得を進めるとともに、更なるアセットカテゴリーの開拓、更なるCREニーズの開拓を目指し、独自のCRE提案型ビジネスモデルを進化させていきます。

本邦唯一の産業用不動産特化型REITとしての特異性を活かすとともに、スポンサー企業を含む独自の情報ルートを通じた物件情報収集及びブリッジストラクチャーの利用等による機動的な取得体制の構築を通じて、良質物件の積み上げによるポートフォリオの拡充に努めます。

b. 内部成長

本投資法人が保有するポートフォリオは2025年7月31日現在、運用物件数109件、取得価格合計508,028百万円となり、匿名組合出資持分を合わせた取得価格の総額は526,333百万円になっています。

これらの資産は当期末現在、平均稼働率99.7%にて稼働し、また、平均賃貸借残存期間11.4年にわたる賃貸借契約により、安定的なキャッシュ・フローを生み出しています。

本投資法人は、テナントに対し価値を提供することにより、長期安定した運用+ としての内部成長を実現するため「3C Management Cycle」によるポートフォリオ運用を継続しています。「3C Management Cycle」とは、 Communicate: テナントとの密接なコミュニケーションによってニーズを的確に把握し、 Customize: 個別のニーズに応じてカスタムメイドの提案を戦略的に実施することにより、 Create:ニーズの解決という価値を創造すると同時に、長期運用+ という投資主価値を創造していく、というポートフォリオ運用の考え方です。

その成果として、契約満期を迎えるテナントへの丁寧な対応を継続し、契約満了テナントとの増額による再契約や契約期間内の賃料増額改定による内部成長を実現しています。更に、環境負荷軽減策(太陽光発電システム、LED化、空調更新など)の導入に合わせたテナントからの設備使用料等の内部成長策も着実に進めています。

また、IIF習志野ロジスティクスセンター(底地)における借地人であるリース会社との協働によるオフバランス再開発事業が2025年2月に竣工を迎え、同年9月に再開発後の建物を取得するとともに、IIF湘南ヘルスイノベーションパークにおいて増築事業の検討を開始しました(2028年度冬頃竣工予定)。

このように今後も「3C Management Cycle」の取組みによるポートフォリオの安定性の維持及び更なる収益性の向上を目指し、建物の機能性・安全性・快適性の維持・向上に必要な管理の実践と必要に応じた適切な修繕の実施及び継続的かつ緊密なコミュニケーションを通じた賃借人との関係構築による賃料水準の維持・向上、解約の抑制に引き続き努めていきます。

c. 財務戦略

本投資法人は、本投資法人のポートフォリオの特性を勘案し、「長期固定化」を基本的な負債調達の戦略に位置付けています。そのため、物件の長期安定的なキャッシュ・フローに長期固定借入れを組み合わせるALM (Asset Liability Management)を推進していきます。

借入れによる資金調達については、資産の長期運用、資金調達の安定性や今後の金利環境を考慮し、長期固定金利での借入れを前提としつつも、借入期間の柔軟化による調達コストの低減を図ります。また、返済額の平準化、返済期日の分散化や調達基盤の拡充を目的として、調達先、調達手法の多様化にも引き続き取り組んでいきます。

d. サステナビリティへの取組み

本投資法人は、『日本経済の力を産み出す源泉としての社会基盤に投資し、日本の産業活動を不動産面から支えていく』という理念の下、資産運用を委託する株式会社 K J R マネジメント (以下「本資産運用会社」といいます。)及び同社の親会社である株式会社 K J R Mホールディングスとともにサステナビリティの考え方を共有し、取組みを推進しています。投資・運用プロセスに関しては、「サステナビリティ基本方針」に準じて活動を行っています。

・環境(グリーンローンの調達)

本投資法人は、更なるサステナビリティ活動の強化を企図して、本投資法人が策定したグリーンファイナンス・フレームワークに基づき、グリーン適格資産の取得に関連して調達した既存借入金の借換資金として、総額20億円のグリーンローンを借り入れました。

・ガバナンス(ガバナンス体制及び投資主総会・役員会開催実績)

本投資法人は、執行役員1名及び監督役員3名により構成される役員会により運営されています。本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会(2年に1回の一定時期に開催)にて決定されます(直近開催日:2024年10月25日)。また、期中の役員会は12回開催しており、法令遵守や内部管理体制の状況について十分な議論を行っています。

役員名	本多 邦美 (執行役員)	宇佐美 豊 (監督役員)	大平 興毅 (監督役員)	番匠 史人 (監督役員)
役員会への出席状況	12回(100%)	11回(91.7%)	12回(100%)	12回(100%)

・サステナビリティ推進体制

本資産運用会社の親会社である株式会社 K J R Mホールディングスに設置されるサステナビリティ委員会は、本資産運用会社及び資産運用を受託する本投資法人のほか、日本都市ファンド投資法人及び私募ファンドのサステナビリティ方針、戦略及び体制等に関する事項について、決議及び報告を行うことを目的としています。また、各投資法人及び私募ファンドのサステナビリティに関する活動状況、評価結果及び分析等について、情報共有する機関としての機能も有しています。サステナビリティ委員会は、本資産運用会社の親会社の代表取締役社長が最高サステナビリティ責任者(以下「CSO」といいます。)として就任しています。サステナビリティ委員会は、CSOを委員長とし、KJRMグループ(KJRMグループについては、後記「(4) 投資法人の機構 投資法人の運用体制 c. 投資情報に係る優先検討権ルール」をご参照下さい。)常勤取締役及び本部長を常任委員とし、その他、委員長が非常任委員として指名した者をもって構成されます。

・サステナビリティの実現

本投資法人はサステナビリティ戦略を踏まえた目標を実現すべく、環境(Environmental)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)に対する長期的な視点を踏まえて企業活動を行っています。社会と本投資法人双方への影響度の観点から特定したマテリアリティについて重点的に取り組み、持続可能な社会の実現への貢献及び経済的価値と社会的価値の創出により本投資法人の持続的成長を目指しています。

・マテリアリティとKPI

本投資法人は、サステナビリティに係るマテリアリティを特定し、マテリアリティに紐づき設定した目標及びKPIを実現すべく取り組んできました。サステナビリティへの関心が高まる中、各ステークホルダーとの対話や協働で取組みを行うにあたり、マテリアリティを特定し、可視化することで、とるべき対応策をより明確にできると考えています。

重要度 ★★★

7777774	B#	101	922	日会	Mat osogs
サステナビリティ間径への対 応	際被問題取得對合の向上	- 特定無認の課証取得割合 70%以上 (日標率: 2025年) -ポートフォリス第証取得割合 60%以上 (日標率: 2030年)	サステナビリティを評価軸に持つテナントや役長 家からの評価後下	-保有物件の環境性能向上 ・投資家屋の拡大	4
~	GRESBなど外部評価機関への参加を通じ たサステナビリティ活動の改善実施	-CDP:リーダーシップレベルの獲得 -GRESB: Sスターの獲得			
建物の レグリエンス	防災対策の実施	至急連絡網の整備 100%	災害後の復旧・補償などの費用増大	物件の競争力向上	A 1
乳燥変動対応	GHG排出型の制理	2021年対比, Scope1+20総排出型 42%制度 (目標年: 2030年)	・気候変動の物理的影響によるテナント売上 減少と物件被害の増加 ・テナントの投資家からの評価核下	エネルギーの効率的利用によ る3スト削減	6
Iネルギー25章	エネルギー使用型改器	電力 2015年対比、原単位*ベース30%制度 (目標年: 2030年)		エネルギーの効率的利用によ るコスト制度	000
	再生可能工术54一の導入	直接管理物件における再生可能エネルギー由来の電力調通へ の切替え (日標:2030年)	・エネルギー関連費用権大 ・環境規制の指化		

重要度 ★★

₹₹97974	Re	KP4	929	80	DEM F & SDGs
水効率	水使用量の削減	2015年対比、原単位*ベース±0% (日標年: 2030年)	・水資源の不足や劣化による周辺地域への 影響 ・水使用量機能に伴うコスト増大	水使用量削減によるコスト削減	'₩
美華物控制	高級物の制度	本投資法人が管理可能な物件における リサイクル準の向上 (2022年対比)	・廃棄物の増大によるレビュアーションリスク・処理コストの増加	演奏物制域による処理コスト制 減	
地域コミュニティとの協働	地域イベントへの散地提供	既存物件 : 現状維持 新規取得物件: アナントと協議の上、方針を検討	・物件用辺障機の悪化 ・近隣地域におけるレビュアーションの他下	・近隣地域の活性化 ・企業イメージの向上	***

(+) 非単位なないでは、経来直接(報告状況を添換)を以て詳れしています。

・2050年ネットゼロに向けた温室効果ガス (GHG) 排出量削減目標の設定

脱炭素社会の実現に向け、世界各国における気候変動対策への取組みが加速する中、本投資法人としてその 実現を目指すことは、保有資産のみならず、中長期的な日本の産業活動の発展に寄与し、ひいては投資主価値 の向上に資するものと認識し、GHG排出量削減目標(注)を設定しています。2023年3月には、GHG排出量削減目 標について、科学的知見と整合した目標を設定することを推奨する国際的なイニシアティブであるScience Based Targets initiative (SBTi)認定を取得しました。GHG排出量削減目標及び目標に向けた主な施策は下 記のとおりです。

- < GHG排出量削減目標 >
- ・2030年までにScope1+2の総排出量を42%削減(2021年対比)
- ・2050年までにバリューチェーン全体のGHG総排出量のネットゼロを目指す
- < GHG排出量削減目標に向けた主な施策 >
- ・最新の省エネ型空調設備やLED 照明の導入による電力エネルギー消費量の削減
- ・直接管理物件における再生可能エネルギー由来の電力調達への切換え 等

今後も様々なサステナビリティ課題に対し、優先度の明確化、可視化を行った上で、ステークホルダーとの 対話を進めながら取り組んでいきます。

(注) 長期的な観点での目標を設定したものであり、本投資法人としてかかる目標の達成を保証するものではありません。

(ロ) 決算後に生じた重要な事実

a. 自己投資口の取得

本投資法人は、2025年7月30日開催の役員会において、投信法第80条の5第2項の規定により読み替えて適用される同法第80条の2の規定に基づき、以下のとおり自己投資口の取得に関する事項について決定しました。結果として、2025年8月1日から2025年9月19日までの間に、合計7,755口(発行済投資口の総口数(自己投資口を除きます。)に対する割合0.31%)の自己投資口を、総額999,923,900円にて取得しています。なお、取得したすべての投資口について、2026年1月期に消却することを予定しています。

i. 自己投資口の取得を行った理由

投資口価格が割安な状況が継続している中で、物件売却による売却資金の活用について投資主価値向上効果を考慮した結果、その一部を活用して自己投資口を取得及び消却することが、1口当たり分配金や1口当たりNAV(Net Asset Value)(注)の向上に繋がり、ひいては中長期的な投資主価値向上に資するものと判断し、自己投資口の取得を決定しました。

(注)「1口当たりNAV(Net Asset Value)」とは、貸借対照表上の純資産額から分配金総額を控除し、保有資産の含み損益 (不動産等帳簿価格と鑑定評価額等の差額)を反映した金額を発行済投資口の総口数で除した時価ベースの1口当たり 純資産額です。

. 取得にかかる事項の内容

取得し得る投資口の総数 10,000口(上限)

発行済投資口の総口数(自己投資口を除きます。)に対する割合0.39%

投資口の取得価額の総額 1,000百万円(上限)

取得期間 2025年8月1日~2025年9月30日

取得方法 証券会社との自己投資口取得に係る取引一任契約に基づく東京証券取引所に

おける市場買付

b. 資産の譲渡

本投資法人は、以下の資産につき譲渡契約を締結しています。

物件名	譲渡(予定) 価格	契約日	譲渡(予定)日	譲渡先
IIF東大阪ロジスティクスセンター (不動産信託受益権)(注1)	5,250百万円	2025年7月30日	準共有持分30% 2025年8月1日 準共有持分35% 2026年6月1日 準共有持分35% 2026年8月3日	非開示(注2)
IIF蒲田R&Dセンター (不動産信託受益権)	10,000百万円	2025年9月17日	2025年10月1日	三菱商事都市開発株式会社

- (注1)2025年8月1日に不動産管理処分信託契約を締結し信託設定をした上で、不動産信託受益権の準共有持分の譲渡を行っています。
- (注2)譲渡先は特別目的会社ですが、譲渡先の名称等の開示について先方からの了承を得られていないため非開示としています。

(2)【投資法人の目的及び基本的性格】

投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主として不動産等資産 (投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。)(以 下「投信法施行規則」といいます。)第105条第1号へに定める不動産等資産をいいます。以下同じです。)に投 資して運用を行います(規約第10条)。

投資法人の特色

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資法人の 資産運用は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)(以下「金商法」といいま す。)上の金融商品取引業者である本資産運用会社にすべて委託してこれを行います。

(注1) 投資法人に関する法的枠組みは、大要、以下のとおりです。

投資法人は、金融商品取引業者等の一定の資格を有する設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、発行可能投資口総口数、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の成立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行して、投資家より出資を受けます。投資口を有する者を投資主といい、投資主は、投資主総会を通じて、 投資法人の意思決定に参画できる他、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株 主の権利と必ずしも同一ではありません。

投資法人にはその機関として、投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人が設置されます。執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表します。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督します。執行役員と監督役員は、役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員の一定の重要な職務の執行に対する承認、計算書類等(金銭の分配に係る計算書を含みます。)の承認等、投資法人の業務の執行に係る重要な意思決定を行います。更に、会計監査人は、投資法人の会計監査を行います。これらの執行役員、監督役員及び会計監査人はいずれも投資主総会において選任されます。投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、後記「(4) 投資法人の機構 投資法人の機構」をご参照下さい。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入れを行うことができるほか、投資主の請求による投資口の払戻しを認めない旨を規約に定めたクローズド・エンド型の投資法人の場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を引き受ける者の募集をすることもできます。

投資法人は、投資口及び投資法人債の発行による手取金並びに借入金を、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い運用します。 なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります(以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。)。本投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「2投資方針 (1)投資方針」及び同「(2)投資対象」をご参照下さい。

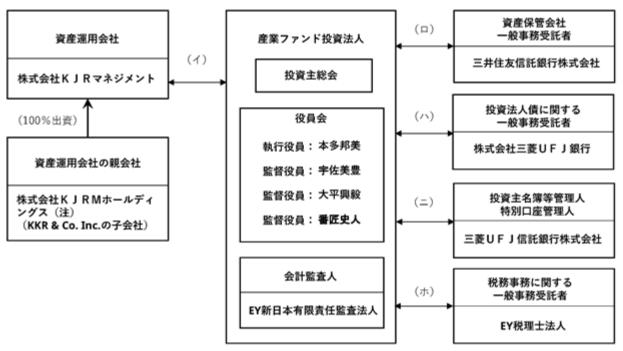
投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針に従って、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配 方針については、後記「2 投資方針 (3) 分配方針」をご参照下さい。

登録投資法人は、投信法上の資産運用会社(内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業を行う金融商品取引業者(投資運用業を行う者に限り、信託会社を除きます。))にその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりません。また、登録投資法人は、信託会社等の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければなりません。更に、投資法人は、一般事務受託者に、投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿に関する事務その他の事務を委託しなければなりません。本投資法人の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者については、後記「(3)投資法人の仕組み」をご参照下さい。

(注2) 本投資法人の投資口は、振替投資口(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)(以下「振替法」といいます。)第226条第1項に定める意味を有します。以下同じです。また、振替投資口である本投資法人の投資口を、以下「本振替投資口」といいます。)です。本振替投資口については、本投資法人は投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります(振替法第226条第1項、第227条第1項)。なお、以下、本投資法人が発行する投資証券を「本投資証券」ということとしますが、同時に本投資証券には、別途明記する場合を除き、本振替投資口を含むものとします。また、本投資法人が発行する投資法人債は、振替投資法人債(振替法第116条に定める意味を有します。以下同じです。また、振替投資法人債である本投資法人の投資法人債を、以下「本振替投資法人債」といいます。)です。なお、以下では、別途明記する場合を除き、本投資法人が発行する投資法人債券(以下「本投資法人債券」といいます。)についての記載は、本振替投資法人債を含むものとします。

(3)【投資法人の仕組み】

本投資法人の仕組図 (本書の日付現在)



<契約の名称>

- (イ) 資産運用委託契約/商標使用許諾契約
- (口) 資産保管委託契約 / 一般事務委託契約
- (八) 財務代理契約
- (二) 投資口事務代行委託契約/特別口座の管理に関する契約
- (ホ) 税務サービスに係る契約
- (注) 株式会社 K J R Mホールディングス (2025年2月1日付で「76株式会社」から商号変更しました。以下同じです。)は、本資産運用会社の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)(以下「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」といいます。)第8条第3項に定める親会社をいいます。以下同じです。)であり、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。)第12条第3項に定める本資産運用会社の特定関係法人に該当します。また、株式会社 K J R Mホールディングスの親会社であるKKR & Co. Inc.、KKR Group Co. Inc.、KKR Group Holdings Corp.、KKR Group Partnership L.P.、KKR Group Assets Holdings III L.P. 及びKKR Group Assets III GP LLCも、本資産運用会社の親会社として本資産運用会社の特定関係法人に該当します。

本投資法人及び本投資法人の関係法人の運営上の役割、名称及び関係業務の内容(本書の日付現在)

運営上の役割	名 称	日が及び関係業務の内容
投資法人	□ 1½ □ 1½ □ 1½ □ □ 1½ □ □ 1½ □ □ 1½ □ □ 1½ □ □ □ 1½ □ □ □ □	規約に基づき、投資主より払い込まれた資金等
12000	産業プテクト投資/公八	を、主として不動産等資産に投資することによ
		り運用を行います。
次立定四人社	サポムサルコロコウジリンル	
資産運用会社	│株式会社KJRマネジメント	2007年3月27日付で本投資法人との間で資産運
		用委託契約を締結しました。
		投信法上の資産運用会社として、同契約に基づ
		き、本投資法人の規約に従い、資産の運用に係
		る業務を行います(投信法第198条第1項)。
		本資産運用会社に委託された業務の内容は、
		(イ)本投資法人の資産運用に係る業務、(口)本
		投資法人が行う資金調達に係る業務、(八)本投
		賞法人への報告業務及び(二)その他本投資法人
		が随時委託する前記(イ)から(八)に関連し又は
		付随する業務です。
		また、本投資法人との間の2015年9月2日付商標
		使用許諾契約に基づき商標「IIF」の使用を本
		投資法人に対して許諾しています。
資産保管会社	三井住友信託銀行株式会社	2007年3月27日付で本投資法人との間で資産保
一般事務受託者		管委託契約及び一般事務委託契約を締結しまし
		 た。
		投信法上の資産保管会社として、資産保管委託
		契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保
		管に係る業務を行います(投信法第208条第1
		項)。
		また、投信法上の一般事務受託者(投信法第
		117条第4号乃至第6号)として、一般事務委託
		契約に基づき、(イ)本投資法人の計算に関する
		事務、(口)本投資法人の会計帳簿の作成に関す
		る事務、(八)本投資法人の機関の運営に関する
		事務、(二)投資主の権利行使に関する請求その
		他投資主からの申出の受付に関する事務等を行
		います。

		有価証券報告書
運営上の役割	名 称	関係業務の内容
投資主名簿等管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社	2008年12月17日付で本投資法人との間で投資口
特別口座管理人		事務代行委託契約及び特別口座の管理に関する
		契約を締結しました。
		投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2
		号、第3号及び第6号。ただし、投資法人債及び
		新投資口予約権に関する事務を除きます。)と
		して、投資口事務代行委託契約及び特別口座の
		管理に関する契約に基づき、(イ)投資主名簿等
		の作成、管理及び備置きその他の投資主名簿等
		に関する事務、(ロ)投資主に対して分配をする
		金銭の支払に関する事務、(ハ)投資主の権利行
		使に関する請求その他投資主からの申出の受付
		に関する事務等を行います。
投資法人債に関する	株式会社三菱UFJ銀行	2016年12月9日付で本投資法人との間で第4回無
一般事務受託者		担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位
		特約付)財務代理契約を、2021年8月27日付で
		本投資法人との間で第5回無担保投資法人債
		(特定投資法人債間限定同順位特約付)(ソー
		シャルボンド)財務代理契約及び第6回無担保
		投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約
		付)(ソーシャルボンド)財務代理契約を、
		2022年9月21日付で本投資法人との間で第7回無
		担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位
		特約付)財務代理契約を、2022年12月9日付で
		本投資法人との間で第8回無担保投資法人債
		(特定投資法人債間限定同順位特約付)財務代
		理契約を、2024年10月10日付で本投資法人との
		間で第9回無担保投資法人債(特定投資法人債
		間限定同順位特約付)(ソーシャルボンド)財
		務代理契約を締結しました。投信法上の一般事 務受託者(投信法第117条第2号、第3号及び第6
		粉支託負(投信法第117赤第2号、第3号及び第6 号。ただし、投資法人債に関する事務に限りま
		す。)として、財務代理契約に基づき、(イ)発
		う。 / こして、 対別に生失いに歩って、 (1 /光 行代理人事務、 (ロ)支払代理人事務、 (ハ)投資
 納税事務に関する	 EY税理士法人	2023年7月5日付で本投資法人との間で納税事務
	- · 1/10/11/14/1	に関する一般事務等委託契約を締結しました。
パデッカメロリ日		投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第6
		号)として納税に関する事務を行います(ただ
		し、税金の支払に関する事務を除きます。)。
┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	 株式会社KJRMホールディ	本資産運用会社の株式をすべて保有していま
運用会社の親会社)	ングス	す 。
特定関係法人(資産		-
運用会社の(間接)	III L.P.	社
親会社)		

運営上の役割	名 称	関係業務の内容
特定関係法人(資産	KKR Group Assets III GP LLC	KKR Group Assets Holdings III L.P. の
運用会社の(間接)		General Partner としてその業務執行を行いま
親会社)		す 。
特定関係法人(資産	KKR Group Partnership L.P.	KKR Group Assets Holdings III L.P.及びKKR
運用会社の(間接)		Group Assets III GP LLCの完全親会社
親会社)		
特定関係法人(資産	KKR Group Holdings Corp.	KKR Group Partnership L.P.の親会社
運用会社の(間接)		
親会社)		
特定関係法人(資産	KKR Group Co. Inc.	KKR Group Holdings Corp.の完全親会社
運用会社の(間接)		
親会社)		
特定関係法人(資産	KKR & Co. Inc.	KKR Group Co. Inc.の完全親会社
運用会社の(間接)		
親会社)		

匿名組合出資の仕組み

本投資法人はその規約に基づき匿名組合出資持分その他の投資ビークルへの投資をすることがあります。本投資法人が匿名組合出資持分に投資する場合、本投資法人の出資金を営業者が不動産等に投資し、本投資法人は匿名組合員として分配金を得ることになります。なお、本投資法人は、本書の日付現在、国内不動産を信託財産とする信託受益権4物件を裏付けとする、HKロジスティクス合同会社を営業者とする匿名組合出資持分(匿名組合出資総額のうちの49.9%)、国内不動産を信託財産とする信託受益権1物件を裏付けとする、合同会社播但を営業者とする匿名組合出資持分(匿名組合出資総額のうちの20.0%)、国内不動産を信託財産とする信託受益権4物件を裏付けとする、SIロジスティクスI合同会社を営業者とする匿名組合出資総額のうちの5.0%)、国内不動産を信託財産とする信託受益権4物件を裏付けとする、SIロジスティクスII合同会社を営業者とする匿名組合出資持分(匿名組合出資総額のうちの5.0%)、国内不動産を信託財産とする信託受益権4物件を裏付けとする、SIロジスティクスII合同会社を営業者とする匿名組合出資持分(匿名組合出資総額のうちの49.95%)及び国内不動産を信託財産とする信託受益権1物件を裏付けとする、鳥栖産業施設合同会社を営業者とする匿名組合出資持分(匿名組合出資総額のうちの8.7%)を保有しています。

(4)【投資法人の機構】

投資法人の機構

(イ) 投資法人の統治に関する事項

本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上(ただし、執行役員の員数に1を加えた数以上とします。)とされています(規約第42条)。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督 役員3名、役員会及び会計監査人により構成されています。

a. 投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います(規約第40条第1項)が、規約の変更(投信法第140条)等投信法第93条の2第2項各号に定める決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議(特別決議)を経なければなりません(投信法第93条の2第2項、規約第40条第2項)。ただし、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなされます(投信法第93条第1項、規約第41条第1項)。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています(規約第3章「資産運用」)。かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記のとおり投資主総会の特別決議による規約の変更が必要となります。

本投資法人の投資主総会は、原則として2年に1回以上開催されます(規約第33条第1項)。なお、本投資法人の投資主総会は、2018年10月5日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の10月5日及び同日以後遅滞なく招集されます。また、必要あるときは随時招集されます(規約第33条第2項)。

本投資法人は、本資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります(投信法第205条)。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも、原則として投資主総会の決議が必要です(投信法第206条第1項)。

b. 執行役員、監督役員及び役員会

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有しています(投信法第109条第1項、第5項、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)第349条第4項)。ただし、本資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管委託契約の締結又は契約内容の変更、その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません(投信法第109条第2項)。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています(投信法第111条第1項)。また、役員会は、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する(投信法第109条第2項)ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています(投信法第114条第1項)。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います(投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第46条)。

投信法の規定(投信法第115条第1項、会社法第369条第2項)において、決議について特別の利害関係を有する執行役員及び監督役員は議決に加わることができないと定められています。

執行役員又は監督役員は、その任務を怠ったときは、投資法人に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負いますが(投信法第115条の6第1項)、本投資法人は、投信法の規定(投信法第115条の6第7項)に基づき、規約をもって、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議により前記賠償責任を法令に定める限度において免除することができるとしています(規約第48条)。

c. 会計監査人

本投資法人は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行う(投信法第115条の2第1項)とともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告、その他法令で定める職務を行います(投信法第115条の3第1項等)。

(ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人は、執行役員1名及び監督役員3名により構成される役員会により運営されています。かかる役員会については、役員全員の出席のもと開催できるよう年初において1年間の予定を作成して日程を確保の上、原則として、毎月2回開催します。また、法令遵守状況に係る監視機能を強化するため、原則として毎回顧問法律事務所の出席を求め、法令遵守や内部管理態勢の状況について十分な議論を行います。本書の日付現在、本投資法人の監督役員には、弁護士2名、公認会計士1名が選任されており、各監督役員はそれぞれの専門的見地から、執行役員の職務執行に関する監督機能を果たしています。

(八) 内部管理、監督役員による監督及び会計監査人との相互連携

各監督役員は、役員会において、執行役員及び本資産運用会社から本投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を受け、また、監視機能の実効性を高めるため、外部専門家を活用し監督役員主導による業務監査を実施することにより、執行役員の職務執行に関する監督業務を遂行しています。

また、会計監査人は本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行っていますが、更に財務諸表承認決議の役員会へ出席することにより、監督役員との相互連携を図っています。

(二) 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

本投資法人は、役員会において、本資産運用会社に、運用状況の報告と共に資産運用に関連する各種議案の 説明を求め、同社による資産運用業務の状況を確認します。前記のとおり、かかる役員会には、法令遵守状況 に係る監視機能を強化するため、原則として毎回顧問法律事務所の出席を求め、財務諸表承認決議の役員会に おいては、顧問法律事務所と共に会計監査人の出席を求めており、本資産運用会社等の法令遵守や内部管理態 勢の状況について十分な議論を行います。

更に、半年に一度、定期的に一般事務受託者及び資産保管会社から執行状況、法令遵守や内部管理態勢等について報告させることとしています。

加えて、前記のとおり、監督役員による監視機能の実効性を高めるため、外部専門家を活用し監督役員主導による業務監査を実施することとしています。

投資法人の運用体制

前記のとおり、本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託して行います。

本資産運用会社は、本投資法人及び日本都市ファンド投資法人(以下「各本資産運用会社受託投資法人」と総称します。)の資産の運用を受託しています。なお、日本都市ファンド投資法人は、商業施設、オフィスビル、住宅、ホテル及びこれらの用途の複合施設を投資対象とする投資法人であることから、本書の日付現在、後記「2 投資方針 (1) 投資方針 基本方針 (イ) 投資対象とする資産」に記載の産業用不動産を投資対象とする本投資法人とはその投資対象が異なっています。

本資産運用会社は、本書の日付現在、各本資産運用会社受託投資法人の資産の運用に際して各本資産運用会社受託投資法人間における利益相反が生じることのないように、以下のように運用体制を整備しています。

a. 資産運用部門の分離

本資産運用会社は、本投資法人に係る資産運用業務を統括するインダストリアル本部及び日本都市ファンド投資法人に係る資産運用業務を統括する都市事業本部(以下、個別に又は総称して「本資産運用会社受託投資法人本部」ということがあります。)という2部門を設け、各本資産運用会社受託投資法人の資産運用に係る責任を明確化しています。

b. 運用意思決定に係る独立性の確保

社内体制上、各本資産運用会社受託投資法人に係る資産運用に関する意思決定は、後記「 投資運用の意思決定機構」に記載のとおり、本資産運用会社の代表取締役社長による確認及び資産運用検討委員会の承認がびに場合によってはコンプライアンス委員会の承認が必要となりますが、かかる代表取締役社長の確認、資産運用検討委員会及びコンプライアンス委員会の承認の可否においては、本資産運用会社の各本資産運用会社受託投資法人本部の意思決定として妥当か否かという観点のみから検討され、他の本資産運用会社受託投資法人本部の事情は考慮しないものとしています。

c. 投資情報に係る優先検討権ルール

本資産運用会社は、各本資産運用会社受託投資法人から資産の運用に係る業務を受託しています。また、 本資産運用会社の属するKJRMグループ(株式会社KJRMホールディングス(以下本c.において 「KJRMHD」といいます。)、本資産運用会社及び株式会社KJRMプライベートソリューションズ(以下本 c.において「KPS」といいます。)から構成される企業グループをいい、その一部の会社を個別に又は総 称して「KJRMグループ会社」といいます。以下同じです。)に属するKPSは、本投資法人及び日本都市ファ ンド投資法人以外の不動産ファンド等(投資用のビークルである特別目的会社その他の形態の法人又は組 合、信託受託者等を含みますが、これらに限られません。以下「私募ファンド等」といい、各本資産運用会 社受託投資法人と併せて「各ファンド」と総称します。なお、各本資産運用会社受託投資法人又は不動産 ファンド等を個別に「ファンド」という場合があります。)から投資一任業務・投資助言業務等の業務(以 下、本資産運用会社が各本資産運用会社受託投資法人から受託する資産の運用に係る業務と併せて「AM業 務」と総称します。)を受託する場合がありますが、KJRMグループでは、各KJRMグループ会社においてそれ ぞれ投資情報を入手することがあるため、KJRMグループ会社の業務形態等に照らし、KJRMグループが入手す る不動産等売却情報(KJRMグループ会社が入手した、各ファンドの投資対象となりうる不動産又は不動産を 裏付けとする資産に関する、購入希望者の探索に関する情報であり、かつ、各ファンドでの投資の可否を検 討可能な程度の情報をいいます。以下同じです。)に関して、KJRMグループ会社の各ファンド本部等(本投 資法人の資産運用業務を統括する本資産運用会社のインダストリアル本部 (以下本 c . において「インダス トリアル本部」といいます。)、日本都市ファンド投資法人の資産運用業務を統括する本資産運用会社の都 市事業本部(以下本c.において「都市事業本部」といいます。)及び私募ファンド等に係る投資ー任業 務・投資助言業務等を統括するKPSを個別に又は総称していいます。以下同じです。)のいずれが優先して 検討すべきかを決定するルールを設けており、かかるルールに則った運営を行うこととしています(以下、 KJRMグループ会社が入手した不動産等売却情報を、KJRMグループの投資情報検討会議規程に定めるところに 従い、各ファンド本部等が他の各ファンド本部等に優先して検討できる権利を不動産等売却情報に係る「優 先検討権」といいます。)。

- i. KJRMHDが入手した不動産等売却情報に関する優先検討権
- (i) 商業施設(注1)、オフィスビル(注2)、居住用施設(注3)及びホテル(注4)に係る優先検討権
 - (a) 商業施設、オフィスビル、居住用施設及びホテル(単一施設(注5)に限ります。以下本(i)において同じです。)に関しては、都市事業本部が第一優先検討権(第一順位の優先検討権をいいます。以下本c.において同じです。)を得るものとします。
 - (b) 都市事業本部が当該商業施設、オフィスビル、居住用施設及びホテルを購入しないことを決定した場合、又は優先検討期間内に購入することを決定しない場合は、KPSが第二優先検討権(第一優先検討権に劣後する第二順位の優先検討権をいいます。以下本 c . において同じです。)を得るものとします
 - (注1)「商業施設」とは、不動産を構成する建物が店舗その他の商業を目的とする施設の用途(以下「商業施設用途」といいます。)のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち商業施設用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本c.において同じです。
 - (注2)「オフィスビル」とは、不動産を構成する建物が事務所用途のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち事務所用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本 c . において同じです。
 - (注3)「居住用施設」とは、不動産を構成する建物が住宅用途のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各 用途の床面積のうち住宅用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本c.において同じです。
 - (注4)「ホテル」とは、不動産を構成する建物がホテル又は旅館の用途(以下「ホテル用途」といいます。)のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうちホテル用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本c.において同じです。
 - (注5)「単一施設」とは、単一物件(当該不動産の構造・用法・機能その他の事情を総合的に勘案して単一の不動産を構成すると認められる不動産をいいます。以下本c.において同じです。)のうち、単一の用途により構成される不動産又はこれらを裏付けとする資産をいいます。以下本c.において同じです。「複合施設」とは、単一物件のうち、複数の用途により構成される不動産又はこれらを裏付けとする資産をいいます。以下本c.において同じです。
- (ii) 産業用不動産に係る優先検討権
 - (a) 物流施設(注1)、工場・研究開発施設(注2)及びインフラ施設(注3)(以下、本 c . において、併せて「産業用不動産」といいます。)(単一施設に限ります。以下本(ii)において同じです。)に関しては、インダストリアル本部が第一優先検討権を得るものとします。
 - (b) インダストリアル本部が当該産業用不動産を購入しないことを決定した場合、又は優先検討期間内に 購入することを決定しない場合は、KPSが第二優先検討権を得るものとします。
 - (注1)「物流施設」とは、不動産を構成する建物が輸・配送、保管、備蓄、荷役、梱包、仕分け、流通加工及び情報提供の各機能から構成される企業間物流業務及び販売物流業務に供する諸施設の用途(以下「物流施設用途」といいます。)のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち物流施設用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本 c . において同じです。
 - (注2)「工場・研究開発施設」とは、不動産を構成する建物が研究開発、原材料調達・備蓄、保管、製造・生成、組立・加工、リサイクル等を行うための諸施設の用途(以下「工場・研究開発施設用途」といいます。)のみで構成される単一

有価証券報告書(内国投資証券)

施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち工場・研究開発施設用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本c.において同じです。

- (注3)「インフラ施設」とは、不動産を構成する建物が交通、通信、エネルギー、水道、公共施設等産業活動の基盤として整備される施設の用途(以下「インフラ施設用途」といいます。)のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうちインフラ施設用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本 c . において同じです。
- (iii) その他の用途の単一施設に係る優先検討権

上記(i)及び(ii)のいずれにも該当しない単一施設に関しては、KJMRHDのコンプライアンス/リスク担当マネージングディレクター(以下、本iにおいて単に「コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクター」といいます。)がKJRMグループの投資情報検討会議(注)の構成員にKJMRHDの代表取締役社長及び常勤取締役(以下、本iにおいて単に「代表取締役社長及び常勤取締役」といいます。)を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権(第一優先検討権及び第二優先検討権に劣後する第三順位の優先検討権をいいます。以下本 c . において同じです。)を得るものとします。)。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

- (注) KJRMグループの投資情報検討会議は、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクター、インダストリアル本部長及び都市事業本部長並びにKPSの社長(以下「KPS社長」といいます。)をもって構成される、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターにより必要に応じて招集される会議体です。KJRMグループの投資情報検討会議では、不動産等売却情報に係る以下の事項について審議及び決議を行うものとされています。
 - (1)不動産等売却情報に関し、各ファンド本部等のいずれが優先検討権を有することとなるか及び複数の優先検討権が与えられる場合にはそれらの間の順位の決定(以下、当該決定に基づき優先検討権を与えられた者を「優先検討権者」といいます。)のKJRMグループの投資情報検討会議規程その他の社内規程適合性の検証
 - (2)優先検討権者の優先検討の終了の決定のKJRMグループの投資情報検討会議規程その他の社内規程適合性の検証 (3)その他上記(1)及び(2)に付随又は関連する事項

KJRMグループの投資情報検討会議の開催に当たっては、構成員の全員の出席を要するものとされており、決議は、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターを含む出席構成員の4分の3以上の賛成によるものとされています。なお、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクター(代理出席者を含みます。)は、審議事項について否決権を有するものとされています。以下本 c . において同じです。

- (iv) 複合施設の不動産等売却情報に係る優先検討権
 - (a) 複合施設である商業施設、オフィスビル、居住用施設及びホテルに関しては、都市事業本部が第一優先検討権を得るものとし、都市事業本部が当該複合施設である商業施設、オフィスビル、居住用施設及びホテルを購入しないことを決定した場合、又は優先検討期間内に購入することを決定しない場合は、KPSが第二優先検討権を得るものとします。

上記 の規定にかかわらず、当該複合施設の一部に物流施設、工場・研究開発施設又はインフラ施設としての用途(以下「産業用不動産用途」といいます。)に用いられている部分が含まれている場合、インダストリアル本部が第二優先検討権を得るものとし、KPSが第三優先検討権を得るものとします。ただし、この場合において、床面積を基準に商業施設、オフィスビル、居住用施設又はホテルであると判断すると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

(b) 複合施設である産業用不動産に関しては、インダストリアル本部が第一優先検討権を得るものとし、インダストリアル本部が当該複合施設である産業用不動産を購入しないことを決定した場合、 又は優先検討期間内に購入することを決定しない場合は、KPSが第二優先検討権を得るものとします。

上記 の規定にかかわらず、当該複合施設の一部に商業施設、事務所、住宅又はホテル用途に用いられている部分が含まれている場合、都市事業本部が第二優先検討権を得るものとし、KSPが第三優先検討権を得るものとします。ただし、この場合において、床面積を基準に産業用不動産であると判断すると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。この場

合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

(c) 上記(a)及び(b)のいずれにも該当しない複合施設について、商業施設、事務所、住宅若しくはホテル用途に用いられている部分、又は産業用不動産用途に用いられている部分のいずれか一方が含まれている場合、商業施設、事務所、住宅又はホテル用途が含まれている場合には都市事業本部が第一優先検討権を、インダストリアル本部が第二優先検討権をそれぞれ得るものとし、産業用不動産用途が含まれている場合にはインダストリアル本部が第一優先検討権を、都市事業本部が第二優先検討権をそれぞれ得るものとします(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。

上記(a)及び(b)のいずれにも該当しない複合施設について、商業施設、事務所、住宅又はホテル用途に用いられている部分及び産業用不動産用途に用いられている部分の双方が含まれている場合には、使用する床面積に係る用途を基準に、これらの用途に用いられている部分の中において商業施設、事務所、住宅及びホテル用途に用いられている延床面積の合計の方が大きい場合には、都市事業本部が第一優先検討権を、インダストリアル本部が第二優先検討権をそれぞれ得るものとし、産業用不動産用途に用いられている延床面積の合計の方が大きい場合には、インダストリアル本部が第一優先検討権を、都市事業本部が第二優先検討権をそれぞれ得るものとします(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。本(c) において以下同じです。)。ただし、使用する床面積を基準とすると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

- (d) 複合施設について、商業施設、事務所、住宅若しくはホテル用途に用いられている部分が存在せず、かつ、産業用不動産用途に用いられている部分も存在しない場合には、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。
- (e) 優先検討権を付与された各ファンド本部等は、次順位以降の優先検討権を付与されることとなる他の各ファンド本部等に対して、共同優先検討権(優先検討権を保有する各ファンド本部等がAM業務を統括するファンドによる共同での投資のみを目的とする、同順位の優先検討権をいいます。以下本 c . において同じです。) を付与することができます。
- (v) 複数物件(注)の不動産等売却情報に係る優先検討権
 - (a) 複数物件の不動産等売却情報を検討する際、個別物件ごとの検討が可能な場合には、物件ごとに、上記(i)から(iv)までに定めるところに従って、優先検討権を付与します。
 - (b) 個別物件ごとの検討が不可能な場合(バルクセールにおける一括売却の場合等を含みます。)で、 商業施設、オフィスビル、居住用施設若しくはホテル又は産業用不動産が含まれる場合には、原則 として、以下イから八までに定めるところに従って優先検討権を付与します。なお、いずれの場合 においても、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。
 - イ.複数物件の全部又は一部に商業施設、オフィスビル、居住用施設又はホテルが含まれている場合には、都市事業本部が第一優先検討権を得るものとし、インダストリアル本部が第二優先検討権を得るものとします。
 - 口.複数物件の全部又は一部に産業用不動産が含まれている場合には、インダストリアル本部が第一優先検討権を得るものとし、都市事業本部が第二優先検討権を得るものとします。
 - ハ.複数物件の全部又は一部に商業施設、オフィスビル、居住用施設又はホテル及び産業用不動産のいずれもが含まれている場合には、使用する床面積に係る用途を基準に、商業施設、事務所、住宅及びホテル用途に用いられている延床面積の合計の方が大きい場合には、都市事業本部が第一優先検討権を、インダストリアル本部が第二優先検討権をそれぞれ得るものとし、産業用不動産用途に用いられている延床面積の合計の方が大きい場合には、インダストリアル本部が第一優先検討権を、都市事業本部が第二優先検討権をそれぞれ得るものとします。

上記 の規定にかかわらず、使用する床面積を基準とすると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

個別物件ごとの検討が不可能な場合(バルクセールにおける一括売却の場合等を含みます。)で、商業施設、オフィスビル、居住用施設若しくはホテル又は産業用不動産のいずれも含まれていないものについては、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

優先検討権を付与された各ファンド本部等は、次順位以降の優先検討権を付与されることとなる他 の各ファンド本部等に対して、共同優先検討権を付与することができます。

- (注)「複数物件」とは、単一物件の集合をいい、単一施設の集合の場合、複合施設の集合の場合、又は、単一施設及 び複合施設の集合の場合のいずれもが含まれます。以下本c.において同じです。
- (vi) 底地(借地権が設定された土地をいいます。以下同じです。)に係る優先検討権

底地に関しては、当該底地に建築され、かつ、当該底地に係る借地権を利用する施設の用途を基準に、上記(i)から(iv)までに定めるところに従って、優先検討権を付与します。

当該底地に建築され、かつ、当該底地に係る借地権を利用する施設が複数存在する場合には、上記(v) に準ずる方法により、優先検討権を付与します。

(vii) 開発用地(借地権が設定されていない土地をいいます。以下本c.において同じです。)に係る優先 検討権

開発用地に関しては、当該開発用地に係る不動産等売却情報を最初に入手した各ファンド本部等(不動産等売却情報を最初に入手したのが各ファンド本部等でない場合、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターが指定した各ファンド本部等)が当該開発用地に最も適切であると思われる施設の計画(以下「開発計画」といいます。)を立案し、当該開発計画において当該開発用地に建築される施設(以下「計画施設」といいます。)の用途を基準に、上記(i)から(iv)までに定めるところに従って、優先検討権を付与します。

開発用地に係る計画施設が複数存在する場合には、上記(v)に準ずる方法により、優先検討権を付与します。

上記 及び の規定にかかわらず、当該開発用地の形状・区画・土壌・地質等並びに当該開発用地の周辺の土地利用状況及び経済状況その他当該開発用地に関連する事情に照らし、上記 において立案された開発計画が当該開発用地に適していることが客観的に明らかであるといえない場合、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、開発計画を決定します。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

(viii) 取得候補者が指定されている場合に係る優先検討権

上記(i)から(vii)までの規定にかかわらず、以下の条件に該当する不動産等売却情報については、指定された取得候補者に係る各ファンド本部等に第一優先検討権を付与し、インダストリアル本部に第一優先検討権を付与した場合においては都市事業本部に、都市事業本部に第一優先検討権を付与した場合においてはインダストリアル本部に、それぞれ第二優先検討権を付与することとします(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。

物件の売主(当該売主がファンドである場合、その投資家及び関係者を含みます。)又は仲介会社 (当該売主企業を紹介した証券会社や銀行を含みます。)により物件の取得候補者を指定されている 不動産等売却情報

覚書等に基づきウェアハウジングされており、物件の取得候補者を指定されている不動産等売却情報 契約上の優先交渉権又は将来の取得検討機会が付されており、物件の取得候補者を指定されている不 動産等売却情報

(ix) 優先検討権者の決定手順

個別物件の優先検討権者の決定については、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターが当該情報に係る要素を確認し、決定します。

コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、優先検討権者を決定した場合、速やかに 当該情報及び当該情報に係る優先検討権者その他関連する事項を、KJRMグループの投資情報検討会議 に報告します。

KJRMグループの投資情報検討会議の構成員は、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターの決定がKJRMグループの投資情報検討会議規程その他の社内規程に反していると認めた場合、異議を述べることができます。かかる異議が述べられた場合、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催します。なお、この場合において、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとし、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクター(代理出席者を含みます。)は、当該会議において議決権及び否決権を有しないものとします。

上記 の会議の結果、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターの決定について修正することが承認された場合、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、これに従い、 改めて優先検討権者を決定します。

(x) 優先検討権の概要

優先検討権に基づく不動産等売却情報の優先検討期間は、原則として、優先検討権付与の日から10営業日とします。ただし、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、不動産等売却情報の性質に照らし、適切と判断される場合には、優先検討権者の決定に際し、当該期限を伸長又は短縮することができます。

優先検討権者が決定した後、優先検討権者となった各ファンド本部等を統括するインダストリアル本部長若しくは都市事業本部長又はKPS社長は、KJRMグループの投資情報検討会議において、優先検討期間終了時までに、取得検討を継続するか否かを意思表明しなければならないものとします。

優先検討権者となった各ファンド本部等を統括するインダストリアル本部長若しくは都市事業本部長 又はKPS社長は、取得検討を継続するか否かを意思表明するに当たっては、その合理的な理由を明らか にしなければならないものとします。

KJRMグループの投資情報検討会議において取得検討を継続する旨の意思表明が各ファンド本部等を統括するインダストリアル本部長、都市事業本部長若しくはKPS社長からなされ又は事務局から報告された場合には、原則として、当該取得検討が終了するまでの間、優先検討期間が当然に延長されます。ただし、KJRMグループの投資情報検討会議における審議の結果、合理的な理由が存在しないと判断された場合には、優先検討期間は延長されないものとします。

KJRMグループの投資情報検討会議に取得検討を継続しない旨の意思表明がなされた場合又は優先検討期間終了時までに何らの意思表明もなされなかった場合には、当該優先検討権者の優先検討権は失効し、当該不動産等売却情報に係る優先検討権は、次順位の優先検討権者に移転するものとします。この場合において、次順位の優先検討権に基づく不動産等売却情報の優先検討期間は、上記 に定めるところによるものとします。

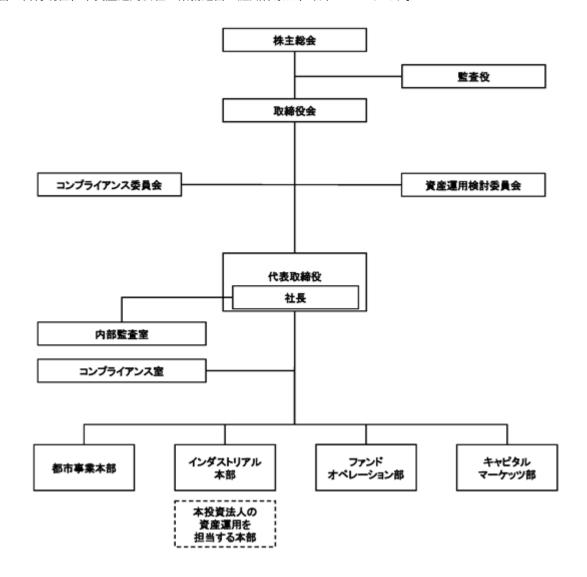
EDINET提出書類 産業ファンド投資法人(E14705) 有価証券報告書(内国投資証券)

優先検討権者となった各ファンド本部等を統括するインダストリアル本部長若しくは都市事業本部長又はKPS社長は、KJRMグループの投資情報検討会議において一旦不動産等売却情報の取得検討を継続する旨の意思表明をした場合においても、その後、当該不動産等売却情報の取得検討を継続しないことを決定した場合には、次順位の優先検討権者がいることに鑑み、速やかにKJRMグループの投資情報検討会議に取得検討を継続しない旨の意思表明をしなければならないものとします。

- ii. 本資産運用会社又はKPSが入手した不動産等売却情報に関する優先検討権
- (i) 本資産運用会社又はKPSが、KJRMHDを経ずに独自に入手した不動産等売却情報に関しては、上記i.の規定は適用しないものとします。
- (ii) 上記(i)に規定する本資産運用会社が独自に入手した不動産等売却情報については、インダストリアル本部又は都市事業本部が優先検討権を有するものとし、インダストリアル本部及び都市事業本部のいずれが優先されるかについては、上記i.を準用して(ただし、KPSに対する優先検討権の部分は適用されないものとします。)、本資産運用会社のコンプライアンス室長、インダストリアル本部長及び都市事業本部長をもって構成する本資産運用会社の投資情報検討会議において決定します。上記i.を準用すると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、本資産運用会社のコンプライアンス室長は、本資産運用会社の投資情報検討会議の構成員に本資産運用会社の代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定するものとします。なお、当該不動産等売却情報のうち、インダストリアル本部及び都市事業本部のいずれもが検討しない案件について、KPSに紹介することを妨げないものとし、かかる紹介した情報については下記(iii)を準用するものとします。
- (iii)上記(i)に規定するKPSが独自に入手した不動産等売却情報については、KPSが優先検討権を有するものとします。なお、当該不動産等売却情報のうち、KPSが検討しない案件について、本資産運用会社に紹介することを妨げないものとし、かかる紹介した情報については上記(ii)を準用するものとします。

(イ) 経営体制

本書の日付現在、本資産運用会社の業務運営の組織体系は、以下のとおりです。



(口) 業務分掌体制

本書の日付現在、本資産運用会社におけるインダストリアル本部、ファンドオペレーション部、キャピタルマーケッツ部、コンプライアンス室及び内部監査室の業務分掌体制は、以下のとおりです。

組織	業務の概略
インダストリアル本部	
不動産投資・運用関連	i. 投資戦略の立案に関する事項
業務	ii. 投資基準の起案及び管理に関する事項
	iii. 投資対象資産の評価、選定に関する事項
	iv. 投資対象資産の取得に係る契約諸条件の判断に関する事項
	v. 運用対象資産の処分に係る判断に関する事項
	vi. 運用対象資産の運用管理計画策定に関する事項
	vii. 運用対象資産の物件管理・維持・修繕等に関する事項(運用の一環として行う
	建て替え・大規模修繕等を含みます。)
	viii. 運用対象資産のテナント・賃貸借契約条件等に関する事項
	ix. 運用対象資産のプロパティ・マネジメント会社の選定に関する事項
	x. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項
	xi. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項
	xii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備
	xiii. 上記各事項に関連したその他の事項
投資法人管理業務	i. 本投資法人の予算、収益予想、実績管理及び差異分析に関する事項
	│ │ii. 本投資法人の財務戦略策定、資金管理・調達に関する事項
	│ │iii. 本投資法人の新投資口発行に伴う有価証券届出書及び目論見書等の作成取りま
	とめ、提出
	iv. 本投資法人の重要書類の作成・管理に関する事項(一般事務委託契約、資産保
	管委託契約、投資口事務代行委託契約、資産運用委託契約、規約、資産管理計
	画書等を含みます。)
	v. 本投資法人の機関運営に関する一般事務委託会社との窓口
	vi. 信託銀行などの本投資法人の外部業務委託会社との窓口(上記v.及び投資口事
	務代行業務委託会社を除きます。)
	vii. 本投資法人の公告に関する事項
	viii. 本投資法人のポートフォリオ管理に関する事項
	ix. 投資対象資産及び運用対象資産におけるエンジニアリングに関する事項
	x. 不動産市場、産業及び経済・金融事情に関する各種データの分析に関する事項
	xi. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項
	xii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項
	xiii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備
	xiv. 上記各事項に関連したその他の事項
投資関連業務	i. 投資戦略の立案に係わる分析、調査に関する事項
	ii. 投資基準の起案及び管理に係わる分析、調査に関する事項
	iii. 投資対象資産の発掘に関する事項
	iv. 投資対象資産に係る情報の管理及び配分に関する事項
	v. 投資対象資産の評価、選定に係わる分析、調査に関する事項
	vi. 投資対象資産の取得に関する交渉、取り纏め、文書化等の実行(ストラクチャ
	リングを含みます。)に関する事項
	vii. 運用対象資産の処分時における対外交渉に関する事項
	viii. 不動産売買市場情報と営業情報(機密情報を含みます。)の作成・保管に関す
	る事項
	ix. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項
	x. 上記各事項に関する主務官庁にかかる事項
	xi. 上記各事項に関する規程・規則の作成・整備
	xii. 上記各事項に関連したその他の事項
	<u> </u>

	組織	組織業務の概略				
77	 ンドオペレーション部	<u> </u>	**************************************			
	業務管理関連業務	i.	本投資法人の経理・決算・税務に関する事項			
	未伤各坯浏送未伤 	'. _{ii} .	本投資法人の予算、収益予想、実績管理及び差異分析に関する計数管理			
		iii. .	不動産投資、運用及び本投資法人の管理に関する事務			
		iv.	本投資法人の会計監査に関する窓口			
		V.	経理規程及び経理に関する手続の策定・管理に関する事項			
		vi.	本投資法人の支払い指図に関する事項			
		vii.	本投資法人の資産運用報告、有価証券報告書等の継続開示書類の作成取りまと			
			め及び提出に関する事項			
		VIII.	一般社団法人投資信託協会(以下「投信協会」といいます。)(月次財務報			
		١.	告)に対する窓口			
		ix.	その他関係官庁、団体への情報開示に関する事項			
		X.	上記各事項におけるリスク管理に関する事項			
		xi.	上記各事項に関する主務官庁に係る事項			
		xii.	上記各事項に関する規程等の作成・整備			
		xiii.	上記各事項に関連したその他の事項			
キャ	ピタルマーケッツ部					
	キャピタルマーケッツ	i.	本投資法人の財務方針の策定			
	関連業務 	lii.	本投資法人の資金調達手法に関する企画・提案			
		iii.	本投資法人の取引金融機関との窓口			
		iv.	格付け機関等に対する業績説明			
		v.	上記各事項におけるリスク管理に関する事項			
		vi.	上記各事項に関する主務官庁に係る事項			
		vii.	上記各事項に関する規程等の作成・整備			
		viii.	上記各事項に関連したその他の事項			
	投資法人IR業務	i.	本投資法人の投資主との関係維持 / 強化に関する事項			
		ii.	アナリストを含む本投資法人の投資家からの照会に対する対応に関する事項			
		iii.	本投資法人の決算説明会・個別IRミーティングでの決算報告に関する業務支援			
		iv.	東京証券取引所及び米国Securities & Exchange Commission等の開示規定で定			
			められた投資法人の報告・プレスリリースに関する事項			
		v.	本投資法人のホームページ等での情報開示に関する事項			
		vi.	本投資法人の投資口事務代行委託会社との窓口			
		vii.	本投資法人の投資主への書類縦覧に関する事項			
		viii.	株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)への必要書			
			類の作成、提出に関する事項			
		ix.	上記各事項におけるリスク管理に関する事項			
		x.	上記各事項に関する主務官庁に係る事項			
		xi.	上記各事項に関する規程等の作成・整備			
		xii.	上記各事項に関連したその他の事項			

	組織	業務の概略
コンプライアンス室		
コンプ	プライアンス管理	i. 法令等諸規則及び社内規則の遵守状況の検証・提案、その変更、並びに新規則
関連業	務	施行状況の点検に関する事項
		ii. 法令等諸規則の制定・変更に関する情報の蓄積、役職員への周知に関する事項
		iii. 内部者取引の管理等に関する事項
		iv. 個人情報管理に関する事項
		v. 重要契約書の文書審査
		vi. 広告宣伝等及び文書審査に関する規則に定める文書審査
		vii. 企業倫理、従業員の行動規範等の遵守状況の検証・提案に関する事項
		viii. 役職員へのコンプライアンス教育に関する事項
		ix. コンプライアンス規程に関する事項
		x. コンプライアンス委員会に関する事項
		xi. コンプライアンス・プログラムの策定・遂行に関する事項
		xii. 反社会的勢力対応に関する事項(反社会的勢力との関係を遮断するための対応
		の統括及び反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢の構築
		を含みます。)
		xiii. 苦情・紛争処理に関する事項
		xiv. 従業員等からの問合せ、通報等への対応
		xv. コンプライアンス違反案件の内容確認・調査と対応指導
		xvi. 社内規程等の体系の検証・提案
		xvii. 金融庁、国土交通省及び投信協会に係る会員調査部門及び各種届出等に対する
		窓口
		xviii. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項
		xix. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項
		xx. 上記各事項に関する規程等の作成・整備
		xxi. 上記各事項に関連したその他の事項
リスク	管理関連業務	i. 本資産運用会社のリスク管理に関する事項
		ii. 取引先管理に関する事項
		iii. 投資対象資産の評価、分析等に対する妥当性の検証に関する事項
		iv. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項
		v. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項
		vi. 上記各事項に関する規程等の作成・整備
		vii. 上記各事項に関連したその他の事項
内部監査室		i. 各本部・部・室・各委員会の組織運営・業務遂行の状況、会計処理の状況、及
		び法令諸規則等の遵守状況の監査の実施に関する事項
		ii. 内部監査の方針・監査計画の立案及び監査結果の報告に関する事項
		iii. 特に定める事項の監査に関する事項
		iv. 金商法上の内部統制 (J-SOX) に関する事項 (主要株主への報告を含みます。)
		v. 主要株主による業務監査の窓口
		vi. 従業員等からの問合せ、通報等への対応
		vii. 内部統制の有効性評価に関する事項
		viii. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項
		ix. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項
		x. 上記各事項に関する規程等の作成・整備
		xi. 上記各事項に関連したその他の事項

(八) 委員会の概要

本資産運用会社は、本書の日付現在、資産運用検討委員会及びコンプライアンス委員会の2つの委員会を有していますが、投資法人毎には委員会を設置しておらず、各委員会は、本投資法人に関する事項だけではなく、日本都市ファンド投資法人に関する事項についても審議します。ただし、意思決定の独立性を担保する観点から、各委員会の参加者にはそれぞれ以下のとおり制限を設けています。すなわち、資産運用検討委員会においては、決議について特別の利害関係を有する委員は議決に加わることができません。また、コンプライアンス委員会においては、委員長は利害関係のある役職員の同委員会への参加可否を決することができます。

本投資法人の運用体制に関する各委員会(資産運用検討委員会及びコンプライアンス委員会)の概要は、以下のとおりです。

a. 資産運用検討委員会

資産運用検討委員会は、原則としてインダストリアル本部長の申立てに応じて開催し、本投資法人の投資方針・基準、運用管理方針・基準、予決算及び資金調達に係る議案について、また、資産の取得・処分・運用管理に関する議案について、ポートフォリオ全体の総合的なリスク及び投資効果等を審議し、社内規程・法令・規則を遵守していることを確認した上で、意思決定を行うことを目的とします。

委員

社長を委員長とし、常勤取締役、投資法人の資産運用を担当する本部を管掌する執行役員、コンプライアンス室長及び外部の不動産鑑定士、その他委員長が指名した者を委員とします。ただし、決議について特別の利害関係を有する委員は議決に加わることができないものとします。また、社長が事故その他の理由により出席することができないときには、あらかじめ委員会の決議によって定められた順序に従って他の委員が委員長の任に当たるものとします。執行役員は、自らが事故その他の理由により出席できないときは、その所属する本部・室の部室長を自らの代理人として指名し委員会に出席させることができます。また、コンプライアンス室長は、自らが事故その他の理由により出席することができます。また、コンプライアンス室長は、自らが事故その他の理由により出席することができます。また、コンプライアンス室長は、自らが事故その他の理由により出席することができます。また、コンプライアンス室長は、自らが事故その他の理由により出席することができます。また、コンプライアンス室長は、自らが事故その他の理由により出席することができます。監査役は、委員会に出席し意見を述べることができます。委員長は、必要に応じて、社内外の有識者・専門家をオブザーバーとして委員会に招聘することができます。

審議事項

- i. 投資方針、分配方針、運用管理方針、予決算関連
 - (i) 投資方針、投資基準に関する事項
 - (ii) 分配方針に関する事項(出資の払戻し、内部留保、内部留保の取崩しなど)
 - (iii) 運用管理方針、運用管理基準に関する事項
 - (iv) 投資法人の予決算に関する事項
 - ・大規模修繕と資本的支出の予算は、工事ごとに機能維持工事(設備機器類の更新、経年劣化対応等、修繕を主な内容とする工事をいいます。以下同じです。)と機能向上工事(初期性能や初期機能の向上に資する工事をいいます。以下同じです。)を分別して集計し、工事費総額1億円以上のものは列記の上、承認を得ます。
 - (v) 投資法人の運用目標と進捗に関する事項(資産の取得・処分計画、増資・投資法 人債その他債券の発行・短中期借入を含む資金調達計画など)
 - (vi) IR計画の概要(方針、戦略など)
- ii. 資金調達関連
 - (i) 投資法人の借入の実施
 - (ii) 投資法人の借入に係る繰上げ返済
 - (iii) 投資法人の借入枠の設定
 - (iv) 投資法人債その他債券の発行に関する提案、期限前償還に関する提案
 - (v) 投資法人の増資に関する提案(投資口等の募集取扱事務委託先の選定、ロック アップ条項等を含みます。)
 - (vi) 投資法人の資金調達に係るデリバティブ取引の実施
 - (vii) その他、投資法人の財務に重要な影響を与えると判断される事項

審議事項

- iii. 資産の取得・処分関連
 - (i) 資産の取得・処分に係る収益性及びリスクの評価
 - ・ポートフォリオ全体に与える影響
 - ・インベストメント・クライテリアに基づく評価
 - ・デュー・ディリジェンスの結果に基づく評価
 - ・鑑定に基づく評価
 - ・利益相反がないことの確認
 - ・売買契約における特殊な特約条項

iv. 資産の運用管理関連

- (i) 起用先プロパティ・マネジメント会社の包括選定(包括リスト承認)
- (ii) (i)にて承認済の包括リスト以外からのプロパティ・マネジメント会社の選定
- (iii) 資産の運用管理におけるリスク(投資法人による取引先への与信供与を含みます。)(ただし、当期の分配金予想額に与える影響が1%未満かつ営業収益に与える影響額が1億円未満と予想される場合には、報告事項とすることができます。)
- (iv) 既取得の個別の資産の運用の一環として隣接する又は密接に関連し、かつ既取得の個別の資産の価値増大につながる資産を取得し、又は、既に取得している資産の一部を処分すること(取得対象資産又は処分対象資産が5,000万円以上の場合に限ります。)
- (v) 個別の資産において総額1億円以上の大規模修繕や資本的支出、又はテナントのために行い、かつ当該テナントの年間賃料収入を超える資本的支出(ただし、予算内の機能維持工事及び原状回復工事を除くものとし、後記(viii)に該当するものはかかる定めに従います。)
- (vi) 個別の資産において総額1,000万円以上のテナントコンセッション(本来はテナント実施工事とされるものをオーナー側で負担するものをいいます。)に係る修繕/資本的支出
- (vii) 主要テナント(個別の資産において総収入ベースで(直近の決算数値、又は実績がない場合には予想数値に基づき)30%以上の割合を有するテナント又は年間賃料収入が1億円以上のテナントをいいます。)との新規契約の締結及び契約条件の変更(ただし、委員長が重要性がないと判断する場合を除きます。又は、当期の分配金予想額に与える影響が1%未満かつ営業収益に与える影響額が1億円未満と予想される場合には、報告事項とすることができます。)
- (viii)個別の資産における改修・新築・増築プロジェクトのうち、以下のいずれかに該当するもの
 - ・総額1億円以上の工事が発生するもの
 - ・建物面積の2分の1以上又は総収入ベースで30%以上のテナント入替・業態変更・模様替え(建物の仕上、造作などの更新により用途や機能の変更、改善を図るものをいいます。)(ただし、委員長が重要性がないと判断する場合を除きます。)
 - ・その他機能向上工事を伴うもの (ただし、委員長が重要性がないと判断する場合を除きます。)
 - ・その他、コンプライアンス室長が必要と判断するもの
- (ix) テナント延滞債権に係る償却
- (x) 保険の付保範囲の決定、又は変更
- (xi) 2億円超の重要な保険金請求・受取の合意・解決
- (xii) その他、資産の運用管理に重要な影響を与えると判断される事項

v. その他

- (i) 投資法人の合併・解散に関する事項
- (ii) 投資法人資産運用委託契約に関する事項
- (iii) 調停・訴訟の開始・解決に関する事項(ただし、軽微なものを除きます。)
- (iv) 会計監査人の選定
- (v) その他上記の付議事項に該当しないもので、取締役会に付議する事項 (ただし、 投資法人の規約に含まれる条項の決定、役員の任命、それらの変更を除きま す。)
- (vi) 委員長が必要と判断する事項

審議方法等

資産運用検討委員会では、上程された議案につき、ポートフォリオ全体の総合的なリスク 及び投資効果等を審議し、社内規程・法令・規則を遵守していることを確認した上で、意 思決定を行います。

委員会へ申立てした議案につき、委員長が再度付議すべきと判断したときは、申立者は、 再審議の申立てを行います。

決議は、議決に加わることができる委員長及び各委員の過半数が出席し(電話会議又はテレビ会議システムを用いた方法による出席を可とします。)、申立者を除く出席者の3分の2以上でこれを行います。ただし、決議のためには、委員長及び外部の不動産鑑定士の出席を必要とします(外部の不動産鑑定士については、決算及び資金調達に係る審議事項を除くことができます。)。なお、コンプライアンス室長は、議案が社内規程、法令、規則等に適合していないと判断する場合には単独で議案を否決する権限(以下「否決権」といいます。)を有します。

なお、委員長は、事務局を通じ、委員会を書面の持ち回り又はメールにより開催することができますが、この場合における決議は、申立者を除く議決権を有する委員の3分の2以上でこれを行います。ただし、決議のためには、委員長及び外部の不動産鑑定士の議決権の行使を必要とします(外部の不動産鑑定士については、決算及び資金調達に係る審議事項を除きます。)。なお、この場合においても、コンプライアンス室長は否決権を有します。

上記のいずれの方法の決議においても、決議について特別の利害関係を有する委員は議決 に加わることができません。

b. コンプライアンス委員会

ます。

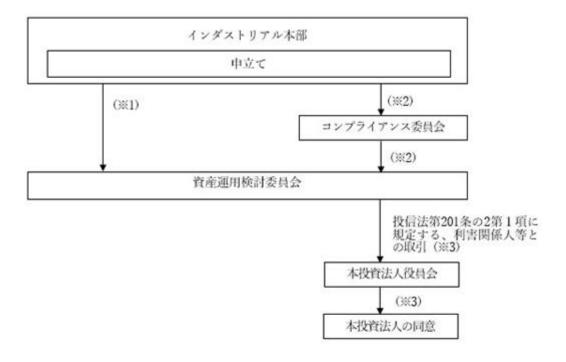
コンプライアンス委員会は、社内のコンプライアンス及びコンプライアンス体制に関する事項等の決議及 び報告を行う機関であるとともに、利害関係者取引の承認に関する審議・決議を行うことを目的とします。

ひ取古を仃つ機	関であるとともに、利害関係者取引の承認に関する番譲・決議を行つことを目的とします。					
委員	コンプライアンス室長を委員長とし、社長、インダストリアル本部長、都市事業本部長、					
	外部専門家(以下、本「b. コンプライアンス委員会」において「外部委員」といいま					
	す。)及びその他委員長が指名した者を委員とします。なお、委員長は利害関係のある役					
	│職員のコンプライアンス委員会への参加可否を決することができます。コンプライアンス│					
	室長が事故その他の理由により出席することができない場合又は代理人が出席する場合に					
	は、社長が委員長の任に当たります。また、コンプライアンス室長及び社長のいずれもが					
	事故その他の理由により出席することができない場合又はいずれも代理人が出席する場合					
	には、あらかじめ委員会の決議によって定められた順序に従って他の委員が委員長の任に					
	当たります。各委員は、自らが事故その他の理由により出席することができないときは、					
	自らの代理人を指名し出席させることができます。					
	なお、委員長は、必要に応じて、社内外の有識者・専門家をオブザーバーとして招聘する					
	ことができます。更に、監査役及び内部監査室長は、委員会に出席し意見を述べることが					
	できます。					
審議事項	i. 投資法人の委託を受けて行う資産の運用に係る業務のうち、利害関係者と本投資法					
	人との間の取引(ただし、後記「 投資運用の意思決定機構」において定義する軽					
	微取引を除きます。)に関する事項					
	ii. 役職員の重大なコンプライアンス違反の処理に関する事項					
	iii. 訴訟(訴訟になり得る重大な事案を含みます。)の対応・処理に関する事項(ただ					
	し、軽微なものを除きます。)					
	iv. 苦情等のうち、本資産運用会社に対する重大な苦情等の処理・取扱方針に関する事					
	項					
	│ v. コンプライアンス上、不適切な行為(疑義がある行為を含みます。)の処理に関す │					
	る事項					
	vi. 本資産運用会社のコンプライアンスに係る基本方針					
	│ vii. コンプライアンス・プログラムの策定、改定に関する事項					
	│viii.本資産運用会社内のコンプライアンス及びコンプライアンス体制に関する事項					
	ix. その他、社長又はコンプライアンス室長が必要と判断する事項					
審議方法等	決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の3分の2以上でこれを行います。ただし、					
	コンプライアンス室長(コンプライアンス室長が、自らが事故その他の理由により出席す					
	ることができないときに指名し出席させた代理人を含みます。以下同じです。)及び外部					
	委員は、それぞれ否決権を有します。なお、議長は、コンプライアンス委員会を書面の持					

ち回り(電磁的方法による持ち回りを含みます。)又はメールにより開催することができ

投資運用の意思決定機構

資産の取得・処分・運用管理についての決定に際しては、資産運用検討委員会規程に従い、資産運用検討委員会の承認を得るものとします。同様に、本投資法人の投資方針・基準、運用管理方針・基準、予決算及び資金調達についての決定に際しても、資産運用検討委員会の承認を得るものとします。なお、本資産運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者(以下、本において「利害関係者」といいます。)との間の取引(後記「第二部投資法人の詳細情報第3管理及び運営2利害関係人との取引制限(2)本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。)に該当する場合、資産運用検討委員会による意思決定に先立ち、コンプライアンス委員会における決議を要するものとします(ただし、利害関係者取引規程に定める一定の軽微要件を充足する取引(以下「軽微取引」といいます。)を除きます。)。更に、本投資法人が、投信法第201条第1項に定める本資産運用会社の利害関係人等との間で有価証券(後記「2投資方針(2)投資対象投資対象とする資産の種類(イ)f.」において定義されます。以下同じです。)又は不動産の取得、譲渡又は貸借に係る取引を行う場合には、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則に定める一定の場合を除き、コンプライアンス委員会による決議及び資産運用検討委員会による決議の後、当該取引の実施までに、あらかじめ、本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得なければならないものとします。



(注) 議案ごとに承認、否決又は差戻しがなされます。

- 1...本投資法人の投資方針・基準、運用管理方針・基準、予決算、資金調達、資産の取得・処分及び資産の運用管理に係る事項等については、資産運用検討委員会規程に従い、資産運用検討委員会における承認を得ます。
- 2…利害関係者との取引に関する事項については、上記 1に定める手続に加え、利害関係者取引規程及びコンプライアンス委員会規程に 従い、コンプライアンス委員会における承認を得ます。ただし、軽微取引に該当する場合、コンプライアンス委員会における承認は 不要となり、代表取締役(代表取締役が利害関係を有する場合には、コンプライアンス室長)の承認を得ます。
- 3...投信法第201条の2第1項に規定する利害関係人等との取引に関する事項については、本投資法人の役員会における承認及びそれに基づ く本投資法人の同意を得ます。ただし、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則に定める取引に該当する場合、本投資法人の役員会における承認及びそれに基づく本投資法人の同意は不要となります。

- i. 本投資法人の投資方針・基準、運用管理方針・基準、予決算、資金調達及び資産の取得・処分・運用管理 に係る事項については、インダストリアル本部長が資産運用検討委員会へ申立てを行います。申立者は、 事務局宛に資産運用検討委員会の招集を依頼し、議題及び関係資料を作成します。
- ii. 資産運用検討委員会の招集依頼を受けた事務局は、同委員会の開催日時、方法及び上程事項を通知し、委員を招集します。
- iii. 申立者は、資産運用検討委員会の開催に先立ち、価格検証に関する資料を添付した申立書類を事務局に提出します。コンプライアンス室は、申立書類及び同申立書類の根拠となった資料の現物等を確認し、申立者に対して法令等遵守に係る質疑等(取得経緯・案件スキームを含みます。)を行ったうえで、委員長及び各委員に対して、意見の根拠、理由、背景等を明記した意見書を提出します。
- iv. 資産運用検討委員会では、上程された議案につき、ポートフォリオ全体の総合的なリスク及び投資効果等を審議し、委員による決議により意思決定を行います。決議は、議決に加わることができる委員長及び各委員の過半数が出席し、申立者を除く出席者の3分の2以上でこれを行うものとし、決議について特別の利害関係を有する委員は議決に加わることができないものとします。ただし、決議のためには、委員長及び外部の不動産鑑定士の出席を必要とします(外部の不動産鑑定士については、決算及び資金調達に係る審議事項を除くことができます。)。なお、コンプライアンス室長は、議案が社内規程、法令、規則等に適合していないと判断する場合には、否決権を有します。また、軽微取引を除き、利害関係者との間の取引に関する事項については、資産運用検討委員会における承認に加え、コンプライアンス委員会における承認を得る必要があり、かかる承認は原則として資産運用検討委員会の開催に先立ちなされる必要があります。なお、下記vi.及びvii.に定める一次伺又は方針伺が行われる場合、コンプライアンス委員会による決議を行いますが、かかる決議は原則として、これらの事項の資産運用検討委員会への申立てに先立ちなされる必要があります。
- v. 本投資法人が、本資産運用会社の利害関係人等(投信法第201条第1項に定める者をいいます。)との間で 有価証券又は不動産の取得、譲渡又は貸借に係る取引を行う場合には、投資法人の資産に及ぼす影響が軽 微なものとして投信法施行規則に定める一定の場合を除き、当該取引の実施までに、あらかじめ、本投資 法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得なければならないものとします。
- vi. 資産の取得及び処分に関する事項については、申立者は一次伺と二次伺を申し立てます。申立者は、案件を実行する上で対処すべき項目(以下「要対処項目」といいます。)を明らかにし、案件の推進につき、一次伺として申立てを行うものとします。なお、一次伺を行う案件は基本的に売主等より優先交渉権を取得したものとします。案件の実行前に商慣習上の道義的義務を伴う手続を行う場合、案件の精査を行った結果、上記の要対処項目への対処が可能であることが明らかとなり、かつ、新たな対処項目が発見されなかったときは、一次伺として再申立てを行い、資産運用検討委員会の承認を得るものとします。また、申立者は、案件の精査を行った結果、要対処項目への対処が可能であることが明らかとなり、かつ、新たな対処項目が発見されなかったときは、案件の実行につき、二次伺として申立てを行うものとし、資産運用検討委員会の承認を得た場合には、法的義務を伴う手続を行うことができるものとします。
- vii. 投資法人への影響が大きい事項については、申立者は、関係者間で大枠の合意が形成されつつあり、資産 運用検討委員会の意思を案件の今後の推進・検討に反映できる段階で、あらかじめ方針伺として申立てを 行うものとします。申立者は、かかる方針伺として承認された事項の実行に先立ち実行伺として申立てを 行うものとし、資産運用検討委員会の承認を得た場合には、承認を得た行為及びそれに付随する行為を行 うことができます。

なお、本資産運用会社では、上記に加えて、その利害関係者との取引において遵守すべき社内規程(自主ルール)を定めています。詳細については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。

投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産運用会社は、投資者保護及び投資運用業の適正な運営を図るため、投資運用業の本旨に則し、顧客たる投資法人のため忠実にかつ善良な管理者の注意をもって投資法人の資産の運用に係る業務を遂行することを業務運営の原則としており、当該原則に従って、リスク管理にあたっています。具体的なリスク管理体制については、後記「3 投資リスク (2) 投資リスクに対する管理体制」をご参照下さい。

(5)【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

出資総額(純額)(注1)	237,815,216,413円
発行可能投資口総口数	32,000,000□
発行済投資口の総口数	2,536,216□

(注)前記「(1)主要な経営指標等の推移 資産の運用等の状況 ()次期の見通し (ロ) 決算後に生じた重要な事実」に記載のとおり、本投資法人は、2025年7月30日開催の役員会において、自己投資口の取得及び消却を決定し、かかる決定に基づき、7,755口の自己投資口を総額999,923千円で取得しました。取得したすべての投資口について、2026年1月期に消却することを予定しています。なお、かかる自己保有投資口については、議決権を有しません。

最近5年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減は、以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口の総口数 (口)		出資総額(純額) (百万円) (注1)		備考
		増減	総数	増減	総額	
2022年10月20日	利益を超える金 銭の分配(出資 の払戻し)		2,070,016	347	183,223	(注2)
2023年 3月23日	公募増資	43,500	2,113,516	5,818	189,042	(注3)
2024年 2月28日	公募増資	409,609	2,523,125	47,262	236,304	(注4)
2024年 3月26日	第三者割当増資	13,091	2,536,216	1,510	237,815	(注5)

- (注1) 出資総額から出資総額控除額を差し引いた金額を記載しています。なお、一時差異等調整引当額に係る利益超過分配の実施に伴う出資総額控除額は考慮していません。
- (注2) 2022年9月14日開催の本投資法人役員会において、第30期(2022年7月期)に係る金銭の分配として、1口当たり168円の利益を超える金銭の分配(税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し)を行うことを決議し、同年10月20日よりその支払を開始しました。
- (注3) 1口当たり発行価格138,278円(引受価額133,762円)にて、特定資産の取得資金の一部等に充当することを目的として公募により新投資口を発行しました。
- (注4) 1口当たり発行価格119,047円(引受価額115,384円)にて、特定資産の取得資金の一部に充当することを目的として公募により新投資口を発行しました。
- (注5) 1口当たり発行価額115,384円にて、将来の特定資産の取得資金の一部等に充当することを目的として第三者割当により新 投資口を発行しました。

(6)【主要な投資主の状況】

2025年7月31日現在の主要な投資主は以下のとおりです。

2025年7月51日現在の主要は投資工品の下のこのうです。							
氏名又は名称	住 所	所 有 投資口数 (口)	発行済投資口の 総口数に対する 所有投資口数の 割合(%) (注2)				
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	553,825	21.83				
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1 赤坂イン ターシティAIR	430,976	16.99				
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	134,915	5.31				
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5-1	43,086	1.69				
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS	41,873	1.65				
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A.	40,292	1.58				
JP MORGAN CHASE BANK 385781	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM	33,702	1.32				
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS	30,808	1.21				
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	25,780	1.01				
JP MORGAN CHASE BANK 380854	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM	25,600	1.00				
合計		1,360,857	53.65				

⁽注1) 上記記載の情報は、2025年7月31日現在の本投資法人投資主名簿に記載されているものであり、氏名又は名称、住所等は その後変更されている場合があります。

(参考)2025年7月31日現在の所有者別投資主数及び所有者別投資口数は、以下のとおりです。

	所有者別投資主数 (人)	比率 (%) (注1)	所有者別投資口数 (口)	比率 (%) (注2)
政府・地方公共団体	1	0.00	8	0.00
個人・その他	32,093	96.69	339,132	13.37
金融機関(特例証券会社を含みます。)	184	0.55	1,595,039	62.89
その他の法人	557	1.67	76,648	3.02
外国法人・個人	354	1.06	525,389	20.71
合計	33,189	100.00	2,536,216	100.00

⁽注1) 比率は、発行済投資口の総投資主数に対する所有投資主数の比率を、小数第3位を切り捨てて表示しています。

⁽注2) 発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合は、小数第3位を切り捨てて表示しています。

⁽注2) 比率は、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を、小数第3位を切り捨てて表示しています。

EDINET提出書類 産業ファンド投資法人(E14705) 有価証券報告書(内国投資証券)

(7)【資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容】

資産運用会社従業員等投資口所有制度の概要

本資産運用会社は、本資産運用会社の従業員による本投資法人の投資口の取得、保有の促進によって、当該従業員の福利厚生の増進及び当該従業員と投資主との利害の一致による中長期的な投資主価値の向上に資することを目的として、本投資法人の投資口を対象とする持投資口制度を導入しています。当該持投資口制度では、持投資口会が、従業員からの拠出金等を原資として、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に本投資法人の投資口を買い付けます。

資産運用会社従業員等持投資口会に取得させ、又は売り付ける予定の投資口の総数又は総額 特段の定めは設けていません。

資産運用会社従業員等投資口所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲 本資産運用会社の従業員

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

(イ) 投資対象とする資産

本投資法人は、あらゆる産業活動の基盤となり、中長期にわたり、安定的な利用が見込まれる、物流施設及び工場・研究開発施設等並びにインフラ施設(以下、総称して「産業用不動産」といいます。)に投資し、収益の安定的な確保と運用資産の着実な成長を図ることにより、投資主価値の継続的な拡大を目指します。

本投資法人は、産業用不動産を、研究開発、原材料調達・備蓄、保管、製造・生成、企業間物流、組立・加工、販売物流、リサイクルといった一連の産業活動の拠点となる不動産(以下「インダストリアル不動産」といいます。)及びかかる産業活動を支える基盤となる不動産(以下「インフラ不動産」といいます。)とに分類し、更に、以下のアセットカテゴリーを設けています。

		産	業	用	不	動 産	
	アセット カテゴリー		定義			具体例	
1	ンダストリアル						
1	動産	産業活動の拠点となる不動産					
	物流施設	輸・配送、 役、梱包、 及び情報扱 成される分 販売物流業	仕分に 提供の各 ≧業間物	ナ、流i ら機能カ か流業を	通加工 から構 務及び	消費地向け配送センタ 輸出入物流施設 製品・原材料保管型物 宅配・路線業者用ハブ 温度帯管理型物流セン (冷凍冷蔵チルド倉庫 トランクルーム等	流センター センター ター
	工場・研究開発 施設等	研究開発、蓄、保管、立・加工、うための諸	製造 リサィ	・生反	艾、組	食品加工工場 飲料工場 パルプ・紙加工工場 化学品工場 石油・石炭工場 金属製品工場 一般機械・産業機械工 輸送用機器工場 電子部品工場 印刷工場 研究開発施設等	場
インフラ不動産産業活動を支える基盤となる不動産							
	インフラ施設 (注)	道、公共旅	記 設等產	E業活動	動の基	鉄道関連施設 空港・港湾関連施設 自動車交通関連施設 データセンター・通信	関連施設
		盤として整				エネルギー関連施設 水道関連施設 その他公共施設等	

(注) インフラ施設には、現在、制度上本投資法人による投資が困難なものもあります。

成長戦略

(イ) 外部成長

本投資法人は、当初、産業用不動産のうち既に投資用不動産として認知されている物流施設を中心にポートフォリオを構築し、徐々に工場・研究開発施設等及び民間で保有されているインフラ施設の投資比率を増やし、その後、公的セクターが保有しているインフラ施設も取得し、中長期的にはそれぞれの分野のバランスの取れたポートフォリオを構築することを目指します。

(口) 内部成長

本投資法人は、ポートフォリオの中長期的な収益の維持・拡大を目指し、それぞれのアセットカテゴリーにおける各運用資産の特性を踏まえた成長戦略を策定し、適切な管理運営を行います。また、プロパティ・マネジメント会社を通じて、又は本資産運用会社と賃借人との連携を密にすることにより、そのニーズの把握に努め賃借人の満足度の向上を図ります。更に、施設拡張工事・改築等の実施等、運用資産の特性や運用資産を取り巻く環境に応じて、各種施策を実施します。これらの取組みによりポートフォリオ全体としての賃料収入及び稼働率の維持・向上を図ります。

また、管理運営の効率化及び管理運営費用の随時見直しにより、管理品質と管理運営費用の適正化に努めます。

物件選定方針

本投資法人は、中長期にわたり、安定した収益を確保できるポートフォリオを構築するため、物件を選定するに際して、主として「継続性」と「汎用性」に着目して評価を行います。ただし、工場・研究開発施設等やインフラ施設は特定の賃借人の利用のために設計・建設されているケースが多いため、継続性の評価を重視して物件選定を行います。

具体的には、以下に記載する評価を行った上で、物件選定を行います。

(イ) 継続性の分析

継続性の分析については、将来的な賃料収入の安定性をはかる基準として、賃借人の信用力、賃料水準及び 賃貸借契約の内容等について分析を行います。

工場・研究開発施設等やインフラ施設については、上記に加えて、「賃借人の属する産業分野の継続性」の 観点から、賃借人となる企業の属する産業分野について、当該産業分野の特性や競合状況、顧客動向、法規制 等将来的な競争力の変化について影響を与えるマクロ的要素について十分なリサーチを行います。次に「賃借人の行う事業の継続性」の観点から、当該企業のその産業分野内での位置付け、事業構成、財務体質、収益性、経営戦略等の分析を行います。更に、投資対象不動産における「賃借人の施設の継続性」の観点から、当該不動産で行われている事業の市場性や競争力、賃借人が複数の事務所にて事業を展開している場合には、当該賃借人の社内における当該施設の位置付け、将来的な統廃合の可能性等についての分析を行うことで、賃借人となる企業が継続して当該不動産を使用する見込みの高さを検討します。

また、上記の評価視点に基づき専門の調査会社から産業調査レポートを取得することや、賃借人に対するヒアリング等を実施することもあります。

(ロ) 汎用性の分析

汎用性については、上記の継続性に関する分析結果を踏まえて、賃借人の中途解約、契約期間満了後の退去 等が発生した場合の投資対象不動産の汎用性について分析を行います。

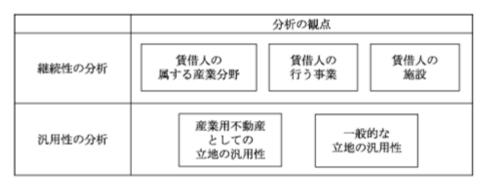
産業用不動産の汎用性の分析については、具体的には以下の手法に基づき行います。

まず「産業用不動産としての立地の汎用性」の観点から、当該立地の周辺における関連インフラの整備状況 やどのような産業が集積しているか等を分析し、同業他社の使用可能性、他業種の事業者における代替使用の 可能性について分析します。

次に「一般的な立地の汎用性」の観点から、現に供されている用途以外の用途への転換の可能性を分析します。例えば都市近郊に立地し交通立地上の優位性・競争力を備えている物件については、マンションや商業施設等への転換可能性について検討を行います。

上記の2つの汎用性の評価を満たさない案件への投資を行うこともありますが、その際には継続性等について分析を行い、投資判断を行います。

< 継続性と汎用性の分析イメージ >



また、汎用性についての評価視点に基づき、本投資法人は、以下の立地カテゴリーを設け、「一般的な立地の汎用性」が見込める「都市近郊型」と、「産業用不動産としての立地の汎用性」が見込める「工業集積地型」の案件を中心にポートフォリオを構築していきます。

<立地カテゴリー>

立地カテゴリー	概要
都市近郊型	三大都市圏(注1)並びに政令指定都市及びそれに準ずる主要都 市に立地する物件
工業集積地型	原則として製造品出荷額が1兆円以上の工業地区(注2)に立地する物件
独立立地型	都市近郊型、工業集積地型には該当しないが、リスクに見合っ たリターンが十分に期待できると考えられる物件

(注1) 三大都市圏とは、東京圏、大阪圏及び名古屋圏をいいます。 東京圏とは東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。 大阪圏とは滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいいます。 名古屋圏とは愛知県、三重県及び岐阜県をいいます。

(注2) 工業地区とは、経済産業省「工業統計表」における工業地区をいいます。

(八) 権利の態様

投資対象の権利形態については、共有・準共有、区分所有の場合には、他の共有者・準共有者の信用力や共 有者間取決めの有無及びその内容、借地の場合には、地主の信用力に特段の問題がないことの確認や借地契約 の内容等を勘案し、投資することとします。敷地が国有地等の場合には、使用許可等の条件を勘案のうえ投資 を決定します。

また、物件特性を考慮した上で適正と判断した場合、底地のみを取得することもあります。

(二) 賃貸借契約の内容

賃貸借期間、中途解約の条件、賃料改定等についての取決め、敷金、保証金の有無について十分に検討を行います。

(ホ) 施設の仕様について

本投資法人は、施設使用者独自の仕様の有無、また、特定の産業に特有の仕様の有無について調査分析します。

(へ) 開発物件の取得について

本投資法人は、優良な物件に対して有利な条件で投資を行うことを目的として、開発段階で、フォワード・コミットメントを行い、建物の竣工直後に取得する場合があります。かかる場合には、上記(イ)乃至(ホ)に加え、当該対象不動産に関する賃料水準等の将来見通しを分析・検討すると共に、竣工後に賃借人となる者との間で賃貸借予約契約を締結すること等により、開発に関わるリスクを極力排除します。

以上の分析を相互に関連付け、想定されるそれぞれのシナリオに対応したキャッシュ・フロー予測を行い、対象不動産の投資適格性を判断します。

ポートフォリオ構築方針

(イ) 目標ポートフォリオ

a. 本投資法人は、前記「 物件選定方針」の記載に基づき、当面の目標として、以下のとおり目標ポート フォリオを設定しています。なお、実際の比率は一時的に当該目標比率から乖離することもあります。

	目標ポートフォリオ		
アセットカテゴリー	物流施設及び工場・研究開発施設等	50 ~ 80%	
	インフラ施設	20 ~ 50%	
	(鑑定評価額ベース)		
立地カテゴリー	都市近郊型又は工業集積地型	80%以上	
	独立立地型	20%以下	
	(鑑定評価額ベース)		
賃貸借契約期間	2年未満	0 ~ 20%	
	2年以上10年未満	20 ~ 40%	
	10年以上	40%以上	
	(賃料収入ベース)		
既稼働物件の割合は、ポートフォリオ全体の80%以上とする			
(鑑定評価額ベース)			

b. 取得後、運用期間中にアセットカテゴリーのいずれにも該当しない利用形態となった資産(以下「その他資産」といいます。)(注)については、当該利用形態におけるリスク・リターン特性、ポートフォリオに占める割合、産業用不動産としての再利用の可能性、不動産市況や個別投資の状況などを踏まえ、継続的に保有することができることとします。

なお、その他資産については、従前のアセットカテゴリーに基づき目標比率の計算を行います。その他資産の割合がポートフォリオ全体の10%を超える場合(鑑定評価額ベース)、経済情勢、不動産売買市場の動向及び個別の物件に係る諸要因等がポートフォリオに重要な影響を与えている等の事情がない限り、原則として当該状態を解消するために必要な手続き(物件売却活動を含みます。)を取るものとします。

(注) 当初、研究開発施設等として取得した後、実際の利用形態がオフィス等に転換した場合等を指しますが、これに限られません。また、工場を物流施設に転換する等、変更後の利用形態がいずれかのアセットカテゴリーに属するものである場合は、変更後の利用形態に基づき目標比率を計算します。

(ロ) その他の投資態度

- a. 本投資法人は、投資する産業用不動産の所在地域が、特定の地域に集中することにより増大する地域経済リスク、地震リスク等により生ずる影響を軽減させるために、その関連情報を定期的に見直して、その投資する産業用不動産の所在地域について適切に考慮するものとします(規約第12条第2項)。
- b. 本投資法人は、特定不動産(本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるよう資産運用を行うものとします(規約第13条第2項)。

デュー・ディリジェンス基準

本投資法人は、投資対象の投資適格性を判断するため、投資に先立って、投資対象の経済的、物理的、法的な精査(以下「デュー・ディリジェンス」といいます。)を原則として以下のデュー・ディリジェンス基準の項目に従って行います。特に、工場・研究開発施設等は、一般的に事故等の災害リスクが高いとみられるため、過去の事故歴の有無、現在の物件管理状況等の確認を厳格に行います。

(イ) デュー・ディリジェンス基準

評価事項		調査事項
経済的調査	産業調査	 i. 投資対象不動産に関連する産業動向と事業環境分析 ii. 投資対象不動産で行われる事業の概要と物件特性の把握 iii. 賃借人の事業計画における投資対象施設の戦略的重要性 iv. 競合物件と賃借人需要動向 v. 類似物件の収益性と稼働率、中長期の収益性と稼働率の推移及び将来見通し vi. 周辺の都市計画、港湾、空港、道路等のインフラ開発・整備計画の動向 vii. 周辺の産業立地動向 viii. 投資対象不動産周辺の産業育成方針 ix. 投資対象不動産の稼働状況、業界標準との比較
	賃借人評価	i. 賃借人の信用情報 ii. 賃借人の賃料支払状況 iii. 賃借人の業種と業況トレンド iv. 賃借人の業界内でのポジショニング v. 賃借人と顧客企業との取決め内容 vi. 賃借目的と用途、運営内容と体制 vii. 関連法規の遵守状況
	収益性評価	i. 賃借人誘致の競争力 ii. 現行の賃料水準、賃貸借契約の内容及び更新の可能性 iii. 賃料上昇等収益性向上の可能性 iv. 費用水準、支出関連の契約内容及び更新の可能性 v. 適正賃料・費用水準の調査、将来予想される費用負担の可能性 vi. 修繕履歴及び将来予想される修繕費用負担 vii. 公租公課
	立地特性	i. 用途地域、周辺環境からの立地としての適格性 ii. 交通立地上の優位性・競争力の把握 iii. 当該施設立地としての周辺環境の地域将来性 iv. 法規制や開発計画に対する公的助成制度の有無
物理的調査	建築・設備・仕様確認	i. 竣工年月日、主要構造、規模、設計者、施工者等 ii. 業務の効率性確保の視点から見た当該施設の優劣の把握 iii. 業務の効率性確保の視点から見た設備の優劣の把握 iv. 電気設備、空調設備、給排水衛生設備、防犯設備、昇降機設備、駐車場等の状況

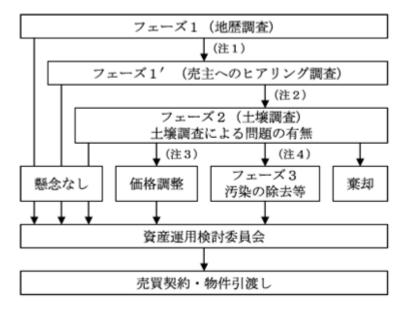
≐ 亚,		·
物理的調査	建物・管理診断	i. 関係法規(建築基準法(昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。)(以下「建築基準法」といいます。)、消防法(昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。)(以下「消防法」といいます。)、都市計画法(昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。)(以下「都市計画法」といいます。)その他建築法規及び自治体による指導要綱等)の遵守状況等 ii. 設計図書、建築確認通知書、検査済証等の書類調査 iii. 建物管理状況の良否、管理規約の有無・内容、管理者等へのヒアリングiv. 施工業者からの保証及びアフターサービスの内容 v. 外構、屋上、外装、内装、設備等の現地調査 vi. 建物状況報告書における将来の修繕費見込み vii. 近隣住民との協定書の有無
	耐震性診断	i. 新耐震基準(1981年に改正された建築基準法に基づく建物等の耐震基準 を指します。)又はそれと同等の性能を有することの確認 ii. 地震リスク分析を実施して、PML(予想最大損失率)(注1)を算出
	安全性確認	 i. 賃借人による特殊な危険物等の使用の有無の確認 ii. 賃借人による安全管理の状況等の確認(過去の事故、災害発生の履歴等) iii. 賃借人による保険の付保状況の確認 iv. 液状化、津波等の調査(注2)
	土壌・環境調査	i. アスベスト、フロン、PCB等の有害物質の使用・管理状況 ii. 土地利用履歴、土壌等の環境調査
法的調査	権利関係	売主の権利の確実性を検証します。特に借地物件等本投資法人が所有権を有しないか又は単独では所有権を有しないことになる場合は、以下の点を含め検討します。 i. 借地権に関する対抗要件具備の有無及び借地権に優先する他の権利の有無 ii. 敷地権登記の有無、専有部分と敷地利用権の分離処分の制限及びその登記の有無、持分割合の状況 iii. 使用許可等の条件 iv. 敷金保全措置、長期修繕計画に対する積立金の方針・措置 v. 担保の設定状況や契約内容とその継承の有無 vi. 借地権設定者等と締結された契約、特約等の内容 vi. 借地権設定者等に関する法人・個人の別その他の属性 viii. 不動産信託受益権については信託契約の内容 ix. 不動産関連資産に係る各種契約等の内容
	境界調査	境界確定の状況、越境物の有無とその状況

- (注1) 「PML(予想最大損失率)」とは、統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、対象建物に損失を与えると想定される大小の地震に対して、損失額及び年超過確率の関係から、超過確率0.21%(再現期間475年)における、地震に対する「建物の予想損失額」/「建物再調達価格」(%)を意味します。ただし、予想損失額は、地震動による建物(構造部材・非構造部材・建築設備)のみの直接損失に関するものであり、機器、家具、什器等の被害や地震後の水又は火災による損失、被災者に対する補償、営業中断による営業損失等の二次的被害は含まれていません。
- (注2) 液状化、津波等の調査については、必要に応じ専門家に依頼し、デュー・ディリジェンスを行います。

(ロ) 土壌・環境調査について

本投資法人は、土壌汚染等の環境関連リスクに関し、原則として、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。)(以下「土壌汚染対策法」といいます。)及びその他の環境関連法令に従って適切に処理されているものを投資対象とします。その判断をするために、売買契約締結までに専門家による環境汚染調査を実施し、本資産運用会社が別途定める土壌汚染等に関するリスク管理マニュアルに基づき、調査・対策を以下の「土壌汚染調査・対策フロー」に従って行います。

<土壌汚染調査・対策フロー>



- (注1) 地歴調査だけでは、土壌汚染の懸念はないと判断できない場合 (過去に有害物質を使用した工場が存在していた場合等)
- (注2) ヒアリング調査を行っても、土壌汚染の懸念はないと判断できない場合
- (注3) 個別案件の条件を勘案し汚染の除去等を選択しない場合 (汚染土壌の上に堅固な建物が存在している場合等)
- (注4) 売主との協議後、技術的・経済的な観点より、汚染の除去等を行うことを決定した場合

また、本投資法人特有の事項として、当該不動産が水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。その後の改正も含みます。)に規定されている有害物質使用特定施設の場合、本投資法人が保有する期間中に、賃借人等の事業活動により新たに土壌汚染等が発生する可能性が想定されます。それらについても、本投資法人は、後記「管理運営方針 (口)管理方針」に基づき、適切な対応を検討するものとします。

(八) 耐震性能

投資対象とする建物は、原則として、PML(予想最大損失率)が20%以下の建物とします。ただし、PMLが20%を超える建物であっても、地震保険の付保、補修工事その他の方法によって地震による損失リスクを低減することが可能なものについては、投資対象とします。

(二) その他

本投資法人の投資対象である産業用不動産は、その種類が多岐にわたり、かつ、個別物件毎に様々な特殊事情があるため、上記以外の項目に関して画一的な基準は定めていません。

ただし、上記以外にも、個別具体的な案件に応じて特に注意すべきポイントが存在しうるため、専門家 (エンジニアリング調査会社や環境調査会社等)の意見を聴取しながら慎重に検討、調査を行うこととします。

管理運営方針

(イ) 運営方針

中長期的な運用を前提として、運用資産価値の維持を図ります。

a. 建物維持管理

建物の機能性・安全性・快適性の維持・向上に向けた管理計画の立案を行い、かかる計画に基づく日常管理を実行します。また、建物の機能性向上、経年劣化へ対応するために、中長期修繕計画を策定し、実施します。

b. 賃借人との関係強化

賃借人と、継続的かつ緊密なコミュニケーションを取り、賃借人の動向やニーズを的確に掴み、満足度を向上させることによって中長期的な収益の確保を目指します。そのため、中長期的な賃貸借契約の締結を基本方針とし、ポートフォリオ全体の契約条件を意識しつつ、賃借人の与信状況を踏まえた適正な賃料、契約期間等の各種条件を設定して契約の更改を行います。

c. 賃借人の分散

本投資法人は、賃借人の信用力、業界における競争力及び地位、継続的使用の見込み、賃料水準その他の賃貸借条件を評価して、賃借人の分散を図ります。また、賃借人との間の賃貸借契約については、中長期安定契約を中心としますが、GDP連動等の変動賃料も一部組み入れることができるものとします。

d. 賃借人の誘致

本資産運用会社は、各アセットカテゴリーや各賃借人及び業界情報に精通したプロパティ・マネジメント 会社等との強固な関係を構築することにより、賃借人の動向やマーケットの賃貸需要・賃料水準等を把握 し、リーシング力を強化していきます。

賃借人の誘致に当たっては、本資産運用会社独自のネットワークを活用しながら、民間企業及び公的セクターの産業用不動産におけるJ-REIT活用のニーズの把握に努めます。また、賃借人の選定に当たっては、本投資法人の投資方針に則って、賃借人の信用力、業界における競争力、地位及び取扱商品等を総合的に勘案して判断することとします。

e. 增床、增築、改築

本投資法人は、運用資産の価値向上を図るために、容積率が余剰している物件の増床、増築計画を、又は長期的な収益性向上のために、改築計画を策定し、実施します。

(口) 管理方針

本投資法人は、原則として、運用資産の運営管理業務をプロパティ・マネジメント会社に委託します。

a. 選定方針

個々の運用資産毎にその特性に応じた複数の候補会社に入札を打診し提案書を受領した上で、各社の経営 方針及びその条項、業務推進体制、報酬水準等を総合的に比較検討の上プロパティ・マネジメント会社を選 定します。

b. 管理方針

プロパティ・マネジメント会社から、運用資産別の収支状況、稼働状況、賃借人のニーズ、修繕工事計画とその実施状況、新たな土壌汚染の発生の可能性、周辺近隣地域動向等に関して定期的に報告を受け、当該運用資産に係る対応を協議の上実施します。

特に土壌汚染等については、継続的に環境リスクを把握するため以下の手順に則り、適切な対応を行います。

- i. 環境に対する賃借人の経営姿勢チェック
- ii. 定期的に賃借人にヒアリング等を実施し、新たに土壌汚染等が発生する可能性がある場合には、外部 専門会社を交えて協議
- iii. 土壌汚染等の状況について、外部専門会社の調査、及び専門会社との協議結果を踏まえ、必要と判断 した場合には定期的にモニタリングを実施

また、プロパティ・マネジメント会社の業務推進状況の確認・評価を行い、業務品質・内容の維持・向上、及び業務報酬の適正化を図ります。

(八) 付保方針

a. 損害保険

本投資法人は、資産運用において、災害及び事故等による建物の損害又は対人対物事故による第三者への損害賠償を担保するために適切な損害保険(火災保険、賠償責任保険及び利益保険等)の付保を行います。

b. 地震保険

本投資法人は、専門家による地震リスク判断に基づき、地震により生じる建物損害や収益の大幅な減少に関して検討します。PMLが20%を超える建物を投資対象とする場合には、地震保険の付保の要否について、地震発生時に予想される運用資産及びポートフォリオ全体に与える影響と負担すべき保険料の収益に及ぼす影響を比較検討の上決定します。

(二) その他

本投資法人の投資対象である産業用不動産は、その種類が多岐にわたり、かつ、個別資産毎に様々な特殊事情があるため、上記管理運営方針を基本としながらも、賃借人、プロパティ・マネジメント会社、必要に応じてコンサルティング会社等の専門家を交え協議しつつ、個別資産毎にその特性を反映した管理運営を行います。

売却方針

本投資法人は、運用資産を中長期的に保有することを原則とし、短期的には売却しないことを原則とします。 なお、運用資産の売却に当たっては、将来における収益予想、資産価値の増減及びその予測、立地カテゴリー、 不動産の劣化又は陳腐化リスク及びそれらに対するコスト予測、並びにポートフォリオ全体の構成等を考慮の 上、総合的に判断します。

財務方針

(イ) 基本方針

本投資法人は、収益の安定的な確保と運用資産の持続的な成長を目的として、安定的かつ効率的な財務戦略を立案、実行することを基本方針とします。

(口) 負債比率

本投資法人は、取得する物件の賃借人の属性、賃貸借契約の内容、立地カテゴリー等を分析することで、アセットカテゴリーに応じたリスク・リターン特性を把握し、総合的にファンド全体における負債比率(ローン・トゥ・バリュー)(注)を判断します。

本投資法人の負債比率は、最大60%を目安としていますが、資産取得等に伴い、一時的に60%を超えることがあります。

(注) 負債比率とは、本投資法人の資産総額のうち、借入金額及び投資法人債発行残高並びに本投資法人(及び本投資法人が保有する受益権の対象たる信託の信託財産)が賃借人から受け入れた敷金・保証金等の占める割合をいいます。

(八) デットファイナンス

本投資法人は、資産の取得、修繕等、敷金・保証金の返還、分配金の支払、本投資法人の費用の支払又は債務の返済(借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下同じです。)の債務の履行を含みます。)等を資金使途として、借入れを行い、投資法人債を発行できます(規約第20条、第21条)。借入金及び投資法人債発行の限度額はそれぞれ2兆円とし、その合計額が2兆円を超えないものとします(規約第22条)。ただし、借入先は、金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家(租税特別措置法第67条の15第1項第1号口(2)に規定する機関投資家に限ります。)に限定されます(規約第20条)。

借入れ又は投資法人債の発行に際して、本投資法人は運用資産を担保として提供することができるものとします(規約第23条)。

本投資法人は、低廉な資金調達コストを実現するよう、固定金利借入れの割合、借入期間、担保設定の有無等の借入諸条件を、借入先候補となる複数の適格機関投資家と交渉の上、比較して決定します。

また、将来の運用資産の追加取得又は敷金・保証金の返還に係る必要資金の機動的な調達を目的として、極度貸付枠設定契約やコミットメントライン契約等の、借入枠設定又は随時の借入れの予約契約を締結することがあります。

(二) デリバティブ取引

本投資法人は、投資法人に係る負債から生じる為替リスク、価格変動リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利先物取引、金利オプション取引、金利スワップ取引又は金利先渡取引その他、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法施行令」といいます。)第3条第2号に定めるデリバティブ取引(以下「デリバティブ取引」といいます。)に係る権利への投資を行うことができます(規約第11条第5項、第13条第1項)。

(ホ) キャッシュマネジメント方針

本投資法人は、想定される資金需要(資産の取得、修繕等、敷金・保証金の返還、分配金の支払、本投資法人の費用の支払又は債務の返済等)に対応するため、適切と考える金額の現預金を保有します。

また、減価償却費が大きくなり、必要な資本的支出を勘案した上でも手元流動性が高くなった場合には、運用資産取得等への活用も検討します。更に、敷金・保証金の活用についても検討します。

(へ) エクイティファイナンス

本投資法人は、運用資産の取得、債務の返済(借入金弁済及び投資法人債の償還を含みます。)等を目的として、投資口の発行を行うことができます。この場合には、投資口の希薄化(新投資口の発行による投資口1口当たりの議決権割合の低下及び投資口1口当たりの純資産額又は分配金の減少)に配慮し、財務の健全性を確保することで、安定した投資主価値の成長を目指します。

開示方針

本投資法人は、投資家に対して投信法、金商法その他の適用法令、東京証券取引所及び投信協会等がそれぞれ 要請する内容及び様式に従って、迅速、正確かつ公平な情報開示を行います。

また、物件取得時には、投資の判断材料となった事項(賃借人の属する業界、関連する法制度、物件の代替性、希少性等)について、個別に開示すべき情報を検討し、詳細かつ積極的に開示していく方針です。

その他

(イ) 投資主の利益を守るための必要な処置

本投資法人は、一般経済情勢、金融情勢、消費者動向、不動産市況等のマクロ経済情勢若しくは投資法人の経営環境に急激な変化が生じ、投資主の属性若しくは分布状況に変化が生じ、又はその他の理由により、投資主の利益を毀損する恐れがある場合、投資主の利益を守るため必要な処置を講ずることができるものとします(規約第12条第4項)。

(ロ) 本資産運用会社との商標使用許諾契約について

本投資法人は、本資産運用会社より商標「IIF」の商標使用許諾を受けており、当該商標「IIF」に本投資法人の商号を併記して使用することがあります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

- (イ) 本投資法人は、以下に掲げる特定資産に投資することができます(規約第11条第1項)。
 - a. 以下に掲げる不動産等(以下「不動産等」といいます。)
 - i. 不動産
 - ii. 地上権
 - iii. 不動産の賃借権
 - iv. 次に掲げるものを信託する信託の受益権(付随する金銭等と合わせて信託する包括信託を含みます。)(受益証券が発行されている場合を含みます。)
 - (i) 不動産
 - (ii) 地上権及び不動産の賃借権
 - b. 以下に掲げる不動産関連資産(以下「不動産関連資産」といいます。)
 - i. 当事者の一方が相手方の行う不動産等の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主 として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約 に係る出資の持分(以下「不動産等匿名組合出資持分」といいます。)
 - ii. 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。)(以下「資産流動化法」といいます。)第2条第9項に定める優先出資証券(当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が主として不動産等であるものに限ります。)
 - iii. 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券(当該特定目的信託の信託財産が主として不動産等であるものに限ります。)
 - iv. 投信法第2条第7項に定める投資信託の受益証券(当該投資信託の投資信託財産が主として不動産等であるものに限ります。)
 - v. 投信法第2条第14項に定める投資口(当該投資法人が運用のために保有する資産が主として不動産等であるものに限ります。)
 - c. 金銭を信託する信託の受益権(信託財産を主として不動産等又は不動産関連資産に対する投資として運用 することを目的とするものに限ります。)(受益証券が発行されている場合を含みます。)
 - d. 金銭債権(投信法施行令第3条第7号で定めるものをいいます。)
 - e. 外国のキャプティブ再保険会社が発行する優先株式
 - f. 投信法施行令第3条第1号に掲げる有価証券(以下「有価証券」といいます。)(ただし、前各号に該当するものを除きます。)
 - g. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。)第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備(ただし、不動産に該当するものを除きます。)
 - h. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。その後の改正を含みます。)(以下「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」といいます。) 第2条第7項に定める公共施設等運営権
 - i. 投信法施行規則第221条の2第1項に規定する法人(以下「海外不動産保有法人」といいます。)の発行済株式(当該発行済株式(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除きます。)の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限ります。)
- (ロ) 本投資法人は、以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができます(規約第11条第2項)。
 - a. 特定事業(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第2項に定めるものをいいます。)を行う選定事業者(同法第2条第5項に定めるものをいいます。)に対する出資の持分(ただし、特定資産に該当するものを除きます。)
 - b. 民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。)(以下「民法」といいます。)第86条第2項に 定める動産のうち、設備、備品その他構造上若しくは利用上不動産に付加されたもの、又は不動産、不動産 の賃借権若しくは地上権の取得に付随して取得するもの(ただし、前記(イ)g.に掲げる資産を除きます。)
 - c. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。)に定める算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含みます。)
 - d. 施設の所有者から付与された、当該施設の運営等(運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、 サービスの提供を含みます。)を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利(特定資産に該当するものを除きます。)

EDINET提出書類 産業ファンド投資法人(E14705) 有価証券報告書(内国投資証券)

- (八) 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる資産に投資することができます(規約第11条第3項)。
 - a. 預金
 - b. コール・ローン
 - c. 国債
 - d. 地方債
 - e. コマーシャル・ペーパー
 - f. 譲渡性預金証書
 - g. 上記a.乃至f.に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(受益証券が発行されている場合を含みます。)
 - h. 投信法第2条第4項に定める証券投資信託のうち、追加型公社債投資信託の受益証券
 - i. 合同運用指定金銭信託の受益権
 - j. 貸付信託法(昭和27年法律第195号。その後の改正を含みます。)第2条に定める貸付信託の受益証券
- (二) 本投資法人は、不動産等又は不動産関連資産の投資に関連して、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等(当該預託金額を限度とします。)及び特定の不動産に付随する商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含みます。)第18条第1項に規定する商標権、同法第30条第1項に規定する専用使用権、同法第31条第1項に規定する通常使用権、温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含みます。)第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。)に定める一般社団法人の基金拠出者の地位(基金返還請求権を含みます。)、会社法に定める合同会社の社員たる地位その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適当と認められるものを取得することができます(規約第11条第4項)。
- (ホ) 本投資法人は、デリバティブ取引を行うことができます(規約第11条第5項)。
- (へ) 本投資法人は、前(イ)乃至(ホ)に定める資産の外、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権その他組織運営に伴い保有するものであって東京証券取引所の不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例上適当と認められるものについては、これを取得することができます(規約第11条第6項)。
- (ト) 金商法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、前記(イ)乃至(へ)を適用します(規約第11条第7項)。

投資基準及び投資割合

投資基準及び投資割合については、前記「(1)投資方針 ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

海外不動産保有法人の株式等 該当事項はありません。

(3)【分配方針】

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとします。

投資主に分配する金銭の総額の計算方法

- (イ) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(以下「分配可能金額」といいます。)は、投信法第136条第1項に規定する利益とします(規約第25条第1項第1号)。
- (ロ) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額 (以下「配当可能利益の額」といいます。)の100分の90に相当する金額(法令改正等により当該金額に変 更があった場合には変更後の金額とします。以下同じです。)を超えて分配するものとします。なお、本投 資法人の運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる場合その他本投資法人が適切と認める場合には、 分配可能金額のうち必要な金額について、配当積立金及びこれに類する積立金並びにその他の任意積立金等 として積み立て、組み入れ若しくは留保し又はその他の処理を行うことができるものとします(規約第25条 第1項第2号)。

利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的とする場合その他本投資法人が適切と判断した場合、法令等(投信協会の規則等を含みます。)に定める範囲内で分配可能金額を超えて投資主に金銭を分配することができます。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除されます。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配を行う方針です。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮します。ただし、経済環境、不動産市場や賃貸市場等の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を勘案し、利益を超えた金銭の分配を行わない場合もあります(規約第25条第2項)。

また、本投資法人は以下の方針及び基準に基づき原則として毎期継続的な利益超過分配を実施することに加え、1口当たり分配金の金額の平準化を目的として、一時的に利益を超えた金銭の分配を実施できるものとします。なお、一時的に利益を超えた金銭の分配を行う際には、原則として以下の方針及び基準に基づきこれを行うものとします。この場合には、収益の分配と税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの区分開示を行うとともに、長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュ・フローに影響を及ぼす事項についても留意するものとします。

なお、利益を超えた金銭の分配(出資の払戻し)を実施する場合のイメージ図は、以下のとおりです。以下の図はあくまでもイメージであり、純資産の部に対する利益を超える金銭の分配(出資の払戻し)の割合等を示すものではありません。

< 利益を超える金銭の分配(出資の払戻し)を実施する場合のイメージ図>



(イ) 継続的利益超過分配方針

各期末時点において保有する物流施設を対象として、当該物件に係る当該営業期間の減価償却費の30%に相当する金額を上限とし、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として、原則として毎期継続的に分配する方針とします。ただし、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額、当該営業期間の純利益及び不動産等の売却益や解約違約金等の一時的収益を含む利益の水準、利益を超えた金銭の分配額を含めた当該営業期間の金銭分配額の水準、本投資法人の財務状況の他、経済環境、不動産市場や賃貸市場等の動向等を総合的に勘案し、利益を超えた金銭の分配の全部又は一部を行わない場合もあります。

(口) 一時的利益超過分配方針

資産の取得や新投資口の発行等の資金調達行為等により投資口の希薄化又は多額の費用が生じる場合、運用資産の建替え等の再開発により固定資産除却損その他会計上の損失が発生し又は再開発期間において減収が生じる場合、地震等の自然災害、火災その他の事故等の発生に伴う減収又は大規模修繕等による費用の発生、訴訟の和解金等の支払、固定資産除却損及び固定資産売却損の発生その他一時的に多額の費用が発生する場合等、一時的に1口当たり分配金の金額が一定程度減少することが見込まれる場合において、1口当たり分配金の金額を平準化することを目的とする場合に限り、本投資法人が決定した金額を、一時的な利益を超えた金銭の分配として、分配することができるものとします。

(八) 利益超過分配基準

利益超過分配の水準については、当該営業期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額からその直前の営業期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額(譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除きます。)を控除した額の60%に相当する金額を上限(注)として、総合的に判断した上で決定します(不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第43条)。

(注) 一時差異等調整引当額の分配は含まないものとします。

金銭の分配の支払方法

本投資法人は、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者に対して、その所有口数、又は登録投資口質権の対象となる投資口の口数(登録投資口質権者の場合)に相当する金銭の分配の支払を行います。当該支払は、原則として決算期から3か月以内に、必要な税金を控除した後に行われます (規約第26条)。

金銭の分配の除斥期間

本投資法人は、上記に基づく金銭の分配の支払が行われずにその支払開始の日から満3年を経過したときは、 その支払の義務を免れるものとします。なお、金銭の分配の未払金には利息は付さないものとします(規約第27条)。

投信協会の規則

本投資法人は、上記の他、金銭の分配に当たっては、投信協会の定める規則等に従うものとします(規約第28条)。

(4)【投資制限】

規約に基づく投資制限

本投資法人の規約に基づく投資制限は以下のとおりです。

- (イ) 前記「(1) 投資方針 財務方針 (二) デリバティブ取引」に掲げるデリバティブ取引に関する権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、価格変動リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとします(規約第13条第1項)。
- (ロ) 本投資法人は、特定不動産(本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるよう資産運用を行うものとします(規約第13条第2項)。

(ハ) 組入資産の貸付けに係る制限

- a. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する不動産(本投資法人が取得する不動産等及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含みます。)を、原則として賃貸するものとします (規約第15条第1項)。
- b. 本投資法人は、「(2) 投資対象 投資対象とする資産の種類 (二)」に基づき収受した敷金、保証金 又はこれらに類する金銭を規約第10条乃至第14条に従い運用します(規約第15条第2項)。
- c. 本投資法人は、運用資産に属する不動産(本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含みます。)以外の運用資産の貸付けを行うことがあります(規約第15条第3項)。

(二) 資金の借入れに関する制限

- a. 本投資法人は、規約第10条の基本方針に従い、金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家(租税特別措置法第67条の15第1項第1号口(2)に定める機関投資家に限ります。)からの借入れ及び投資法人債の発行を行うことができます。本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務(ただし、当該投資法人債が短期投資法人債である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除きます。)、発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託します(規約第20条)
- b. 借入金及び投資法人債の発行により調達した資金の使途は、資産の取得、修繕等、敷金・保証金の返還、 分配金の支払、本投資法人の費用の支払又は債務の返済(借入金及び投資法人債の債務の履行を含みま す。)等とします(規約第21条)。
- c. 借入金及び投資法人債の発行の限度額は、それぞれ2兆円とし、その合計額が2兆円を超えないものとします(規約第22条)。
- d. 借入れ又は投資法人債の発行に際して、本投資法人は運用資産を担保として提供することができます(規約第23条)。

法令に基づく投資制限

(イ) 資産運用会社による運用制限

登録投資法人は、資産運用会社にその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりませんが、資産運用会社は、本投資法人の資産の運用に係る業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、本投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる禁止行為のうち、主なものは以下のとおりです。

a. 自己取引等

資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商法第42条の2第1号)。ただし、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。)(以下「業府令」といいます。)第128条で定めるものを除きます。

b. 運用財産の相互間取引

資産運用会社が運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商法第42条の2第2号)。ただし、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして業府令第129条で定めるものを除きます。

c. 第三者の利益を図る取引

資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的を持って、正当な根拠を有しない取引を内容とする運用を行うこと(金商法第42条の2第3号)。

d. 投資法人の利益を害する取引

資産運用会社が通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が登録投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商法第42条の2第4号)。

e. その他業府令で定める取引

上記のほか、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして業府令で定める以下の行為(金商法第42条の2第7号、業府令第130条)。

- i. 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行う ことを内容とした運用を行うこと(業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。)(業府令第 130条第1項第1号)。
- ii. 資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと(同項第2号)。
- iii. 第三者の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(同項第3号)。
- iv. 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと(同項第4号)。
- v. 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをする ことを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと(同項第5号)。
- vi. 第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (ただし、資産運用会社があらかじめ個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当 該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。)(同項第 6号)。
- vii. その他業府令に定められる内容の運用を行うこと。

(ロ) 資産の運用の範囲

登録投資法人は、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、投信法所定の取引を行うことができますが、宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引、商品の生産、製造、加工等を自ら行うことに係る取引及び再生可能エネルギー発電設備の製造、設置等を自ら行うことに係る取引を行うことはできません(投信法第193条、投信法施行令第116条、投信法施行規則第220条の2)。

(八) 同一株式の取得制限

登録投資法人は、同一の法人の発行する株式につき、登録投資法人の保有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の100分の50を超えることとなる場合には、当該株式を取得することができません(投信法第194条第1項、投信法施行規則第221条)。

ただし、国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令その他の制限により、投信法第193条第1項第3号ないし第5号に掲げる取引を行うことができない場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得するときは、適用されません(投信法第194条第2項、投信法施行令第116条の2)。

(二) 自己投資口の取得及び質受けの制限

投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。ただし、以下に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りではありません(投信法第80条第1項)。なお、本投資法人は下記a.に対応する規約の定めを有しています(規約第7条第2項)。

- a. その資産を主として一定の特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合。
- b. 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合。
- c. 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合。
- d. その他投信法施行規則で定める場合。

投信法施行規則で定める場合は、以下に掲げる場合とします(投信法施行規則第129条)。

i. 当該投資法人の投資口を無償で取得する場合。

- ii. 当該投資法人が有する他の法人等(法人その他の団体をいいます。以下、本(二)及び後記「(ホ)子法人による親法人投資口の取得制限」において同じです。)の株式(持分その他これに準ずるものを含みます。iii.において同じです。)につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配等により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合。
- iii. 当該投資法人が有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当 該株式と引換えに当該投資法人の投資口の交付を受ける場合。
- (i) 組織の変更
- (ii) 合併
- (iii)株式交換(会社法以外の法令(外国の法令を含みます。)に基づく株式交換に相当する行為を含みます。)
- iv. その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要、かつ、不可欠である場合(投信法第80条第1項第2号及び第3号並びにi.乃至iii.に掲げる場合を除きます。)。

(ホ) 子法人による親法人投資口の取得制限

他の投資法人(子法人)の発行済投資口の総口数の過半数にあたる投資口を有する投資法人(親法人)の投資口(以下、本(ホ)において「親法人投資口」といいます。)については、以下に掲げる場合を除くほか、当該子法人は、取得することができません(投信法第81条第1項、第2項)。なお、他の投資法人の発行済投資口の過半数の投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、当該他の投資法人はその親法人の子法人とみなされます(投信法第81条第4項)。

- a. 合併後消滅する投資法人から親法人投資口を承継する場合。
- b. その他投信法施行規則で定める場合。

投信法施行規則で定める場合は、以下に掲げる場合とします(投信法施行規則第131条)。

- i. 他の法人等が行う株式交付(会社法以外の法令(外国の法令を含みます。)に基づく株式交付に 相当する行為を含みます。)に際して親法人投資口の割当てを受ける場合。
- ii. 親法人投資口を無償で取得する場合。
- iii. その有する他の法人等の株式(持分その他これに準ずるものを含みます。iv.において同じです。)につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配等により親法人投資口の交付を受ける場合。
- iv. その有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに当該親法人投資口の交付を受ける場合。
- (i) 組織の変更
- (ii) 合併
- (iii)株式交換(会社法以外の法令(外国の法令を含みます。)に基づく株式交換に相当する行為を含みます。)
- (iv) 株式移転(会社法以外の法令(外国の法令を含みます。)に基づく株式移転に相当する行為を含みます。)
- v. その権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要、かつ、不可欠である場合(投信法第81条第2項第1号及びi.乃至iv.に掲げる場合を除きます。)。

その他の投資制限

(イ) 有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は、有価証券の引受け及び信用取引を行いません。

(口) 集中投資

集中投資について制限はありません。なお、不動産の立地カテゴリーによる投資に関する方針については、 前記「(1)投資方針 ポートフォリオ構築方針 (イ)目標ポートフォリオ」をご参照下さい。

(ハ) 他のファンドへの投資

他のファンド(投資信託の受益証券及び投資証券)に対する投資は、当該投資信託の投資信託財産又は当該 投資法人が運用のために保有する資産が主として不動産等であるものに限ります(規約第11条第1項第2号 及 び)。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本投資証券又は本投資法人債券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券又は本投資法人債券への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が取得した個別の不動産又は信託受益権の信託財産である不動産に特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 その他投資資産の主要なもの」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券若しくは本投資法人債券の市場価格が下落又は分配金の額が減少し、その結果、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で、本投資証券又 は本投資法人債券に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書に記載の事項には、本投資法人及び本資産運用会社の目標及び意図を含め、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、これらの事項は本書の日付現在における本投資法人及び本資産運用会社の判断、目標、一定の前提又は仮定に基づく予測によるものであり、実際の結果が異なることとなる可能性があります。

本項に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

投資証券又は投資法人債券の商品性に関するリスク

- (イ) 本投資証券又は本投資法人債券の市場価格の変動に関するリスク
- (ロ) 投資証券の市場での取引に関するリスク
- (八) 金銭の分配に関するリスク
- (二) 収入及び支出の変動に関するリスク
- (ホ) 投資法人債券の償還・利払に関するリスク
- (へ) 新投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク 本投資法人の運用方針に関するリスク
- (イ) 投資対象を産業用不動産に特化していることによるリスク
- (ロ) 公的セクターに対する投資が予定どおり進捗しないリスク
- (ハ) 少数の賃借人に依存していることによるリスク
- (二) 運用資産の立地の地域的な偏在及び種類的な偏在に関するリスク
- (ホ) 本投資法人の成長戦略に関するリスク
- (へ) 保有物件の再開発に関するリスク
- (ト) インフラ施設を投資対象としていることによるリスク 本投資法人の運用に関する一般的なリスク
- (イ) 不動産を取得又は処分できないリスク
- (ロ) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク
- (八) 敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

- (イ) KKRへの依存、利益相反に関するリスク
- (ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク
- (ハ) 本資産運用会社の人材に依存しているリスク
- (二) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- (ホ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

不動産及び信託受益権に関するリスク

- (イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ロ) 賃貸借契約に関するリスク
- (ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (二) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
- (ホ) 土地の境界等に係るリスク
- (へ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
- (ト) 法令の制定・変更に関するリスク
- (チ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- (リ) 転貸に関するリスク
- (ヌ) マスターリース契約に関するリスク
- (ル) 賃借人等による不動産の利用状況に関するリスク
- (ヲ) 共有物件に関するリスク

EDINET提出書類 産業ファンド投資法人(E14705) 有価証券報告書(内国投資証券)

- (ワ) 区分所有建物に関するリスク
- (カ) 底地物件に関するリスク
- (ヨ) 借地物件に関するリスク
- (タ) 借家物件に関するリスク
- (レ) 使用許可を取得した敷地上に所在する物件に関するリスク
- (ソ) 開発物件に関するリスク
- (ツ) 埋立地に関するリスク
- (ネ) 有害物質等に関するリスク
- (ナ) 不動産を信託受益権の形態で保有する場合の固有のリスク
- (ラ) フォワード・コミットメント等に係るリスク
- (ム) 減損会計の適用に関するリスク
- (ウ) 太陽光発電設備が設置されている物件に係るリスク 税制に関するリスク
- (イ) 導管性要件に関するリスク
- (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (二) 一般的な税制の変更に関するリスク

その他

- (イ) 専門家の意見への依拠に関するリスク
- (ロ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク
- (八) 一時差異等調整引当額の戻入れにより利益の分配が減少するリスク

投資証券又は投資法人債券の商品性に関するリスク

(イ)本投資証券又は本投資法人債券の市場価格の変動に関するリスク

本投資法人は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換金する手段は、第三者に対する売却に限定されます。

本投資証券又は本投資法人債券の市場価格は、取引所における需給バランスにより影響を受け、一定の期間内に大量の売却が出た場合には、大きく価格が下落する可能性があります。また、市場価格は、本投資証券又は本投資法人債券に対する需給状況、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。

そのため、投資主又は投資法人債権者は、本投資証券又は本投資法人債券を取得した価格で売却できない可能性があり、その結果、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

(ロ)投資証券の市場での取引に関するリスク

本投資証券は、東京証券取引所に上場していますが、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少 その他の東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に抵触する場合には、本投資証券の上場が 廃止されます。

本投資証券の上場が廃止された場合、投資主は、保有する本投資証券を相対で譲渡する他に換金の手段がないため、本投資法人の純資産額に比して廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資証券の譲渡自体が事実上不可能となる場合があり、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。

(八)金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が取得する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産(以下、本「(1) リスク要因」の項において「不動産」と総称します。)の賃貸状況、売却に伴う損益や建替えに伴う除却損等により、期間損益が大きく変動し、投資主への分配金が増減し、又は一切分配されないことがあります。

また、本投資法人は、前記「2投資方針 (3)分配方針 利益を超えた金銭の分配」に記載のとおり、一時的な利益超過分配を実施することがありますが、利益を超えた金銭の分配は、出資の払戻しに相当するため、利益を超えた金銭の分配が実施された場合、本投資法人の純資産は減少することになります。また、これにより手元資金が減少することとなるため、想定外の事象等により本投資法人の想定を超えて資本的支出を行う必要が生じた場合などに手元資金の不足が生じる可能性や、機動的な物件取得にあたり資金面での制約となる可能性があります。

加えて、本投資法人は、前記「2 投資方針 (3) 分配方針 利益を超えた金銭の分配」に記載のとおり、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配を行う方針です。しかしながら、このような方針にかかわらず、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額、当該営業期間の純利益及び不

動産等の売却益や解約違約金等の一時的収益を含む利益の水準、利益を超えた金銭の分配額を含めた当該営業期間の金銭分配額の水準、本投資法人の財務状況の他、経済環境、不動産市場や賃貸市場等の動向等を総合的に勘案し、利益を超えた金銭の分配の全部又は一部を行わない場合もあります。

(二)収入及び支出の変動に関するリスク

本投資法人の収入は、不動産の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下(建物の建替え及び大規模修繕等を要因とする場合も含みます。)等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約どおりの増額改定を行えない可能性もあります(なお、これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「不動産及び信託受益権に関するリスク (ロ)賃貸借契約に関するリスク」をご参照下さい。)。個別の資産の過去の受取賃料の状況は、当該資産の今後の受取賃料の状況と一致する保証はありません。また、不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

一方、収入の減少だけでなく、退去する賃借人への預り敷金及び保証金の返還、大規模修繕等に要する支出、多額の資本的支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、 キャッシュ・フローを減ずる要因となる可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出は増大する可能性があり、個別の資産及び運用資産全体の過去の収支の状況が必ずしも将来の収支の状況と一致し又は同様の傾向を示すとは限りません。何らかの理由によりこれらの収支に変更が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

(ホ)投資法人債券の償還・利払に関するリスク

本投資法人の信用状況の悪化その他の事由により、本投資法人債券について元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

(へ)新投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、新投資口を随時発行する予定ですが、かかる発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の計算期間中に発行された投資口に対して、当該計算期間の期初から存在する投資口と同額の金銭の分配が行われるため、既存の投資主は、当該新投資口の発行がなかった場合に比して、1口当たりの受取分配金額が減少する可能性があります。更に、当該新投資口の発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受け本投資証券の市場価格が下落する可能性があります。

本投資法人の運用方針に関するリスク

(イ)投資対象を産業用不動産に特化していることによるリスク

本投資法人は、インダストリアル不動産及びインフラ不動産からなる産業用不動産を投資対象としており、 この投資対象の特性による特有のリスクを有しています。

a. 産業用不動産全体に対する需要が減少するリスク

産業用不動産は、歴史的に工場・研究所の立地件数や設備投資額等について、景気動向の影響を受けています。したがって、今後の我が国の景気動向、為替動向、人口推移、国際競争力、生産活動の海外移転等の進捗状況等の如何によっては、本投資法人が投資対象とする産業用不動産に対する全般的需要が減少し、その結果、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

b. 特定の種類の産業用不動産に対する需要が減少するリスク

産業用不動産全体に対する需要が減少しない場合でも、今後の我が国の産業構造、交通・通信・エネルギーその他のインフラのあり方の変化等により、特定の種類の産業用不動産に対する需要が低下し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、産業用不動産には、ガスターミナル、発電所その他の天然資源等の需給変動により当該施設に対する需要が減少し、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性もあります。

c. 個別の産業用不動産に対する需要が減少するリスク

産業用不動産全体又は特定の種類の産業用不動産に対する需要が減少しない場合でも、個別の産業用不動産に対する需要が減少する可能性もあります。例えば、ある産業用不動産の周辺地域の宅地化・市街地化、周辺のインフラの利便性の低下、将来の生産活動、物流及び交通・通信・エネルギーその他のインフラのあり方の変化による特定の産業用不動産の用途適合性の低下、喪失等を理由として当該不動産の産業用不動産としての価値が損なわれ、その結果、当該産業用不動産に対する賃借需要が後退し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

d. 用途が限定されていること及び単一賃借人、少数賃借人物件であることによるリスク

産業用不動産は、インダストリアル不動産、インフラ不動産いずれについても、特定の又は特殊な用途に 適合するように建設され、用途の変更が困難である場合が多く、多くの場合、物件の特性から賃借人となり うる者が限定されることになります。したがって、既存の賃借人が退去した場合、オフィス、住居、商業施 設などに比べ、代替賃借人となりうる者が限定され、代替賃借人が入居するまでの非稼働期間が長期化する 可能性があります。

また、本投資法人の運用資産は、産業用不動産としての特性から、すべて、単一の賃借人又は少数の賃借人が物件全体を賃借する形態となっており、今後の取得資産についても同様の場合が多いと考えられます。

したがって、これらの賃借人が退去した場合、賃貸スペースの広さ等から、代替賃借人となりうる者が限定され、代替賃借人が入居するまでの空室期間が長期化する可能性があります。

これらの結果、当該物件の稼働率が大きく減少したり、代替賃借人確保のために賃料水準を引き下げざるを得なくなることがあり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

e. 環境関連法による規制及び環境関連法規制の変更に関するリスク

産業用不動産においては、立地の特性及び施設の用途から、土壌汚染や地下水汚染又は有害物質使用等の問題が生じる可能性が比較的高く、土壌汚染対策法等様々な環境関連法規制の対象となっており、問題が生じた場合は賃借人等の本投資法人以外の者の行為による場合であっても本投資法人が責任を負担することになる可能性があります。また、環境関連法規制が強化された場合には、かかる規制を遵守するために、本投資法人が多大なコストを負担することになる可能性があり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

f. 産業用不動産に関する法規制等に伴うリスク

産業用不動産は、環境関連法規制に加え、用途に応じた多くのかつ厳格な安全規制などの様々な法規制の対象となっています。これらの規制については今後強化される可能性が高く、このような規制強化により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性もあります。また、産業用不動産に関する用途規制、地域規制等の変更・強化により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

g. 産業用不動産固有の事故等に関するリスク

本投資法人が投資対象とする産業用不動産においては、工場操業、危険物の運送その他の本質的に危険性のある活動が行われる場合があり、万が一、運用資産において、火災、爆発その他の事故(以下「事故等」と総称します。)が発生した場合、不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するために多額の費用を要したり、一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されていない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない事故等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額される若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

また、インフラ不動産の場合、公衆が多数利用する場合も想定され、事故等が発生し第三者に損害を与えた場合、本投資法人に故意又は過失がない場合であっても、本投資法人も民法上の土地工作物責任等の理論により、責任を負担する可能性があり、その結果、本投資法人に損害が生じる可能性があります(詳しくは、後記「不動産及び信託受益権に関するリスク (二)不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク」をご参照下さい。)。

更に、本投資法人の運用資産において事故等が発生した場合、本投資法人が法的責任を負担しない場合又は損害が損害保険等によって填補され実害が生じない場合等であっても、事故等が生じたことから資産を保有する本投資法人に対する社会からの評価(いわゆるレピュテーション)が低下し、その結果、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性もあります。

h. 産業用不動産に設置された設備等に関するリスク

産業用不動産には、その用途のために様々な特別な設備等が設置されることがあり、その価格は高額になる場合もあります。当該設備等の設置、補修等が賃借人の費用と責任により行われる場合であっても、当該賃借人が当該不動産から退去する場合には、当該不動産の効用を維持するために当該設備等を本投資法人が買い取らざるを得なくなる場合も想定されます。仮に無償譲渡を受けた場合であっても、この場合、本投資法人に当該設備等の補修等のための費用が発生する可能性もあります。これらにより、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

(口)公的セクターに対する投資が予定どおり進捗しないリスク

本投資法人は、現在公的セクターが保有している産業用不動産についても、将来本投資法人のような民間セクターによる取得・保有ニーズが増加するものと考え、このような公的セクターが現在保有している産業用不動産への投資を引き続き検討していくこととしています。

しかし、公的セクターが保有している産業用不動産の取得に当たっては、法規制の改正その他の規制緩和、 政府、地方公共団体その他の諸機関との調整を必要とする場合があり、このような場合において、かかる規制 緩和、調整が本投資法人の想定どおり進捗するとは限りません。

したがって、本投資法人の投資方針にもかかわらず、これらの産業用不動産を予定どおり取得できないリスクがあります。

また、公的セクターが保有している産業用不動産を取得できたとしても、政府、地方公共団体その他の諸機関によって、賃料等が規制される可能性があり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

更に、公的セクター以外が保有している場合であっても、産業用不動産固有の法的、経済的、事実上の制約により、本投資法人の投資方針にもかかわらず、これらの産業用不動産を予定どおり取得できないリスクがあります。

(八)少数の賃借人に依存していることによるリスク

本投資法人の運用資産のうち相当部分は、少数の賃借人へ賃貸されており、本投資法人の収入は、かかる賃借人に大きく依存しています。したがって、これらの賃借人の営業状況、財務状況が悪化し、賃料支払が遅延したり、物件から退去した場合には、本投資法人の収益等に大きな悪影響が生じる可能性があります。

(二)運用資産の立地の地域的な偏在及び種類的な偏在に関するリスク

2025年7月末時点における、本投資法人が保有する不動産及び信託受益権の鑑定評価額の総額に占める東京圏所在の物件の割合は、59.2%となっており、東京圏における産業構造の変化、経済情勢の悪化、地震その他の災害などの理由により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

また、今後の運用次第では、本投資法人の運用資産の立地にその他の地域的な偏在が生じたり、特定の種類の不動産の割合が高くなる可能性もあります。地域的な偏在が生じた場合には、上記同様、当該地域に特有の事由により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。また、特定の種類に利用される不動産の割合が高くなった場合には、当該特定の種類に特有の事由により(詳しくは、前記「(イ) 投資対象を産業用不動産に特化していることによるリスク b. 特定の種類の産業用不動産に対する需要が減少するリスク」をご参照下さい。)、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

(ホ)本投資法人の成長戦略に関するリスク

本投資法人は、保有資産の拡大に当たって、本資産運用会社による積極的な提案型の物件取得活動を行っていますが、かかる活動が成果を上げるとは限りません。また、本投資法人は、稼働率の低い物件や未竣工の物件の場合にはフォワード・コミットメント等(先日付での売買契約であって、契約締結から1か月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約をいいます。以下同じです。)により物件を取得する仕組みを構築すべく取り組んでいますが、本投資法人が希望する場合にかかる仕組みが構築できない可能性もあります。

また、本投資法人は、運用資産について、施設拡張工事・改築等を実施することを成長戦略の一つとしていますが、法規制上の制限その他の理由により、必ずしも本投資法人の希望する工事・改築等が行えるとは限りません。

(へ)保有物件の再開発に関するリスク

投信法上、投資法人は、自ら建物の建築を行うことはできませんが、工事期間中のテナントの退去によるキャッシュ・フローの変動がポートフォリオ全体に過大な影響を与える場合等の一定の場合を除き、建物の建築に係る請負契約の注文者となることはできると考えられています。そのため、投資法人は、一般に建物の建築に係る請負契約の注文者となって、不動産の再開発事業を手がける可能性があります。

本投資法人は、今後保有物件の状況に照らし必要と判断される場合には保有物件の再開発を実行していく予定です。しかし、再開発事業は、不動産の開発に係る各種リスク(開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格変動リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等)を伴うものであることから、需給の状況その他の経済環境の変化、テナントの獲得や必要な資金の確保の困難、法令改正による不動産に適用される規制の変更、再開発敷地における地中埋設物の発見、開発時の近隣との紛争の発生その他様々な事由により、開発が遅延し、変更を余儀なくされ、中止され、又は追加の費用負担が発生する可能性があります。これらの場合、本投資法人は、予定した再開発計画を実施できず、又は当初の計画どおりの再開発事業が完了できないことにより、予定された時期又は内容の物件を取得できない可能性があります。また、再開発事業が実施された場合であっても、建築された建物のキャッシュ・フローは需給の状況その他の経済環境の影響を受けることから、期待どおりに稼働しない可能性もあります。

これらの結果、再開発事業による収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担する若しくは被る可能性があり、その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受け、投資主が得られる分配金が大幅に減少する可能性があります。また、再開発事業に伴い本投資法人の保有する資産を取り壊す場合には、当該資産を除却することに伴い損失が生じることから、当該損失が多額に及び、投資主が得られる分配金が大幅に減少する可能性があります。

(ト)インフラ施設を投資対象としていることによるリスク

本投資法人は、交通、通信、エネルギー、水道、公共施設等産業活動の基盤として整備される施設(以下、本項において「インフラ施設」といいます。)を投資対象としていますが、インフラ施設には、本書の日付現在、制度上本投資法人による投資が困難なものも有ります。

加えて、本書の日付現在、インフラ施設の一部(空港、港湾施設、鉄道施設、道路・自動車道、水道、下水道、熱供給施設等のうち、公共的な性質を有するもの)は、2015年4月30日付で東京証券取引所が開設したインフラファンド市場における投資対象にも指定されています。

本書の日付現在、同市場に上場しているファンドの投資対象と、本投資法人の投資対象との間に実質的な重複が生じる事態は生じていないものの、同市場に上場するファンドの増加により、本投資法人の投資対象と投資対象が実質的に一部重複する上場ファンドが現れ又は増加する可能性があります。この場合、本投資法人の投資対象であるインフラ施設に関する投資が活発化し、インフラ施設への需要が拡大する可能性があります。ただし、この場合においてもインフラ施設への需要が必ずしも増大するとは限らず、また、仮にインフラ施設への需要が拡大した場合においても、かかる需要の拡大に伴い取得競争が活発化した場合、本投資法人は、必ずしも、希望するインフラ施設を取得することができるとは限りません。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性もあります。

本投資法人の運用に関する一般的なリスク

(イ)不動産を取得又は処分できないリスク

本投資法人が投資対象とする産業用不動産のうちインダストリアル不動産については、一般的に、オフィス、住宅、商業施設といった他の種類の不動産に比べて取得機会が少なく、また、インフラ不動産については、未だその流通市場が形成されているとはいえません。他方、不動産投資信託その他の不動産ファンド及びその他の投資家等による不動産に対する投資は一般的に活発化する傾向にあり、産業用不動産への需要も拡大する可能性があります。したがって、本投資法人は、必ずしも、希望する不動産等を取得することができるとは限りません。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性もあります。加えて、本投資法人が不動産等の取得を決定し、売主と譲渡について合意した場合であっても、売主との間で締結した不動産等に係る売買契約において定められた一定の条件が満たされない、又は市況の変化等により賃借人の業績が著しく悪化するなどした場合には、本投資法人が不動産等を取得を予定した期日に取得できない、又は取引を中断する可能性があります。更に、本投資法人が不動産等を取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性もあります。その結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

(ロ)新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

新投資口の発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行並びにそれらの条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で新投資口の発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかったり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、更には資金繰りがつかなくなる可能性があります。また、本投資法人が既存の借入れ及び投資法人債の返済資金を新たな借入れ等で調達することを予定していたにもかかわらず、かかる調達ができない場合には、既存の借入れ等の返済ができないことにより債務不履行となる可能性があります。

また、本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、現在設定されている資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値を維持する等の財務制限条項のほかに、追加的に、投資主への金銭の分配を制約する、本投資法人の信用状態に関する評価を一定の水準に維持する等の財務制限条項が設けられたり、運用資産に担保を設定することとなったり、規約の変更が制限される等の可能性があります。このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、これらの制限に違反した場合には、追加の担保設定や費用負担等を求められ、又は当該借入契約に係る借入金若しくは投資法人債の元利金について期限の利益を喪失するなどの可能性があり、その結果、本投資法人の運営に重大な悪影響が生じる可能性があります。

更に、借入れ及び投資法人債の金利は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。過去10年以上にわたり日本では低金利状態が続いていましたが、金融政策の変更にともない、適用金利が上昇傾向にあります。そのため、今後、新規借入れや新規発行投資法人債に適用される金利及び変動金利の適用金利が更に上昇する可能性があります。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(八)敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人は、運用資産の賃借人が無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を運用資産の取得資金の一部として利用する場合があります。ただし、敷金又は保証金を本投資法人が利用する条件として、本投資法人が敷金又は保証金の返還債務を負う場合があり、当該返還債務の履行に必要な資金を借入れ等により調達する可能性があります。その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

(イ)KKRへの依存、利益相反に関するリスク

KKRの子会社である株式会社 K J R Mホールディングスは、本書の日付現在、本資産運用会社の発行済株式総数の100%を保有し、また、本資産運用会社の役員には、KKRの子会社等の出身者が含まれます。したがって、KKRの利益が本投資法人又は本投資法人の他の投資主の利益と異なる場合、利益相反の問題が生じる可能性があります。KKRは、本投資法人がKKR又はその関連会社等から資産を取得する場合、物件の賃貸又はその他の業務を行う場合に、本投資法人に対して影響力を行使する可能性があります。また、本投資法人は、KKR又はその関連会社等と資産の取得等に関し直接又は間接的に競合する場合もあります。かかる場合、本投資法人の業務、財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、本投資法人の投資口価格や分配金が減少する可能性があります。

(口)本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、執行役員及び監督役員から構成される役員会において重要な意思決定を行い、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者、特に本資産運用会社の能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を維持できる保証はありません。また、投信法は、本投資法人の執行役員及び監督役員並びに本投資法人の関係者に関する義務及び責任を定めていますが、これらの本投資法人の関係者が投信法その他の法令に反し、又は法定の措置をとらないときは、投資主又は投資法人債権者に損害が発生する可能性があります。

また、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務(善管注意義務)、本投資法人のために忠実に職務を遂行する義務(忠実義務)、利益相反行為を行わない義務、その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。特に、本投資法人のために資産の運用を行う本資産運用会社において、その利害関係者のために本投資法人の利益を害する取引が行われるリスクがあり、本資産運用会社では、かかるリスクに適切に対処するための社内規程(自主ルール)として、利害関係者取引規程を定めています(前記「1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 投資運用の意思決定機構」及び後記「第二部投資法人の詳細情報 第3管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。)が、かかる対策が完全に機能するとは限りません。

有価証券報告書(内国投資証券)

なお、投信法上、資産運用会社は、複数の投資法人等の資産運用を受託することを禁じられてはおらず、本投資法人の資産運用会社である株式会社 K J R マネジメントは、本投資法人のほか、日本都市ファンド投資法人の資産の運用を受託しています(詳細については前記「1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 投資法人の運用体制」をご参照下さい。)。なお、日本都市ファンド投資法人は、主として商業施設、オフィスビル、住宅、ホテル及びこれらの用途の複合施設を投資対象とする投資法人であることから、産業用不動産を投資対象とする本投資法人とは、本書の日付現在、その投資対象が異なっています。本資産運用会社は、各本資産運用会社受託投資法人の資産の運用に際して各本資産運用会社受託投資法人間における利益相反防止のためのチェックリストを作成していますが、かかるチェックリストが想定どおり機能しない場合もあり得ます。

また、本投資法人に係る資産運用に従事するインダストリアル本部及び日本都市ファンド投資法人に係る資産運用に従事する都市事業本部における運用の意思決定はそれぞれ独立して行うものとされています。加えて、本資産運用会社の属するKJRMグループにおいては、インダストリアル本部、都市事業本部及び株式会社 K J R M プライベートソリューションズの間で生じ得る投資物件を取得する機会の競合に関し、投資情報に係る優先検討権ルール(詳細については前記「1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 投資法人の運用体制 c. 投資情報に係る優先検討権ルール」をご参照下さい。)を設けていますが、当該ルールに反する物件の取得検討が行われる可能性は否定できません。更に、かかるルールは今後変更される可能性があり、当該変更により、本投資法人が本書の日付現在と同様の物件取得機会を確保できないこととなる可能性もあります。その場合、本投資法人の取得機会が減少すること等により、本投資法人にとって望ましいと考えられるポートフォリオの構築が実現しにくくなる可能性があり、結果として、本投資法人の収益性や資産の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、本資産運用会社のインダストリアル本部のみならず都市事業本部において不適切な行為が行われた場合、行政処分が本資産運用会社に対して課せられ、その結果、本投資法人の資産運用に悪影響を与える可能性や、本投資法人のレピュテーションも低下する可能性があります。

このほかに、本資産運用会社又は本投資法人若しくは運用資産である信託受益権に関する信託受託者から委託を受ける業者として、プロパティ・マネジメント会社、建物の管理会社等があります。本投資法人の収益性の向上のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところも大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他の義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(八)本資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人は、資産運用を本資産運用会社に委託しており、その運営は、本資産運用会社の人材に大きく依存しています。したがって、本資産運用会社の人材が失われた場合、本投資法人の運営に悪影響をもたらす可能性があります。

(二)本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定めた、より詳細な投資方針、ポートフォリオ構築方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらが変更される可能性があります。

(ホ)本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法(平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。)(以下「破産法」といいます。)上の破産手続、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。)(以下「民事再生法」といいます。)上の再生手続及び投信法上の特別清算手続(投信法第164条)に服する可能性があります。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります(投信法第216条)。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済(投資法人債の償還を含みます。)後の 残余財産の分配に与ることによってしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金 額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。 不動産及び信託受益権に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「1投資法人の概況 (2)投資法人の目的及び基本的性格 投資法人の目的及び基本的性格」に記載のとおり、不動産等資産です。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合とほぼ同様の経済的状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託受益権特有のリスクについては、後記「(ナ) 不動産を信託受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照下さい。

(イ)不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等が存在している可能性があり、また、かかる欠陥、瑕疵等が取得後に判明する可能性もあります。建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経由した不動産についても、建築基準関係規定の求める安全性や構造耐力等を有するとの保証はなく、取得時には想定し得ない隠れた構造上その他の欠陥・瑕疵の存在等が取得後に判明するおそれもあります。また、建物の施工を請負った建設会社又はその下請業者において、建物が適正に施工されない場合があり得るほか、免震装置、制振装置を含む建築資材の強度・機能等の不具合や基準への不適合がないとの保証はありません。更に、本投資法人の取得時の調査においても、物理的、時間的その他の制約があり、調査が完全であるとの保証はありません。本投資法人は、状況によっては、前所有者又は前信託受益者に対し一定の事項につき表明及び保証を要求し、契約不適合責任を追及できるようにする予定ですが、表明及び保証を行わせ、又は契約不適合責任を追及できるようにすることができない可能性があるほか、かかる表明及び保証が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や契約不適合責任を追及できたとしても、これらの責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者又は前信託受益者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もありえます。このようなリスクは前所有者又は前信託受益者が特別目的会社である場合により高いと考えられます。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために 買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることが あり、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

また、本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。その後の改正を含みます。)(以下「宅地建物取引業法」といいます。)上、宅地建物取引業者とみなされるため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、契約不適合責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。したがって、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

また、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。更に、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上可能な範囲で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

(ロ)賃貸借契約に関するリスク

a. 賃貸借契約の解約及び更新に関するリスク

賃借人が賃貸借契約上解約権を留保している場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約が終了したり、また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあります。これらの理由等により、保有物件に空室が生じることとなった場合、本投資法人は新たな賃借人を誘致するよう努めますが、新たな賃借人の獲得競争が激しく、新たな賃借人を早期に誘致できない場合には、当該不動産の空室状態が長期化して稼働率が低下し、賃料収入が減少することがあります。また、解約禁止条項、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合や更新料を定めている場合でも、賃借人との交渉の結果、契約締結時に合意した金額からの減額に応じざるを得ない可能性があるほか、裁判所によって所定の金額から減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

以上のような事由により、賃料収入等が減少した場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又 は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

b. 賃料不払に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産法上の破産手続、民事再生法上の再生手続若しくは会社更生法 (平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。)(以下「会社更生法」といいます。)上の更生手続 その他の倒産手続(以下、併せて「倒産等手続」と総称します。)の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があり、この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況になった場合には、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

c. 賃料改定に係るリスク

不動産賃貸借契約においては、契約期間が長期間であっても、多くの場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しが行われます。

したがって、このような見直しが行われた場合には、本投資法人が締結する賃貸借契約が長期のものであっても、本書に記載の賃料が維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉如何によっては、必ずしも、規定どおりに賃料を増額できるとは限りません。

d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法(平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。)(以下「借地借家法」といいます。)第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができます。定期建物賃貸借契約の効力が認められるためには、借地借家法第38条所定の要件を充足する必要があります。このため、定期建物賃貸借契約を新たに締結し又は既存の建物賃貸借契約を定期建物賃貸借契約に変更した上で借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合であっても、借地借家法第38条所定の要件が充足されなかった場合には、賃料減額請求権を排除することができず、当該請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。また、建物の所有を目的とする土地の賃借人についても、借地借家法第11条に基づく土地の借賃の減額請求が認められています。請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

e. 優先的購入権又は先買権その他の合意が存在することによるリスク

本投資法人の投資対象には、単一のテナントへ物件全体を賃貸するいわゆるシングルテナント物件や少数の核となる大規模テナントが存在する核テナント物件が含まれています。これらの物件の賃貸借契約においては、賃借人との間で優先的購入や処分禁止に関する合意(その内容は様々です。)をすることにより、賃貸人等が物件の所有権又はこれらを信託財産とする信託の受益権を第三者に売却しようとする場合に賃借人に優先的に又は排他的に購入できる機会又は権利(いわゆる優先的購入権や先買権)が与えられたり、その他賃貸人等による物件の自由な売却その他の処分が制限される場合があります。

本投資法人が現在保有する物件の一部においてもかかる合意が存在しますが、かかる合意がなされている場合、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(八)災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、地震に伴う液状化現象、津波、暴風雨、洪水、落雷、火山の噴火、高潮、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロのほか原子力発電所における事故等(以下「災害等」と総称します。)により不動産が滅失、毀損若しくは劣化し、又は不動産の正常な運営が妨げられ、それにより、当該不動産に係る収益が減少し若しくは費用が増加し、又はその価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、毀損又は劣化した個所を修復するために多額の費用を要したり、一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。例えば、災害等により、不動産の個別事情により保険契約が締結されていない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額される若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

(二)不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

運用資産である不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等に損害を与えた場合に、本投資法人に 損害賠償義務が発生する可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上の土地工作物責任等の理 論により、無過失責任を負うことがあります。不動産の個別事情により保険契約が締結されていない場合、保 険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は 保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額される若しくは遅れる場合に は、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

また、不動産につき毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要し、修繕のために一定期間建物を不稼働とすることを余儀なくされる場合には賃料収入が減少する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

(ホ)土地の境界等に係るリスク

国内においては、土地の境界が曖昧であることが稀ではありませんが、隣地の所有者若しくは占有者からの境界確認書その他境界を確定させる書面が取得できない場合、又は境界標の確認ができないまま当該不動産を取得する場合には、後日、このような不動産を処分するときに実質的な障害が発生する可能性や、境界に関して紛争が発生し、所有敷地の面積の減少、損害賠償責任の負担等、これらの不動産について予定外の費用又は損失が発生する可能性があります。同様に、越境物の存在により、不動産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性や、越境物の除去費用等の追加負担が本投資法人に発生し、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(へ)不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物(現に建築中のものを含みます。)又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています(いわゆる既存不適格)。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、追加的な費用負担が必要となる可能性があり、また、現状と同規模の建物を建築できない可能性があります。

また、不動産に係る様々な行政法規や各地の条例による規制が運用資産である不動産に適用される可能性があります。例えば、都市計画法、地方公共団体の条例による風致地区内における建築等の規制、河川法(昭和39年法律第167号。その後の改正を含みます。)による河川保全区域及び土地区画整理法(昭和29年法律第119号。その後の改正を含みます。)(以下「土地区画整理法」といいます。)による土地区画整理事業施行地区における工作物の新築等の制限及び清算金の徴収の決定、文化財保護法(昭和25年法律第214号。その後の改正を含みます。)に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務並びに雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。更に、運用資産である不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し収益が減少する可能性があります。また、当該不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建物を建築できない可能性があります。その他、法律又は条例により、地球温暖化対策として、一定の要件を満たす不動産の所有者等に温室効果ガス排出に関する報告や排出量制限の義務が課されることがあり、排出量削減のための義務等を履行できない場合には、排出権に関する支出等を余儀なくされる可能性があります。

(ト)法令の制定・変更に関するリスク

土壌汚染対策法並びにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。その後の改正を含みます。)のほか、将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があるほか、エネルギーや温室効果ガス削減を目的とした法令、条例等の制定、改正等によっても、追加的な費用負担等が発生する可能性があります。更に、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(チ)売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機状態にあると認められる又はその疑義がある 者を売主として不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取消(詐害行為取消)される可能性があります。また、本投資法人が不動産を取得した後、売主について倒産等手続が開始した場合に は、不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者(以下、本項において「買主」といいます。) から更に不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主との間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っている場合には、売主と買主との間の売買が否認され、本投資法人に対してもその効果を主張される可能性があります。

本投資法人は、管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等について諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等を回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

更に、取引の態様如何によっては売主と本投資法人との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、 当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財 産に属するとみなされる可能性(いわゆる真正譲渡でないとみなされるリスク)もあります。

(リ)転貸に関するリスク

本投資法人の運用資産である不動産の賃借人(転借人を含みます。)に、不動産の一部又は全部を転貸する 権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居する賃借人を自己の意思により選択できなくなったり、退去 させられなくなる可能性があるほか、賃借人の賃料が、転借人の賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人 の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約 上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される旨規定されている場合等には、かかる敷金等の返還義務が、賃貸人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃貸人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヌ)マスターリース契約に関するリスク

本投資法人は、マスターレッシーが本投資法人又は信託受託者とマスターリース契約を締結した上で、各転借人に対して転貸するマスターリースの形態をとる物件を取得することがあります。マスターリースの形態をとる物件においてマスターレッシーの財務状況が悪化した場合、転借人がマスターレッシーに賃料を支払ったとしても、マスターレッシーの債権者がマスターレッシーの転借人に対する賃料債権を差し押さえる等により、マスターレッシーから本投資法人又は信託受託者への賃料の支払が滞る可能性があります。

(ル)賃借人等による不動産の利用状況に関するリスク

不動産の賃貸借においては、特に土地や建物を一括賃貸している不動産においては、日常の管理等が賃借人等に委託されている場合が多く、そうでない場合であっても、賃借人等による不動産の利用状況等により、当該不動産の資産価値、ひいては本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。賃貸人は賃借人と普通建物賃貸借契約を締結した場合、又は定期建物賃貸借契約において借地借家法第38条所定の要件が充足されないことにより定期建物賃貸借契約としての効力が否定された場合、正当事由があると認められなければ、賃借人との賃貸借契約を終了することができず、運用資産である不動産のテナント属性の悪化を阻止できない可能性があります。

(ヲ)共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との共有物件である場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有 する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため(民法第252条第1項)、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため(民法第249条第1項)、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性(民法第256条第1項)、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性(民法第258条第3項)があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

有価証券報告書(内国投資証券)

上記の分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者が倒産等手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるとされています。ただし、共有者は、倒産等手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます(破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条)。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者(抵当権設定者)の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権や先買権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却しようとする場合に他の共有者が優先的に又は排他的に購入できる機会又は権利を与えるようにする義務を負い、またその他物件の自由な売却その他の処分が制限される場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合、一般的に敷金返還債務は不可分債務になると解されており、また、賃料債権も不可分債権になると解される可能性があり、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有者間において、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与し、当該他の共有者からその対価を受領する旨の合意をする場合がありますが、かかる場合、共有者の収入は賃貸人である他の共有者の信用リスクに晒されることとなります。これを回避するために、賃借人からの賃料を、賃貸人ではない共有者の口座に払い込むように取り決めることがありますが、かかる取決めによっても、賃貸人である他の共有者の債権者により当該他の共有者の各賃借人に対する賃料債権が差し押さえられることもあり、他の共有者の信用リスクは完全には排除されません。また、複数の共有者が、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与する場合、かかる複数の共有者の他の共有者に対する賃料分配債権が不可分債権と解される可能性があり、共有者はかかる他の共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の低下要因が増す可能性があります。

(ワ)区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。)(以下「区分所有法」といいます。)の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分(居室等)と共有となる共用部分(エントランス部分等)及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び規約(規約の定めがある場合)によって管理方法が定められます。規約の設定、変更及び廃止は、集会において区分所有者及び議決権(規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合)の各4分の3以上の決議が、また、建替え決議をする場合には集会において区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数の決議が必要とされる等(区分所有法第31条、第62条)、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権、先買権又は処分禁止の合意をする場合があることは、共有物件の場合と同様です。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。 区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利 用権を分離して処分することが原則として禁止されています(区分所有法第22条)。ただし、敷地権の登記が なされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となりま す(区分所有法第23条)。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地の うちの一筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権(いわゆる分有形式の敷地利用 権)として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに 係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の低下要因が増す可能性があります。

(カ)底地物件に関するリスク

本投資法人は、第三者が賃借してその上に建物を所有している土地、いわゆる底地を取得することがあります。底地物件の場合は特有のリスクがあります。借地権は、定期借地権の場合は借地契約に定める期限の到来により当然に消滅し、普通借地権の場合には期限到来時に本投資法人が更新を拒絶しかつ本投資法人に更新を拒絶する正当事由がある場合に限り消滅します。借地権が消滅する場合、本投資法人は借地権者より時価での建物買取を請求される場合があります(借地借家法第13条、借地法(大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。)(以下「借地法」といいます。)第4条)。普通借地権の場合、借地権の期限到来時に更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、借地権者より時価での建物買取を請求される場合においても、買取価格が本投資法人が希望する価格以下である保証はありません。

また、借地権者の財務状況が悪化した場合又は倒産等手続の対象となった場合、借地契約に基づく土地の賃料の支払が滞る可能性があり、この延滞賃料の合計額が敷金及び保証金等で担保される範囲を超える場合は投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。借地契約では、多くの場合、賃料等の借地契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。賃料の改定により賃料が減額された場合、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。借地権者は借地借家法第11条に基づく土地の借賃の減額請求をすることができ、これにより、当該底地から得られる賃料収入が減少し、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

(ヨ)借地物件に関するリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自らが所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し(定期借地権の場合)又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します(普通借地権の場合)。また、借地権が地代の不払その他による解除、その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合(借地借家法第13条、借地法第4条)を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

また、本投資法人又は信託受託者が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人又は信託受託者は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

更に、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります(ただし、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。)。

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権とその借地上に存在する建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の低下要因が増す可能性があります。

(タ)借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物(共有持分、区分所有権等を含みます。)を第三者から賃借の上又は信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、賃借人へ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額 又は一部が返還されない可能性があることは、前記(ヨ)の借地物件の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該受託者と賃借人の間の転貸借契約も終了するとされているため、賃借人から、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

(レ)使用許可を取得した敷地上に所在する物件に関するリスク

本投資法人は、国等から、敷地について使用許可を取得した上で、当該敷地上の建物を取得することがあります。かかる使用許可を受けてする敷地の使用については、借地借家法の適用はありません(国有財産法(昭和23年法律第73号。その後の改正を含みます。)(以下「国有財産法」といいます。)第18条第8項)。使用許可の期間が終了した後、使用許可が更新される保証はなく、使用許可には、一定の場合には一方的に使用許可の取消しができるなどの本投資法人に不利益となる条件が付される可能性もあります。このように、使用許可を取得した敷地上に所在する物件については、通常の借地物件とは異なった固有のリスクが存在し、これらの要因により、本投資法人が当該物件の使用収益を継続できなくなったり、収益性が低下する可能性があります。なお、本投資法人の保有する資産のうち、HF羽田空港メインテナンスセンターは、国からこのような使用許可を取得した敷地上に所在する物件です。

(ソ)開発物件に関するリスク

本投資法人は、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約そ の他建物等の所有権等を取得するための契約(以下、本項において「売買契約」といいます。)を締結する可 能性があります。また、本投資法人は、規約に定める投資方針に従って、新たな建物を建築する目的で更地を 購入したり、不動産の開発を行う特別目的会社に出資を行う可能性もあります。更に、本投資法人は、保有物 件の状況によっては、既存の建物を取り壊した上で、本投資法人が自ら建物の建築に係る請負契約の注文者と なり請負契約を締結し、自ら保有物件の再開発を行うこともあります。かかる場合などには、既に完成した物 件につき売買契約を締結して取得する場合とは異なり、様々な事由により、開発又は建築が遅延し、変更さ れ、又は中止されることにより、契約どおり物件の引渡しを受けられない可能性その他の不動産の開発に係る 各種の開発リスク(許認可リスク、完工リスク、スケジュール遅延リスク、テナントリスク、価格変動リス ク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等)を負担する可能性があります。加えて、既 存建物の取壊しに際しては解体費用を負担する必要があるほか、一時的に賃料収入が得られなくなる等のリス クも存在します。また、仮にこれらのリスクを排除又は軽減するための契約上の手当てをしている場合であっ てもそれが十分である保証はありません。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回 る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予 定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担する若しくは被る可能性があり、その結果、本投 資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ツ)埋立地に関するリスク

本投資法人が投資対象とする産業用不動産は埋立地に立地することがありますが、埋立地には、埋立に使用した土壌に含まれることのある汚染物質に関するリスク、津波、高潮その他の災害、海面上昇等による被害を受けやすいリスク、建物が沈下するリスク、液状化リスク等の特有のリスクがあります。これらの理由により当該不動産が損害を被った場合、当該不動産の価値が下落し、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

(ネ)有害物質等に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物、放射性物質等の有害物質が埋蔵されている可能性、地下水に有害物質が含まれている可能性や、近隣の施設や賃借人の活動によりかかる有害物質で当該土地が汚染される可能性があり、これらの場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質の除去及びかかる有害物質による汚染拡大の防止のために、土壌の入替えや洗浄、水質の測定、揚水や遮水壁等による地下水汚染拡大の防止、継続的モニタリング等の措置が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があります。なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。

上記に加え、土壌に含まれる油分により油臭や油膜等が発生した場合には、土壌汚染対策法上の特定有害物質に該当しない場合であっても、同様に土壌の入替えや洗浄を余儀なくされる可能性があります。

これらの場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があり、また、本投資法人は、支出を余儀なくされた費用について、その原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。仮に売主やテナント等との間でこれらのリスクを排除又は軽減するための契約上の手当てをしている場合であってもそれが十分である保証はありません。

特に、本投資法人が投資対象とする産業用不動産の場合、立地が工場跡地、工業地域内等の土壌汚染が懸念される地域であったり、当該産業用不動産において土壌汚染を惹起する可能性のある活動が行われていることもあり、上記リスクは他の資産を取得する場合に比して相対的に高いものとなることがあります。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか又は使用されている可能性がある場合やポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物が保管されている場合等には、当該建物の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的若しくは部分的交換が必要となる場合又は有害物質の処分若しくは保管が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。これらの場合についても、仮に売主やテナント等との間でこれらのリスクを排除又は軽減するための契約上の手当てをしている場合であってもそれが十分である保証はありません。

将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

(ナ)不動産を信託受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

本投資法人は、不動産を信託受益権の形式で取得することがあります。

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権又は地上権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的にはすべて受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、信託受益権の保有に伴い、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的に同じリスクを負担することになります。

信託契約においては、信託受益権を譲渡しようとする場合に信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。 更に、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権は原則として私法上の有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、私法上の有価証券のような流動性がありません。

信託法(大正11年法律第62号。その後の改正を含みますが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)による改正前のもの)及び信託法(平成18年法律第108号。その後の改正を含みます。)上、信託受託者が倒産手続の対象となった場合に、信託受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があり、仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、当該不動産が信託受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

更に、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の契約上の責任を負担する場合に、信託財産の受託者が、かかる契約上の責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主又は投資法人債権者が損害を被る可能性があります。

借地権が信託財産となっている場合において、当該借地の所有者から信託受益権の譲渡に関して承諾を得なければならないものとされている場合において当該借地の所有者が当該承諾をしない場合においても、信託受益権の譲受人は、当該借地の所有者に対して、借地借家法上の借地非訟手続を利用することはできません。

本投資法人が信託受益権を準共有する場合、共有物件とほぼ同様のリスクが存在します。まず、準共有する信託受益権の行使については、それが信託財産の管理に関する事項である場合、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、準共有者の過半数で行うものと解されるため(民法第264条、民法第252条第1項)、持分の過半数を有していない場合には、当該信託受益権の行使について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、準共有持分の処分は、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、単独所有する場合と同様に自由に行えると解されていますが、準共有する信託受益権については、準共有者間の合意により、他の準共有者の承諾なく準共有持分につき譲渡その他の処分を行わないことが義務づけられたり、準共有者がその準共有持分を第三者に売却する場合に他の準共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。準共有する信託受益権については、単独保有する場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、減価要因となる可能性があります。

(ラ)フォワード・コミットメント等に係るリスク

本投資法人は、不動産又は不動産信託受益権を取得するにあたり、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に定めるフォワード・コミットメント等を行うことがあります。不動産売買契約が買主の事情により解約された場合には、買主は債務不履行による損害賠償義務を負担することとなります。また、損害額等の立証にかかわらず、不動産又は不動産を信託する信託の受益権の売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることも少なくありません。フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに1月以上の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない場合等、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金等の支払により、本投資法人の財務状況等が悪影響を受ける可能性があります。

(ム)減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 2002年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 2003年10月31日)が、2005年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されたことに伴い、本投資法人においても減損会計が適用されています。減損会計とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。減損会計の適用に伴い、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の損益や分配金の支払能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ウ)太陽光発電設備が設置されている物件に係るリスク

本投資法人の保有資産の一部においては太陽光発電設備が設置されており、かかる太陽光発電設備はテナントその他の者に対して賃貸されているか、又は、信託受託者が当該太陽光発電設備を用いて売電事業を営んでいます。信託受託者が売電事業を営んでいる場合、信託受託者による売電事業の経済的成果は信託受益者である本投資法人に(本投資法人が信託受益権の準共有持分を保有する場合は当該持分割合に応じて)帰属することとなります。しかしながら、売電事業については、天候、売電事業者間の競争環境、売電事業に関する国の施策及び規制その他様々な要因によるリスクを伴い、これらの要因により、売電事業から得られる収入が減少した場合、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

税制に関するリスク

(イ)導管性要件に関するリスク

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により、一定の要件(導管性要件)を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

投資法人の主な導管性要件			
配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること			
(利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当			
可能額の90%超であること)			
規約において、投資口の発行価額の総額のうち国内において募集され			
る投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録が			
あること			
機関投資家(租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定す			
るものをいう。次の所有先要件において同じ。)以外の者から借入れ			
を行っていないこと			
事業年度の終了の時において、発行済投資口が50人以上の者によって			
所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること			
事業年度の終了の時において、投資主の1人及びその特殊関係者によ			
り発行済投資口の総数あるいは議決権総数の50%超を保有されている			
同族会社に該当していないこと			
他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと(匿名組合出			
資を含み、一定の海外子会社の株式又は出資を除く)			

本投資法人は、導管性要件を満たすよう努めていますが、今後、下記に記載する要因又はその他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入することができなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

a. 会計処理と税務処理との取扱いの不一致によるリスク

会計処理と税務処理との不一致(税会不一致)が生じた場合、会計上発生した費用・損失について、税務上その全部又は一部を損金に算入することができない等の理由により、法人税等の税負担が発生し、配当の原資となる会計上の利益は減少します。支払配当要件における配当可能利益の額(又は配当可能額)は会計上の税引前利益に基づき算定されることから、多額の法人税額が発生した場合には、配当可能利益の額の90%超の配当(又は配当可能額の90%超の金銭分配)ができず、支払配当要件を満たすことが困難となる可能性があります。なお、2015年度税制改正により、交際費、寄附金、法人税等を除く税会不一致に対しては、一時差異等調整引当額の分配により法人税額の発生を抑えることができるようになり本リスクを軽減するための手当てがとられていますが、本投資法人の過去の事業年度に対する更正処分等により多額の追徴税額(過年度法人税等)が発生した場合には、法人税等は一時差異等調整引当額の対象とならないため、支払配当要件を満たすことができないリスクは残ります。

b. 借入先要件に関するリスク

本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合若しくは本投資法人の既存借入金に関する貸付債権が機関投資家以外に譲渡された場合、又はこの要件の下における借入金の税法上の定義が明確ではないため、賃借人等からの預り金等が借入金に該当すると解釈された場合においては、借入先要件を満たせなくなる可能性があります。

c. 投資主の異動について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

本投資口が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、所有先要件あるいは非同族会社要件が満たされなくなる可能性があります。

(口)税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において行った利益の配当等の損金算入が否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(八)不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約における投資制限において、その有する特定資産の価額の合計額に占める、特定不動産の価額の合計額の割合を100分の75以上とすること(規約第13条第2項)としています。本投資法人は、上記内容の運用方針を規約に定めること、及びその他の税法上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税(登録免許税及び不動産取得税)の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(二)一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に係る利益の配当、資本の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資口の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

その他

(イ)専門家の意見への依拠に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものにとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在又は将来において当該鑑定評価額や調査価格により当該不動産の売買が可能であると保証又は約束するものではありません。

建築物環境調査報告書、土壌環境評価報告書も、個々の調査会社が行った分析に基づく意見の表明であり、 評価方法、調査の方法等によってリスク評価の内容が異なる可能性があります。また、かかる報告書は、専門 家が調査した結果を記載したものにすぎず、土壌汚染等の環境上の問題が存在しないことを保証又は約束する ものではありません。

また、マーケットレポート等により提示される第三者によるマーケット分析は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものにとどまり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け、市場の動向等と一致するとは限りません。同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査分析会社、分析方法又は調査方法若しくは時期によってマーケット分析の内容が異なる可能性があります。

建物状況調査報告書の作成者並びに確認検査機関からは特に問題点が指摘されているようなものはないとの調査結果が記載された報告書を得ていますが、建物の状況及び構造に関して専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。また、各調査会社が試算した修繕費用は、あくまでも調査会社の意見であり、その内容の妥当性、正確性が保証されているものではありません。

また、不動産に関して算出されるPMLは、個々の専門家の分析に基づく予想値であり、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

(口)匿名組合出資持分への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、不動産等匿名組合出資持分への投資を行うことがあります。本投資法人が出資するかかる匿名組合では、本投資法人の出資金を営業者が不動産等に投資することとなりますが、当該不動産等に係る収益が悪化した場合や当該不動産等の価値が下落した場合等には、本投資法人が匿名組合員として得られる分配金や元本の償還金額等が減少し、その結果、本投資法人が営業者に出資した金額を回収できない等の損害を被る可能性があります。また、匿名組合出資持分については契約上譲渡が制限されていることがあり、又は確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難となる可能性があります。また、不動産等匿名組合出資持分への投資は、営業者が保有する不動産等に係る優先交渉権又は優先購入権の取得を目的として行われることがありますが、かかる優先交渉権又は優先購入権により当該新規物件を取得できる保証はありません。なお、本投資法人は、本書の日付現在、本資産運用会社の属するKJRMグループの株式会社KJRMプライベートソリューションズがAM業務を提供する合同会社を営業者とする匿名組合への出資に係る持分を取得しています(注)。また、本投資法人は、当該匿名組合出資持分の裏付け資産である不動産信託受益権の取得について、匿名組合出資者として、他の匿名組合出資者と同様に、取得に係る優先交渉権の付与を受けています。このため、本投資法人が当該匿名組合出資者と同様に、取得に係る優先交渉権の付与を受けています。このため、本投資法人が当該匿名組合出資持分の裏付け資産である不動産信託受益権の取得を行う場合等において、株式会社KJRMプライベートソリューションズがAM業務を提供する合同会社である営業者と、本投資法人との利益が相反す

有価証券報告書(内国投資証券)

る可能性があります。本資産運用会社は、かかる利益相反リスクへの対応のため、社内規程(自主ルール)として、利害関係者取引規程を定め、これを遵守することにより当該リスクを適切に管理することを企図していますが、適切なリスク管理がなされない等の場合には、かかる利益相反により本投資法人の利益が害される可能性があります。

(注)本書の日付現在、本資産運用会社の属するKJRMグループの株式会社KJRMプライベートソリューションズがAM業務を提供する合同会社を営業者とする匿名組合出資持分は、下記の3件です。

HKロジスティクス合同会社を営業者とする匿名組合出資持分、 SIロジスティクスI合同会社を営業者とする匿名組合出資持分、 SIロジスティクスII合同会社を営業者とする匿名組合出資持分

(八)一時差異等調整引当額の戻入れにより利益の分配が減少するリスク

本投資法人が貸借対照表の純資産の部に一時差異等調整引当額を計上している場合、一時差異等調整引当額の計上は、会計と税務における損益の認識のタイミングの調整のために行われるものであるため、当該引当額の計上に起因した税会不一致が解消したタイミングでその戻入れが求められます。当該戻入れは本投資法人の利益をもって行われることから、当期未処分利益が一時差異等調整引当額の戻入れに充当される結果、分配可能金額が減少する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人及び本資産運用会社は、以上のような投資リスクを踏まえ、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう以下のリスク管理体制を整備しています。

しかし、当該リスク管理体制については、十分に効果があることが保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主又は投資法人債権者に損害が及ぶおそれがあります。

本投資法人は、執行役員1名及び監督役員3名により構成される役員会により運営されています。かかる役員会については、役員全員の出席のもと開催できるよう年初において1年間の予定を作成して日程を確保の上、原則として毎月2回開催します。本投資法人は、役員会において、本資産運用会社に、運用状況の報告と共に資産運用に関連する各種議案の説明を求めており、同社による資産運用業務の状況を確認しています。その上で、法令遵守状況に係る監視機能を強化するため、原則として役員会には毎回顧問法律事務所へも出席を求めています。また、財務諸表承認決議の役員会においては、顧問法律事務所と共に会計監査人の出席を求め、法令遵守や内部管理態勢の状況について十分な議論を行います。

更に、半年に一度、定期的に一般事務受託会社及び資産保管会社から執行状況、法令遵守や内部管理態勢等について報告させることとしています。

加えて、監督役員による監視機能の実効性を高めるため、原則2年に1回外部専門家を活用し監督役員主導による 業務監査を実施することとしています。

一方、本投資法人の委託を受けた本資産運用会社では、以下のような重層的かつ相互牽制的な検証システムを通じて、投資運用に係るリスクその他のリスク等について、各リスクの内容と程度に合わせて、必要・適正なレベルで、複数の検証システムによる管理を行っており、重要な事項は取締役会に報告されています。

まず、本資産運用会社は、主としてインダストリアル本部において、資産の取得又は処分に伴う各種リスク(主に不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク、売主の倒産等の影響を受けるリスク、共有物件に関するリスク、開発物件に関するリスク、有害物質等に関するリスク)、資産の運用管理に伴う各種リスク(主に賃貸借契約に関するリスク、災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク、不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク)及び本投資法人の資金調達等に関する各種リスクについて管理を行います。これらのリスク管理に加え、代表取締役社長及びリスク管理統括者(コンプライアンス室長)の下で、コンプライアンス室が、全社的な立場から本資産運用会社のリスク管理態勢の仕組みを構築すると共に、その整備状況及び運用状況の確認・改善業務を統括します。

次に、本資産運用会社は、資産の取得・処分・運用管理、投資方針・基準、運用管理方針・基準、予決算及び資金調達等に関するポートフォリオ全体の総合的なリスク等を、資産運用検討委員会において検証・議論し、また同時にそれらのリスクに対する対応策を決定しています(注)。

(注) 上記の本資産運用会社におけるリスク管理に加え、本資産運用会社及び各本資産運用会社受託投資法人の運営に与える影響が大きいと判断される事項(一定金額以上の資産の取得・処分や投資方針の決定等)については、株式会社 K J R Mホールディングスにおいて、重層的なリスク管理の観点から、事前にその実施の可否を同社内の会議体において審議することとされています。

監査役は、資産運用検討委員会に出席し、意見を述べることができます。なお、資産運用検討委員会の概要については、前記「1投資法人の概況 (4)投資法人の機構 投資法人の運用体制」をご参照下さい。

EDINET提出書類 産業ファンド投資法人(E14705)

有価証券報告書(内国投資証券)

また、内部監査室は、全社及び各本部・部・室におけるリスク管理の状況について、内部監査規程に基づき定期的に内部監査を実施します。本資産運用会社では、上記各体制に加えて、コンプライアンス室による法令等遵守に対する点検の確認、利害関係者との利益相反行為の有無の確認、更には社内規程との整合性の確認など網羅的な内部牽制により、監査役との連携を図りながらリスク管理体制の充実と実効性の向上を図っています。

また、利害関係者との取引等に関しては、本資産運用会社の社内規程(自主ルール)として、利害関係者取引規程を定め、これを遵守することにより、当該取引を適切に管理し、もって本資産運用会社が本投資法人に対して負う善管注意義務及び忠実義務の履行を十全ならしめる体制を取っています(後記「第二部 投資法人の詳細情報第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。)。

このように、投資リスクに対しては、本投資法人及び本投資法人から委託を受けた本資産運用会社の重層的かつ相互牽制的な検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、最大限の効果の発揮に努めています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため (規約第7条第1項)、該当事項はありません。

(3)【管理報酬等】

役員報酬(規約第30条)

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準、支払方法及び支払の時期は、以下のとおりとなります。

- (イ) 各執行役員の報酬は、月額80万円を上限として役員会が定める金額を各月の最終営業日に各執行役員の指定する銀行口座へ振込の方法により、支払うものとします。
- (ロ) 各監督役員の報酬は、月額50万円を上限として役員会が定める金額を各月の最終営業日に各監督役員の指 定する銀行口座へ振込の方法により、支払うものとします。
- (注) 本投資法人は、投信法第115条の6第7項に基づき、役員の投信法第115条の6第1項の賠償責任について、当該役員が職務を行うに つき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を 勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議をもって、法令に定める限度において、免除することができるものとしていま す(規約第48条)。

資産運用会社への資産運用報酬 (規約第29条)

資産運用会社に支払う資産運用報酬の計算方法及び支払時期はそれぞれ以下のとおりとし、本投資法人は、資 産運用会社の指定する銀行口座へ振込の方法により、当該資産運用報酬を支払うものとします。

(イ) 資産運用報酬の計算方法

a. 各計算期間毎の資産運用報酬

本投資法人の直前の決算期の翌日から3か月目の末日までの期間(以下「計算期間」」といいます。)及び 当該末日の翌日から決算期までの期間(以下「計算期間II」といい、「計算期間I」とあわせて「計算期間」といいます。)毎に下記に定める資産合計額に年率100分の1を上限として別途合意する料率を乗じた額 (1年365日として当該計算期間の実日数により日割計算します。)を各計算期間毎の資産運用報酬とします。

(計算期間1における資産合計額)

このとき、資産合計額は、本投資法人の直前の決算期の貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限ります。以下、本a.において「貸借対照表」といいます。)に記載された資産合計額に、当該決算期の翌日から計算期間Iの末日までの期間に本投資法人が規約第11条第1項、第2項、第4項及び第6項所定の資産(以下、本a.において「主要投資対象資産」といいます。)を取得又は処分したときは、当該期間中に取得した主要対象資産の取得価格の合計(X)と同期間中に処分した主要投資対象資産の直近の貸借対照表価格の合計(Y)との大小により、以下に定める金額を加減して算出した額とします。

XがYより大きいか等価の場合、XとYとの差額を加えます。

XがYより小さい場合、処分した主要投資対象資産の売却価格の合計(Z)とYとの差額を加えます(差額が 負の値の場合はその絶対値を減じます。)。

(計算期間11における資産合計額)

このとき、資産合計額は、計算期間IIの末日を基準とした決算期の貸借対照表に記載された合計資産額とします。

b. 資産取得に係る報酬

本投資法人は、本投資法人が不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産(前記「2投資方針(2)投資対象 投資対象とする資産の種類(イ)b.」に定める不動産関連資産を含みます。以下同じです。)を取得したとき(本投資法人による増築又は建替えの実施により建物の全部又は一部を取得したときを含みます。)、当該不動産又は当該特定資産の取得価額に100分の2を上限として別途合意する料率を乗じて計算した額を資産取得に係る報酬とします。

c. 資産処分に係る報酬

本投資法人は、本投資法人がその保有する不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産を処分したとき、当該不動産又は当該特定資産の処分価額に1000分の15を上限として別途合意する料率を乗じて計算した額を資産処分に係る報酬とします。

d. 合併に係る報酬

本投資法人は、本投資法人が合併したとき、当該合併の相手方が保有する不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産の合併時における評価額に100分の2を上限として別途合意する料率を乗じて計算した額を合併に係る報酬とします。

(ロ) 資産運用報酬の支払時期

a. 各計算期間毎の資産運用報酬

各計算期間の翌々月の末日までに資産運用会社の指定する口座に入金する方法で支払うものとします。

b. 資産取得に係る報酬

当該不動産又は当該主として不動産を裏付けとする特定資産を取得した日の属する月の翌月末までに資産運用会社の指定した口座に入金する方法で支払うものとします。

c. 資産処分に係る報酬

当該不動産又は当該主として不動産を裏付けとする特定資産を処分した日の属する月の翌月末までに資産運用会社の指定した口座に入金する方法で支払うものとします。

d. 合併に係る報酬

合併の効力発生日の属する月の翌月末までに資産運用会社の指定した口座に入金する方法で支払うものと します。

資産保管会社及び一般事務受託者への支払手数料

(イ) 資産保管会社の報酬

- a. 本投資法人は委託業務の対価として資産保管会社に対し、以下の計算式に基づき計算された額を上限とする業務手数料並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を支払うものとします。ただし、別途定める役割分担表に定めのない業務に対する手数料は、本投資法人と資産保管会社が協議の上決定するものとします。
- b. 手数料金額は、以下の計算式により計算した月額手数料の合計金額を上限として、その資産構成に応じて 算出した金額とします。

計算期末月(1月、7月)	各月末時点における本投資法人の貸借対照表上の資産
	の部の合計額×0.03%÷12
計算期末月を除く各月	各月末時点における本投資法人の合計残高試算表上の
	資産の部の合計額×0.03%÷12

- c. なお、計算対象月における資産保管会社の委託業務日数が1か月に満たない月の月額手数料については、 当該月における資産保管会社の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出するものとし ます。資産保管会社の委託業務日に当該月の末日が含まれない場合は、前月末の貸借対照表上又は合計残高 試算表上の資産の部の合計額に対して上記計算式を用いて計算するものとします。
- d. 上記計算により算出された手数料金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- e. 資産保管会社は、本投資法人の計算期間毎に、前記a.乃至d.に基づき業務手数料並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を計算の上本投資法人に請求し、本投資法人は請求を受けた月の翌月末日(銀行休業日の場合は前営業日)までに資産保管会社の指定する銀行口座へ振込(振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。)により支払うものとします。

(ロ) 一般事務受託者の報酬

- a. 本投資法人は委託業務の対価として一般事務受託者に対し、以下の計算式に基づき計算された額を上限とする業務手数料並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を支払うものとします。ただし、別途定める役割分担表に定めのない業務に対する手数料は、本投資法人と一般事務受託者が協議の上決定するものとします。
- b. 手数料金額は、以下の計算式により計算した月額手数料の合計金額を上限として、その資産構成に応じて 算出した金額とします。

計算期末月(1月、7月)	各月末時点における本投資法人の貸借対照表上の資産
	の部の合計額×0.09%÷12
計算期末月を除く各月	各月末時点における本投資法人の合計残高試算表上の
	資産の部の合計額×0.09%÷12

- c. なお、計算対象月における一般事務受託者の委託業務日数が1か月に満たない月の月額手数料については、当該月における一般事務受託者の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出するものとします。一般事務受託者の委託業務日に当該月の末日が含まれない場合は、前月末の貸借対照表上又は合計残高試算表上の資産の部の合計額に対して上記計算式を用いて計算するものとします。
- d. 上記計算により算出された手数料金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- e. 一般事務受託者は、本投資法人の計算期間毎に、前記a.乃至d.に基づき業務手数料並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を計算の上本投資法人に請求し、本投資法人は請求を受けた月の翌月末日(銀行休業日の場合は前営業日)までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込(振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。)により支払うものとします。

(ハ) 投資主名簿等管理人の報酬

- a. 本投資法人は、投資主名簿等管理人が委託事務を行うことの対価として、投資主名簿等管理人に対し、以下の手数料明細表に掲げる手数料を支払うものとします。ただし、手数料明細表に定めのない事務に対する手数料は、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議の上決定するものとします。
- b. 投資主名簿等管理人は、上記a.の手数料を毎月計算して翌月20日までに請求し、本投資法人は請求を受けた月の末日(銀行休業日の場合は前営業日)までに投資主名簿等管理人の指定する銀行口座へ振込み(振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。)又は口座振替による方法により支払うものとします。

<手数料明細表>

項 目	手 数 料	対 象 事 務
投資主名簿管理料(基本料)	1 . 月末現在の投資主1名につき下記段階により区分計算した合計額の6分の1(月額) 5,000名まで 390円 10,000名まで 330円 30,000名まで 280円 50,000名まで 230円 100,000名まで 180円 100,001名以上 150円 ただし、月額の最低額を220,000円とします。 2 . 月中に失格となった投資主1名につき55円	投資主名簿の保管、管理に関する事務 決算期日における投資主確定並びに投資 主リスト、統計諸資料の作成に関する事務 分配金振込指定投資主の管理に関する事 務 分配利益明細簿その他の契約に定める法 定帳簿の作成、管理及び備置
分配金計算料	1 . 投資主1名につき下記段階により区分計算した合計額 5,000名まで 120円 10,000名まで 105円 30,000名まで 90円 50,000名まで 75円 100,000名まで 60円 100,001名以上 50円 ただし、1回の最低額を350,000円とします。 2 . 振込指定分 1投資主につき 130円加算	分配金の計算、分配金支払原簿の作成、 領収証又は振込通知の作成、振込票又は振 込磁気テープの作成、支払済領収証の整理 集計、支払調書の作成、特別税率及び分配 金振込適用等の事務
分配金支払料	1.分配金領収証1枚につき500円 2.月末現在未払投資主1名につき5円	取扱(払渡)期間経過後の分配金の支払 事務 未払投資主の管理に関する事務
諸届受理料	諸届受理1件につき250円	住所変更、商号変更、代表者変更、改姓名、常任代理人等の投資主名簿の記載の変更を要する届出及び事故届、改印届、分配金振込指定書の受理並びに特別税率及び告知の届出の受理に関する事務
個人番号関係手数料	1.振替投資口に係る個人番号の登録1件につき250円 2.非振替投資口に係る個人番号の登録1件につき550円 3.個人番号の保管月末現在1件につき月額5円	個人番号の収集及び登録に関する事務 個人番号の保管、利用及び廃棄又は削除 に関する事務
諸通知封入発送料	1 . 封入発送料 (1) 封書 定型サイズの場合 封入物2種まで1通につき25円 1種増すごとに 5円加算 ただし、定形サイズでも追加手封入がある場合には、追加 手封入1通につき15円加算 定形外サイズ又は手封入の場合 封入物2種まで1通につき45円 1種類増すごとに15円加算 (2) はがき 1通につき15円 ただし、1回の発送につき最低額を50,000円とします。 2 . 書留適用分 1通につき30円加算 3 . 発送差止・送付先指定 1通につき200円 4 . 振込通知を分配金計算書と分配金振込先確認書に分割した場合 封入物2種と見做し、照合料15円を加算 5 . ラベル貼付料 1通につき 5円 6 . 共通用紙作成料 (本料率を適用する場合、原契約の添付別表(2)委託投資法人負担経費明細表の帳簿用紙印刷費は調製費に代えて用紙代を請求する) (1) 議決権行使書(委任状)用紙、行使勧誘はがき等(用紙の両面に印刷するもの) 1 枚につき 2円 ただし、共通用紙から一部仕様変更した場合は1枚につき2円加算(議決権行使書(委任状)用紙の片面に印刷するもの) 1 枚につき 1円 ただし、共通用紙から一部仕様変更した場合は1枚につき2円加算(計算)を開発した場合は1枚につき2円加算(計算)を開発した場合は1枚につき2円加算(計算)を開発した場合は1枚につき2円加算に対した場合は1枚につき2円加算に対した場合は1枚につき2円加算に対した場合は1枚につき2円加算に対してがある場合に対してき2円加算に対しても2円加算に対してき2円加算に対しても2円加減を2円加減に対しても2円加減に対しても2円加減を2円加減に対しても2円加減に対しても2円加減を2円が対しても2円加減に対しまりに対しても2円加減に対しても2円加減に対しでも2円加減に対しでも2円加減に対しでも2円加減に対しを2円加減に対しても2円加減に対しを2円加減に対しても2円加減に対しても2円加減に対しを2円加減に対しでも2円加減に対しを2円加減に対しでも2円加減に対しでも2円加減に対しても2円加減に対しでも2円加減に対しても2円加減に対しでも2円加減に対しでも2円加減に対しでも2円加減に対しまりがありに対しても2円加減に対しを2円がありに対しでも2円がありに対しでも2円がありに対しでも2円がありまりではありに対しでも2円がありに対しでも2円がありに対しを2円がありまりがありに対しでも2円がありに対しでも2円が	投資主総会招集通知状、同決議通知状、 議決権行使書(委任状)、資産運用報告、 分配金領収証等投資主総会関係書類の封入 発送事務 共通用紙等の作成事務

				月岬瓜万拟口目
項 目	手	数	料	対 象 事 務
返戻郵便物整理料	返戻郵便物1通につき250	I'A		投資主総会招集通知状、同決議通知状、 資産運用報告等の返戻郵便物の整理、再発 送に関する事務
議決権行使書 (委任状)作成集計料	1 . 議決権行使書(委任 2 . 議決権行使書(委任 ただし、1回の集計 3 . 投資主提案による競 4 . 不統一行使分 1通	状)集計料 集計 こつき最低額を100 合議案がある場合	1枚につき50円 ,000円とします。	議決権行使書(委任状)の作成、提出議 決権行使書(委任状)の整理及び集計の事 務
証明・調査料	発行異動証明書1枚、又I 1,600円 発行残高証明書1枚、又I 800円		_	分配金支払、投資主名簿記載等に関する 証明書の作成及び投資口の取得、異動(譲 渡、相続、贈与等)に関する調査資料の作 成事務
振替制度関係手数料	1.総投資主通知に関す 総投資主通知受理料 2.個別投資主通知に関 個別投資主通知に関 個別投資主通知受理 3.情報提供請求データ 情報提供請求1件にご	・ 投資主1名1件に するデータ受理料 1件につき250円 受理料		総投資主通知に係るデータの受理及び各種コード(所有者、常任代理人、国籍等)の登録並びに投資主名簿更新に関する事務個別投資主通知データの受理及び個別投資主通知明細の作成に関する事務情報提供請求データの振替機関への送信に関する事務振替口座簿記録事項の通知に関する事務
投資主総会資料の電子提 供制度に係る書面交付請 求関係手数料	1.書面交付請求受理料 1件につき250円 2.書面交付請求投資主 月末現在1名につき5	管理料		書面交付請求(異議申述を含みます。) の登録、撤回及び受理通知作成に関する事務 書面交付請求投資主のデータ管理に関する事務 配当基準日(又は期央)における書面交付請求投資主に関する投資主リスト作成事務 書面交付請求投資主の招集通知発送区分に関する事務

本表に定めのない臨時事務(投資主総会資料の電子提供制度に係る催告に関する事務、新投資口の発行事務、臨時に行う投資主確定事務及び投資口分布統計表作成事務又は解約に関する事務等)については両当事者協議のうえ、その都度手数料を定めます。

(二) 特別口座管理人の報酬

本投資法人は、口座管理事務手数料として、以下の口座管理事務手数料明細表により計算した金額を特別口座管理人に支払うものとします。ただし、口座管理事務手数料明細表に定めのない事務に係る手数料は、その都度本投資法人と特別口座管理人が協議の上決定するものとします。

経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変化等により、上記により難い事情が生じた場合は、随時本投資法人と特別口座管理人が協議の上口座管理事務手数料を変更し得るものとします。なお、上記により難い事情には、本投資法人及び特別口座管理人の間で締結された投資口事務代行委託契約の失効を含むものとします。

口座管理事務手数料について、特別口座管理人は毎月末に締め切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、 本投資法人は請求のあった月の末日までにこれを支払うものとします。

<口座管理事務手数料明細表>

項目	料率	対 象 事 務
特別口座管理料	1 . 特別口座管理投資主1名につき下記段階により区分計算した合計額(月額)	振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務 総投資主通知に係る報告に関する事務 新規記載又は記録手続及び抹消手続く 全部抹消手続に関する事務 振替口座の記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並び事務 個別投資主通知及び情報提供請求に信託財産に係る記載又は記録に関する事務 個別投資主通知及び情報提供請求に関する事務 特別口座の開設及び廃止に関する事務 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更及び加入者情報の機構への届出に関する事務 振替法で定める取得者等のための特別口座開設等請求に関する事務 投資口等からの照会に対する応答に関する事務 加入者等がらの照会に対する応答に関する事務 書面交付請求(異議申述を含みます。)に関する事務
個人番号関係手数料	1.個人番号の登録1件につき250円 2.個人番号の保管月末現在1件につき月額5円 ただし、特別口座管理人が本投資法人の投資主名簿等管理人で あるときは、上記1.及び2.の手数料を適用しない	個人番号の収集及び登録に関する事務 個人番号の保管、利用及び廃棄又は削除 に関する事務
調査・証明料	1.発行異動証明書1枚、又は調査1件1名義につき 1,600円 2.発行残高証明書1枚、又は調査1件1名義につき 800円	振替口座簿の記載等に関する証明書の作成及び投資口の異動(振替、相続等)に関する調査資料の作成事務
振替請求受付料	振替請求1件につき1,000円	特別口座の加入者本人のために開設され た他の口座への振替手続に関する事務

本表に定めのない臨時事務(解約に関する事務等)についてはその都度料率を定めます。

(ホ) 投資法人債に関する一般事務受託者の報酬

2016年12月26日に発行した第4回無担保投資法人債、2021年9月7日に発行した第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)及び第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、2022年9月30日に発行した第7回無担保投資法人債、2022年12月26日に発行した第8回無担保投資法人債並びに2024年10月17日に発行した第9回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)につき、本投資法人は、一般事務受託者に対し、委託業務の対価として、以下の手数料を支払うものとします。

- a. 本投資法人は、第4回無担保投資法人債の財務代理人に対して、財務代理手数料としてそれぞれ金700万円を2014年6月26日及び2016年12月26日に支払いました。また、第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第7回無担保投資法人債、第8回無担保投資法人債及び第9回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)の財務代理人に対して、財務代理手数料としてそれぞれ1,600万円に投資法人債の発行金額100円当たり7銭及び償還期限1年間当たり20万円を加えた金額を上限として別途合意した金額を、第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)及び第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)については2021年9月7日に、第7回無担保投資法人債については2022年9月30日に、第8回無担保投資法人債については2022年12月26日に、第9回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)については2024年10月17日に支払いました。当該手数料に賦課される消費税及び地方消費税は、本投資法人が負担しました。
- b. 本投資法人債の元金支払手数料及び利金支払手数料は以下のとおりとし、本投資法人は、元利金支払期日の前銀行営業日までに一般事務受託者を経由して、投資法人債権者に対して本投資法人債の元利金の支払を行った者にこれを支払います。当該手数料に賦課される消費税及び地方消費税は、本投資法人が負担します。
 - (i) 元金支払手数料 支払元金金額の10,000分の0.075
 - (ii) 利金支払手数料 支払利金の対象となる元金金額の10,000分の0.075
- c. 振替機関が定める本投資法人債の新規記録に関する費用については本投資法人の負担とし、振替機関から の請求に基づき、一般事務受託者を経由して振替機関に納付します。

会計監査人報酬(規約第31条)

会計監査人に対する報酬は、監査の対象となる決算期毎に3,000万円を上限として役員会が定める金額を、投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書を受領後1か月以内に会計監査人の指定する銀行口座へ振込の方法により、支払うものとします。

納税事務に関する一般事務受託者の報酬

法人税確定申告書、法人都民税及び法人事業税の確定申告書並びに消費税確定申告書の作成業務の報酬は、決算期毎に1,000万円を上限として本投資法人と納税事務に関する一般事務受託者の協議により別途定める金額を、申告書提出後に発行される請求書の発行月の翌月末までに、納税事務に関する一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込の方法により支払うものとします。

手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法

上記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

(照会先)

株式会社 K J R マネジメント キャピタルマーケッツ部

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

電話番号 03-5293-7091

(4)【その他の手数料等】

本投資法人は、以下の費用について負担するものとします(規約第32条)。

運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた業務 乃至事務を処理するために要した諸費用又は一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替 金の利息若しくは損害金

投資口の発行及び新投資口予約権の無償割当てに関する費用

有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用

目論見書及び(仮)目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用

財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含みます。)

本投資法人の公告に要する費用及び広告宣伝等に要する費用

本投資法人の法律顧問及び税務顧問等に対する報酬及び費用

投資主総会及び役員会開催に係る費用、公告に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び 交付に係る費用

執行役員、監督役員に係る実費及び立替金等

運用資産の取得、管理、売却等に係る費用(媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道 光熱費等を含みます。)

借入金及び投資法人債に係る利息

投資法人債の発行に関する費用

本投資法人の運営に要する費用

その他前各号に類する費用で役員会が認めるもの

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは下記のとおりです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱いが行われることがあります。

投資主の税務

(イ) 個人投資主の税務

a. 利益の分配に係る税務

個人投資主が上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配の取扱いは、原則として上場株式の 配当の取扱いと同じです。ただし、配当控除の適用はありません。

i. 源泉徴収税率

分配金支払開始日	源泉徴収税率		
2014年1月1日~2037年12月31日	20.315% (所得税15.315% 住民税5%)		
2038年1月1日~	20% (所得税15% 住民税5%)		

- 1 2014年1月1日~2037年12月31日の所得税率には、復興特別所得税(所得税の額の2.1%相当)を含みます。
- 2 大口個人投資主(配当基準日において発行済投資口総数の3%以上を保有する個人)に対しては、上記税率ではな く、所得税20%(2014年1月1日~2037年12月31日は20.42%)の源泉徴収税率が適用されます。

ii. 確定申告

大口個人投資主(注1)を除き、金額にかかわらず、分配時の源泉徴収だけで納税を完結させることが可能です(確定申告不要制度)。ただし、次のケースでは、上場株式等の配当等について確定申告を行う方が有利になることがあります。

- 総合課税による累進税率が上記i.の税率より低くなる場合
- ・ 上場株式等を金融商品取引業者等(証券会社等)を通じて譲渡したこと等により生じた損失 (以下「上場株式等に係る譲渡損失」といいます。)がある場合(下記d.ii.をご参照下さい。)

	確定申告をする (下記のいずれか一方を選択)(注2)		確定申告をしない (確定申告不要制度)	
	総合課税	申告分離課税	(注2、3、4)	
借入金利子の控除	あり	あり		
税率	累進税率	上記i.と同じ		
配当控除	なし(注5)	なし	-	
上場株式等に係る譲 渡損失との損益通算	なし	あり		
扶養控除等の判定	合計所得金額に 含まれる	合計所得金額に 含まれる(注6)	合計所得金額に 含まれない	

- (注1)配当基準日において発行済投資口総数の3%以上を保有する者をいいます。なお、配当等の支払いを受ける者と その者を判定の基礎となる株主とした場合に同族会社に該当することとなる法人が保有する投資口を合算して 発行済投資口総数の3%以上を保有する場合におけるその者も大口個人投資主となります。
- (注2)2025年以降、基準所得金額が3億3千万円を超える場合には、その超える部分の金額の22.5%に相当する金額から、その年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税が追加で課されます。
- (注3)上記(注2)の計算による税額が発生する場合、確定申告不要制度は適用されず確定申告を行う必要があります。
- (注4)大口個人投資主が1回に受け取る配当金額が5万円超(6か月決算換算)の場合には、必ず総合課税による確定申告を行う必要があります。
- (注5)投資法人から受け取る利益の分配については、配当控除の適用はありません。
- (注6)上場株式等に係る譲渡損失との損益通算を行う場合にはその通算後の金額に、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を行う場合にはその控除前の金額になります。

iii. 源泉徴収選択口座への受入れ

源泉徴収ありを選択した特定口座(以下「源泉徴収選択口座」といいます。)が開設されている金融商品取引業者等(証券会社等)に対して『源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書』を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができます。この場合、配当金の受取方法については『株式数比例配分方式』を選択する必要があります。

iv. 少額投資非課税制度(NISA:ニーサ)

・一般NISA及びつみたてNISA(以下ジュニアNISAと合わせて「旧NISA」といいます。)(~2023年12月 31日)

2014年1月1日から2023年12月31日までの間に金融商品取引業者等(証券会社等)に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定で取得した上場株式等に係る配当等で、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。(以下、当該非課税制度を「一般NISA」といいます。)なお、年間投資上限額は120万円です。ただし、上場株式等の配当等について非課税の適用を受けるためには、配当金の受取方法について『株式数比例配分方式』を選択する必要があります。

また、2023年12月31日までは一般NISA又は非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度(以下「つみたてNISA」といいます。)の選択制となっていますが、つみたてNISAの対象商品は金融庁が定めた要件を満たす公募株式投資信託と上場株式投資信託(ETF)に限定されているため、つみたてNISAでは本投資法人の投資口を含む上場株式等の個別銘柄の取得はできません。

・ジュニアNISA (~2023年12月31日)

2016年4月1日から2023年12月31日までの間に未成年者に係る少額上場株式等の非課税口座制度に基づき、金融商品取引業者等(証券会社等)に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定で取得した上場株式等に係る配当等で、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。なお、年間投資上限額は80万円です。

・新NISA (2024年1月1日~)

一般NISAの非課税管理勘定及びつみたてNISAの累積投資勘定の設定期間の終了に合わせて、2024年1月1日から非課税保有期間の無期限化と口座開設期間の恒久化が図られた非課税制度が導入されました。(以下、当該非課税制度を「新NISA」といいます。)新NISAにおいては、金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられた特定累積投資勘定(以下「つみたて投資枠」といいます。)で取得した公募株式投資信託等(対象商品はつみたてNISAと同様です。)に係る配当等及び特定非課税管理勘定(以下「成長投資枠」といいます。)で取得した上場株式等や公募株式投資信託等(上場株式等のうち整理銘柄や監理銘柄、また一定のデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行うこととされていることが投資法人規約に定められている投資法人の投資口等は除きます。)に係る配当等については、所得税及び住民税が課されません。非課税口座はつみたて投資枠及び成長投資枠の併用で設定が可能ですが、つみたて投資枠の対象商品はつみたてNISAの対象商品と同様であるため、本投資法人の投資口を含む上場株式等の個別銘柄の取得はできません。

なお、成長投資枠の年間投資上限額は240万円であり、新NISAの一生涯にわたる非課税限度額は1800万円ですが、そのうち1200万円が成長投資枠の一生涯にわたる非課税限度額となります。

新NISAはその年の1月1日において成年者である者が非課税口座の開設が可能です。

つみたて投資枠の年間投資上限額は120万円です。

IBNISAで投資した商品は、新NISAの非課税限度額の外枠で旧制度の取扱いが継続されます。

一般NISAで取得した上場株式等や公募株式投資信託等を新NISAに移管(ロールオーバー)することはできません。

b. 一時差異等調整引当額の分配に係る税務

投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配のうち、税会不一致等に起因する課税の解消を目的として 行われる一時差異等調整引当額の増加額に相当する分配(以下「一時差異等調整引当額の分配」といいま す。)は、所得税法(昭和40年法律第33号。その後の改正を含みます。)上本則配当として扱われ、上記a. における利益の分配と同様の課税関係が適用されます(投資口の譲渡損益は発生しません。)。

c. その他の利益超過分配に係る税務

投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配のうち、一時差異等調整引当額の分配以外のものは、投資法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り扱われます。

i. みなし配当

この金額は本投資法人から通知します。みなし配当には上記a.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

ii. みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされます。 各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価 (注1)を算定し、投資口の譲渡損益 (注2)を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記d.における投資口の譲渡と原則同様になります。また、投資口の取得価額の調整 (減額)(注3)を行います。

- (注1)譲渡原価の額 = 従前の取得価額×払戻等割合
 - 払戻等割合は、本投資法人から通知します。
- (注2)譲渡損益の額 = みなし譲渡収入金額 譲渡原価の額
- (注3)調整後の取得価額 = 従前の取得価額 譲渡原価の額

d. 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が上場投資法人である本投資法人の投資口を譲渡した際の譲渡益は、上場株式等に係る譲渡所得等として、一般株式等に係る譲渡所得等とは別の区分による申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の上場株式等に係る譲渡所得等との相殺を除き、他の所得との損益通算はできません。

i. 税率

譲渡日	申告分離課税による税率	
2014年1月1日~2037年12月31日	20.315% (所得税15.315% 住民税5%)	
2038年1月1日 ~	20% (所得税15% 住民税5%)	

- 1 2014年1月1日~2037年12月31日の所得税率には、復興特別所得税(所得税の額の2.1%相当)を含みます。
- 2 2025年以降、基準所得金額が3億3千万円を超える場合には、その超える部分の金額の22.5%に相当する金額から、その年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税が追加で課されます。

ii. 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合は、確定申告により、その年に申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算することができます。また、損益通算してもなお控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、譲渡損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失が生じた年に確定申告書を提出するとともに、その後の年において連続して確定申告書を提出する必要があります。

iii. 源泉徴収選択口座内の譲渡

源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡による所得は、上記i.と同じ税率による源泉徴収だけで納税が完結し、確定申告は不要となります(注)。また、上場株式等の配当等を上記a. iii.により源泉徴収選択口座に受け入れた場合において、その年にその源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、年末に口座内で損益通算が行われ、配当等に係る源泉徴収税額の過納分が翌年の初めに還付されます。

(注)上記a. i. 2の計算による税額が発生する場合、確定申告不要制度は適用されず確定申告を行う必要があります。

- iv. 少額投資非課税制度(NISA:ニーサ)
 - I⊟NISA

一般NISA口座等に設けられた非課税管理勘定で取得した上場株式等を、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年内に譲渡した場合には、その譲渡所得等については所得税及び住民税が課されません。なお、一般NISA口座等の中で生じた譲渡損失はないものとみなされるため、上記ii.及びiii.の損益通算や繰越控除は適用できません。

一般NISAの年間投資上限額については上記a.iv.をご参照下さい。

・新NISA

成長投資枠で取得した上場株式等を譲渡した場合には、その譲渡所得等については所得税及び住民税が課されません。新NISAでは非課税保有期間が無期限化されたため、譲渡の時期にかかわらず譲渡所得等について非課税の適用を受けることが可能です。なお、非課税口座内で生じた譲渡損失はないものとみなされるため、上記ii.及びiii.の損益通算や繰越控除は適用できません。

成長投資枠の年間投資上限額については上記a.iv.をご参照下さい。

(ロ) 法人投資主の税務

a. 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受け取る利益の分配については、受取配当等の益金不算入の適用はありません。

上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配については、下記の税率による源泉徴収が行われますが、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税は法人税の前払いとして所得税額控除の対象となります。

分配金支払開始日	源泉徴収税率	
2014年1月1日~2037年12月31日	15.315% (復興特別所得税0.315%を含む)	
2038年1月1日~	15%	

b. 一時差異等調整引当額の分配に係る税務

投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配のうち、一時差異等調整引当額の分配は、法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)上本則配当として扱われ、上記a.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます(投資口の譲渡損益は発生しません。)。また、所得税額控除においては、利益の分配と同様に所有期間の按分が必要となります。

c. その他の利益超過分配に係る税務

投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配のうち、一時差異等調整引当額の分配以外のものは、投資 法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り 扱われます。

i. みなし配当

この金額は本投資法人から通知します。みなし配当には上記a.における利益の分配と同様の課税関係が 適用されます。なお、所得税額控除においては、所有期間の按分を行いません。

ii. みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされます。 各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益を計算します。また、投資口の 取得価額の調整(減額)を行います。

譲渡原価、譲渡損益、取得価額の調整(減額)の計算方法は個人投資主の場合と同じです。

d. 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡損益は、原則として約定日の属する事業年度に計上します。

投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入

税法上、投資法人に係る課税の特例規定により、一定の要件(導管性要件)を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

	In Section 2. It is a section of the		
投資法人の主な導管性要件			
	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること		
支払配当要件	(利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配		
	当可能額の90%超であること)		
	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうちに国内にお		
国内50%超募集要件	いて募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記		
	載又は記録があること		
	機関投資家(租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定す		
借入先要件	るものをいう。次の所有先要件において同じ。)以外の者から借入		
	れを行っていないこと		
	事業年度の終了の時において、発行済投資口が50人以上の者によっ		
所有先要件	て所有されていること又は機関投資家のみによって所有されている		
	こと		
	事業年度の終了の時において、投資主の1人及びその特殊関係者によ		
非同族会社要件	り発行済投資口の総数あるいは議決権総数の50%超を保有されている		
	同族会社に該当していないこと		
	他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと(匿名組合出		
会社支配禁止要件 	資を含み、一定の海外子会社の株式又は出資を除く)		

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

a. 登録免許税

本投資法人が2027年3月31日までに取得する不動産に対しては、所有権の移転登記に係る登録免許税の税率が1.3%に軽減されます。

不動産の所有権の取得日	2026年3月31日まで	2026年4月1日から 2027年3月31日まで	2027年4月1日以降	
土地 (一般)	1.5%	2.0%(原則)		
建物(一般)	2.0%(原則)	7 2.0%(<i>I</i> 泉則)	2.0%(原則)	
本投資法人が取得する不動産	1.3%	1.3%		

b. 不動産取得税

本投資法人が2027年3月31日までに取得する一定の不動産に対しては、不動産取得税の課税標準額が5分の 2に軽減されます。

- 1 共同住宅とその敷地は、全ての居住用区画が50㎡以上(サービス付き高齢者向け住宅にあっては30㎡以上)のものに限り適用されます。
- 2 倉庫とその敷地は、建物の床面積が3,000㎡以上で流通加工用空間が設けられているものに限り適用されます。
- 3 介護施設等とその敷地は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号。その後の改正を含みます。)第2条に規定する公的介護施設等と特定民間施設に限り適用されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年7月31日現在)

				,	
資産の 種類	アセット カテゴリー	立地カテゴリー (注1)	地域	保有総額 (百万円) (注2)	対総資産 比率(%)
			東京及び東京周辺都市部	13,377	2.4
		都市近郊型又は	大阪・名古屋及び同地域	4 ==0	
	 物流施設及び工場・	 工業集積地型	周辺都市部	4,773	0.9
	研究開発施設等		その他	3,091	0.6
	(インダストリアル		東京及び東京周辺都市部	-	-
	不動産)	X4	大阪・名古屋及び同地域		
		独立立地型	周辺都市部	-	-
			その他	-	-
不動産			東京及び東京周辺都市部	41,734	7.5
		都市近郊型又は	大阪・名古屋及び同地域	4 000	0.4
		工業集積地型	周辺都市部	1,998	0.4
	インフラ施設		その他	-	-
	(インフラ不動産)		東京及び東京周辺都市部	-	-
		х ь	大阪・名古屋及び同地域		
		独立立地型	周辺都市部	-	-
			その他	-	-
	物流施設及び工場・ 研究開発施設等	都市近郊型又は 工業集積地型	東京及び東京周辺都市部	226,011	40.8
			大阪・名古屋及び同地域	00.070	40.0
			周辺都市部	92,978	16.8
			その他	37,022	6.7
	(インダストリアル	独立立地型	東京及び東京周辺都市部	-	-
	不動産)		大阪・名古屋及び同地域		
			周辺都市部	-	-
不動産			その他	54,689	9.9
信託			東京及び東京周辺都市部	7,223	1.3
受益権		都市近郊型又は 工業集積地型	大阪・名古屋及び同地域	00 540	0.7
			周辺都市部	20,549	3.7
	インフラ施設		その他	605	0.1
	(インフラ不動産)		東京及び東京周辺都市部	-	-
		Xth → → +h Ŧil	大阪・名古屋及び同地域		
		独立立地型	周辺都市部	-	-
	その他			144	0.0
小計				504,200	91.0
関係会社株式 (注3)				356	0.1
投資有価証券 (注4)				18,463	3.3
	預金・その他の資産				5.6
		資産総額		554,125	100.0
		負債総額		307,659	55.5
純資産総額				246,465	44.5

⁽注1) 立地カテゴリーについては、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 物件選定方針 (ロ) 汎用性の分析 <立地カテゴリー >」をご参照下さい。

⁽注2) 保有総額は、2025年7月31日現在の貸借対照表計上額(不動産及び不動産信託受益権については、減価償却後の帳簿価額)によっています。

⁽注3) IIF湘南ヘルスイノベーションパークの運営会社であるアイパークインスティチュート株式会社の株式 (持株比率41.0%)です。

産業ファンド投資法人(E14705)

有価証券報告書(内国投資証券)

(注4) HKロジスティクス合同会社を営業者とする匿名組合に係る匿名組合出資持分、合同会社播但を営業者とする匿名組合に係る匿名組合出資持分、SIロジスティクスI合同会社を営業者とする匿名組合に係る匿名組合出資持分及びSIロジスティクスII合同会社を営業者とする匿名組合に係る匿名組合に係る匿名組合に係る匿名組合出資持分です。

なお、各匿名組合出資持分の運用対象資産は、以下のとおりです。

HKロジスティクス合同会社を営業者とする匿名組合出資持分:首都圏東物流センター、北柏物流センター、京浜物流センター 及び大山崎物流センターをそれぞれ信託財産とする信託受益権4物件

合同会社播但を営業者とする匿名組合出資持分:プライム福崎ロジスティクスセンターを信託財産とする信託受益権

SIロジスティクスI合同会社を営業者とする匿名組合出資持分:北上物流センター、成田物流センター、横浜物流センター(底地)及び騎西物流センターをそれぞれ信託財産とする信託受益権4物件

SIロジスティクスII合同会社を営業者とする匿名組合出資持分:郡山物流センター、加須物流センター、大阪物流センター (底地)及び名古屋物流センター(底地)をそれぞれ信託財産とする信託受益権4物件

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年7月31日現在、本投資法人が保有する投資有価証券は以下のとおりです。

(ア)株式

	松士米	帳簿価	額(注1)	評価額	湏(注2)	評価	対総資 産比率
銘柄名	株式数 · (株)	単価 (円)	金額 (百万円)	単価 (円)	金額 (百万円)	損益 (百万円)	度比率 (%) (注3)
アイパークインスティチュー ト株式会社 普通株式	41,000	8,703	356	8,703	356	1	0.1

- (注1) 当該有価証券は関係会社株式に区分しているため、取得原価をもって帳簿価額としています。
- (注2) 当該有価証券は市場価格のない株式等のため、評価額は貸借対照表計上額を記載しています。
- (注3)「対総資産比率」は、帳簿価額の期末資産総額に対する比率を記載しています。
- (注4)アイパークインスティチュート株式会社は、本書の日付現在、IIF湘南ヘルスイノベーションパークの運営会社としての運営 事業を事業内容としています。

(イ)株式以外の有価証券

	資産の		帳簿	価額	評価額	(注1)	評価	対総資 産比率	
銘柄名	乗座の 種類	数量	単価 (円)	金額 (百万円)	単価 (円)	金額 (百万円)	損益 (百万円)	度比率 (%) (注2)	備考
HKロジスティクス 合同会社を営業者 とする 匿名組合出資持分	匿名組合 出資持分	-	-	16,295	-	22,245	5,950	2.9	(注3)
合同会社播但を営 業者とする 匿名組合出資持分	匿名組合 出資持分	-	-	435	-	529	94	0.1	(注4)
SIロジスティクス I合同会社を営業 者とする 匿名組合出資持分	匿名組合 出資持分	1	ı	388	1	388	-	0.1	(注5)
SIロジスティクス II合同会社を営業 者とする 匿名組合出資持分	匿名組合 出資持分	-	-	1,343	-	1,343	-	0.2	(注6)

- (注1) 規約に従い、匿名組合出資持分に係る運用対象資産である不動産等については原則として不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた評価額とし、また金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により評価した後に、これらの匿名組合出資持分に係る運用対象資産合計額から匿名組合出資持分に係る負債合計額を控除した匿名組合出資持分に係る純資産額の持分相当額をもって評価しています。なお、財務諸表の「金融商品に関する注記」における「匿名組合出資持分」の「時価」とは、評価方法が異なっています。
- (注2)「対総資産比率」は、帳簿価額の期末資産総額に対する比率を記載しています。
- (注3)運用対象資産は、首都圏東物流センター、北柏物流センター、京浜物流センター及び大山崎物流センターをそれぞれ信託財産 とする信託受益権4物件です。
- (注4)運用対象資産は、プライム福崎ロジスティクスセンターを信託財産とする信託受益権です。
- (注5)運用対象資産は、北上物流センター、成田物流センター、横浜物流センター(底地)及び騎西物流センターをそれぞれ信託財産とする信託受益権4物件です。
- (注6)運用対象資産は、郡山物流センター、加須物流センター、大阪物流センター(底地)及び名古屋物流センター(底地)をそれ ぞれ信託財産とする信託受益権4物件です。

【投資不動産物件】

本投資法人保有資産のうちIIF習志野ロジスティクスセンター(底地)、IIF厚木ロジスティクスセンター、IIFIIIロロジスティクスセンター、IIF東大阪ロジスティクスセンター、IIF 楠ロジスティクスセンター、IIF東佐野フードプロセス&ロジスティクスセンター、IIF福岡古賀ヴィークルロジスティクスセンター(底地)、IIF太田ロジスティクスセンター、IIF横浜都筑テクノロジーセンター、IIF川崎サイエンスセンター、IIF浦安マシナリーメンテナンスセンター(底地)、IIF岐阜各務原マニュファクチュアリングセンター(底地)、IIF駅田空港メインテナンスセンター、IIF品川データセンター、IIF名古屋港タンクターミナル(底地)及びIIF東松山ガスタンクメンテナンスセンター(底地)は、不動産ですが、便宜上、後記「その他投資資産の主要なもの」にまとめて記載しています。

【その他投資資産の主要なもの】

(イ) 保有資産の概要

2025年7月31日現在、本投資法人が保有する主要な資産の概要は、以下のとおりです。

アセット カテゴ リー	物件 番号 (注1)	物件名称	所在地 (注2)	所有形態	取得価格 (百万円) (注3)	期末算定 価額 (百万円) (注4)	帳簿価額 (百万円) (注5)	投資 比率 (%) (注6)
	L-1	IIF東雲ロジスティクスセン ター	東京都江東区東雲二丁目13番32号	不動産信託 受益権	13,700	19,239	12,876	2.6
	L-4	IIF野田ロジスティクスセン ター	千葉県野田市西三ヶ尾340 番13	不動産信託 受益権	6,500	9,810	5,142	1.0
	L-5	IIF新砂ロジスティクスセン ター	東京都江東区新砂三丁目5 番15号	不動産信託 受益権	5,300	8,230	5,054	1.0
	L-7	IIF越谷ロジスティクスセン ター	埼玉県越谷市流通団地四丁 目1番1	不動産信託 受益権	2,000	3,550	1,674	0.3
	L-8	IIF西宮ロジスティクスセン ター	兵庫県西宮市西宮浜一丁目 2番	不動産信託 受益権	2,159	3,270	1,830	0.4
	L-9	IIF習志野ロジスティクスセ ンター(底地)(注7)	千葉県習志野市茜浜三丁目 34番9他	不動産(注8)	1,143	1,930	1,180	0.2
	L-10	IIF習志野ロジスティクスセ ンター (底地)(注9)	千葉県習志野市茜浜三丁目 34番1他	不動産信託 受益権	4,110	6,930	4,294	0.9
	L-11	IIF厚木ロジスティクスセン ター	神奈川県厚木市船子字北谷 602番9	不動産	3,100	4,380	3,065	0.6
	L-12	IIF横浜都筑ロジスティクス センター	神奈川県横浜市都筑区川向 町字南耕地747番1他	不動産信託 受益権	2,350	3,500	2,268	0.4
	L-13	IIFさいたまロジスティクス センター	埼玉県さいたま市北区吉野 町一丁目398番3	不動産信託 受益権	1,490	2,630	1,358	0.3
	L-14	IIF名古屋ロジスティクスセ ンター	愛知県名古屋市中川区柳田 町二丁目27番	不動産	1,050	1,790	1,194	0.2
	L-15	IIF厚木ロジスティクスセン ター	神奈川県厚木市上依知字上 ノ原3007番7	不動産信託 受益権	4,476	7,150	4,525	0.9
	L-16	IIF川口ロジスティクスセン ター	埼玉県川口市緑町5-3	不動産	1,770	6,460	2,587	0.5
	L-18	IIF東大阪ロジスティクスセ ンター (注10)	大阪府東大阪市若江東町六 丁目7番46	不動産 (注11)	2,280	4,560	2,405	0.5
	L-19	IIF柏ロジスティクスセン ター	千葉県柏市鷲野谷1027番1	不動産	1,810	3,850	2,064	0.4
物流施設	L-20	IIF三郷ロジスティクスセン ター	埼玉県三郷市泉三丁目5番	不動産信託 受益権	3,550	6,870	3,266	0.6
	L-21	IIF入間ロジスティクスセン ター	埼玉県入間市大字南峯字東 武蔵野660番2	不動産信託 受益権	3,184	4,530	2,793	0.6
	L-22	IIF鳥栖ロジスティクスセン ター	佐賀県鳥栖市蔵上町字内精 127番1	不動産信託 受益権	1,570	2,970	1,575	0.3
	L-24	IIF盛岡ロジスティクスセン ター	岩手県紫波郡矢巾町大字広 宮沢第4地割311他	不動産信託 受益権	600	1,620	523	0.1
	L-25	IIF広島ロジスティクスセン ター	広島県広島市佐伯区五日市 港三丁目22番4	不動産信託 受益権	3,540	5,130	3,055	0.6
	L-26	IIF泉大津e-shopロジスティ クスセンター(底地)	大阪府泉大津市なぎさ町8 番1号	不動産信託 受益権 (注12)	4,000	4,730	4,176	0.8
	L-27	IIF泉佐野フードプロセス& ロジスティクスセンター	大阪府泉佐野市りんくう往 来北2番11	不動産	860	1,640	917	0.2
	L-28	IIF京田辺ロジスティクスセ ンター	京都府京田辺市大住濱55番 13	不動産信託 受益権	5,730	9,020	5,435	1.1
	L-29	IIF福岡古賀ヴィークルロジ スティクスセンター(底地)	福岡県古賀市青柳1134番1	不動産(注8)	860	1,150	914	0.2
	L-30	IIF福岡東ロジスティクスセ ンター	福岡県福岡市東区蒲田四丁 目9番1	不動産信託 受益権	1,860	2,360	1,859	0.4
	L-31	IIF大阪此花ロジスティクス センター	大阪府大阪市此花区島屋四 丁目4番51号	不動産信託 受益権	8,700	11,000	8,577	1.7
	L-32	IIF加須ロジスティクスセン ター	埼玉県加須市新利根二丁目 6番1	不動産信託 受益権	2,361	3,350	2,544	0.5
	L-33	IIF羽村ロジスティクスセン ター (注13)	東京都羽村市神明台四丁目 8番地16	不動産信託 受益権	3,152	3,960	3,195	0.6
	L-34	IIF福岡箱崎ロジスティクス センター	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭 四丁目14番31号	不動産信託 受益権	5,170	6,230	5,061	1.0
	L-35	IIF福岡箱崎ロジスティクス センター	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭 四丁目1番18号	不動産信託 受益権	10,179	12,600	9,889	2.0

アセット カテゴ リー	物件 番号 (注1)	物件名称	所在地 (注2)	所有形態	取得価格 (百万円) (注3)	期末算定 価額 (百万円) (注4)	帳簿価額 (百万円) (注5)	投資 比率 (%) (注6)
	L-36	IIF板橋ロジスティクスセン ター	東京都板橋区東坂下二丁目 7番7号	不動産信託 受益権	1,717	2,370	1,692	0.3
	L-37	IIF仙台大和ロジスティクス センター	宮城県黒川郡大和町まいの 二丁目3番15	不動産信託 受益権	1,546	2,030	1,505	0.3
	L-38	IIF太田ロジスティクスセン ター	群馬県太田市安養寺町236 番1	不動産	1,010	1,210	978	0.2
	L-39	IIF大阪住之江ロジスティク スセンター	大阪府大阪市住之江区柴谷 一丁目2番32	不動産信託 受益権	12,100	16,400	11,717	2.3
	L-40	IIF大阪住之江ロジスティク スセンター	大阪府大阪市住之江区柴谷 一丁目2番34	不動産信託 受益権	2,540	3,060	2,589	0.5
	L-41	IIF盛岡ロジスティクスセン ター	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目4番5	不動産信託 受益権	1,302	1,650	1,358	0.3
	L-42	IIF札幌ロジスティクスセン ター	北海道札幌市白石区米里三 条三丁目2番1	不動産信託 受益権	2,480	2,810	2,567	0.5
	L-44	IIF郡山ロジスティクスセン ター	福島県郡山市大槻町字向原 213番	不動産信託 受益権	2,585	3,740	2,341	0.5
	L-45	IIF神戸西ロジスティクスセ ンター(底地)	兵庫県神戸市西区見津が丘 四丁目10番4	不動産信託 受益権 (注12)	1,960	2,680	2,059	0.4
	L-46	IIF兵庫たつのロジスティク スセンター	兵庫県たつの市揖西町長尾 字タイ山300番2他	不動産信託 受益権	3,915	4,280	4,066	0.8
	L-47	IIF昭島ロジスティクスセン ター	東京都昭島市代官山一丁目 5番2号	不動産信託 受益権	8,019	9,030	8,387	1.7
	L-48	IIF岐阜各務原ロジスティク スセンター	岐阜県各務原市川島竹早町 字竹早2番8他	不動産信託 受益権	2,343	3,240	2,293	0.5
	L-49	IIF広島西風新都ロジスティ クスセンター	広島県広島市安佐南区伴南 二丁目3番1号	不動産信託 受益権	6,208	6,780	6,027	1.2
	L-50	IIF湘南ロジスティクスセン ター	神奈川県高座郡寒川町一之 宮七丁目9番2号	不動産信託 受益権	7,380	9,210	7,433	1.5
	L-51	IIF四日市ロジスティクスセ ンター	三重県四日市市垂坂町字山 上谷1340番地8他	不動産信託 受益権	8,912	10,300	8,792	1.7
物流施設	L-52	IIF滋賀竜王ロジスティクス センター	滋賀県蒲生郡竜王町山面川 原900番1他	不動産信託 受益権	3,500	4,000	3,560	0.7
	L-53	IIF近江八幡ロジスティクス センター	滋賀県近江八幡市長光寺町 951番4他	不動産信託 受益権	1,810	2,300	1,862	0.4
	L-54	IIF武蔵村山ロジスティクス センター	東京都武蔵村山市伊奈平一 丁目26番38他	不動産信託 受益権	16,800	17,200	16,972	3.4
	L-55	IIF福岡久山ロジスティクス センター	福岡県糟屋郡久山町大字久原字原2859番1他	不動産信託 受益権	14,630	15,500	14,707	2.9
	L-56	IIF春日井ロジスティクスセ ンター(底地)	愛知県春日井市上田楽町字 野元2211番	受益権	7,700	7,990	7,824	1.6
	L-57	IIF北九州ロジスティクスセ ンター	福岡県京都郡苅田町大字与原字白石2220番11他	不動産信託 受益権	7,350	7,730	7,371	1.5
	L-58	IIF大阪茨木ロジスティクス センター	大阪府茨木市三咲町621番3 他	不動産信託 受益権	7,150	7,470	7,249	1.4
	L-59	IIF湘南ロジスティクスセン ター (底地)	神奈川県高座郡寒川町倉見 1339番2他	不動産信託 受益権	6,590	7,960	6,703	1.3
	L-60	IIFつくばロジスティクスセ ンター(底地)	茨城県つくば市稲岡字寺基 821番1他	不動産信託 受益権	6,000	6,760	6,095	1.2
	L-61	IIF鳥栖ロジスティクスセン ター	佐賀県鳥栖市弥生が丘七丁 目32番他	不動産信託 受益権	5,350	5,760	5,396	1.1
	L-62	IIF土浦ロジスティクスセン ター	茨城県かすみがうら市下稲 吉字庚申塚2644番1他	不動産信託 受益権	3,930	4,220	3,952	0.8
	L-63	IIF仙台ロジスティクスセン ター	宮城県仙台市宮城野区扇町 三丁目2番12他	不動産信託 受益権	3,540	3,680	3,583	0.7
	L-64	IIF富山ロジスティクスセン ター	富山県中新川郡上市町久金 新155番5他	不動産信託 受益権	3,470	3,716	3,475	0.7
	L-65	IIF秦野ロジスティクスセン ター	神奈川県秦野市堀山下字荒井ヶ谷戸320番2他	不動産信託 受益権	3,170	3,530	3,202	0.6
	L-66	IIF札幌北広島ロジスティク スセンター	北海道北広島市大曲工業団地四丁目6番1	不動産信託 受益権	2,650	2,760	2,673	0.5
	L-67	IIF小牧ロジスティクスセン ター(底地)	愛知県小牧市元町四丁目79 番他	不動産信託 受益権	2,320	2,670	2,366	0.5

アセット カテゴ リー	物件 番号 (注1)	物件名称	所在地 (注2)	所有形態	取得価格 (百万円) (注3)	期末算定 価額 (百万円) (注4)	帳簿価額 (百万円) (注5)	投資 比率 (%) (注6)
	L-68	IIF北九州ロジスティクスセ ンター	福岡県京都郡苅田町新浜町 9番17	不動産信託 受益権	2,210	2,440	2,222	0.4
	L-69	IIF佐倉ロジスティクスセン ター	千葉県佐倉市太田字外新割 2415番16他	不動産信託 受益権	2,180	2,310	2,202	0.4
	L-70	IIF横須賀ロジスティクスセ ンター	神奈川県横須賀市夏島町 2873番15他	不動産信託 受益権	1,970	2,170	2,012	0.4
	L-71	IIF豊橋ロジスティクスセン ター	愛知県豊橋市明海町33番20	不動産信託 受益権	1,780	1,890	1,826	0.4
	L-72	IIF習志野ロジスティクスセ ンター (底地)	千葉県習志野市茜浜三丁目 28番5	不動産信託 受益権	1,450	1,670	1,481	0.3
	L-73	IIF北九州ロジスティクスセ ンター	福岡県京都郡苅田町新浜町 1番58	不動産信託 受益権	1,250	1,400	1,271	0.3
	L-74	IIF横浜幸浦ロジスティクス センター(底地)	神奈川県横浜市金沢区幸浦 一丁目3番2	不動産信託 受益権	1,170	3,150	1,211	0.2
	L-75	IIF東松山ロジスティクスセ ンター(底地)	埼玉県比企郡滑川町大字都 25番31他	不動産信託 受益権	1,140	1,340	1,168	0.2
物流施設	L-76	IIF大阪此花ロジスティクス センター (底地)	大阪府大阪市此花区西九条 一丁目19番1他	不動産信託 受益権	1,030	1,960	1,059	0.2
	L-77	IIF滋賀大津ロジスティクス センター	滋賀県大津市関津四丁目字 十時ケ原104番55他	不動産信託 受益権	980	1,661	1,012	0.2
	L-78	IIF札幌ロジスティクスセン ター	北海道札幌市西区発寒十条 十二丁目1020番246他	不動産信託 受益権	750	885	774	0.2
	L-79	IIF相模原ロジスティクスセ ンター(底地)	神奈川県相模原市南区麻溝台一丁目1988番2	不動産信託 受益権	730	929	750	0.1
	L-80	IIF兵庫三田ロジスティクス センター (底地)	兵庫県三田市テクノパーク 37番	不動産信託 受益権	520	1,840	540	0.1
	L-81	IIF仙台岩沼ロジスティクス センター(底地)	宮城県岩沼市空港南二丁目 3番2	不動産信託 受益権	450	566	467	0.1
	L-82	IIF岩手一関ロジスティクス センター	岩手県一関市東台14番地43	不動産信託 受益権	1,070	1,400	1,124	0.2
	L-83	IIF兵庫三田ロジスティクス センター	兵庫県三田市テクノパーク 39番1他	不動産信託 受益権	9,240	9,950	9,393	1.9
		物流施設小計			296,456	382,036	294,637	58.4
	F-2	IIF横浜都筑テクノロジーセ ンター	神奈川県横浜市都筑区北山 田四丁目25番2号	不動産	1,100	1,690	1,400	0.3
	F-3	IIF三鷹カードセンター	東京都三鷹市下連雀七丁目 5番14号	不動産信託 受益権	8,700	9,820	9,188	1.8
	F-5	IIF蒲田R&Dセンター(注14)	東京都大田区南蒲田二丁目 16番46	不動産信託 受益権	7,200	8,020	7,276	1.4
	F-6	IIF川崎サイエンスセンター	神奈川県川崎市川崎区殿町 三丁目25番19号	不動産	2,168	2,950	1,733	0.3
	F-7	IIF相模原R&Dセンター	神奈川県相模原市中央区南 橋本三丁目1番35	不動産信託 受益権	3,100	4,910	3,626	0.7
	F-8	IIF横浜新山下R&Dセンター	神奈川県横浜市中区新山下 一丁目16番5	不動産信託 受益権	3,810	4,630	3,807	0.8
	F-9	IIF掛川マニュファクチュア リングセンター(底地)	静岡県掛川市淡陽30番地	不動産信託 受益権 (注12)	1,540	1,750	1,572	0.3
工場・研究開発	F-10	IIF浦安マシナリーメンテナ ンスセンター(底地)	千葉県浦安市鉄鋼通り三丁 目195番	不動産(注8)	1,300	1,770	1,345	0.3
施設等	F-11	IIF横須賀テクノロジーセン ター	神奈川県横須賀市神明町1番15	不動産信託 受益権	4,000	4,510	4,438	0.9
	F-12	IIF湘南テクノロジーセン ター	神奈川県高座郡寒川町一之 宮六丁目1番1	不動産信託 受益権	1,200	1,330	1,334	0.3
	F-14	IIF戸塚マニュファクチュア リングセンター(底地)	神奈川県横浜市戸塚区上矢 部町字九日谷2277番4他	不動産信託 受益権 (注12)	2,300	2,630	2,413	0.5
	F-15	IIF厚木マニュファクチュア リングセンター (注15)	神奈川県厚木市森の里紅葉 台4番地3他	不動産信託 受益権	12,200	16,200	11,649	2.3
	F-17	IIF新川崎R&Dセンター	神奈川県川崎市幸区新小倉 1番2号	不動産信託 受益権	6,300	9,160	6,189	1.2
	F-18	IIF市川フードプロセスセン ター	千葉県市川市東浜一丁目1 番1の2他	不動産信託 受益権	6,200	6,670	6,361	1.3
	F-19	IIF岐阜各務原マニュファク チュアリングセンター (底地)	岐阜県各務原市川島竹早町 字竹早3番他	不動産	225	261	255	0.1

							有個証务	
アセット カテゴ リー	物件 番号 (注1)	物件名称	所在地 (注2)	所有形態	取得価格 (百万円) (注3)	期末算定 価額 (百万円) (注4)	帳簿価額 (百万円) (注5)	投資 比率 (%) (注6)
	F-21	 IIF岡崎マニュファクチュア リングセンター (注16)	愛知県岡崎市牧平町字岡作 34番6他	不動産信託 受益権 (注12)	3,932	4,650	4,743	0.9
	F-22	IIF湘南ヘルスイノベーショ ンパーク	神奈川県藤沢市村岡東二丁 目26番地1	不動産信託 受益権	38,500	48,300	41,221	8.2
	F-23	IIF市原マニュファクチュア リングセンター(底地)	千葉県市原市八幡海岸通1 番1他	不動産信託 受益権 (注12)	15,910	19,190	16,614	3.3
工場· 研究開発	F-24	IIF入間マニュファクチュア リングセンター(底地)	埼玉県入間市大字新光178 番1他	不動産信託 受益権	2,550	2,920	2,597	0.5
施設等	F-25	IIF栃木真岡マニュファク チュアリングセンター(底 地)	栃木県真岡市松山町8番1	不動産	1,100	1,340	1,198	0.2
	F-26	IIF飯能マニュファクチュア リングセンター(底地)	埼玉県飯能市茜台3丁目8番 他	不動産信託 受益権	2,335	3,130	2,537	0.5
	F-27	IIF大田マニュファクチュア リングセンター	東京都大田区東糀谷六丁目 4番17号	不動産信託 受益権	4,570	5,030	4,543	0.9
	F-28	IIF下関ヴィークルメインテ ナンスセンター	山口県下関市長府扇町3番 88号	不動産信託 受益権	1,200	1,320	1,255	0.2
	I	場・研究開発施設等小計			131,441	162,181	137,307	27.2
	I-1	IIF神戸地域冷暖房センター	兵庫県神戸市中央区東川崎 町一丁目8番2号	不動産信託 受益権	18,100	12,000	15,044	3.0
	1-2	IIF羽田空港メインテナンス センター	東京都大田区羽田空港三丁 目5番1号、2号	不動産	41,110	44,900	35,579	7.1
	I-4	IIF品川データセンター	東京都品川区二葉二丁目9 番15号	不動産	4,900	7,470	5,425	1.1
	I-5	 IIF大阪豊中データセンター	大阪府豊中市新千里西町一 丁目1番8号	不動産信託 受益権	5,600	6,560	5,505	1.1
	1-7	IIF名古屋港タンクターミナル(底地)	愛知県名古屋市港区潮見町 37番31	不動産(注8)	1,900	2,240	1,998	0.4
インフラ 施設	1-9	IIF東松山ガスタンク メンテナンスセンター (底地)	埼玉県東松山市新郷75番1	不動産(注8)	690	832	729	0.1
	I-10	IIF川崎港 タンクターミナル(底地)	神奈川県川崎市川崎区千鳥 町4-12他	不動産信託 受益権 (注12)	7,109	7,490	7,223	1.4
	I-11	IIF静岡大井川港 タンクターミナル(底地)	静岡県焼津市利右衛門字地 蔵森2624番102他	不動産信託 受益権 (注12)	134	162	144	0.0
	I-12 IIF北九州門司港 タンクターミナル(底地)		福岡県北九州市門司区瀬戸町1番7他	不動産信託 受益権 (注12)	586	624	605	0.1
		インフラ施設小計			80,130	82,278	72,255	14.3
	ポー	- トフォリオ合計			508,028	626,495	504,200	100.0

- (注1) 「物件番号」は、本投資法人が保有する資産をL(物流施設)、F(工場・研究開発施設等)及びI(インフラ施設)の3つに分類し、番号を付したものです。以下同じです。
- (注2) 「所在地」は、原則として住居表示を記載しており、住居表示がない場合には登記簿上の土地地番(複数ある場合にはそのうちの一筆)を記載しています。ただし、本投資法人又は信託受託者が底地のみ保有する物件については、登記簿上の土地地番(複数ある場合にはそのうちの一筆)を記載しています。
- (注3) 「取得価格」は、売買契約書に記載された売買代金又は請負代金等に基づき記載しています。
- (注4) 「期末算定価額」は、2025年7月31日を価格時点とする本投資法人規約に定める資産評価の方法及び基準並びに投信協会の定める規則に 基づく一般財団法人日本不動産研究所、シービーアールイー株式会社、株式会社谷澤総合鑑定所及び大和不動産鑑定株式会社による鑑 定評価額又は調査価額に基づいています。以下同じです。
- (注5) 2025年7月31日時点の帳簿価額を記載しています。
- (注6) 2025年7月31日時点の帳簿価額に基づき、物件全体に対する比率について、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注7) IIF習志野ロジスティクスセンター(底地)について、本投資法人は、本件土地上に再開発事業により建設した建物(以下「IIF習志野ロジスティクスセンター (建物)」といいます。)を2025年9月1日付で取得し、物件の名称をIIF習志野ロジスティクスセンター に変更しました。IIF習志野ロジスティクスセンター (建物)取得後の所在地(住居表示)は千葉県習志野市茜浜三丁目6番4号になります。以下同じです。
- (注8) 事業用定期借地権付土地です。なお、IIF習志野ロジスティクスセンター については、2025年9月1日付で、本物件を信託財産とする信託の設定を行いました。信託受託者は三井住友信託銀行株式会社、信託期間満了日は2035年9月30日です。
- (注9) IIF習志野ロジスティクスセンター (底地)について、本投資法人は、底地と借地権付建物のそれぞれを信託財産とする二つの信託受益権を保有していましたが、既存の建物を解体したことに伴い、2025年2月28日付で借地権付建物に係る信託契約を解約しています。なお、土地の賃借人において新たな建物を建設する再開発事業に着手しています。
- (注10) IIF東大阪ロジスティクスセンターについて、2025年8月1日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分30%を譲渡しています。また、残りの準共有持分についても、2026年6月1日付で35%を、2026年8月3日付で35%を、それぞれ譲渡する予定です。
- (注11) IIF東大阪ロジスティクスセンターについて、2025年8月1日付で、本物件を信託財産とする信託の設定を行いました。信託受託者は株式 会社SMBC信託銀行、信託期間満了日は2035年8月31日です。
- (注12) 事業用定期借地権付土地を信託財産とする信託受益権です。
- (注13) IIF羽村ロジスティクスセンターについて、本投資法人は、2025年2月20日付で再開発事業により建設した建物を取得しています。

EDINET提出書類 産業ファンド投資法人(E14705) 有価証券報告書(内国投資証券)

- (注14) IIF蒲田R&Dセンターについて、2025年10月1日付で譲渡しています。
- (注15) IIF厚木マニュファクチュアリングセンターについて、本投資法人は、底地と底地上の建物のそれぞれを信託財産とする二つの信託受益 権を保有しています。
- (注16) IIF岡崎マニュファクチュアリングセンターについて、本投資法人は、底地と借地権付建物のそれぞれを信託財産とする二つの信託受益権を保有しています。

(ロ) ポートフォリオ一覧

2025年7月31日現在、本投資法人が保有する不動産及び信託受益権に係る不動産に関する概要は、以下のとおりです。

アセット カテゴリー	物件番号	物件名称	所在地	建築 時期 (注1)	賃借 人数 (注2)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注3)	敷金・ 保証金 (百万円) (注4)	土地面積 (㎡)	総賃貸 可能面積 (㎡) (注5)	総賃貸 面積 (㎡) (注6)	稼働率 (%) (注7)
	L-1	IIF東雲 ロジスティクス センター (注8)	東京都 江東区	2006年 2月8日	1	795	662	16,050.16	27,493.29	27,493.29	100.0
	L-4	IIF野田 ロジスティクス センター	千葉県 野田市	2006年 3月17日	2	- (注9)	- (注9)	26,551.63	38,828.10	38,828.10	100.0
	L-5	IIF新砂 ロジスティクス センター	東京都 江東区	1998年 6月12日	1	358	84	15,615.00	5,741.75	5,741.75	100.0
	L-7	IIF越谷 ロジスティクス センター	埼玉県 越谷市	1985年 9月30日 1997年	1	166	41	8,581.86	10,113.50	10,113.50	100.0
	L-8	IIF西宮 ロジスティクス センター	兵庫県 西宮市	5月15日 (倉庫・ 事務所) 2016年 5月16日 (倉庫)	2	- (注9)	- (注9)	9,997.84	17,200.00	17,200.00	100.0
	L-9	IIF習志野 ロジスティクス センター(底地)	千葉県 習志野市	-	1 (注2)	- (注9)	- (注9)	20,809.47	20,809.47 (土地)	20,809.47 (土地)	100.0
	L-10	IIF習志野 ロジスティクス センター (底 地)(注10)	千葉県 習志野市	-	1 (注10)	- (注9)	- (注9)	58,857.77	58,857.77 (土地)	58,857.77 (土地)	100.0
	L-11	IIF厚木 ロジスティクス センター	神奈川県 厚木市	1992年 10月28日	1	- (注9)	- (注9)	11,599.65	20,661.13	20,661.13	100.0
<u>-</u>	L-12	IIF横浜都筑 ロジスティクス センター	神奈川県横浜市	1998年 9月16日	1	- (注9)	- (注9)	5,088.48	9,615.82	9,615.82	100.0
物流施設	L-13	IIFさいたま ロジスティクス センター	埼玉県 さいたま 市	1989年 12月19日	1	133	33	4,545.49	8,995.00	8,995.00	100.0
	L-14	IIF名古屋 ロジスティクス センター	愛知県 名古屋市	1990年 4月11日	1	- (注9)	- (注9)	8,321.51	8,721.01	8,721.01	100.0
	L-15	IIF厚木 ロジスティクス センター	神奈川県 厚木市	2023年 12月25日	1	- (注9)	- (注9)	17,415.20	22,879.35	22,879.35	100.0
	L-16	IIF川口 ロジスティクス センター	埼玉県 川口市	2002年 4月19日	1	- (注9)	- (注9)	7,397.22	11,705.02	11,705.02	100.0
	L-18	IIF東大阪 ロジスティクス センター(注11)	大阪府 東大阪市	1991年 11月25日	2	- (注9)	- (注9)	10,228.36	20,528.42	20,528.42	100.0
	L-19	IIF柏 ロジスティクス センター	千葉県 柏市	1990年 11月30日 (倉庫) 2008年 12月10日 (事務所)	1	- (注9)	- (注9)	13,553.47	17,379.78	17,379.78	100.0
	L-20	IIF三郷 ロジスティクス センター	埼玉県 三郷市	2007年 2月15日	1	- (注9)	· (注9)	9,915.01	19,019.71	19,019.71	100.0
	L-21	IIF入間 ロジスティクス センター	埼玉県 入間市	2010年 12月15日	1	- (注9)	- (注9)	20,350.79	17,881.65	17,881.65	100.0
	L-22	IIF鳥栖 ロジスティクス センター	佐賀県 鳥栖市	2007年 2月13日	2	- (注9)	- (注9)	26,106.32	13,862.05	13,862.05	100.0
	L-24	│IIF盛岡 │ロジスティクス │センター	岩手県 紫波郡	2005年 8月10日	1	- (注9)	- (注9)	8,050.25	8,001.57	8,001.57	100.0

							, - ·			1111世子牧司	
アセット カテゴリー	物件番号	物件名称	所在地	建築 時期 (注1)	賃借 人数 (注2)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注3)	敷金・ 保証金 (百万円) (注4)	土地面積 (㎡)	総賃貸 可能面積 (m²) (注5)	総賃貸 面積 (㎡) (注6)	稼働率 (%) (注7)
	L-25	IIF広島 ロジスティクス センター	広島県 広島市	2013年 12月16日 (倉庫) 2009年 7月27日 (事務所)	1	· (注9)	- (注9)	16,922	22,768.24	22,768.24	100.0
	L-26	IIF泉大津 e-shop ロジスティクス センター(底地)	大阪府 泉大津市	-	1	- (注9)	- (注9)	48,932	48,932.00 (土地)	48,932.00 (土地)	100.0
	L-27	IIF泉佐野 フードプロセ ス&ロジスティ クスセンター	大阪府 泉佐野市	1996年 10月7日	1	- (注9)	- (注9)	4,805.41	13,947.83	13,947.83	100.0
	L-28	IIF京田辺 ロジスティクス センター	京都府 京田辺市	2007年 3月14日	1	- (注9)	- (注9)	25,853	33,243.99	33,243.99	100.0
	L-29	IIF福岡古賀 ヴィークルロジ スティクス センター(底地)	福岡県古賀市	-	1	- (注9)	- (注9)	30,815.97	30,815.97 (土地)	30,815.97 (土地)	100.0
	L-30	IIF福岡東 ロジスティクス センター	福岡県福岡市	1997年 1月13日	1	- (注9)	- (注9)	34,604.36	11,262.86	11,262.86	100.0
	L-31	IIF大阪此花 ロジスティクス センター	大阪府 大阪市	1991年 1月7日	1	- (注9)	- (注9)	23,359.57	46,262.20	46,262.20	100.0
	L-32	IIF加須 ロジスティクス センター	埼玉県 加須市	1989年 4月14日	1	- (注9)	- (注9)	20,750.00	17,744.41	17,744.41	100.0
	L-33	IIF羽村 ロジスティクス センター(注12)	東京都 羽村市	2025年 1月28日	1	- (注9)	- (注9)	6,932.37	12,895.43	12,895.43	100.0
	L-34	IIF福岡箱崎 ロジスティクス センター	福岡県福岡市	2008年 2月18日	3	- (注9)	- (注9)	13,400.00	24,967.58	24,967.58	100.0
物流施設	L-35	IIF福岡箱崎 ロジスティクス センター	福岡県福岡市	2008年 3月12日 (倉庫) 2018年 2月26日 (倉庫)	4	- (注9)	- (注9)	27,371.86	51,530.51	51,530.51	100.0
	L-36	IIF板橋 ロジスティクス センター	東京都 板橋区	2007年 5月18日	1	- (注9)	- (注9)	2,522.30	5,057.68	5,057.68	100.0
	L-37	IIF仙台大和 ロジスティクス センター	宮城県 黒川郡	2006年 1月31日	1	- (注9)	- (注9)	27,248.86	15,555.15	15,555.15	100.0
	L-38	IIF太田 ロジスティクス センター	群馬県 太田市	2006年 2月28日	1	- (注9)	- (注9)	16,447.48	6,900.01	6,900.01	100.0
	L-39	IIF大阪住之江 ロジスティクス センター	大阪府 大阪市	2006年 3月31日	1	- (注9)	· (注9)	35,386.00	52,201.30	52,201.30	100.0
	L-40	IIF大阪住之江 ロジスティクス センター IIF盛岡	大阪府 大阪市	1991年 7月10日	1	- (注9)	- (注9)	7,588.47	12,299.76	12,299.76	100.0
	L-41	ロジスティクス センター IIF札幌ロジス	岩手県紫波郡	1997年 3月26日	1	- (注9)	- (注9)	34,915.11	12,383.30	12,383.30	100.0
	L-42	ティクスセン ター	北海道 札幌市	2009年 5月14日 2005年	1	- (注9)	- (注9)	12,497.77	13,064.75	13,064.75	100.0
	L-44	IIF郡山ロジス ティクスセン ター	福島県郡山市	10月31日 (事務所、 倉庫、、 所) 2009年 10月10日 (倉庫)	2	- (注9)	- (注9)	26,572.28	17,533.15	17,533.15	100.0
	L-45	IIF神戸西ロジス ティクスセン ター(底地)	兵庫県 神戸市		1	- (注9)	- (注9)	33,000.00	33,000.00 (土地)	33,000.00 (土地)	100.0
	L-46	IIF兵庫たつのロ ジスティクスセ ンター	兵庫県 たつの市	建物1: 2002年 7月6日 建物2: 2003年 2月28日	1	- (注9)	- (注9)	34,564.97	25,186.78	25,186.78	100.0

										有叫证分积。	
アセット カテゴリー	物件番号	物件名称	所在地	建築 時期 (注1)	賃借 人数 (注2)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注3)	敷金・ 保証金 (百万円) (注4)	土地面積 (㎡)	総賃貸 可能面積 (㎡) (注5)	総賃貸 面積 (㎡) (注6)	稼働率 (%) (注7)
	L-47	IIF昭島ロジス ティクスセン ター	東京都昭島市	1992年 1月31日	1	· (注9)	· (注9)	17,189	31,071.21	31,071.21	100.0
	L-48	IIF岐阜各務原口 ジスティクスセ ンター	岐阜県 各務原市	2019年 2月19日	1	- (注9)	- (注9)	16,507.23	16,708.51	16,708.51	100.0
	L-49	IIF広島西風新都 ロジスティクス センター	広島県 広島市	2020年 3月31日	1	- (注9)	- (注9)	24,312.00	28,988.91	28,988.91	100.0
	L-50	IIF湘南ロジス ティクスセン ター	神奈川県 高座郡	2009年 9月25日	1	- (注9)	- (注9)	17,944.85	23,728.15	23,728.15	100.0
	L-51	IIF四日市ロジス ティクスセン ター	三重県 四日市市	本棟: 2000年 6月20日 新築棟: 2022年 8月31日	2	· (注9)	- (注9)	32,929.09	51,504.25	51,504.25	100.0
	L-52	IIF滋賀竜王ロジ スティクスセン ター	滋賀県 蒲生郡	2021年 3月26日	1	- (注9)	- (注9)	37,384.38	17,916.90	17,916.90	100.0
	L-53	IIF近江八幡ロジ スティクスセン ター	滋賀県 近江八幡 市	2003年 1月27日	1	- (注9)	- (注9)	35,094.98	25,111.07	25,111.07	100.0
	L-54	IIF武蔵村山ロジ スティクスセン ター	東京都 武蔵村山 市	期棟: 2001年 9月28日 期東: 2002年 5月2日 期東: 2009年 4月24日	1	· (注9)	- (注9)	36,617.08	51,687.63	51,687.63	100.0
物流施設	L-55	IIF福岡久山ロジ スティクスセン ター	福岡県 糟屋郡	建物1: 2004年 2月10日 建物2: 2003年 3月20日 建物3: 2004年 2月10日	1	- (注9)	- (注9)	44,932.28	49,855.23	49,855.23	100.0
	L-56	IIF春日井ロジス ティクスセン ター (底地)	愛知県 春日井市	-	1	- (注9)	- (注9)	55,255.00	55,255.00 (土地)	55,255.00 (土地)	100.0
	L-57	IIF北九州ロジス ティクスセン ター	福岡県 京都郡	建物1: 2009年 3月25日 建物2: 2011年 12月22日 建物3: 2012年 8月2日	1	- (注9)	- (注9)	106,964.05	82,373.19	82,373.19	100.0
	L-58	IIF大阪茨木ロジ スティクスセン ター	大阪府 茨木市	1993年 8月1日	1	- (注9)	- (注9)	12,089.87	21,570.04	21,570.04	100.0
	L-59	IIF湘南ロジス ティクスセン ター (底地)	神奈川県 高座郡	-	1	- (注9)	- (注9)	27,434.97	27,434.97 (土地)	27,434.97 (土地)	100.0
	L-60	IIFつくばロジス ティクスセン ター (底地)	茨城県 つくば市	-	1	- (注9)	- (注9)	81,187.97	79,502.97 (土地)	79,502.97 (土地)	100.0
	L-61	IIF鳥栖ロジス ティクスセン ター	佐賀県 鳥栖市	2002年 10月31日	1	- (注9)	- (注9)	39,254.11	24,768.34	24,768.34	100.0
	L-62	IIF土浦ロジス ティクスセン ター	茨城県か すみがう ら市	建物1: 1995年 5月日不詳 建物2: 2016年 12月2日	1	- (注9)	- (注9)	25,433.29	21,904.15	21,904.15	100.0
	L-63	IIF仙台ロジス ティクスセン ター	宮城県 仙台市	1990年 7月20日	1	- (注9)	- (注9)	12,966.28	17,346.66	17,346.66	100.0

										有	()
アセット カテゴリー	物件番号	物件名称	所在地	建築 時期 (注1)	賃借 人数 (注2)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注3)	敷金・ 保証金 (百万円) (注4)	土地面積 (㎡)	総賃貸 可能面積 (m²) (注5)	総賃貸 面積 (㎡) (注6)	稼働率 (%) (注7)
	L-64	IIF富山ロジス ティクスセン ター	富山県 中新川郡	1996年 11月27日	2	· (注9)	· (注9)	41,311.81	40,288.07	40,288.07	100.0
	L-65	IIF秦野ロジス ティクスセン ター	神奈川県 秦野市	1990年 2月14日	1	- (注9)	- (注9)	13,110.46	20,302.85	20,302.85	100.0
	L-66	IIF札幌北広島ロ ジスティクスセ ンター	北海道北広島市	建物1: 1990年 7月5日 建物2: 2006年 10月25日	1	· (注9)	- (注9)	16,253.00	14,104.14	14,104.14	100.0
	L-67	IIF 小牧ロジス ティクスセン ター (底地)	愛知県 小牧市	1	1	- (注9)	- (注9)	16,608.55	16,608.55 (土地)	16,608.55 (土地)	100.0
	L-68	IIF北九州ロジス ティ ク ス セ ン ター	福岡県 京都郡	2002年 12月27日	1	- (注9)	- (注9)	39,669.00	23,807.52	23,807.52	100.0
	L-69	IIF 佐倉ロジス ティクスセン ター	千葉県 佐倉市	建物1: 2024年 1月25日 建物2年 1月25日 建物3: 2024年日 建物4: 1月25日 2024年日 建物5: 2024年日 2024年日 1月25日	1	· (注9)	- (注9)	9,747.00	4,314.32	4,314.32	100.0
	L-70	IIF横須賀ロジス ティクスセン ター	神奈川県 横須賀市	2005年 8月4日	1	- (注9)	- (注9)	22,555.69	13,148.63	13,148.63	100.0
物流施設	L-71	IIF豊橋ロジス ティクスセン ター	愛知県豊橋市	建物1: 1996年 2月16日 建物2: 1992年 6月29日	1	· (注9)	- (注9)	21,819.00	8,017.05	8,017.05	100.0
	L-72	IIF習志野ロジス ティクスセン ター (底地)	千葉県 習志野市	-	1	- (注9)	- (注9)	7,273.00	7,273.00 (土地)	7,273.00 (土地)	100.0
	L-73	IIF北九州ロジス ティ ク ス セ ン ター	福岡県 京都郡	1986年 11月日不 詳	1	- (注9)	- (注9)	19,875.00	12,445.57	12,445.57	100.0
	L-74	IIF横浜幸浦ロジ スティクスセン ター(底地)	神奈川県 横浜市	-	1	- (注9)	- (注9)	16,783.21	16,783.21 (土地)	16,783.21 (土地)	100.0
	L-75	IIF東松山ロジス ティクスセン ター (底地)	埼玉県 比企郡	-	1	- (注9)	- (注9)	20,320.97	20,320.97 (土地)	20,320.97 (土地)	100.0
	L-76	IIF大阪此花ロジ スティクスセン ター (底地)	大阪府 大阪市	-	1	- (注9)	- (注9)	6,125.09	6,125.09 (土地)	6,125.09 (土地)	100.0
	L-77	IIF滋賀大津ロジ スティクスセン ター	滋賀県大津市	建物1: 2021年 12月10日 建物2: 2021年 12月10日 建物3: 2021年 12月10日 建物4: 2021年 12月10日 2021年 12月10日 2021年 12月10日	2	- (注9)	- (注9)	21,292.08	6,913.54	6,913.54	100.0
	L-78	IIF札幌ロジス ティクスセン ター	北海道札幌市	建物1: 2003年 9月12日 建物2: 2003年 8月4日	2	- (注9)	- (注9)	14,820.00	9,791.48	9,791.48	100.0

										有伽証券報訊	1 = (1 3
アセット カテゴリー	物件番号	物件名称	所在地	建築 時期 (注1)	賃借 人数 (注2)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注3)	敷金・ 保証金 (百万円) (注4)	土地面積 (㎡)	総賃貸 可能面積 (㎡) (注5)	総賃貸 面積 (㎡) (注6)	稼働率 (%) (注7)
	L-79	IIF相模原ロジス ティクスセン ター (底地)	神奈川県 相模原市	-	1	- (注9)	- (注9)	4,552.78	4,552.78 (土地)	4,552.78 (土地)	100.0
	L-80	IIF兵庫三田ロジ スティクスセン ター (底地)	兵庫県 三田市	-	1	- (注9)	- (注9)	25,920.95	25,920.95 (土地)	25,920.95 (土地)	100.0
物流施設	L-81	IIF仙台岩沼ロジ スティクスセン ター(底地)	宮城県 岩沼市	-	1	- (注9)	- (注9)	12,253.28	12,253.28 (土地)	12,253.28 (土地)	100.0
	L-82	IIF岩手-関ロジ スティクスセン ター	岩手県 一関市	1992年 8月28日	10	- (注9)	- (注9)	6,738.64	11,643.85	10,621.24	91.2
	L-83	IIF兵庫三田ロジ スティクスセン ター	兵庫県 三田市	2024年 11月7日	1	- (注9)	- (注9)	23,606.44	33,759.93	33,759.93	100.0
	F-2	IIF横浜都筑 テクノロジー センター	神奈川県 横浜市	1996年 2月14日	1	126	92	3,478.69	4,655.48	4,655.48	100.0
	F-3	IIF三鷹カード センター	東京都三鷹市	1994年 4月25日	1	729	182	9,693.81	21,615.01	21,615.01	100.0
	F-5	IJF蒲田R&D センター(注13)	東京都大田区	1988年 6月8日	1	- (注9)	- (注9)	9,129.17	21,896.56	21,896.56	100.0
	F-6	IIF川崎サイエン スセンター	神奈川県川崎市	2014年 5月16日	1	· · (注9)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2,941.80	4,857.73	4,857.73	100.0
	F-7	IIF相模原R&D センター	神奈川県相模原市	1989年 7月1日	2	·····································	·(注9)	26,441.81	19,328.40	19,328.40	100.0
	F-8	IIF横浜新山下 R&Dセンター	神奈川県横浜市	2007年 8月24日	1	·····································	· (注9)	3,872.25	4,887.83	4,887.83	100.0
	F-9	IIF掛川マニュ ファクチュアリ ングセンター (底地)	静岡県掛川市	-	1	· (注9)	· (注9)	66,171.92	66,171.92 (土地)	66,171.92 (土地)	100.0
	F-10	IIF浦安マシナ リーメンテナン スセンター (底地)	千葉県 浦安市	-	1	- (注9)	- (注9)	7,925.94	7,925.94 (土地)	7,925.94 (土地)	100.0
	F-11	IIF横須賀 テクノロジー センター	神奈川県 横須賀市	1995年 11月30日	1	- (注9)	- (注9)	27,000.03	13,779.77	13,779.77	100.0
	F-12	IIF湘南 テクノロジー センター	神奈川県 高座郡	1994年 7月31日	1	- (注9)	- (注9)	13,000.38	7,244.71	7,244.71	100.0
工場・研究 開発施設等	F-14	IIF戸塚マニュ ファクチュアリ ングセンター (底地)	神奈川県横浜市	-	1	- (注9)	- (注9)	19,458.49	19,458.49 (土地)	19,458.49 (土地)	100.0
	F-15	IIF厚木マニュ ファクチュアリ ングセンター	神奈川県 厚木市	2019年 5月31日	1	- (注9)	- (注9)	64,327.54	32,825.49	32,825.49	100.0
	F-17	IIF新川崎R&Dセ ンター	神奈川県 川崎市	2015年 8月15日	1	- (注9)	- (注9)	10,910	11,865.54	11,865.54	100.0
	F-18	IIF市川フードプ ロセスセンター	千葉県市川市	建物1: 1989年 8月31日 建物2: 1999年 4月1日	2	(注9)	- (注9)	17,291.29	27,424.22	27,424.22	100.0
	F-19	IIF岐阜各務原マ ニュファクチュ アリングセン ター(底地)	岐阜県 各務原市	-	1	- (注9)	- (注9)	12,551.51	12,551.51 (土地)	12,551.51 (土地)	100.0
	F-21	IIF岡崎マニュ ファクチュアリ ングセンター	愛知県 岡崎市	1977年 2月	3	- (注9)	- (注9)	42,049.87	19,997.55	11,719.84	58.6
	F-22	IIF湘南ヘルスイ ノベーション パーク(注14)	神奈川県藤沢市	2011年 2月15日	9	- (注9)	- (注9)	220,356.28	136,273.08	135,534.25	99.5
	F-23	IIF市原マニュ ファクチュアリ ングセンター (底地)	千葉県 市原市	-	2	- (注9)	- (注9)	637,802.64	637,802.64 (土地)	637,802.64 (土地)	100.0
	F-24	IIF入間マニュ ファクチュア リングセンター (底地)	埼玉県 入間市	-	1	- (注9)	· (注9)	34,632.97	34,384.62 (土地)	34,384.62 (土地)	100.0

										万叫此为'私	<u> </u>
アセット カテゴリー	物件番号	物件名称	所在地	建築 時期 (注1)	賃借 人数 (注2)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注3)	敷金・ 保証金 (百万円) (注4)	土地面積 (㎡)	総賃貸 可能面積 (㎡) (注5)	総賃貸 面積 (㎡) (注6)	稼働率 (%) (注7)
	F-25	IIF栃木真岡マ ニュファクチュ アリングセン ター (底地)	栃木県 真岡市	-	1	- (注9)	- (注9)	93,854.28	92,826.16 (土地)	92,826.16 (土地)	100.0
工場・研究 開発施設等	F-26	IIF飯能マニュ ファクチュアリ ングセンター (底地)	埼玉県 飯能市	ı	1	- (注9)	- (注9)	145,759.02	145,759.02 (土地)	145,759.02 (土地)	100.0
	F-27	IIF大田マニュ ファクチュアリ ングセンター	東京都 大田区	2012年 2月24日	1	- (注9)	- (注9)	5,258.43	8,285.90	8,285.90	100.0
	F-28	IIF下関ヴィーク ルメインテナン スセンター	山口県 下関市	1991年 12月12日	2	- (注9)	- (注9)	16,399.77	21,336.20	21,336.20	100.0
	I-1	IIF神戸 地域冷暖房 センター(注15)	兵庫県 神戸市	1990年 4月12日	1	565	942	6,002.21 (注15)	11,476.05	11,476.05	100.0
	1-2	IIF羽田空港 メインテナンス センター	東京都 大田区	1993年 6月30日	1	1,946	973	•	81,995.81	81,995.81	100.0
	1-4	IIF品川データ センター	東京都 品川区	1989年 8月31日	1	- (注9)	- (注9)	9,906.96	19,547.11	19,547.11	100.0
	I-5	IIF大阪豊中デー タセンター	大阪府 豊中市	1991年 9月19日	1	- (注9)	- (注9)	4,769.70	20,027.14	20,027.14	100.0
インフラ	1-7	IIF名古屋港タン クターミナル (底地)	愛知県 名古屋市	-	1	- (注9)	- (注9)	51,583.70	51,583.70 (土地)	51,583.70 (土地)	100.0
施設	I-9	IIF東松山ガスタ ンクメンテナン スセンター (底地)	埼玉県 東松山市	1	1	- (注9)	- (注9)	12,880.38	12,880.38 (土地)	12,880.38 (土地)	100.0
	I-10	IIF川崎港タンク ターミナル (底地)	神奈川県 川崎市		1	- (注9)	- (注9)	42,186.88	42,186.88 (土地)	42,186.88 (土地)	100.0
	I-11	IIF静岡大井川港 タンクターミナ ル (底地)	静岡県 焼津市	-	1	- (注9)	- (注9)	10,967.00	10,967.00 (土地)	10,967.00 (土地)	100.0
	I-12	IIF北九州門司港 タンクターミナ ル (底地)	福岡県 北九州市	-	1	- (注9)	- (注9)	33,789.08	33,789.08 (土地)	33,789.08 (土地)	100.0
		ポートフォリオ合	it		146	35,761	18,038	3,430,051.44	3,458,556.17	3,448,517.02	99.7

- (注1) 「建築時期」は、主たる建物の登記簿上の新築年月日を記載しています。
- (注2) 「賃借人数」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る賃貸借契約の数に基づき記載しています。
- (注3) 「年間賃料」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る月間賃料を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている信託不動産及び不動産については、その合計額)を百万円未満を切り捨てて記載しています。したがって、各物件の「年間賃料」の合計がポートフォリオ合計と一致していない場合があります。
- (注4) 「敷金・保証金」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に規定する敷金・保証金の残高の合計額を百万円未満を切り捨て て記載しています。
- (注5) 「総賃貸可能面積」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る賃貸面積及び 賃貸借契約を締結していない区画の賃貸可能面積の合計面積を記載しています。ただし、IIF新砂ロジスティクスセンターについては、 登記簿上の延床面積を記載しています。
- (注6) 「総賃貸面積」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る賃貸面積を記載しています。以下同じです。ただし、IIF新砂ロジスティクスセンターについては、登記簿上の延床面積を記載しています。なお、賃貸借契約書においては、賃貸可能面積に含まれない部分が賃貸面積に含まれる場合があるため、賃貸面積が賃貸可能面積を上回る場合があります。
- (注7) 「稼働率」は、総賃貸可能面積に対して総賃貸面積が占める割合について、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注8) IIF東雲ロジスティクスセンターについては、賃貸借契約書に表示された年間賃料、敷金・保証金、土地面積、総賃貸可能面積及び総賃貸面積に53%(信託受益権の準共有持分割合)を乗じ、年間賃料及び敷金・保証金については百万円未満を切り捨てて、土地面積、総賃貸可能面積及び総賃貸面積については小数第3位を四捨五入して記載しています。以下同じです。
- (注9) テナントからの同意が得られていないため非開示としています。
- (注10) IIF習志野ロジスティクスセンター (底地)について、本投資法人は、同物件上の既存の建物を解体し、土地の賃借人において新たな 建物を建設する再開発事業に着手しています。
- (注11) IIF東大阪ロジスティクスセンターについて、2025年8月1日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分30%を譲渡しています。また、残りの準共有持分についても、2026年6月1日付で35%を、2026年8月3日付で35%を、それぞれ譲渡する予定です。
- (注12) IIF羽村ロジスティクスセンターについて、本投資法人は、2025年2月20日付で再開発事業により建設した建物を取得しています。
- (注13) IIF蒲田R&Dセンターについて、2025年10月1日付で譲渡しています。
- (注14) IIF湘南ヘルスイノベーションパークの「総賃貸可能面積」及び「総賃貸面積」は、小数第3位を切り捨てて記載しています。以下同じです。
- (注15) IIF神戸地域冷暖房センターについて、全体建物は、区分所有者2者により区分所有されており、土地の面積は、他の区分所有者が所有 している面積を含んでいます。

(ハ) 本投資法人が投資する全運用資産の賃貸借の推移

	2021年1月末	2021年7月末	2022年1月末	2022年7月末	2023年1月末
物件数	77	74	74	75	74
賃借人総数(件)	109	106	100	99	99
(注1)	109	100	100	99	99
総賃貸可能面積	2,437,704.73	2,389,009.46	2,478,027.03	2,578,861.08	2,570,255.70
の合計 (m²)	2,437,704.73	2,309,009.40	2,470,027.03	2,576,661.06	2,570,255.70
稼働率(%)	100.0	100.0	100.0	98.6	98.8
(注2)	100.0	100.0	100.0	90.0	90.0

	2023年7月末	2024年1月末	2024年7月末	2025年1月末	2025年7月末
物件数	78	81	108	110	109
賃借人総数(件)	101	108	147	148	146
(注1)	101	106	147	140	140
総賃貸可能面積	2 752 944 00	2 960 600 76	2 542 624 92	2 456 149 04	2 450 556 47
の合計 (m²)	2,752,841.90	2,869,600.76	3,543,624.82	3,456,148.91	3,458,556.17
稼働率(%)	00.2	00.7	00.0	00.0	00. 7
(注2)	99.3	99.7	99.9	99.9	99.7

⁽注1) 「賃借人総数」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る賃貸借契約の数に基づき記載しています。なお、底地受益権(底地を信託財産とする信託受益権をいいます。以下同じです。)と建物受益権(底地上の建物を信託財産とする信託受益権をいいます。以下同じです。)の双方を本投資法人が保有している物件の賃借人総数については、建物に係る賃貸借契約の数に基づき記載しています。

⁽注2) 「稼働率」は、当該計算期間末の総賃貸可能面積に対して総賃貸面積が占める割合を表し、小数第2位を四捨五入しています。

(二) 主要な不動産等の物件に関する情報

2025年7月31日現在、主要な不動産等(当該物件からの賃貸事業収入がポートフォリオ全体の賃貸事業収入総額の10%以上を占める不動産等をいいます。)に該当する物件は、以下のとおりです。

< F-22 IIF湘南ヘルスイノベーションパーク>

The state of the s					
賃借人総数	9				
業収入(百万円)	- (注5)				
七率 (%) (注1)	- (注5)				
面積(㎡)(注2)	135,534.25				
じ面積(㎡)(注3)	136,273.08				
202	1月末	100.0			
202	7月末	100.0			
202	2022年1月末 100	100.0			
202	7月末	100.0			
1 202	1月末	100.0			
202	7月末	100.0			
202	1月末	99.2			
202	7月末	99.9			
202	1月末	99.9			
202	7月末	99.5			
フ稼働率(注4)の推移 期末時点 (%) 202 202 202 202 202	7月末 1月末 7月末 1月末 7月末 1月末 1月末 7月末	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 99.2 99.9			

- (注1) 「賃料比率」は、当該物件の賃貸事業収入のポートフォリオ全体の賃貸事業収入総額に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注2) 「賃貸面積」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る賃貸面積を記載しています。
- (注3) 「賃貸可能面積」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る賃貸面積及び賃貸借契約を締結していない区画の賃貸可能面積の合計面積を記載しています。
- (注4) 「稼働率」は、賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合について、小数第2位を四捨五入して記載しています。また、本投資法人が 取得した後の稼働率のみ記載しています。
- (注5) テナントからの同意が得られていないため非開示としています。

(ホ) 個別資産の概要

本投資法人が保有する不動産及び信託受益権に係る信託不動産の個別の概要は、以下のとおりです。なお、後記の各表の各欄に関する説明は、別途記載される場合を除き、以下のとおりです。

- a. 「特定資産の概要」欄に関する説明
- ・「取得年月日」は、取得資産を現実に取得した取得年月日を記載しています。
- ・「取得価格」は、取得資産に係る売買契約書に記載された各不動産又は各信託受益権の売買代金(税金を含まず、百万円未満を切り捨てています。)又は請負代金等に基づき記載しています。
- ・土地の「所在地」は、原則として住居表示を記載しており、住居表示がない場合には登記簿上の土地地番 (複数ある場合にはそのうちの一筆)を記載しています。ただし、本投資法人又は信託受託者が底地のみ保 有する物件については、登記簿上の土地地番(複数ある場合にはそのうちの一筆)を記載しています。
- ・土地の「面積」は、登記簿上の記載(借地がある場合には借地面積を含みます。)に基づいており、現況とは一致しない場合があります。なお、区分所有建物については、敷地権の対象となる土地全体の地積を、共有及び受益権準共有の場合には全体の地積を、それぞれ記載しています。
- ・土地の「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- ・土地及び建物の「所有・それ以外の別」は、本投資法人又は信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- ・建物の「構造と階数」及び「種類」は、登記簿上の記載に基づいています。なお、区分所有建物について は、当該専有部分が含まれる一棟の建物全体の構造・階数を、共有及び受益権準共有の場合には一棟の建物 全体の構造・階数を、それぞれ記載しています。
- ・建物の「建築時期」は、登記簿上の新築年月日を記載しています。なお、増築部分がある場合には、登記簿 上の増築年月日もあわせて記載しています。
- ・建物の「延床面積」は、登記簿上の記載に基づき、附属建物の床面積を含めて記載しています。なお、区分 所有建物については、当該専有部分が含まれる一棟の建物全体の延床面積及び専有部分の延床面積を、共有 及び受益権準共有の場合には、一棟の建物全体の延床面積を、それぞれ記載しています。
- ・「土壌」は、本投資法人の委託に基づき、株式会社イー・アール・エス、ランドソリューション株式会社、 日本管財株式会社、株式会社フィールド・パートナーズ、株式会社ERIソリューション、イー・アンド・ イーソリューションズ株式会社、EAI株式会社、エコサイクル株式会社、SOMPOリスクマネジメント株式会 社、日本建築検査協会株式会社、大和不動産鑑定株式会社及び株式会社エンバイオ・エンジニアリングが土 壌調査を実施し、作成した土壌調査の結果に係る報告書を基に記載しています。当該各報告内容は、一定時 点における上記調査業者の判断と意見であり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するもので はありません。
- ・「賃貸借概況」の「期末総賃貸可能面積」は、当期末現在における各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る賃貸面積及び賃貸借契約を締結していない区画の賃貸可能面積の合計面積を、また「期末総賃貸面積」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る賃貸面積を記載しています。
- ・「プロパティ・マネジメント会社」は、本投資法人が当期末現在においてプロパティ・マネジメント業務を 委託しているプロパティ・マネジメント会社を記載しています。
- ・「担保設定の有無」は、本投資法人が負担する担保がある場合にその概要を記載しています。

b. 「特記事項」欄に関する説明

「特記事項」には、当期末現在において各不動産又は各信託受益権の権利関係・利用等及び評価額・収益性・処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。

L-1 IIF東雲ロジスティクスセンター						
	資産の概要	<u> </u>	信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産信託受益権 (準共有持分53%)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
取得年	 	2007年10月19日	信託期間満了日	2034年12月22日		
取得值	 西格	13,700百万円				
土地価格(構成割合)		10,507百万円 (76.7%)				
	建物価格(構成割合)	3,193百万円 (23.3%)				
	所在地	東京都江東区東雲二丁目13番3	32号			
±	面積	30,283.33m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	 構造と階数	本棟:鉄骨鉄筋コンクリートi	造陸屋根5階建			
	悔足と陷奴	附属建物:軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建2棟				
	建築時期	2006年2月8日				
建	7. 广 王 往	本棟:34,415.56㎡				
物	延床面積 	附属建物:2棟合計11.42m²				
		本棟:倉庫、駐車場、事務所				
		附属建物:守衛所2棟				
	所有・それ以外の別	所有権				
	土壌調査会社	株式会社イー・アール・エス				
		本物件の所在する土地における土壌調査結果より、本件土地に埋め立てられた流				
_±		土は自然原因で土壌汚染対策法の指定基準を超過する濃度の鉛、砒素及びふっ素を				
壌	 該当 事 項	含んでいるものとみられます。なお、本件土地は粘性土を主体とする浚渫土によっ				
-10	NJFA	て埋め立てられた土地であり、建設ボーリングでも鉱さいや焼却灰などの環境上有				
		害な廃棄物の混入は認められておらず、埋立てによる本件土地の土壌環境への影響				
		は極めて小さいと考えられる。	ことを確認済みです。			
	賃貸借概況					
期末約	総賃貸可能面積	27,493.29㎡(注1)	期末総賃貸面積	27,493.29㎡(注1)		
プロ <i>/</i> 会社	パティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社	主要なテナント	佐川急便株式会社		
その作	その他事項:					
・本契約は賃貸借期間満了日までの間は解約できないものとされています。						
担保設定の有無						
特記		ロジスティクスファンド投資法				
事項		'ァンド投資法人と信託受託者で	である三井住友信託銀行権	朱式会社との間で受益者間協		
	│ 定書を締結しています	「(;干2)。				

(注1)信託受益権の準共有持分割合に応じた面積を記載しています。

定書を締結しています(注2)。

- (注2)本投資法人、不動産信託受益権の他の準共有者である日本ロジスティクスファンド投資法人と信託受託者である三井住友信託銀行株式 会社との間の受益者間協定書には以下の内容が規定されています。
 - ・受益者としての意思形成に関し、原則として準共有者全員の合意が必要となります。ただし、一定期間内に準共有者間の意思形成が できない場合には受託者の判断に一任することになります。
 - ・準共有者は、他の準共有者の承諾なく準共有持分につき譲渡その他の処分をすることができません。
 - ・準共有者は、準共有持分を処分する場合には、第三者に優先して事前に他の準共有者との間で譲渡交渉を行うものとし、譲渡価格について協議することとなっています。また、当該準共有者が、かかる優先交渉の後、第三者との間で準共有持分の譲渡について合意した場合には、他の準共有者に対して、譲渡予定価格その他の条件を通知するものとし、当該他の準共有者は、当該譲渡予定価格で当該準共有持分を譲り受けることができることとされています。準共有者が上記定めに違反して自己の有する準共有持分を譲渡した場合、当該準共有者は、譲渡価格の20%に相当する額の金銭を違約金として他の準共有者に支払わなければなりません。

L-4	L-4 IIF野田ロジスティクスセンター					
特定資産の概要		信託受益権の概要				
特定資	資産の種類	不動産信託受益権信託受託者三井住友信託銀行株式会		三井住友信託銀行株式会社		
取得年	丰月日	2007年10月19日	信託期間満了日	2026年4月11日		
取得值	 西格	6,500百万円				
	土地価格(構成割合)	2,361百万円(36.3%)				
	建物価格(構成割合)	4,139百万円 (63.7%)				
	所在地	千葉県野田市西三ヶ尾340番13	}			
土	面積	26,551.63m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根4階建				
建	建築時期	2006年3月17日				
りを	延床面積	38,828.10m²				
170	種類	倉庫				
	所有・それ以外の別	所有権				
	土壌調査会社	ランドソリューション株式会社				
		本物件の所在する土地における土壌調査結果より、本件建物下の一部に鉛含有量の				
+		土壌汚染対策法指定基準値を超える汚染土壌の存在が確認されています				
	 該当事項	建物により人への暴露経路が遮断された現状が維持される限り、人体への健康被害				
場	政士争坦 	が生じるおそれはないとされています。なお、信託契約上、本件土地に関する当初				
		委託者である大和ハウス工業株式会社は、当該汚染土壌について、瑕疵担保責任を				
		負わないこととされています。				
賃貸借	賃貸借概況					
期末約	総賃貸可能面積	38,828.10m²	期末総賃貸面積	38,828.10m²		
プロノ	パティ・マネジメント	伊藤忠アーバンコミュニティ	主要なテナント	MDロジス株式会社等		
会社		株式会社	工女体ナナノド	WDロン人体以去社寺		
1	N 					

その他事項:

- ・本物件については、2つの定期建物賃貸借契約が締結されており、いずれも原則として、期間中の解約申入れはできないこととされていますが、以下の特約があり、一定の場合には、賃借人からの解約申入れが可能です。
- <MDロジス株式会社>
- ・賃借人は、6か月以上前に賃貸人に対し書面により通知し、かつ、(a)当該書面に記載される本契約の終了希望日から期間満了日までの期間に相当する賃料相当額又は(b)終了希望日における敷金全額(6か月分の賃料相当額)に終了希望日における月額賃料の2か年分相当額を加えた金額、のいずれか低い方の金額を、終了希望日までに支払うことにより、解約することができるものとされています。また、前記にかかわらず、賃貸借開始日から2年6か月経過後の日の6か月以上前に賃貸人に書面により通知し、かつ、賃貸借開始日から2年6か月経過後の日における敷金全額(6か月分の賃料相当額)を賃貸借開始日から2年6か月経過後の日までに支払うことにより、賃貸借開始日から2年6か月経過後の日に解約することができるものとされています。

担保設定の有無

特記 ・本件土地と南側道路との間には水路が介在するため、水路の占用許可を取得することで接道要件を満たし 事項 ています。

特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社	
取得年	 ₹月日	2007年10月19日	信託期間満了日	2025年12月31日	
取得值	西格	5,300百万円			
土地価格(構成割合)		4,833百万円 (91.2%)			
	建物価格(構成割合)	466百万円 (8.8%)			
	所在地	東京都江東区新砂三丁目5番15	号		
土	面積	15,615.00m²			
地	用途地域	工業専用地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	本棟:鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺3階建			
		附属建物:鉄骨造陸屋根平家建			
	建築時期	1998年6月12日			
建	延床面積	本棟:5,620.97㎡			
物		附属建物:120.78㎡			
	 種類	本棟:荷捌所、事務所			
) 性 現	附属建物:休憩所			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	株式会社イー・アール・エス			
壌	該当事項	該当事項はありません。			
賃貸信	昔概況				
期末総賃貸可能面積		5,741.75㎡(注)	期末総賃貸面積	5,741.75㎡(注)	
プロパティ・マネジメント		ジョーンズラングラサール株	 主要なテナント	 佐川急便株式会社	
会社 その他事項:		式会社			

・賃貸人は解約予定日の24か月前までに、賃借人は12か月前までに相手方に書面により通知することにより、2033年7月15日以降に本契約を中途解約することができるものとされています。ただし、賃貸人からの解約については正当事由を要します。

担保証	段定の有無	
特記	<i>t</i> >1.	
事項	<i>4</i> 0	

(注)登記簿上の延床面積を記載しています。

L-7	 IIF越谷ロジスティクスセ					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
取得年	 	2007年10月19日	信託期間満了日	2027年11月30日		
取得值	 西格	2,000百万円				
	土地価格(構成割合)	1,554百万円 (77.7%)				
	建物価格(構成割合)	446百万円 (22.3%)				
	所在地	埼玉県越谷市流通団地四丁目1番1				
土	面積	8,581.86m²				
地	用途地域	準工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建				
7=4	建築時期	1985年9月30日				
建 物	延床面積	9,688.47 m ²				
裀	種類	倉庫、事務所				
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	株式会社イー・アール・エス				
壌	該当事項	該当事項はありません。				
賃貸信	 昔概況	•				
期末約	 総賃貸可能面積	10,113.50m²	期末総賃貸面積	10,113.50m²		
プロル		ジョーンズラングラサール株	ナ亜かニよい。	# * ^ ½ \\		
会社		式会社	主要なテナント	株式会社ツカサ 		
その作	 也事項:	•		•		
・本	契約は、原則として賃貸借	期間中に解約することはできま	せん。			
担保記	设定の有無					
特記 事項 なし						

	11世紀 日本				
L-8 IIF西宮ロジスティクスセンター					
特定資産の概要			信託受益権の概要		
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社	
取得年	∓ 月日	2007年10月19日、2016年5月 16日(注1)	信託期間満了日	2025年12月31日	
取得值	 西格	2,159百万円(注2)			
土地価格(構成割合) 898百万円(41.6%) 建物価格(構成割合) 1,261百万円(58.4%)		898百万円 (41.6%)			
	所在地	兵庫県西宮市西宮浜一丁目2番			
土	面積	9,997.84m²			
地	用途地域	準工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
		本棟:鉄骨造アルミニウム板語			
	構造と階数	増築棟:鉄骨造合金メッキ鋼板葺4階建			
		附属建物:鉄骨造アルミニウム板葺平家建			
	7妻 96 0 年 世日	本棟・附属建物:1997年5月15日			
	建築時期				
建		本棟:10,608.00㎡			
物	延床面積	附属建物:9.00㎡			
		增築棟:6,075.58㎡			
		本棟:倉庫・事務所			
	種類	附属建物:機械室・便所			
		増築棟:倉庫			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	株式会社イー・アール・エス			
壌	該当事項	該当事項はありません。			
賃貸信	昔概況				
期末約	総賃貸可能面積	17,200.00m²	期末総賃貸面積	17,200.00m ²	
プロノ		伊藤忠アーバンコミュニティ	主要なテナント	 鈴與株式会社	
会社		株式会社	工女なノノフト	政兴休以云位	
その他事項:					
該当事項はありません。					
担保設定の有無					
・北側隣地(1番4)との境界につき、本物件の一部であるコンクリート塀が越境していますが、境界			竟していますが、境界確認書		
特記	が締結されていません	•			
事項	・本投資法人が本物件又	なは本物件に関する受益権を第3 は本物件に関する受益権を第3 は本物件に関する受益権を第3 は本物件に関する受益権を第3 は本物件に関する受益権を第3 は本物件に関する受益権を第3 は本物件に関する受益権を第3 は本物件に関する受益権を第3 は本物件に関する受益権を第3 は本物件に関する受益権を第3 	E者に譲渡することを希望	望する場合、鈴與株式会社に	
77		は、本投資法人は、一定期間、鈴	伶與株式会社のみと売買	契約締結に向けて誠意をもっ	
	て交渉することが義務	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
- (注1)2016年5月16日に木物件の動地内における新たか物姿施設(以下・木(注1)及び(注2)において「増築棟、といいます。)の建設舗					

- (注1)2016年5月16日に本物件の敷地内における新たな物流施設(以下、本(注1)及び(注2)において「増築棟」といいます。)の建設請負契約に係る発注者としての地位を鈴與株式会社より譲り受け、同日付で建設請負代金を支払い増築棟を取得するとともに、増築棟について本物件に係る信託に追加信託しています。
- (注2)当初の売買契約書に記載された売買代金1,300百万円に、2016年5月16日付で取得した増築棟に係る建設請負代金859百万円を加算した金額を記載しています。

				日叫叫为我口目
L-9	I IF習志野ロジスティクス	(センター(底地)		
特定資	資産の概要		信託受益権の概要	
特定資	資産の種類	不動産	信託受託者	
取得年	F月日	2010年2月16日	信託期間満了日	
取得值	西格	1,143百万円		
	土地価格(構成割合)	1,143百万円(100.0%)		
	建物価格(構成割合)			
	所在地	千葉県習志野市茜浜三丁目34都	番9他	
±	面積	20,809.47㎡(注)		
地	用途地域	工業専用地域		
	所有・それ以外の別	所有権・借地権(注)		
	構造と階数			
建	建築時期			
建 物	延床面積			
170	種類			
	所有・それ以外の別			
	土壌調査会社	ランドソリューション株式会社	±	
		本物件の所在する土地における	- る土壌調査結果より、本f	牛土地には自然的原因に由来
±		する可能性が高いと判断される	る有害物質が土壌汚染対象	策法の指定基準値を超過して
壌	該当事項	検出されていますが、この基準	^{集超過は本件土地の表層∶}	土壌が東京湾の浚渫土による
		埋立地に起因するものであり、	敷地内のほとんどが舗	装され、飲用井戸もないこと
		から、直接摂取による健康被害	害を生じる可能性は小さ に	1ことを確認済みです。
賃貸借				
期末約	必賃貸可能面積	20,809.47m²	期末総賃貸面積	20,809.47m²
プロノ	パティ・マネジメント	 株式会社シーアールイー	 主要なテナント	│ │鹿島リース株式会社
会社		100202122 7 701	工文化)))	た曲ノスが北口
· ·	也事項:			
該当事項はありません。 				
	设定の有無 			
特記	なし			
事項				

(注) 本土地の一部(1,777.88㎡)は、本投資法人を賃借人とする借地ですが、当該借地は本物件と隣接するIIF習志野ロジスティクスセンター (底地)の一部であり、その所有者は本投資法人が所有するIIF習志野ロジスティクスセンター (底地)に係る不動産信託受益権の信託受託者です。なお、当該土地の一部(1,777.88㎡)は、2025年8月1日付で本投資法人に元本交付され、その後、同年9月1日付で本物件に係る信託に追加信託されています。

L-10	IIF習志野ロジスティク	スセンター (底地)(注1)		
特定資	資産の概要		信託受益権の概要	
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
取得年	∓ 月日	2011年4月28日	信託期間満了日	2030年12月31日
取得值	西格	4,110百万円		
	土地価格(構成割合)	4,110百万円 (100.0%)		
	建物価格(構成割合)			
	所在地	千葉県習志野市茜浜三丁目34	番1他	
土	面積	58,857.77㎡(注2)		
地	用途地域	工業専用地域		
	所有・それ以外の別	所有権		
	構造と階数			
建	建築時期			
物	延床面積			
199	種類			
	所有・それ以外の別			
	土壌調査会社	ランドソリューション株式会	社	
		本物件周辺一帯は、同一の東	京湾の浚渫土による埋立	地であるため自然的原因によ
土		る「ふっ素」の土壌溶出量が	基準を超過する可能性が	考えられますが、本物件には
壌	 該当事項	飲用井戸がないため、健康被		
~1X	WJ # 75	が存在する可能性が小さいと		
		当初委託者であるサッポロビ		染についての瑕疵担保責任を
		負わないものとされています	0	
	昔概況	1	T	1 1 1
	総賃貸可能面積 	58,857.77㎡(注2)	期末総賃貸面積	58,857.77㎡ (注2)
	パティ・マネジメント	 株式会社シーアールイー	 主要なテナント	SMFLみらいパートナーズ株
会社				式会社
	也事項: 			#
		地権の譲渡、底地の転貸その他(111 京るの他の別の(伝統) 末代		
		R設定その他の処分(賃貸、転り - L ス凭贷しの系譜が必要です	員、 再転員寺の利用権や)	用益権の付与は除きます。)
<u>~</u>	をするにあたっては、原則として賃貸人の承諾が必要です。			

担保設定の有無

特記 事項 ・本投資法人は、本物件の再開発事業の実施を決定しており、本書の日付現在、信託受託者は本件土地を SMFLみらいパートナーズ株式会社に賃貸しており、同社が本件土地上に新たな建物を新築する予定であ り、信託受託者と同社は、2025年2月28日付で、一時使用目的土地賃貸借契約兼普通借地権設定予約契約を 締結しています。

新築工事期間(予定) 2025年3月~2027年2月

- (注1)本投資法人は、底地と借地権付建物のそれぞれを信託財産とする二つの信託受益権を保有していましたが、既存の建物を解体したことに伴い、2025年2月28日付で借地権付建物に係る信託契約を解約しています。
- (注2)本土地の一部(1,777.88㎡)は、2025年8月1日付で本投資法人に元本交付され、その後、同年9月1日付で本物件と隣接するIIF習志野口 ジスティクスセンター(底地)に係る信託に追加信託されています。

L-11	L-11 IIF厚木ロジスティクスセンター			
特定資	- 資産の概要		信託受益権の概要	
特定資	童産の種類	不動産	信託受託者	
取得年	 	2011年3月22日	信託期間満了日	
取得值	 西格	3,100百万円		
	土地価格(構成割合)	1,890百万円 (61.0%)		
建物価格(構成割合) 1,210百万円(39.0%)				
	所在地	神奈川県厚木市船子字北谷602	番9	
土	面積	11,599.65m²		
地	用途地域	準工業地域		
	所有・それ以外の別	所有権		
		本棟:鉄骨・鉄骨鉄筋コンク	ノート造陸屋根6階建	
	構造と階数	附属建物1:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
	附属建物2:鉄筋コンクリート造陸屋根平家建			
建	建築時期	1992年10月28日、2009年7月27日増築		
物物	延床面積	22,068.60m²		
120		本棟:倉庫・事務所		
	種類	附属建物1:守衛室		
		附属建物2:ゴミ置場		
	所有・それ以外の別	所有権		
	土壌調査会社	ランドソリューション株式会社	<u>'t</u>	
_±		対象土地には六価クロム(土地	襄溶出量基準超過、土壌	含有量基準適合)を含む汚染
壌	 該当事項	土壌が存在しますが、平面範囲、深度とも局所的であり、埋土の一部に由来するも		
	mar.	のと確認されています。また、		
		┃は極めて小さく、人の健康被罰	害を生じる可能性は小さし 	ハものと確認されています。
	昔概況		1	
⊢—	総賃貸可能面積	20,661.13m²	期末総賃貸面積	20,661.13m²
	パティ・マネジメント	ジョーンズラングラサール株	 主要なテナント	 サン都市建物株式会社
会社		式会社		ファーログ・ログ・ログ・ログ
	也事項:			
・賃賃	・賃貸人は6か月前までに文書で解約の申入れをすることによって、賃借人は6か月前までに文書で解約の申入れを			

・賃貸人は6か月前までに文書で解約の申入れをすることによって、賃借人は6か月前までに文書で解約の申入れをするか、その申入れに代えて6か月分の賃料相当額を支払うことによって、それぞれ本契約を解約することができるものとされています。

担保部		
特記事項	なし	

				有伽扯芬報古書 ————————————————————————————————————		
L-12	IIF横浜都筑ロジスティ ^ヶ	クスセンター				
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	手 月日	2011年3月18日	信託期間満了日	2025年12月27日		
取得值	西格	2,350百万円				
土地価格(構成割合) 1,580百万円(67.2%)						
	建物価格(構成割合)	770百万円 (32.8%)				
	所在地	神奈川県横浜市都筑区川向町	字南耕地747番1他			
土	面積	5,088.48m²				
地	用途地域	工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造亜鉛	沿メッキ鋼板葺5階建			
建	建築時期	1998年9月16日				
物	延床面積	9,562.26m ²				
170	種類	倉庫				
	所有・それ以外の別	所有権				
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
_±		対象土地の土地利用に伴う土壌汚染が存在する可能性は小さいと確認されていま				
<u> </u>	 該当事項	す。また、隣接地及び周辺地が	す。また、隣接地及び周辺地からのもらい汚染の影響が懸念されるものの、もらい			
核	成二手块 	汚染による有害物質の直接摂取による健康への影響はなく、また地下水飲用もない				
		ため、地下水摂取による健康影響も考えにくいとされています。				
賃貸借	昔概況					
期末約	総賃貸可能面積 	9,615.82m²	期末総賃貸面積	9,615.82m²		
プロル	パティ・マネジメント	ジョーンズラングラサール株	 主要なテナント	│ │株式会社拓洋		
会社		式会社	工芸ペンプト	1/1/1/ A 11/1/T		
その他	也事項:					
"	│・賃借人は、2029年9月30日より前の日に中途解約する場合には、12か月前までに解約通知書を送付し、中途解約違│					
約金として2029年9月分までの賃料相当額を支払うことにより、本契約を解約することができるものとされていま						
す。						
	担保設定の有無					
特記	 なし					
事項	-					

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
L-13	IIFさいたまロジスティ [・]	クスセンター			
特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者 三菱 U F J 信託銀行株式会 社		
取得年		2011年3月24日	信託期間満了日 2027年12月31日		
取得值	 西格	1,490百万円			
土地価格(構成割合) 634百万円(42.6%)					
	建物価格(構成割合)	856百万円 (57.4%)			
	所在地	埼玉県さいたま市北区吉野町-	- 一丁目398番3		
土	面積	4,545.49m²			
地	用途地域	工業専用地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	 構造と階数	倉庫棟:鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根4階建			
	悔児で始数	事務所棟:鉄骨造陸屋根3階建			
建	建築時期	1989年12月19日			
物	延床面積	8,610.44m²			
	種類	倉庫・事務所			
	所有・それ以外の別	所有権			
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ		
_±		対象地の土地利用に伴う土壌溶	ランス できます できます できます でんしょう でんしょう でんしょう でんしょ アイス・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	小さいものと確認されていま	
土 壌	 該当事項	す。また、隣接地及び周辺地からの汚染の影響が懸念されるものの、地下水上流側			
**************************************	· 짜긔퐈셨	の工場に対する過去の聞き取り調査結果に基づくと、もらい汚染の可能性は小さい			
		ものと確認されています。			
賃貸借	昔概況				
期末約	総賃貸可能面積	8,995.00m ²	期末総賃貸面積	8,995.00m²	
プロ <i>/</i> 会社	パティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社	主要なテナント	株式会社MMコーポレーショ ン	
その作	 也事項:		•		
・本契約は、2027年11月30日まで解約できないものとされています。					
・賃料の改定は行わないものとされています。					
担保証	担保設定の有無				
特記	+>1	•			
事項	なし 				

L-14	 IIF名古屋ロジスティク)	 スセンター			
特定資	 資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	 資産の種類	不動産	信託受託者		
取得年	 ₹月日	2011年3月14日	信託期間満了日		
取得值	取得価格 1,050百万円			•	
土地価格(構成割合) 817百万円(77.8%)					
	建物価格(構成割合)	233百万円 (22.2%)			
	所在地	愛知県名古屋市中川区柳田町			
土	面積	8,321.51m²			
地	用途地域	準工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	本棟:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建			
	悔足と始数	質数 附属建物:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建			
 建	建築時期	1990年4月11日			
物	延床面積	8,721.01m ²			
170	種類	本棟:事務所・倉庫			
		附属建物:ポンプ室			
	所有・それ以外の別	所有権			
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ		
l ±		対象地の土地利用に伴う土壌	5染が存在する可能性は <i>。</i>	小さいものと確認されていま	
壌	 該当事項	す。また、隣接地及び周辺地からの汚染の影響が懸念されるものの、地下水上流側			
-10	WJ 7 %	の町工場の建築年代が比較的新しいこと、対象地までの距離を勘案すれば、もらい			
		汚染の可能性は小さいものと打	進測されています。		
	昔概況				
期末約	総賃貸可能面積	8,721.01m²	期末総賃貸面積	8,721.01m²	
プロル	パティ・マネジメント	東京キャピタルマネジメント	 主要なテナント	 日本空輸株式会社	
会社		株式会社	12.07771	1 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	
	也事項:				
		は本契約を解約することができ♪ -	ないとされています。		
	设定の有無 -				
特記事項	なし				

				有侧征分积口音	
L-15	IIF厚木ロジスティクス ⁻	センター			
特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年	 ≢月日	2012年3月7日、2023年12月25 日(注1) 信託期間満了日 2026年10月27日			
取得值	 西格	4,476百万円(注2)			
	土地価格(構成割合)	1,662百万円(37.1%)(注2)			
	建物価格(構成割合)	2,813百万円(62.9%)(注2)			
	所在地	神奈川県厚木市上依知字上ノ原	京3007番7		
土	面積	17,415.20m²			
地	用途地域	工業専用地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき4階建			
建	建築時期	2023年12月25日			
物	延床面積	22,839.32m²			
	種類	倉庫			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	ランドソリューション株式会社	ランドソリューション株式会社		
壌	該当事項	対象地において土壌汚染リス す。	クが存在する可能性は小	いさいと考えるとされていま	
賃貸借	昔概況				
期末約	総賃貸可能面積	22,879.35m²	期末総賃貸面積	22,879.35m²	
プロパティ・マネジメント 東京美装興業株式会社 主要なテナン		主要なテナント	東京ロジファクトリー株式 会社		
その作	 也事項:		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	
該当事項はありません。					
担保証	设定の有無				
特記	なし				

- (注1)本投資法人は、2012年3月7日付で、本物件の土地及び当該土地上の建物(以下、本(注1)において「旧建物」といいます。)を信託財産 とする信託受益権を取得し、その後、2022年7月に旧建物の解体を行い、2023年12月25日付で、本物件の土地上に新たに建設された建物 を取得し、同日付で追加信託しています。
- (注2)「土地価格」には、2012年3月7日の当初取得時の信託受益権売買契約書に記載された土地の取得価格を、「建物価格」には、建物の再開発に係る工事請負代金、設計料及びCMフィーの合計金額を、それぞれ記載しており、「取得価格」にはこれらの合計を記載しています。

L-16 IIF川口ロジスティクスセンター				
資産の概要		信託受益権の概要		
資産の種類	不動産	信託受託者		
F月日	2012年12月25日	信託期間満了日		
西格	1,770百万円			
土地価格 (構成割合)	1,509百万円(85.3%)			
建物価格(構成割合)	260百万円 (14.7%)			
所在地	埼玉県川口市緑町5-3			
面積	7,397.22㎡(注)			
用途地域	工業地域			
所有・それ以外の別	所有権			
構造と階数	鉄骨造陸屋根6階建			
建築時期	2002年4月19日			
延床面積	11,705.02m²			
種類	冷蔵倉庫・事務所			
所有・それ以外の別	所有権			
土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ		
該当事項	対象地においては、土壌汚染の	の可能性は小さいとされ ^っ		
松賃貸可能面積	11,705.02m²	期末総賃貸面積	11,705.02m²	
パティ・マネジメント	シービーマールイー株式会社	ナ亜かニナント	ロジスティード東日本株式	
	シーピーゲールイー株式云社	工安なノナフト	会社	
也事項:				
該当事項はありません。				
担保設定の有無				
<i>t</i> tl.				
	産の概要 産の種類 手月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	選定の種類 不動産 F月日 2012年12月25日 ・	程度の概要	

⁽注)本物件の土地の一部は、河川保全区域内に位置しています。

特定管	資産の概要		信託受益権の概要			
	資産の種類	不動産(注1)	信託受託者	(注1)		
	▼月日	2013年4月12日	信託期間満了日	(注1)		
取得		2,280百万円	IA IA IA IA IA IA IA IA	· · · ·		
1741-31		1,723百万円 (75.6%)				
	建物価格(構成割合)	556百万円 (24.4%)				
	所在地	大阪府東大阪市若江東町六丁				
±	 面積	10,228.36㎡(注3)	-			
地	 用途地域	準工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権	,			
	構造と階数	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺・陸	 室根5階建			
	建築時期	1991年11月25日				
建	延床面積	20,247.86m²	,			
物		倉庫・事務所				
	所有・それ以外の別	所有権				
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
土壤	該当事項	対象地において、2008年に実施された土壌調査の結果、ふっ素(溶出量)による土壌汚染が確認されていますが、地下水においては、ふっ素の地下水基準は満たしているとされています。 既往調査の土壌において確認されたふっ素については、地下水汚染が生じておらず、地下水を経由した摂取経路が存在しておらず、部分的な調査ながらも含有量基準に適合する結果であることから、直接摂取による土壌汚染に起因する健康リスクが生じる可能性は小さいと考えるとされています。 土壌のふっ素溶出量基準超過の区画において、現に地下水汚染が生じておらず、地下水を経由しての拡散の可能性が小さいこと、浅層土壌から深度方向への浸透による拡散の可能性については、地表部がアスファルトで被覆されており、降雨の浸透を防いでいるため、降雨の浸透による拡散の可能性は低いと判断されることから、現状、汚染が拡散している可能性は低いと考えるとされています。 なお、取得にあたり本投資法人では、土壌汚染対策想定費用を考慮の上、取得価格				
賃貸	昔概況					
期末網	総賃貸可能面積	20,528.42m²	期末総賃貸面積	20,528.42m²		
プロ/ 会社	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ メント株式会社	主要なテナント	摂津倉庫株式会社等		
	也事項: 事項はありません。		,			
担保	 设定の有無					

- (注1) 本投資法人は、2025年8月1日付で、本物件を信託財産とする信託の設定を行いました。信託受託者は株式会社SMBC信託銀行、信託期間 満了日は2035年8月31日です。
- (注2)本投資法人は、2025年8月1日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分30%を譲渡しています。また、残りの準共有 持分についても、2026年6月1日付で35%を、2026年8月3日付で35%を、それぞれ譲渡する予定です。
- (注3)本物件の土地の一部は、河川保全区域内に位置しています。

1 -19	 IIF柏ロジスティクスセン				
—		, ,			
	ることが成立 経済をの種類	不動産	信託受託者		
取得年		2013年2月4日	信託期間満了日		
取得值		1,810百万円	1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-		
	土地価格(構成割合)	1,078百万円 (59.6%)			
	建物価格(構成割合)	731百万円(40.4%)			
	所在地	千葉県柏市鷲野谷1027番1			
±	面積	13,553.47m²			
地	用途地域	工業専用地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
		本棟:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板	章3階建		
	 構造と階数	附属建物:軽量鉄骨造亜鉛メ	ッキ鋼板ぶき2階建		
	悔足と旧数	附属建物:軽量鉄骨造亜鉛メ	ッキ鋼板ぶき2階建		
建		附属建物:軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建			
物	 建築時期	本棟:1990年11月30日			
120	是未刊制	附属建物:2008年12月10日			
	延床面積	17,379.78m²			
	 種類	本棟:倉庫、事務所			
		附属建物:事務所、便所			
	所有・それ以外の別	所有権			
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート			
±		対象地の土地利用に伴う土壌汚染が存在する可能性は小さいとされています。な			
壌	 該当事項	お、南側隣接地からのもらい			
				く、また対象地における地下水飲用もないため地下	
任代/	H 101 70	水摂取による健康影響も考えし	こくいとされています。		
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	17,379.78m²	期末総賃貸面積	47, 070, 70 2	
	総賃貸可能面積 パティ・マネジメント	17,379.78111	<u></u>	17,379.78m²	
ノロ/ 会社	(ナイ・マインメント	株式会社シーアールイー	主要なテナント	ピップ物流株式会社	
会社					
での心事項・ ・本契約は、賃借人が12か月前までに賃貸人に対して書面により通知を行うことにより、2021年11月30日に限り、					
中途解約することが可能です。ただし、当該期限までに通知は行われていません。					
中極解剖することが可能です。たたし、当該新成までに通知は171711でいません。 担保設定の有無					
特記					
事項	なし				
77					

日川山川が投口目が					
L-20	IIF三郷ロジスティクス1	センター			
特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社	
取得年	F月日	2014年2月7日	信託期間満了日	2034年2月28日	
取得值	西格	3,550百万円			
	土地価格 (構成割合)	2,194百万円 (61.8%)			
	建物価格(構成割合)	1,356百万円(38.2%)			
	所在地	埼玉県三郷市泉三丁目5番			
土	面積	9,915.01㎡			
地	用途地域	工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき4階建			
建	建築時期	2007年2月15日			
物	延床面積	19,019.71m²			
170	種類	倉庫、事務所			
	所有・それ以外の別	所有権			
±	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ		
壌	該当事項	対象地において土壌汚染が存在	生する可能性は小さいこ。	とを確認しています。	
賃貸借					
期末約	総賃貸可能面積	19,019.71m²	期末総賃貸面積	19,019.71m²	
プロノ	パティ・マネジメント	 シービーアールイー株式会社	主要なテナント	 株式会社拓洋	
会社		シーピーゲールイー株式云社	工女なノナノド	体心云红扣件	
	也事項:				
該当事	事項はありません。				
担保記	担保設定の有無				
特記					
事項				見在の建物と同一規模の建物	
	が建築できない可能性	があります。 			

L-21 IIF入間ロジスティクスセンター					
-	 資産の概要	ピンター	信託受益権の概要		
	■ <u>産の概要</u> ● 多産の種類	不動産信託受益権	信託受益権の概要		
	手月日 	2014年2月7日	信託期間満了日	2034年2月28日	
取得值		3,184百万円			
	土地価格(構成割合)				
	建物価格(構成割合)	1,585百万円(49.8%)			
	所在地	埼玉県入間市大字南峯字東武	截野660番2 		
土	面積	20,350.79m²			
地	用途地域	市街化調整区域	市街化調整区域		
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき4階建			
 建	建築時期	2010年12月15日			
物	延床面積	17,881.65m ²			
179	種類	倉庫			
	所有・それ以外の別	所有権			
	土壌調査会社	ランドソリューション株式会社			
 壌	該当事項	対象地において土壌汚染が存	在するおそれはなく、も	らい汚染の可能性も小さいこ	
人		とを確認しています。			
賃貸信					
期末約	 総賃貸可能面積	17,881.65m²	期末総賃貸面積	17,881.65m²	
プロノ		サポヘンザノフ…カフ	ナ亜かニナンル	な 化枷状子人社	
会社		株式会社ザイマックス 	主要なテナント 	第一貨物株式会社 	
その作	その他事項:				
該当	該当事項はありません。				
担保設定の有無					
特記					
事項	なし				

				一	
	IIF鳥栖ロジスティクス ¹	センター		,	
特定資	資産の概要		信託受益権の概要	T	
特定資	資産の種類	 不動産信託受益権 	信託受託者	│ 三菱UFJ信託銀行株式: │ 社	
取得年	 ₹月日	2014年2月7日	信託期間満了日	2034年2月28日	
取得值	西格	1,570百万円			
	土地価格(構成割合)	776百万円 (49.4%)			
	建物価格(構成割合)	794百万円 (50.6%)			
	所在地	佐賀県鳥栖市蔵上町字内精127	· '番1		
土	面積	26,106.32m²			
地	用途地域	工業専用地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
		本棟:鉄骨造合金メッキ鋼板が			
	 構造と階数	附属建物1:軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建			
		附属建物2:軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建			
		附属建物3:軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建			
建	建築時期 	2007年2月13日			
物	│延床面積 ├──────	13,836.97m²			
1/3		本棟:倉庫			
	種類	附属建物1:休憩室			
	1200	附属建物2:休憩室			
		附属建物3:ゴミ置場			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートフ	ナーズ		
壌	該当事項	対象地において土壌汚染が存在	生する可能性は小さいこ。	とを確認しています。	
賃貸信	昔概況				
期末約	総賃貸可能面積	13,862.05m²	期末総賃貸面積	13,862.05m²	
プロパティ・マネジメント		シービーマーリイー性学会社	ナ亜かニナント	山下医科器械株式会社	
会社 シービーアールイー株式会社 主要なテナント 山下医科器械株式会社					
その他事項:					
該当事項はありません。					
担保設定の有無					
特記	なし				

L-24 IIF盛岡ロジスティクスセンター					
	 資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UF J信託銀行株式会 社	
取得年		2014年2月7日	信託期間満了日	2034年2月28日	
取得值	 西格	600百万円			
	土地価格(構成割合)	210百万円 (35.0%)			
	建物価格(構成割合)	390百万円 (65.0%)			
	所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮流	R第4地割311他		
土	面積	8,050.25m²			
地	用途地域	準工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	 構造と階数	本棟:鉄骨造合金メッキ鋼板が	ぶき2階建		
	押足と旧数	附属建物:軽量鉄骨造アルミニューム板ぶき平家建			
	建築時期	2005年8月10日			
建	 延床面積	本棟:8,001.57㎡			
物	建 /水曲值	附属建物:3.78㎡			
	 種類	本棟:倉庫			
		附属建物:ゴミ置場			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートフ		,	
壌	該当事項	対象地において土壌汚染が存在	生する可能性は小さいこ	とを確認しています。	
-777	昔概況				
	総賃貸可能面積	8,001.57m²	期末総賃貸面積	8,001.57m²	
プロ <i>/</i> 会社	パティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社	主要なテナント	株式会社日本アクセス	
	会社				
	╚ ヺ 頃・ 事項はありません。				
	担保設定の有無				
特記事項	特記 ・本物件の土地については、2017年10月28日付で土地区画整理法による換地処分が行われています。				

1 - 25	L-25 IIF広島ロジスティクスセンター				
-			信託受益権の概要		
101-22	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社	
取得年	 ₹月日	2014年3月14日	信託期間満了日	2034年3月31日	
取得值	 西格	3,540百万円	•	•	
	土地価格(構成割合)	1,777百万円 (50.2%)			
	建物価格(構成割合)	1,762百万円 (49.8%)			
	所在地	広島県広島市佐伯区五日市港	三丁目22番4		
±	面積	16,922m²			
地	用途地域	準工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	附属建物:鉄骨造陸屋根3階建建物2 本棟:軽量鉄骨造亜鉛メッキ額 附属建物:鉄骨造亜鉛メッキ額	本棟:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建 附属建物:鉄骨造陸屋根3階建		
建	建築時期	建物1 2013年12月16日 建物2 2009年7月27日			
達 物 	延床面積	建物1 22,539.51㎡ 建物2 228.73㎡			
建物1 本棟:倉庫 附属建物:駐車場 建物2 本棟:事務所 附属建物:倉庫					
		所有・それ以外の別 所有権 management 所有権			
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート:			
壌	該当事項	対象地において土壌汚染が存在	生する可能性は小さいこ	とを確認しています。	
-	昔概況		I		
7	総賃貸可能面積 	22,768.24m²	期末総賃貸面積	22,768.24m²	
会社	パティ・マネジメント 	シービーアールイー株式会社	主要なテナント	株式会社ムロオ	
1 そのも	その他事項・				

・賃貸人が本物件の建物又は本物件の建物を信託財産とする信託に基づく受益権(以下、本項において「本建物」と総称します。)を第三者に譲渡することを検討する場合、賃借人に優先交渉権が与えられ、当該優先交渉権が 行使された場合、賃貸人は、本建物の譲渡につき賃借人と真摯に協議するものとされており、一定期間、本建物 を第三者に処分しないことが義務づけられています。

担保設定の有無	
特記 事項 なし	

				有
L-26	IIF泉大津e-shopロジス:	ティクスセンター (底地)		
特定資	童産の概要		信託受益権の概要	
特定資	童産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	株式会社りそな銀行
取得年	 	2015年3月20日	信託期間満了日	2035年3月31日
取得值	 西格	4,000百万円		
	土地価格(構成割合)	4,000百万円 (100.0%)		
	建物価格(構成割合)			
	所在地	大阪府泉大津市なぎさ町8番15	=	,
土	面積	48,932m²		,
地	用途地域	準工業地域		
	所有・それ以外の別	所有権		
	構造と階数			
建	建築時期			
物	延床面積			
123	種類			
	所有・それ以外の別			
土	土壌調査会社	株式会社ERIソリューション		
壌	該当事項	調査地における汚染の可能性に	は極めて低いとされている	ます。
賃貸信	昔概況			
期末約	総賃貸可能面積	48,932.00m²	期末総賃貸面積	48,932.00m²
プロパティ・マネジメント		関電ファシリティーズ株式会	主要なテナント	コーナン商事株式会社
会社		社	工安はアプラト	コープン同事が以去性
その他事項:				
・本契約が終了する場合には、賃借人は自らの費用負担と責任において、本物件の土地(以下、本項において「本				
		する建物その他の工作物を収去	こし本土地を現状に復して	て返還しなければならないと
*** <i>T</i> !**				

されています。

ı			
	担保証	设定の有無	
	特記	<i>t</i> :1.	
1	事項	<i>'</i>	

L-27	IIF泉佐野フードプロセ.	ス&ロジスティクスセンター			
特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	資産の種類	不動産	信託受託者		
取得年	F月日	2015年3月24日	信託期間満了日		
取得值	西格	860百万円			
	土地価格(構成割合)	285百万円(33.2%)			
	建物価格(構成割合)	574百万円 (66.8%)			
	所在地	大阪府泉佐野市りんくう往来	比2番11		
土	面積	4,805.41 m²			
地	用途地域	準工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建			
7 -1	建築時期	1996年10月7日			
建物物	延床面積	13,947.83m²			
1 10	種類	倉庫・工場・事務所			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ		
壌	該当事項	対象地において、土壌汚染の	- 可能性は小さいとされてい	います。	
賃貸借					
期末約		13,947.83m²	期末総賃貸面積	13,947.83m²	
プロノ		伊藤忠アーバンコミュニティ	ナ亜かニナンル	サナムシャカ / 辛人	
会社		株式会社	主要なテナント 	株式会社ナカノ商会 	
その他	その他事項:				
該当事項はありません。					
担保設定の有無					
特記	なし				
事項	み ひ				

L-28	IIF京田辺ロジスティク)	スセンター				
特定資産の概要			信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	 不動産信託受益権 	 信託受託者 	三菱UFJ信託銀行株式会 社		
取得年	F月日	2015年4月1日	信託期間満了日	2035年4月30日		
取得值	西格	5,730百万円				
	土地価格(構成割合)	3,621百万円(63.2%)				
	建物価格(構成割合)	2,108百万円(36.8%)				
	所在地	京都府京田辺市大住濱55番13				
土	面積	25,853㎡(注)				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき4階建				
建	建築時期	2007年3月14日				
物	延床面積	33,243.99m²				
199	種類	倉庫				
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ			
壌	該当事項	対象地において、土壌汚染の	可能性は小さいものとされ	れています。		
賃貸借	昔概況					
期末約	総賃貸可能面積	33,243.99m²	期末総賃貸面積	33,243.99m²		
プロノ	パティ・マネジメント	伊藤忠アーバンコミュニティ	主要なテナント	タカラ物流システム株式会		
会社		株式会社	工安なノナフト	社		
その他事項:						
該当事項はありません。						
担保設定の有無						
特記 事項						
(注) 本物性の土地の二部は、河川児会区域市に位置しています。						

⁽注)本物件の土地の一部は、河川保全区域内に位置しています。

L-29	L-29 IIF福岡古賀ヴィークルロジスティクスセンター(底地)				
特定資産の概要			信託受益権の概要		
特定資	 資産の種類	不動産	信託受託者		
取得年	₹月日	2015年5月29日	信託期間満了日		
取得值	 西格	860百万円			
	土地価格 (構成割合)	860百万円 (100.0%)			
	建物価格(構成割合)	-			
	所在地	福岡県古賀市青柳1134番1			
±	面積	30,815.97m²			
地	用途地域	準都市計画区域(注)			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数				
建	建築時期				
物	延床面積				
120	種類				
	所有・それ以外の別				
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートフ	ナーズ		
壌 該当事項 対象地におい		対象地においては、土壌汚染力	地においては、土壌汚染が存在する可能性は小さいものとされています。		
賃貸借	賃貸借概況				
期末約	総賃貸可能面積	30,815.97m²	期末総賃貸面積	30,815.97m²	
プロル	パティ・マネジメント	東京キャピタルマネジメント	 主要なテナント	 オリックス自動車株式会社	
会社		株式会社	工安体ノノノト	カラファヘロ新手体以去性	

- ・賃借人は、本契約に基づき本土地を使用収益することに起因して、賃借人の責により賃貸人が被る本土地の毀損、減耗等の損害等を補償するものとされています。
- ・賃借人は、賃借人が本土地を使用収益することにより発生した、本土地の有害物質による汚染により、本土地の 土壌を本土地外に搬出する必要が生じた場合には、賃貸人の指示に従い、賃借人の費用及び責任において速やか に搬出を行い、本土地及び本建物等における有害物質の使用若しくは保管、又は本土地の有害物質による汚染に 起因して賃貸人又は第三者に損害、損失、費用等が生じた場合には、当該損失等の一切を補償することとされて います。
- ・本契約の期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されない場合、又は解除により終了した場合には、賃借人は、直ちに自らの費用によって本建物等を収去して本土地を更地の状態にしたうえで、本土地の全部を甲に対し明け渡さなければならないとされています。なお、「更地の状態」とは、法令、条例又は土壌汚染に係る環境基準等に抵触する有害物質のない状態にすること等を含むものとされています。

担保設定	定の有無	
	なし	

(注)本物件は、特定用途制限地域に位置しています。

1 - 30	 IIF福岡東ロジスティク	フャンター		一————————————————————————————————————	
	<u>- ロア領世界ロンスティク.</u> 資産の概要	スピンター -	信託受益権の概要		
特化原	見性の慨安	<u> </u>	旧記文盆惟の懺安		
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行 株式会社	
田口公日と		2046年4日40日	た≒も、地間、港フロ		
	手月日 	2016年1月18日	信託期間満了日	2026年1月31日	
取得值		1,860百万円			
	土地価格(構成割合)				
	建物価格(構成割合)	331百万円 (17.8%)			
	所在地	福岡県福岡市東区蒲田四丁目9	l备1 ————————————————————————————————————		
土	面積	34,604.36m ²			
地	用途地域	市街化調整区域(注)			
	所有・それ以外の別	所有権			
		建物1			
		本棟:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板			
	 構造と階数	附属建物1:鉄骨造スレート葦平家建			
		附属建物2:コンクリートブロック造陸屋根平家建			
		建物2			
	7± 00 n+ HD	本棟:鉄筋コンクリート造陸屋根平家建			
	建築時期	1997年1月13日			
	延床面積	建物1			
7.2		本棟:10,060.75㎡			
建		附属建物1:1,176.00㎡			
物		附属建物2:17.81 m ²			
		建物2			
		本棟:8.30㎡			
		本棟:事務所、休憩所、荷捌所			
	 種類	附属建物1:作業所			
		附属建物2:機械室			
		建物2			
		本棟:倉庫			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートス			
	壊 該当事項 対象地においては、土壌汚染リスクが存在する可能性は小さいとされています。				
	賃貸借概況				
_	総賃貸可能面積 	11,262.86m²	期末総賃貸面積	11,262.86m²	
	パティ・マネジメント	東京キャピタルマネジメント	主要なテナント	JPロジスティクス株式会社	
	会社				
その他事項:					
・賃貸借期間中解約できないものとされており、賃借人の事由により本契約を解約する場合は、6か月前までに書面					

にて通知の上で違約金として賃貸借期間満了までの賃料相当額を支払わなければならないとされています。

特記 なし

担保設定の有無

(注)本物件は、特定用途制限地域に位置しています。

特定資産の概要 信託受益権の概要						
	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
取得年	 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	2016年7月1日、2017年2月20 日(注1)	信託期間満了日	2027年2月28日		
取得值	 而格	8,700百万円				
1271311	土地価格(構成割合)	6,264百万円 (72.0%)				
	建物価格(構成割合)	2,436百万円 (28.0%)				
	所在地	大阪府大阪市此花区島屋四丁				
±	 面積	23,359.57m ²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
		本棟:鉄骨造陸屋根亜鉛メッ=				
	1++>4- 1	 附属建物1:鉄骨造陸屋根平家				
	構造と階数	附属建物2:コンクリートブロ		平家建		
建		 附属建物3:コンクリートブロ	ック造亜鉛メッキ鋼板葺	平家建		
物	建築時期	1991年1月7日				
	延床面積	34,159.61m²				
		事務所・倉庫 他				
	所有・それ以外の別	所有権				
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
土壤	該当事項	対象地では過去に実施された。た、地下水でふっ素及びほう。下水に油分が確認されましたがいます。・対象地には土壌汚染が存在でにより被覆されており、建土壌については土壌調査が多め、直接摂取による土壌汚えられます。・地下水汚染が確認された物質地下水が到達し得る一定の利していると想定される施設で、	表の汚染が確認されましたが、それぞれの影響についまることが確認されました物を除く範囲はアスファル 実施されて汚染が存在した。 とに起因する健康リスクない。 では、ふっ素及びほう素ででは、ふっ素をしている。 では、ないましている。 では、ないましている。 では、ないましている。 では、ないましている。 では、ないましている。 では、ないましている。 では、ないましている。 ではないません。 ではないません。	た。更に、一部の土壌及び いて以下のとおり評価されて たが、建物はコンクリート ルト等で被覆され、植栽部の ないことが確認されているが ないことがで認されているが であり、これらの物質を含む になって、現状において、よ		
	昔概況	1 2		1		
	総賃貸可能面積 	46,262.20㎡(注2)	期末総賃貸面積	46,262.20㎡(注2)		
プロ <i>/</i> 会社	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ メント株式会社	主要なテナント	佐川急便株式会社		
その作	也事項:					
該当	事項はありません。					
担保記	设定の有無					
特記 事項	なし					

- (注1)本投資法人は、2016年7月1日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分51%を取得し(取得価格4,437百万円)、その後、2017年2月20日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分49%を追加取得しました(取得価格4,263百万円)。
- (注2)「総賃貸可能面積」及び「総賃貸面積」は、賃貸借契約書に表示された建物に係る賃貸面積を記載していますが、「総賃貸可能面積」 及び「総賃貸面積」には、一部テナント資産である立体駐車場等の面積(計472.20㎡)が含まれています。

1 22	L-32 IIF加須ロジスティクスセンター					
-						
特化	貝性の似安 	Г	信託受益権の概要 			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	│三菱UFJ信託銀行株式会 │社		
取得年	手月日	2016年9月1日	信託期間満了日	2026年9月30日		
取得值	西格	2,361百万円				
土地価格(構成割合) 1,830百万円(77.5%)						
	建物価格(構成割合)	531百万円 (22.5%)				
	所在地	埼玉県加須市新利根二丁目6番	1			
土	面積	20,750.00m²				
地	用途地域	工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
		建物1				
		本棟: 鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺4階建				
	 構造と階数	附属建物:鉄筋コンクリート造ビニール板ぶき平家建				
	悔足と呼数	建物2				
建		本棟:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建				
物		附属建物:コンクリートブロ	ック造亜鉛メッキ鋼板ぶる	き平家建		
190	 建築時期	建物1 1990年11月26日				
	连未时期	建物2 1989年4月14日				
	延床面積	17,744.41m ²				
	種類	倉庫・事務所				
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ			
壌	接 該当事項 対象地においては、土壌汚染が存在する可能性は小さいものと評価されています。					
賃貸信	賃貸借概況					
期末総賃貸可能面積		17,744.41m²	期末総賃貸面積	17,744.41m²		
プロル	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	 ピップ株式会社		
会社 メント株式会社 コープ・マート						
その他事項:						
該当事項はありません。						
担保記	担保設定の有無					
	・本件土地の一部に送電線の架設及び架設保守等のための土地立入等を目的とした地役権が設定されていま					
特記	す。					
事項		アスベスト含有建材の調査を				
	え、含有可能性のあるアスベストの除去費用(約136百万円)に係る資産除去債務を計上しています。					

			日间配分报日目		
L-33 IIF羽村ロジスティクスセンター					
資産の概要 ニューニー		信託受益権の概要			
資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
 月日	2016年12月22日、2025年2月 20日(注)	 信託期間満了日 	2026年12月31日		
斯格	3,152百万円(注)		•		
土地価格 (構成割合)	672百万円 (21.3%)				
建物価格(構成割合)	2,480百万円 (78.7%)				
所在地	東京都羽村市神明台四丁目8番	· 地16			
面積	6,932.37m²				
用途地域	工業専用地域				
所有・それ以外の別が所有権					
構造と階数	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき4階建				
建築時期	2025年1月28日				
延床面積	12,895.43m²				
種類	倉庫				
所有・それ以外の別	所有権				
土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ			
	既存建物の解体工事実施に際		 、過去に存在した建物に起因		
該当事項	する法令上の除去義務を負う	廃棄物の存在が判明してる	おり、当該廃棄物の処理が行		
	われています。				
營賃貸可能面積	12,895.43m²	期末総賃貸面積	12,895.43m²		
(ティ・マネジメント			東京ロジファクトリー株式		
	株式芸社が1マックス	工安なノナント	会社		
その他事項:					
該当事項はありません。					
段定の有無					
特記 事項					
	産の概要 産の種類 手月日 本格 土地価格(構成割合) 所種地域 所有・それ以外の別 構築時期 延年類 所有・さい以外の別 大変を明期 延年類 所有・表な 種類 所有・表な 主調でのの別 ・表は をいます。 をいまする。 をいます。 をいまする。 をいまなる。 をいまなる。 をいまなる。 をいまなる。 をいまなる。 をいまなる。 をいまなる。 をいまなる。 をいまなる。 をいまなる。 をいまな。 をいまなる。 をいまな。 をしな。 をしな。 をしな。 をしな。 をしな。 をしな。 をしな。	程度の概要 程度の種類 不動産信託受益権 2016年12月22日、2025年2月 20日(注) 面格 3,152百万円(注) 土地価格(構成割合) 672百万円(21.3%) 建物価格(構成割合) 2,480百万円(78.7%) 所在地 東京都羽村市神明台四丁目8番 面積 6,932.37㎡ 用途地域 工業専用地域 所有・それ以外の別 所有権 建築時期 2025年1月28日 延床面積 12,895.43㎡ 種類 倉庫 所有・それ以外の別 所有権 土壌調査会社 株式会社フィールド・パートで 既存建物の解体工事実施に際に する法令上の除去義務を負う別 われています。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	度産の概要		

⁽注)本投資法人は、2016年12月22日付で、本物件の土地を信託財産とする不動産信託受益権を取得し(取得価格672百万円)、その後、2025年2月20日付で、再開発事業により建設した本物件の建物を信託財産とする不動産信託受益権を追加取得しました(取得価格2,480百万円)。

日岡皿が扱口書						
L-34	L-34 IIF福岡箱崎ロジスティクスセンター					
特定資産の概要信託受益権の概要						
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
取得年	 	2017年2月20日、2018年2月1日(注)	 信託期間満了日 	2027年2月28日		
取得值	 西格	5,170百万円				
	土地価格(構成割合)	3,431百万円 (66.4%)				
	建物価格(構成割合)	1,738百万円(33.6%)				
	所在地	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四	丁目14番31号			
土	面積	13,400.00m²				
地	用途地域	準工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき4階建				
建	建築時期	2008年2月18日				
物	延床面積	24,771.74m²				
100	種類	倉庫				
	所有・それ以外の別	所有権	有権			
土壌調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ						
<u>+</u>		対象地及び対象地の周辺においては、現状において、健康リスクが生じる可能性は				
壌	 該当事項	小さいと判断されます。地下水を経由して人の健康などに被害が生じる可能性は小				
*45	成二手块 	さいと判断されます。直接摂取による土壌汚染に起因する健康リスクが生じ				
		性は小さいと考えられています	.			
賃貸借	賃貸借概況					
期末総賃貸可能面積 24,967.58m		24,967.58m²	期末総賃貸面積	24,967.58m²		
	パティ・マネジメント	 シービーアールイー株式会社	 主要かテナント	 福岡倉庫株式会社		
会社						
その他事項:						
該当事項はありません。						
	殳定の有無					
特記事項						
- ・・・」 (注)木投資法人は 2017年2日20日付で 木物件を信託財産とする不動産信託受益権の進出有持分60%を取得し、取得価格3 115百万円)						

⁽注)本投資法人は、2017年2月20日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分60%を取得し(取得価格3,115百万円)、その後、2018年2月1日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分40%を追加取得しました(取得価格2,055百万円)。

				有価証券報告書	
L-35	IIF福岡箱崎ロジスティク	ウスセンター			
特定資	資産の概要		信託受益権の概要	受益権の概要	
特定資	- 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年	∓ 月日	2017年2月20日、2018年2月1日、2018年3月14日(注)	 信託期間満了日 	2027年2月28日	
取得值	 西格	10,179百万円			
	土地価格(構成割合)	6,745百万円(66.3%)			
建物価格(構成割合) 3,433百万円(33.7%)					
	所在地	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四	 丁目1番18号		
土	面積	27,371.86m²			
地	用途地域	準工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	+ # 、	本棟:鉄筋コンクリート造亜鉛	ニュージョングライ コメッキ鋼板ぶき4階建		
	構造と階数 	増築棟:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建			
	7 + \$\$ 0± ₩0	本棟: 2008年3月12日			
建	建築時期	增築棟: 2018年2月26日			
物	延床面積	53,289.44m²			
	1 ± * 5	本棟:倉庫・荷物積卸場 増築棟:倉庫			
	種類				
所有・それ以外の別 所有権					
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ		
土		対象地においては、砒素溶出量が指定基準値を超過する濃度で検出されています			
壌	 該当事項	が、現状において、地下水を経由して人の健康などに被害が生じる可能性は小さい			
妆	該当事境 	と判断され、また、直接摂取による土壌汚染に起因する健康リスクが生じる可能性			
は小さいと考えられます。					
賃貸借概況					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		51,530.51m²	期末総賃貸面積	51,530.51m²	
プロパティ・マネジメント 会社 シービーアールイー株式会社		 主要なテナント	 株式会社NTTロジスコ等 		
その他事項:					
該当事項はありません。					
担保証	殳定の有無				
特記 事項	特記 かし				

(注)本投資法人は、2017年2月20日付で、本物件の土地及び本棟を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分60%を取得し(取得価格5,451百万円)、その後、2018年2月1日付で、本物件の土地及び本棟を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分40%を追加取得しました(取得価格3,593百万円)。更に、本投資法人は、2018年3月14日付で、本物件の増築棟を信託財産とする不動産信託受益権を追加取得しました(取得価格1,135百万円)。

				有侧趾分叛亡者 ————————————————————————————————————	
L-36	IIF板橋ロジスティクス [・]	センター			
特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年	 ≢月日	2017年2月20日、2018年3月8	信託期間満了日	2028年3月31日	
取得值		日(注) 1,717百万円			
4以1寸1	^{皿1급} 土地価格(構成割合)	· ·			
		1,340百万円 (78.0%)			
	建物価格(構成割合)	377百万円(22.0%)			
	所在地	東京都板橋区東坂下二丁目7番	·7号 		
土	面積	2,522.30m²			
地	用途地域	工業専用地域			
所有・それ以外の別 所有権					
	構造と階数	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき4階建			
建	建築時期	2007年5月18日			
廷 物	延床面積	5,057.68m²			
裀	種類	倉庫			
	所有・それ以外の別	所有権	崔		
	土壌調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ				
土		対象地においては、現状におい	ハて、地下水を経由して	 人の健康などに被害が生じる	
壌	該当事項	可能性は小さいと判断されます。直接摂取による土壌汚染に起因する健康リスクが			
		生じる可能性は小さいと考えら	られます。		
賃貸信	 昔概況	•			
期末約	 総賃貸可能面積	5,057.68m²	期末総賃貸面積	5,057.68m²	
プロパティ・マネジメント		東洋不動産プロパティマネジ	<u>+=+</u>	株式会社ヒガシトゥエン	
会社		メント株式会社	主要なテナント	ティワン	
その作	 也事項:				
該当	事項はありません。				
担保記	 设定の有無				
特記事項	なし	,			
			* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	· + m/8 / m/8/7 + 0 ·	

⁽注)本投資法人は、2017年2月20日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分60%を取得し(取得価格1,031百万円)、その後、2018年3月8日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分40%を追加取得しました(取得価格686百万円)。

L-37 IF仙台大和ロジスティクスセンター 特定資産の概要	有側 証分報合置				
特定資産の種類 不動産信託受益権 信託受託者 三井住友信託銀行権	L-37 IIF仙台大和ロジスティクスセンター				
取得価格 1,546百万円(注2) 信託期間満了日 2027年2月28日 取得価格 1,546百万円(注2) 土地価格(構成割合) 808百万円(52.3%) 建物価格(構成割合) 737百万円(47.7%) 所在地 宮城県黒川郡大和町まいの二丁目3番15 面積 27,248.86㎡ 用途地域					
取得価格 1,546百万円(注2) 土地価格(構成割合) 808百万円(52.3%) 建物価格(構成割合) 737百万円(47.7%) 所在地 宮城県黒川郡大和町まいの二丁目3番15 面積 27,248.86㎡ 用途地域 準工業地域 所有・それ以外の別 所有権 建築時期 2006年1月31日新築、2017年12月15日増築 建築時期 2006年1月31日新築、2017年12月15日増築 延床面積 12,244.92㎡ 種類 建物1: 倉庫・事務所 建物2: 休憩室・便所 所有・それ以外の別 所有権 土 塩調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ 譲当事項 対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと判断されています。 賃貸借概況 期末総賃貸可能面積 15,555.15㎡ 期末総賃貸面積 15,555.15㎡	式会社				
取得価格 1,546百万円(注2)	0007/70/2007				
土地価格(構成割合) 808百万円(52.3%) 建物価格(構成割合) 737百万円(47.7%) 土地 所在地 宮城県黒川郡大和町まいの二丁目3番15 面積 27,248.86㎡ 用途地域 準工業地域 所有・それ以外の別 所有権 建築時期 2006年1月31日新築、2017年12月15日増築 連集時期 2006年1月31日新築、2017年12月15日増築 連集時期 2006年1月31日新築、2017年12月15日増築 連集時期 建物1:倉庫・事務所建物2:休憩室・便所所有・それ以外の別所有権 土壌調査会社株式会社フィールド・パートナーズ接割事項対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと判断されています。 賃貸借概況 期末総賃貸可能面積 15,555.15㎡ 期末総賃貸面積 15,555.15㎡					
建物価格(構成割合) 737百万円 (47.7%) 土 地 所在地 宮城県黒川郡大和町まいの二丁目3番15 直積 27,248.86㎡ 再途地域 準工業地域 所有・それ以外の別 所有権 土 塩調査会社 建物1:倉庫・事務所 建物2:休憩室・便所 所有・それ以外の別 所有権 土 塩調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ 該当事項 対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと判断されています。 賃貸借概況 期末総賃貸可能面積 15,555.15㎡ 期末総賃貸面積 15,555.15㎡					
所在地 宮城県黒川郡大和町まいの二丁目3番15 面積 27,248.86㎡ 用途地域 準工業地域					
土 面積 27,248.86㎡ 用途地域 準工業地域 所有・それ以外の別 所有権 建築時期 2006年1月31日新築、2017年12月15日増築 延床面積 12,244.92㎡ 種類 建物1:倉庫・事務所 建物2:休憩室・便所 所有・それ以外の別 所有権 土 土塊調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ 該当事項 対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと判断されています。 賃貸借概況 期末総賃貸可能面積 15,555.15㎡ 期末総賃貸面積 15,555.15㎡					
# 日途地域 準工業地域					
所有・それ以外の別 所有権					
選物1:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 建物2:木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 建築時期 2006年1月31日新築、2017年12月15日増築 延床面積 12,244.92㎡ 種類 建物1:倉庫・事務所 建物2:休憩室・便所 所有・それ以外の別 所有権 土 土壌調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ 該当事項 対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと判断されています。 賃貸借概況					
建物2:木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 建築時期 2006年1月31日新築、2017年12月15日増築 延床面積 12,244.92㎡ 種類 建物1:倉庫・事務所 建物2:休憩室・便所 所有・それ以外の別 所有権 土 塩調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ 該当事項 対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと判断されています。 賃貸借概況 期末総賃貸可能面積 15,555.15㎡ 期末総賃貸面積 15,555.15㎡	所有権				
建物2:木造亜鉛メッキ鋼板がき半家建	建物1:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建				
建物12,244.92㎡極期建物1: 倉庫・事務所 建物2: 休憩室・便所所有・それ以外の別所有権土 壌土壌調査会社 該当事項株式会社フィールド・パートナーズ 該当事項対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと判断されています。賃貸借概況期末総賃貸可能面積15,555.15㎡期末総賃貸面積15,555.15㎡					
が延床面積12,244.92㎡種類建物1:倉庫・事務所 建物2:休憩室・便所所有・それ以外の別所有権土土壌調査会社株式会社フィールド・パートナーズ 該当事項対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと判断されています。賃貸借概況期末総賃貸可能面積15,555.15㎡期末総賃貸面積15,555.15㎡	2006年1月31日新築、2017年12月15日増築				
種類建物1: 倉庫・事務所 建物2: 休憩室・便所所有・それ以外の別所有権土 壌土壌調査会社 該当事項株式会社フィールド・パートナーズ 対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと判断されています。賃貸借概況期末総賃貸可能面積15,555.15㎡期末総賃貸面積15,555.15㎡	12,244.92m²				
建物2: 休憩室・便所 所有・それ以外の別 所有権 土	建物1:倉庫・事務所				
土 生壌調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ 壌 該当事項 対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと判断されています。 賃貸借概況 期末総賃貸可能面積 15,555.15㎡ 期末総賃貸面積 15,555.15㎡					
壌対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと判断されています。賃貸借概況期末総賃貸可能面積15,555.15㎡期末総賃貸面積15,555.15㎡	所有権				
賃貸借概況 期末総賃貸可能面積 15,555.15㎡ 期末総賃貸面積 15,555.15㎡					
期末総賃貸可能面積 15,555.15㎡ 期末総賃貸面積 15,555.15㎡					
,					
プロパティ・マネジメント ★ + ・					
会社 シービーアールイー株式会社 主要なテナント 三八五流通株式会社 会社					
その他事項:					
・本契約は、2027年12月21日まで解約できないものとされています。					
担保設定の有無					
特記 なし					
事項 なり					

⁽注1)本投資法人は、2017年12月22日付で、本物件の敷地内に新たに建設された建物を追加取得しました。

⁽注2)当初の取得価格1,480百万円に、2017年12月22日付で取得した増築部分に係る取得価格66百万円を加算した金額を記載しています。

	お問題が表現して					
L-38	L-38 IIF太田ロジスティクスセンター					
特定資	特定資産の概要信託受益権の概要					
特定資	資産の種類	不動産	信託受託者			
取得年	 	2017年2月21日	信託期間満了日			
取得值	西格	1,010百万円				
	土地価格(構成割合)	696百万円 (68.9%)				
	建物価格(構成割合)	314百万円(31.1%)				
	所在地 群馬県太田市安養寺町236番1					
土	面積	16,447.48m²				
地	用途地域	市街化調整区域				
所有・それ以外の別所有権						
	構造と階数	本棟:鉄骨造アルミニューム板ぶき2階建				
建	悔足と陷奴	附属建物:コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建				
	建築時期	2006年2月28日				
物	延床面積	6,900.01m ²				
170		本棟:事務所・倉庫				
		附属建物:物置				
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
壌	該当事項 対象地においては、土壌汚染が存在する可能性は小さいものとされています。					
賃貸借概況						
期未総賃貸可能面積 6,900.01㎡ 期末総賃貸面積 6,900.01㎡				6,900.01m²		
プロノ	プロパティ・マネジメント 東洋不動産プロパティマネジ 主要なテナント 名鉄NX運輸株式会社					
会社	会社 メント株式会社 土姜はデブント 石鉄MA連制株式会社					
その他事項:						
・本物件の水光熱費、維持管理費、修繕費、更新費等について賃借人の負担とされています。						
担保設定の有無						
特記 事項						

特定資産の概要						
特定資産の種類 不動産信託受益権 信託受託者 三井住友信託銀行株						
取得年	——————— ₹月日	2017年3月21日、2018年3月8日(注)	信託期間満了日	2028年3月31日		
取得亿	 西格	12,100百万円				
	土地価格(構成割合)	8,981百万円 (74.2%)				
	建物価格(構成割合)	3,118百万円 (25.8%)				
所在地 大阪府大阪市住之江区柴谷一丁目2番32						
土 面積 35,386.00㎡						
地	用途地域	工業専用地域				
_	所有・それ以外の別	所有権				
	77773	本棟:鉄骨造合金メッキ鋼板が	 ぶき6階建			
	 構造と階数	附属建物1:鉄骨造合金メッキ				
	113.2 - 113.2					
		2006年3月31日				
建	延床面積	51,846.21m ²				
物	2::12	本棟:倉庫・事務所				
	 種類					
		附属建物2:守衛所				
所有・それ以外の別 所有権						
土壌調査会社 ランドソリューション株式会社						
対象地で過去に実施された土壌調査において、鉛(溶出量・含有量)の基			 出量・含有量)の基準不適合			
		大塚が存在することが確認されていますが、それぞれの影響について以下のとおり				
		工場が存在することが確認されていますが、でれてれの影響についての下のとので				
土		地下水経由の観点から土壌汚	ロ゙「▥ヒー゚ャ゚ピレ゚゚スッ゚。 地下水経由の観点から土壌汚染に起因する健康リスクが生じる可能性はないと考			
壌	 該当事項	られます。				
		⁹¹⁶⁶⁹ 。 一般的に直接摂取の観点からは評価対象地において土壌汚染に起因する健康リスク				
		が生じる可能性は否定できないが、裸地は現状、駐輪場として利用されている部分				
		及び植栽として利用されている部分が大部分であり、立ち入ることが限定的であ				
ことから、重篤な健康被害のおそれは小さいと評価されます。						
期末総賃貸可能面積 52,2		52,201.30m²	期末総賃貸面積	52,201.30m²		
プロパティ・マネジメント 東洋		東洋不動産プロパティマネジ	±=4=15.1	SBS東芝ロジスティクス校		
会社 メント株式会社 主要なテナント 式会社			式会社			
その他事項:						
	事項はありません。					
				,		

2017年3月21日、2018年3月8	E井住友信託銀行株式会社 028年3月31日				
特定資産の種類不動産信託受益権信託受託者三取得年月日2017年3月21日、2018年3月8日(信託期間満了日日(注)信託期間満了日日(注)					
取得年月日 2017年3月21日、2018年3月8 日(注) 信託期間満了日 2018年3月8					
日(注) 目(注) 目(注)	028年3月31日				
日(注)	020年3月31日				
取得価格 2,540百万円					
土地価格(構成割合) 2,068百万円(81.5%)	2,068百万円 (81.5%)				
建物価格(構成割合) 471百万円(18.6%)					
所在地 大阪府大阪市住之江区柴谷一丁目2番34					
土 面積 7,588.47㎡					
地 用途地域 工業専用地域					
所有・それ以外の別 所有権					
本棟:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葦5階建 構造と階数					
	附属建物:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建				
建築時期 1991年7月10日	1991年7月10日				
建 近床面積 12,171.44m²	12,171.44m²				
・・ ・・・・・・・・ 本梗・食庫・事務所	本棟:倉庫・事務所				
種類 附属建物:便所	附属建物:便所				
所有・それ以外の別 所有権					
土壌調査会社 ランドソリューション株式会社					
対象地においては、ふっ素及びその化合物の溶出量が指定	E基準値未満と同程度の濃				
土 度で検出されていますが、地下水経由の観点から土壌汚染	砕に起因する健康リスクが				
│ 壌 │該当事項 │ 生じる可能性はないと考えられます。また、直接摂取の勧	視点から、裸地部は存在す				
るが、裸地部への人の立ち入りは限定的であることが確認	忍されたことから、直ちに				
重篤な健康リスクが生じる可能性は小さいと評価されてい	\ます。				
賃貸借概況					
期末総賃貸可能面積 12,299.76㎡ 期末総賃貸面積 12	2,299.76m²				
プロパティ・マネジメント 東洋不動産プロパティマネジ 主要なテナント St	BS東芝ロジスティクス株				
会社 メント株式会社 土安はアプライ 式	 大会社				
その他事項:					
該当事項はありません。					
担保設定の有無					
特記 事項 なし					

⁽注)本投資法人は、2017年3月21日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分75%を取得し(取得価格1,905百万円)、その後、2018年3月8日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分25%を追加取得しました(取得価格635百万円)。

L-41 IIF盛岡ロジスティクスセンター						
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
取得年	 	2017年5月1日	信託期間満了日	2027年5月31日		
取得価格		1,302百万円				
	土地価格(構成割合)	1,001百万円 (76.9%)				
	建物価格(構成割合) 300百万円(23.1%)					
	所在地	岩手県紫波郡矢巾町流通センク	ター南二丁目4番5			
±	面積	34,915.11m²				
地	用途地域	準工業地域				
所有・それ以外の別 所有権						
	構造と階数	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建				
 建	建築時期	1997年3月26日				
建 物	延床面積	12,383.30m²				
199	種類	倉庫・事務所				
	所有・それ以外の別	所有権				
±	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ			
壌	該当事項 対象地において、土壌汚染が存在する可能性は低いと評価されています。			評価されています。		
賃貸信	賃貸借概況					
期末総賃貸可能面積		12,383.30m²	期末総賃貸面積	12,383.30m²		
プロパティ・マネジメント		 シービーアールイー株式会社	十一十二十八人	 三八五流通株式会社		
会社		シーピーゲールイー株式云社	工安なノナフト	二八丑派进怀氏云位		
その他事項:						
該当事項はありません。						
担保記	担保設定の有無					
特記事項	特記 なし					

<u> </u>	IIF札幌ロジスティクス ⁻	センター			
特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年	手 月日	2018年3月8日	信託期間満了日	2028年3月31日	
取得值	西格	2,480百万円			
	土地価格(構成割合)	1,815百万円 (73.2%)			
	建物価格(構成割合)	664百万円 (26.8%)			
	所在地	北海道札幌市白石区米里三条3	三丁目2番1		
±	面積	12,497.77m²			
地	用途地域	準工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建			
建	建築時期	2009年5月14日			
りをしている。	延床面積	13,020.28m²			
170	種類	倉庫			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	土壌調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ			
壌	該当事項 該当事項はありません。				
期末総賃貸可能面積		13,064.75m²	期末総賃貸面積	13,064.75m²	
プロパティ・マネジメント		こ. ビ フ リノ サギムユ	ナ亜かニナンル	口士泽军世士人为	
会社		シービーアールイー株式会社	土安なアナノト 	日本通運株式会社 	
その他事項:					
該当事項はありません。					
担保記	担保設定の有無				
特記	特記なし				
事項	/ & U				

1 44					
<u> </u>	IIF郡山ロジスティクス ¹	2/9-			
特定資産の概要		I	信託受益権の概要	I	
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年		2018年3月9日	信託期間満了日	2028年3月31日	
取得値		2,585百万円			
	土地価格(構成割合)				
	建物価格(構成割合)	1,098百万円(42.5%)			
	所在地	福島県郡山市大槻町字向原213番 26,572.28㎡			
土	面積				
地	用途地域	準工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
建物	構造と階数 建築時期 延床面積	本棟:			
	種類	事務所・倉庫・機械室・便所			
所有・それ以外の別 所有権					
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ			
壌	壌 該当事項 該当事項はありません。				
賃貸借概況					
期末総賃貸可能面積		17,533.15m²	期末総賃貸面積	17,533.15m²	
プロパティ・マネジメント 会社		シービーアールイー株式会社	主要なテナント	株式会社ニチレイロジグ ループ本社	

- ・賃貸人及び賃借人は、本契約による権利を、相手方の書面による承諾なしに、第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりしないものとされています。また、本件建物を第三者に使用させるなどして、本件建物に対する賃貸人の所有権を侵害し、又はそのおそれのある行為をしないものとされています。上記にかかわらず、賃貸人は、不動産流動化目的のため、対象不動産、及び本件契約による権利を、特別目的会社、不動産投資法人等へ譲渡することができるものとし、この場合、賃貸人は賃借人に対し、3か月前までに書面で通知をするものとされています。賃借人は、譲渡先が賃借人の競合事業者であるなど合理的理由がある場合はこれを拒否することができるものとされています。
- ・建物の使用に伴う電気、ガス、水道等の料金、電球取替料及び電気容量等の増量負担金その他本件不動産の使用、維持、修繕に伴い発生する費用は賃借人の負担とするとされています。

担保設定の有無		
	なし	

L-45 IIF神戸西ロジスティクスセンター (底地)							
特定資産の概要			信託受益権の概要				
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社			
取得年月日		2018年3月29日	信託期間満了日	2028年3月31日			
取得価格		1,960百万円					
土地価格(構成割合)		1,960百万円 (100.0%)					
建物価格(構成割合)							
	所在地	兵庫県神戸市西区見津が丘四丁目10番4					
土地	面積	33,000.00m²					
	用途地域	準工業地域					
	所有・それ以外の別	所有権					
	構造と階数						
建	建築時期						
物	延床面積						
1 1/0	種類						
	所有・それ以外の別						
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ					
壌	該当事項	該当事項はありません。					
賃貸借概況							
期末総賃貸可能面積		33,000.00m²	期末総賃貸面積	33,000.00m²			
プロパティ・マネジメント		関電ファシリティーズ株式会	主要なテナント	 コーナン商事株式会社			
会社		社	エ安はアプラド	コーノノ向事体以去性			
その他事項:							

該当事項はありません。

担保設定の有無

特記

事項

・本物件には、以下の内容の地上権が設定されています。

目的:トンネル施設の所有

範囲:東京湾平均海面上132mから同141mの間

存続期間:施設の存続する間

地代:無償 特約:

区分地上権が設定された土地を利用する場合は、事前に神戸市と協議を行うものとし、神戸市のトン ネル施設の使用に支障が生じることのないように土地利用を図るものとする。

その責めに帰すべき事由によってトンネル施設を毀損したときは、その損害を賠償しなければならな

神戸市がトンネル施設の使用終了後においても、これを撤去しないことを承諾する。

将来、対象土地を第三者に処分する場合は、上記 から までの規定を当該第三者に承継させなけれ ばならない。

地上権者:神戸市

・2018年2月9日から10年間、本件土地について、所有権の移転、地上権等の用益物権の設定、質権、抵当権 等の担保物権の設定、賃貸借の設定又は使用貸借による権利の設定をしようとする場合には、神戸市の書 面による承諾を得ることとされています。

13/18/23 18/21					
L-46 IIF兵庫たつのロジスティクスセンター					
特定資	- 資産の概要		信託受益権の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年月日		2019年6月3日	信託期間満了日	2029年6月30日	
取得值	 西格	3,915百万円			
	土地価格(構成割合)	2,579百万円 (65.9%)			
	建物価格(構成割合)	1,335百万円(34.1%)			
	所在地	兵庫県たつの市揖西町長尾字タイ山300番2他			
土 面積 34,564.97㎡					
地	用途地域	工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
		建物1:鉄骨造アルミニウム板・亜鉛メッキ鋼板葺3階建			
	 構造と階数 	附属建物1:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建			
		附属建物2:鉄骨造アルミニウム板葺平家建			
		建物2:鉄骨造アルミニウム板葺2階建			
	 建築時期	建物1:2002年7月6日			
建	是未刊利	建物2:2003年2月28日			
物	延床面積	23,155.47m²			
	種類	建物1:倉庫、事務所、工場			
		附属建物1:休憩所			
		附属建物2:倉庫			
		建物2:工場・倉庫・事務所			
	所有・それ以外の別	所有権			
上	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ			
壌	該当事項	対象地において土壌汚染が存在する可能性は小さいと考えるとされています。			
賃貸借概況					
期末総賃貸可能面積		25,186.78m²	期末総賃貸面積	25,186.78m²	
プロパティ・マネジメント		東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	│ │ロジスティード株式会社	
会社		メント株式会社	工女/ は ノノノ		
1 1	スの仏事で、				

- ・賃貸人及び賃借人は、借地借家法第32条の規定にかかわらず、賃料の増減額を請求することができず、賃貸借期間中の賃料の改定はできないものとされています。ただし、賃貸人及び賃借人は、賃貸借期間内といえども、法令の改正や経済情勢の著しい変動、公租公課その他の負担の変動があった場合、又は近隣の建物に比較して、賃料が不相当となった場合、合意の上、これを改定することができるものとされています。
- ・賃借人は、賃貸借期間中に本契約を解約しようとするときは、6か月前までに、賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならないものとされています(ただし、賃借人は本契約を解約することを決定した場合には、可能な限り速やかに賃貸人に対し予告を行うものとされています)。ただし、賃借人は当該予告に代えて6か月分の賃料相当額を賃貸人に支払い、本契約を即時解約することができるものとされています。

担保設定の有無	
特記 事項 なし	

L-47	L-47 IIF昭島ロジスティクスセンター					
特定資産の概要			信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
取得年	 	2019年6月3日	信託期間満了日	2029年6月30日		
取得值	 西格	8,019百万円				
	土地価格 (構成割合)	6,800百万円 (84.8%)				
	建物価格(構成割合)	1,219百万円 (15.2%)				
	所在地	東京都昭島市代官山一丁目5番2号				
±	面積	17,189m²				
地	用途地域	工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	本棟:鉄骨造陸屋根4階建				
		附属建物:コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建				
	建築時期	本棟:1992年1月31日				
建		附属建物:1992年3月4日				
物	延床面積	30,315.91m ²				
	種類	本棟:倉庫、事務所				
		附属建物:ゴミ置場				
	所有・それ以外の別	所有権				
±	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
壌	該当事項	対象地に起因する土壌汚染が存在する可能性は小さいと考えるとされています。ま				
		た、周辺からのもらい汚染が存在する可能性は否定できないとされています。				
	賃貸借概況					
期末約	総賃貸可能面積 	31,071.21m²	期末総賃貸面積	31,071.21m²		
プロ/	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	東京ロジファクトリー株式		
会社		メント株式会社		会社		
1 1	고요ル효료					

- ・契約期間中、賃料は、本物件並びに敷地、土地に対する租税公課等の負担の増減又は経済情勢の急激な変動、その他の事由により、賃料を改定することが相当であると認められたときは、賃貸人及び賃借人協議の上、これを 改定することができるものとされています。
- ・契約満了日の1年前までに賃貸人及び賃借人のいずれからも本契約を更新しない旨の書面による通知がない場合、 契約期間満了の翌日から5年間更新されるものとされており、以後も同様とされています。なお、本契約が更新さ れた後の契約期間においては、賃借人は、1年前に文書をもって相手方に通知することにより、契約期間内に本契 約の解約ができるものとされています。この場合、通知のあった日から1年をもって本契約は終了するものとされ ています。

担保設定の有無

特記 事項 ・本件土地は公道に直接接道していないため、当初委託者は、本件土地の西側の私道(以下、本項において「本私道」といいます。)の所有者(以下、本項において「私道所有者」といいます。)との間で、2018年2月20日付で、当初委託者が本私道を通行並びに上下水管、電線及びガス管の埋設等の目的で無償にて使用することについて私道所有者が承諾すること等を内容とする合意書(以下、本項において「本合意書」といいます。)を締結しており、当初委託者の本合意書上の地位は受託者に承継されています。なお、本私道について通行地役権設定登記は行われていませんが、本合意書において、受託者又は私道所有者が本物件又は本私道を第三者に譲渡する場合、本合意書に定める合意事項を当該第三者に承継させ、遵守させるものとされています。

行 側					
L-48	IIF岐阜各務原ロジステ	ィクスセンター			
特定資	 資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	童産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年	 ∓月日	2019年12月19日	信託期間満了日	2029年12月31日	
取得值	 西格	2,343百万円			
	土地価格(構成割合)	1,045百万円(44.6%)			
	建物価格(構成割合)	1,298百万円 (55.4%)			
	所在地	岐阜県各務原市川島竹早町字位	7 7早2番8他		
土	面積	16,507.23m²			
地	用途地域	工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建			
建	建築時期	2019年2月19日			
廷 物	延床面積	16,708.51m²			
199	種類	倉庫			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ		
壌	該当事項	対象地において土壌汚染が存在	生する可能性は小さいと	考えるとされています。	
賃貸信		•			
期末約		16,708.51m²	期末総賃貸面積	16,708.51m²	
''		東京キャピタルマネジメント 株式会社	主要なテナント	澁澤倉庫株式会社	
	 也 事 項:	1000212			
・本契約では借地借家法第32条の規定を適用せず、賃料の改定は行わないものとされています。					
担保設定の有無					
特記・本件土地の一部に電線路支持物の基礎及び電線路の設置及び保全のための立入等を目的とした地役権が設					

事項

定されています。

I _ //Q					
	IIF広島西風新都ロジスラ	ティクスセンター			
特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年	F 月日	2020年4月30日	信託期間満了日	2030年4月30日	
取得值	斯格	6,208百万円			
	土地価格(構成割合)	1,844百万円 (29.7%)			
	建物価格(構成割合)	4,364百万円 (70.3%)			
	所在地	広島県広島市安佐南区伴南二	「目3番1号		
± [面積	24,312.00m²			
地	用途地域	工業地域、第一種住居地域、市	5街化調整区 域		
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	本棟:鉄骨造陸屋根5階建			
	伸足と陷奴	附属建物:鉄骨造陸屋根平家建			
建	建築時期	2020年3月31日			
物	延床面積	30,153.58m²			
170	種類	本棟:倉庫・事務所			
	个里 夫只	附属建物:ポンプ室			
	所有・それ以外の別	所有権			
±	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートフ	トーズ		
壌	該当事項	対象地において土壌汚染が存在	Eする可能性は小さいと	 考えるとされています。	
賃貸借	昔概況				
期末絲	從賃貸可能面積	28,988.91 m²	期末総賃貸面積	28,988.91 m²	
プロバ	パティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社	ナ亜かニナント	株式会社ネストロジスティ	
会社		ソーピーアールイー休式会社	土安なアナフト	クス	
その他	也事項:			•	
・本契約では借地借家法第32条の規定を適用せず、賃料の改定は行わないものとされています。					
・賃貸人及び賃借人は、本契約を中途で解約又は解除することはできないものとされています。					
担保設定の有無					
特記 なし					
事項	<i>'</i> & ∪				

行順此が我口音(
L-50	IIF湘南ロジスティクス	センター		
特定資	資産の概要		信託受益権の概要	
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社
取得年	 手月日	2020年8月12日	信託期間満了日	2030年8月31日
取得值	 西格	7,380百万円	•	•
	土地価格(構成割合)	5,366百万円 (72.7%)		
	建物価格(構成割合)	2,014百万円 (27.3%)		
	所在地	神奈川県高座郡寒川町一之宮-		
土	面積	17,944.85m²		
地	用途地域	工業専用地域		
	所有・それ以外の別	所有権		
	構造と階数	本棟:鉄骨造合金メッキ鋼板/ 附属建物 : 鉄骨造陸屋根平 附属建物 : 鉄骨造陸屋根平	家建	
建	建築時期	本棟:2009年9月25日 附属建物:2009年9月25日 附属建物:2009年9月25日		
物	延床面積	本棟:19,573.80㎡ 附属建物 : 118.17㎡ 附属建物 : 131.88㎡		
	種類	本棟:倉庫、事務所 附属建物 : 倉庫 附属建物 : 倉庫		
_	所有・それ以外の別	所有権		
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ	
は 壊 該当事項 対象地において土壌 されています。			生する可能性及びもらし	1汚染の可能性は小さいと評価
賃貸信	 昔概況			
期末約	~ 総賃貸可能面積	23,728.15m²	期末総賃貸面積	23,728.15m²
プロパティ・マネジメント 東洋不		東洋不動産プロパティマネジ メント株式会社	主要なテナント	株式会社スズケン
Z.O.W. In To.				

- ・賃料は、経済情勢の大幅な変動により実情に合わなくなった場合のみ、賃貸人と賃借人の協議の上で改定できる ものとされています。
- ・本契約上、契約締結日以後、本契約が終了するまでの間、賃借人は、賃借人が預託済の敷金及び保証金の残額に つきその返還請求権を放棄し、かつ、本契約の解約日の翌日から賃貸借期間満了日までの賃料相当額の違約金を 支払うことを条件として、自己の都合により本契約を解約できる旨が定められています。
- ・本契約上、賃貸人は、賃貸借期間中、賃借人が預託済の敷金及び保証金の残額を賃借人に返還し、かつ、返還する敷金及び保証金と同額の違約金を解約予定日から30日以内に支払うことを条件として、自己の都合により本契約を解約できる旨が定められています。
- ・賃貸人及び賃借人は上記の場合を除き、賃貸借期間中、本契約を解約することはできないものとされています。

担保設定の有無

特記 ・東京電力パワーグリッド株式会社は送電線路の保守等のために、本件土地の一部に立入等ができるものと事項 されています。

L-51 IIF四日市ロジスティクスセンター					
特定資	 資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	童産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	
取得年		2021年12月13日、2022年9月	信託期間満了日	2031年12月31日	
以行上	+/1 C 	16日(注)	16武规间例] 口	2031年12月31日	
取得值	西格	8,912百万円			
	土地価格(構成割合)	2,072百万円 (23.2%)			
	建物価格(構成割合)	6,840百万円 (76.8%)			
	所在地	三重県四日市市垂坂町字山上名	今1340番地8他		
土	面積	32,929.09m²			
地	用途地域	工業専用地域			
所有・それ以外の別 所有権					
	 構造と階数	本棟:鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付5階建			
	神足で召放	新築棟:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 地上7階建			
	 建築時期	本棟:2000年6月20日			
建		新築棟: 2022年8月31日			
物	延床面積	51,477.64m²			
	 種類	本棟:倉庫			
		新築棟:倉庫			
	所有・それ以外の別	所有権			
<u>+</u>	土壌調査会社	エコサイクル株式会社			
境	 該当事項	対象地において土壌汚染が存在する可能性及びもらい汚染の可能性は小さいと評価			
		されています。			
賃貸借	賃貸借概況				
期末約	^{総賃貸可能面積}	51,504.25m²	期末総賃貸面積	51,504.25m²	
1	パティ・マネジメント	東京キャピタルマネジメント	 主要なテナント	 鹿島建物総合管理株式会社	
会社		株式会社			

・本投資法人は、本件不動産に係る不動産信託受益権を売却し、又は信託受託者をして本件不動産(以下、本項において、本件不動産に係る不動産信託受益権と併せて「本物件等」といいます。)を売却させることを希望する場合、本物件等の売却希望に係る主要条件を売主(本物件等の本投資法人に対する売主である国内事業会社をいいます。以下、本項において同じです。)に通知するものとし、この場合、売主は、一定期間内に本物件等の売却を受けることを希望する旨を本投資法人に通知することにより、一定期間、本投資法人及び信託受託者との間で本物件等の売却を受けることについて優先的に交渉できるものとされ、当該期間内に本物件等の売買について合意に至らなかった場合には、本投資法人は、本物件等を第三者に譲渡し、又は信託受託者をして譲渡させることができる旨、売主との間で合意しています。

担保設定の有無

特記 事項 ・EAI株式会社によるアスベスト調査において、建築用仕上塗材の下地調整材にアスベストの含有が確認されています。本投資法人は、当該アスベストの除去費用(約217百万円)に係る資産除去債務を計上しています

(注)本投資法人は、2022年9月16日付で、IIF四日市ロジスティクスセンター (新築棟)を取得しました (取得価格5,382百万円)。

L-52	L-52 IIF滋賀竜王ロジスティクスセンター					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社		
取得年	 ₹月日	2023年3月23日	信託期間満了日	2033年3月31日		
取得值	西格	3,500百万円				
	土地価格(構成割合)	1,470百万円(42.0%)				
	建物価格(構成割合)	2,030百万円 (58.0%)				
	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町山面川原900番1他				
±	面積	37,384.38m²				
地	用途地域	市街化調整区域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建				
建	建築時期	2021年3月26日				
物	延床面積	15,989.40m²				
170	種類	倉庫				
	所有・それ以外の別	所有権				
±	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
壌	壌 該当事項 対象地においては、土壌汚染が存在する可能性は小さいとされています。			いとされています。		
賃貸借	賃貸借概況					
期末約	総賃貸可能面積	17,916.90m²	期末総賃貸面積	17,916.90m²		
プロパティ・マネジメント 会社		東洋不動産プロパティマネジ メント株式会社	主要なテナント	株式会社ワークマン		

- ・賃借人は、2026年5月1日から2027年10月31日までの期間において、本契約を解約することはできないものとされています。
- ・賃貸人及び賃借人は、賃貸借期間中、賃料の改定は行わないものとし、借地借家法第32条の適用はないものとされています。ただし、物件の一部が賃借人の責めに帰すべき事由によることなく滅失その他の事由により使用することができなくなった場合、賃借人は賃貸人に対し、賃料の減額に関する協議を求めることができ、賃貸人及び賃借人は当該協議のうえ書面をもって合意した場合、これを改定できるものとされています。

担保設定の有無	
特記 事項 なし	

L-53	L-53 IIF近江八幡ロジスティクスセンター					
特定資	 資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UF J信託銀行株式会 社		
取得年	手月日	2023年3月23日	信託期間満了日	2033年3月31日		
取得值	西格	1,810百万円				
	土地価格(構成割合)	1,119百万円 (61.8%)				
	建物価格(構成割合)	691百万円 (38.2%)				
	所在地	滋賀県近江八幡市長光寺町951番4他				
±	面積	35,094.98㎡(注)				
地 用途地域 工業専用地域						
	所有・それ以外の別	有・それ以外の別所有権				
	構造と階数	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板ぶき3階建				
建	建築時期	2003年1月27日				
物	延床面積	25,111.07m ²				
170	種類	事務所・倉庫				
	所有・それ以外の別	所有権				
±	土壌調査会社	エコサイクル株式会社				
壌 該当事項 対象地においては、土壌汚染が存在す			が存在する可能性は小さい	いとされています。		
賃貸信	賃貸借概況					
期末約	総賃貸可能面積	25,111.07m²	期末総賃貸面積	25,111.07m²		
プロノ	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	主要なテナント	株式会社関西丸和ロジス		
会社		メント株式会社	工女なノノノ ⁻ 	ティクス		

- ・本物件の賃借人である株式会社関西丸和ロジスティクス(以下、本項及び特記事項において「賃借人」といいます。)は、本契約締結後、賃貸借期間開始日から2032年1月31日までの間(以下、本項において「中途解約禁止期間」といい、中途解約禁止期間の末日を本項において「中途解約禁止期間満了日」といいます。)、本契約に基づく賃貸借を解約により終了させることができないものとされています。ただし、本契約締結後中途解約禁止期間満了日までの間に賃借人が紹介し賃貸人及び信託受益者が承諾した代替借主と、賃貸人及び信託受益者が承諾した賃貸借条件で賃貸借契約を締結した場合、又は、信託受益者に対して賃借人又は賃借人の指定する第三者が受益権を購入する意思がある旨を通知し、信託受益者が賃借人又は賃借人の指定する第三者に対して本件信託契約に基づく信託受益権を譲渡する場合を除くものとされています。賃借人は、中途解約禁止期間満了日の翌日以降は、解約日の6か月前までに賃貸人に書面により解約を申し入れることにより、本契約を解約により終了させることができるものとされています。上記にかかわらず、中途解約禁止期間内に賃借人が自らの都合によりやむを得ず本契約の解約を申し入れる場合には、賃借人は、解約日までに、解約後中途解約禁止期間満了日(同日を含みます。)までの賃料の総額に相当する違約金を賃貸人に支払うことを条件に、本契約を解約により終了させることができるものとされています。
- ・本契約については、借地借家法第32条の適用はないものとされています。
- ・契約期間中において、信託受託者が本物件を第三者に譲渡しようとする場合(信託契約の終了に伴い、本物件が信託契約の受益者に対して移転する場合及び信託契約に基づき信託諸費用不足を理由とする本物件の換価処分に伴い第三者に譲渡する場合を除きます。)、信託受託者は賃借人に対し譲渡希望の旨を書面にて通知することとされています。賃借人は、一定期間内に、信託受託者に対して本物件の譲受けを希望する旨を書面にて通知することにより、賃借人は一定期間中、信託受託者との間で本物件の譲受けについて、優先的に交渉できることとされています。

担保設定の有無

特記

事項

・本物件の取得に際し、本投資法人は、賃借人に対し、以下の事項を約しています。 2037年1月31日までの間に本投資法人が本物件に係る不動産信託受益権を第三者に譲渡しようとする場合、 本投資法人は、賃借人に対し、譲渡希望の旨を書面にて通知します。この場合において、賃借人が、一定 期間内に、本物件に係る不動産信託受益権の譲受けを希望する旨を書面にて本投資法人に対して通知した 場合、賃借人は、一定期間、本投資法人との間で本物件に係る不動産信託受益権の譲受けについて、優先 的に交渉することができます。ただし、当該期間内に本物件に係る不動産信託受益権の売買について合意 に至らなかった場合には、本投資法人は、本物件に係る不動産信託受益権を第三者に譲渡することができ

(注)土地の一部(626㎡)について、長光寺上水道施設管理組合の管理する上水道施設用地として使用されており、信託受託者は当該土地の 共有持分100分の40を保有しています。

L-54	L-54 IIF武蔵村山ロジスティクスセンター				
特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年		2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日	
取得值	西格	16,800百万円			
	土地価格(構成割合) 13,036百万円(77.6%)				
	建物価格(構成割合)	3,763百万円 (22.4%)			
	所在地	東京都武蔵村山市伊奈平一丁目			
土	面積	36,617.08m²			
地	用途地域	工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
		期棟:鉄骨造陸屋根4階建			
		附属建物1:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建			
	構造と階数	附属建物2:コンクリートプロック・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建			
		期棟:鉄骨造陸屋根4階建			
		期棟:鉄筋コンクリート・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき5階建			
		期棟:2001年9月28日			
 建	建築時期	期棟:2002年5月2日			
物		期棟:2009年4月24日			
170	延床面積	51,687.63m²			
		期棟:倉庫・事務所			
		附属建物1:倉庫・事務所			
	種類	附属建物2:物置			
		期棟:倉庫・事務所			
		期棟:倉庫・事務所			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	│土壌調査会社 ├──────	SOMPOリスクマネジメント株式会社			
壌	7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5			ハと判断されています。 	
	昔概況	,	T	1 ,	
	総賃貸可能面積 	51,687.63m²	期末総賃貸面積	51,687.63m²	
	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	│ │ロジスティード株式会社	
会社 メント株式会社			The state of the s		
	スの仏事時、				

- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

				有 侧 此分叛亡者		
L-55	IIF福岡久山ロジスティ	クスセンター	1			
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	羊月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得(西格	14,630百万円				
	土地価格(構成割合)	9,202百万円(62.9%)				
	建物価格(構成割合)	5,427百万円(37.1%)				
	所在地	福岡県糟屋郡久山町大字久原字原2859番1他				
土	面積	44,932.28m²				
地	用途地域	工業専用地域、工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
		ー 建物1:鉄骨造合金メッキ鋼	板葺4階建			
		附属建物1:鉄骨造合金メッ	キ鋼板葺平家建			
		 建物2:鉄骨造合金メッキ鋼	板葺2階建			
	1#1/# 1 PM WE	 建物3:鉄骨造合金メッキ鋼	板葺3階建			
	構造と階数 	附属建物1:鉄骨造合金メッ	キ鋼板葺平家建			
		附属建物2:コンクリートブ	ロック造合金メッキ鋼板	б 葺平家建		
		附属建物3:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建				
		附属建物4:コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建				
		建物1:2004年2月10日				
		附属建物1:2004年2月10日				
		建物2:2003年3月20日				
	7+ 44 n+ H0	建物3:2004年2月10日				
建	建築時期 	附属建物1:2004年2月10日				
物		附属建物2:2004年2月10日				
		附属建物3:2004年8月31日				
		附属建物4:2004年8月31日				
	延床面積	49,855.23m²				
		建物1:倉庫・事務所				
		附属建物1:物置				
		建物2:倉庫・事務所	建物2:倉庫・事務所			
	1 4 未 米 古	建物3:倉庫・事務所				
	種類 	附属建物1:物置				
		附属建物2:倉庫				
		附属建物3:倉庫				
		附属建物4:便所				
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	SOMPOリスクマネジメント株式会社				
壌	該当事項	第1・第2・第3:土壌汚染が存在する可能性は否定できないとされています。				
賃貸	昔概況					
期末約	巡賃貸可能面積	49,855.23m²	期末総賃貸面積	49,855.23m²		
プロル	パティ・マネジメント). V 7 U / #+^-	+ m + = + \	ロジフェ / いサナムシ		
会社		シービーアールイー株式会社 	± 主要なテナント 	│ ロジスティード株式会社 │		
		•	-			

- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-56	L-56 IIF春日井ロジスティクスセンター(底地)					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	童産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	 F 月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	 五格	7,700百万円				
	土地価格(構成割合)	7,700百万円(100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	愛知県春日井市上田楽町字野	元2211番			
土 面積 55,255.00㎡						
地	用途地域	市街化調整区域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
7 4	建築時期					
建物物	延床面積					
170	種類					
	所有・それ以外の別					
± .	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ			
上	該当事項	対象地に起因する土壌汚染が存在する可能性は小さいとされています。また、周辺				
地に起因する		地に起因する土壌・地下水汚	2因する土壌・地下水汚染が存在する可能性は小さいとされています。			
賃貸借	当概 況					
期末約	総賃貸可能面積	55,255.00m ²	期末総賃貸面積	55,255.00m²		
プロノ	パティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社	主要なテナント	ロジスティード株式会社		
会社			工安はノノノト			
1						

- ・賃借人が本物件の土地上に存在する建物の建替え等を検討する場合、本契約期間の延長について賃貸人と協議することができるものとされています。
- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-57 IIF北九州ロジスティクスセンター					
特定資	- 資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者 みずほ信託銀行株式会社		
取得年	 ∓月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日	
取得值	西格	7,350百万円			
	土地価格(構成割合)	2,425百万円(33.0%)			
	建物価格(構成割合)	4,924百万円 (67.0%)			
	所在地	福岡県京都郡苅田町大字与原	字白石2220番11他		
土	面積	106,964.05㎡(注)			
地	用途地域	工業専用地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
		建物1:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建			
	構造と階数 建物2:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建				
		建物3:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建			
		建物1:2009年3月25日新築、2009年5月27日増築			
建	建築時期	建物2:2011年12月22日			
物		建物3:2012年8月2日			
125	延床面積	82,373.19m ²			
		建物1:荷捌所・倉庫・事務所			
	 種類	建物2:荷捌所・休憩所			
		建物3:荷捌所・休憩所			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	SOMPOリスクマネジメント株式	会社		
壌	該当事項	対象地において土壌汚染が存る	生する可能性は小さいと	されています。	
賃貸信	賃貸借概況				
期末約	総賃貸可能面積	82,373.19m²	期末総賃貸面積	82,373.19m²	
プロ <i>/</i> 会社	パティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社	 主要なテナント	ロジスティード株式会社	
スのルます。					

- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項 ・本投資法人は、賃借人が事前に書面により承諾する場合を除き、2029年2月28日までの間、本物件に係る信託受益権及び本物件につき第三者に売却、担保提供その他処分をしてはなりません。ただし、信託受益権の取得のための資金調達に係る貸付人のために質権その他の担保権を設定する場合及び当該担保権の実行により第三者により取得される場合は、この限りではありません。

(注)私道部分(約1,583㎡)を含みます。

L-58 IIF大阪茨木ロジスティクスセンター				
資産の概要		信託受益権の概要		
資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
F 月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日	
西格	7,150百万円			
土地価格(構成割合)	6,313百万円(88.3%)			
建物価格(構成割合)	836百万円 (11.7%)			
所在地	大阪府茨木市三咲町621番3他			
面積	12,089.87m²			
用途地域	工業地域			
所有・それ以外の別	所有権			
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺4階建			
	附属建物1:鉄骨造亜鉛メッキ	鋼板葺3階建		
構造と階数	附属建物2:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建			
	附属建物3:鉄骨造アルミニウム板葺平家建			
	附属建物4:鉄骨造アルミニウ	ム板葺平家建		
	倉庫:1993年8月1日			
	附属建物1:1993年8月1日			
建築時期	1			
	1			
延床面積	· ·	,		
	1			
種類	····· ·· - · · · - · · · - · · · · · ·			
	111111111111111111111111111111111111111			
	対象地において土壌汚染は否定	Eできないとされていま -	<u>র</u>	
	1 2	49 1 10/7 15	1 2	
	· '	期末総賃貸面積	21,570.04m²	
(ティ・マネジメント		 主要なテナント	│ │ロジスティード株式会社	
나하다	メント株式会社			
	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	確定の概要	資産の概要	

- ・賃貸人又は賃借人が、本契約期間中に本物件の建替え等を検討する場合、当該建替え等について相手方と協議することができるものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

- ・隣地との境界につき境界確認書が締結されていません。
- ・建物状況調査報告書において遵法性に係る指摘がありますが、売主の責任及び負担により是正される予定です。

特記事項

L-59 IIF湘南ロジスティクスセンター (底地)						
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	手 月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	西格	6,590百万円				
	土地価格(構成割合)	6,590百万円 (100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	神奈川県高座郡寒川町倉見133	9番2他			
土	面積	27,434.97m²				
地	用途地域	工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
構造と階数						
建	建築時期					
建 物	延床面積					
170	種類					
	所有・それ以外の別					
土壌調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ						
±		対象地に起因する土壌汚染が存在する可能性は「否定できない」と評価されていま				
壌 該当事項		す。また周辺地に起因する土壌・地下水汚染が存在する可能性は「小さい」と評価				
		されています。				
賃貸借概況						
期末約	総賃貸可能面積	27,434.97m²	期末総賃貸面積	27,434.97m²		
プロル	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	│ │ ロジスティード株式会社		
会社		メント株式会社	12/6////	H / N / I I I I N I V X II		

- ・賃借人が本物件の土地上に存在する建物の建替え等を検討する場合、本契約期間の延長について賃貸人と協議することができるものとされています。
- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

1-60	L-60 IIFつくばロジスティクスセンター(底地)				
	_ <u></u> 9産の概要	ハ ニ ノ			
			 みずほ信託銀行株式会社		
	<u> </u>	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日	
取得值		6,000百万円		200442/72017	
4X1寸11 		6,000百万円 (100.0%)			
	建物価格(構成割合)	女はほうノばナゼロウナ甘204	平4化		
١.	所在地 一元徒	茨城県つくば市稲岡字寺臺821	番1他 		
±	面積	81,187.97㎡(注)			
地	用途地域	市街化調整区域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数				
建	建築時期				
物	延床面積				
190	種類				
	所有・それ以外の別				
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ			
土 土壌・地下水汚において健康被り井戸が設置さ汚染対策ガイド		対象地に起因する土壌汚染がる 土壌・地下水汚染が存在するでにおいて健康被害が生じる可能 り井戸が設置されず、また、人 汚染対策ガイドラインの想定で 判断されています。	可能性は「否定できない 能性は小さいと判断され ⁻ 人の立ち入りのある地表i	」とされていますが、対象地 ています。また、将来にわた 面が被覆されている場合、油	
賃貸信	賃貸借概況				
期末約	総賃貸可能面積	79,502.97m²	期末総賃貸面積	79,502.97m²	
プロパティ・マネジメント 会社		東洋不動産プロパティマネジ メント株式会社	主要なテナント	ロジスティード株式会社	
			!		

- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

・本件土地の一部について、給水管等の維持・管理及び掘削等を目的とした地役権が設定されています。

特記 事項 ・本投資法人は、賃借人が事前に書面により承諾する場合を除き、2029年2月28日までの間、本物件に係る信託受益権及び本物件につき第三者に売却、担保提供その他処分をしてはなりません。ただし、信託受益権の取得のための資金調達に係る貸付人のために質権その他の担保権を設定する場合及び当該担保権の実行により第三者により取得される場合は、この限りではありません。

(注)私道部分(約5,055m²)を含み、売主は当該土地の共有持分6分の2を保有しています。

L-61	L-61 IIF鳥栖ロジスティクスセンター				
特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	- 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年	∓月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日	
取得值	 西格	5,350百万円			
	土地価格(構成割合)	3,482百万円(65.1%)			
	建物価格(構成割合)	1,867百万円 (34.9%)			
所在地 佐賀県鳥栖市弥生が丘七丁目32番他					
土	面積	39,254.11m²			
地	用途地域	準工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
		鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建			
	構造と階数	附属建物1:鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建			
		附属建物2:鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建			
建築時期建		2002年10月31日新築、2006年12月10日増築、2007年8月29日増築			
		附属建物1:2002年10月31日			
物		附属建物2:2002年10月31日			
24,768		24,768.34m²			
		倉庫			
	種類	附属建物1:休憩所			
		附属建物2:物置			
	所有・それ以外の別所有権				
土	土壌調査会社	SOMPOリスクマネジメント株式会社			
壌 │該当事項 対象地において土壌		対象地において土壌汚染が存在	生する可能性は小さいと	されています。	
賃貸借概況					
期末約	総賃貸可能面積 	24,768.34m²	期末総賃貸面積	24,768.34m²	
	パティ・マネジメント	 シービーアールイー株式会社	 主要なテナント	│ │ ロジスティード株式会社	
会社				TO TO THE POPULATION OF THE PO	
スの仏事情・					

- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-62	L-62 IIF土浦ロジスティクスセンター				
	 資産の概要		信託受益権の概要		
	音音の種類 音音の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
<u> </u>	 手月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日	
取得值		3,930百万円		1	
土地価格(構成割合) 2,385百万円(60.7%)					
	建物価格(構成割合)	1,544百万円(39.3%)			
所在地 茨城県かすみがうら市下稲吉字庚申塚2644番1他					
l ±		25,433.29m²			
地	用途地域	工業専用地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
建物1:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建 附属建物1:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 附属建物2:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 附属建物3:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 建物2:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 附属建物1:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建					
建 物	建築時期				
	延床面積 附属建物1:2016年12月2日 21,904.15㎡				
	種類				
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	株式会社ERIソリューション			
壌	該当事項	対象地において汚染の可能性は高いですが、健康被害の可能性は低いとされています。			
賃貸信	賃貸借概況				
期末約		21,904.15m²	期末総賃貸面積	21,904.15m²	
プロ <i>/</i> 会社	パティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社	主要なテナント	ロジスティード株式会社	
	h東で ·	ンーヒーアール1 一株式会社	土安なアプント	ロンスティード株	

- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

	担任	呆設	定の	有無
--	----	----	----	----

特記 事項

· ·	行 血紅分形口音					
-	L-63 IIF仙台ロジスティクスセンター					
	資産の概要		信託受益権の概要	1		
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	丰月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	西格	3,540百万円				
	土地価格(構成割合)	2,924百万円(82.6%)				
	建物価格(構成割合)	615百万円 (17.4%)				
	所在地 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目2番12他					
±	土 面積 12,966.28㎡					
地 用途地域 工業専用地域						
	所有・それ以外の別	所有権				
		鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階	 :建			
		附属建物1:鉄骨造亜鉛メッキ	鋼板ぶき4階建			
	# 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	附属建物2:鉄骨造スレートぶ	き平家建			
	構造と階数 	附属建物3:コンクリートブロック造スレートぶき平家建				
		附属建物4:コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建				
		附属建物5:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建				
		1990年7月20日				
		附属建物1:1990年7月20日				
	7 卦 分5 0土 廿日	附属建物2:1990年7月20日				
建	建築時期 	附属建物3:1990年7月20日				
物		附属建物4:2003年12月25日				
		附属建物5:2004年7月16日				
	延床面積	17,346.66m²				
		事務所				
		附属建物1:倉庫				
	 種類	附属建物2:倉庫				
	作 里	附属建物3:倉庫				
		附属建物4:倉庫				
		附属建物5:倉庫				
	所有・それ以外の別	所有権				
±	土壌調査会社	SOMPOリスクマネジメント株式会社				
壌	該当事項 対象地における土壌汚染が存在する可能性は小さいとされています。					
賃貸信	賃貸借概況					
期末約	~ 総賃貸可能面積	17,346.66m²	期末総賃貸面積	17,346.66m²		
プロノ		こ. ビ コ リノ サキヘヤ	ナ亜かニナンル	ロジュニュードサポクユ		
会社		シービーアールイー株式会社	主要なテナント	ロジスティード株式会社 		
7.04	スの仏事項・					

- ・賃貸人及び賃借人が、本契約期間中に本物件の建替え等を検討する場合、当該建替え等について賃貸人又は賃借 人と協議することができるものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

坦	保設定	: か 走	5 ##F
15	ᄍᄝᅜᄮ	·VJF	7 ****

特記 事項

L-64	L-64 IIF富山ロジスティクスセンター				
特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年	 	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日	
取得值	 西格	3,470百万円			
土地価格(構成割合) 1,578百万円(45.5%)					
	建物価格(構成割合)	1,891百万円 (54.5%)			
	所在地	富山県中新川郡上市町久金新1	55番5他		
土	面積	41,311.81m²			
地	用途地域	市街化調整区域			
	所有・それ以外の別	所有権			
		鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建			
	構造と階数	と階数 附属建物1:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建			
		附属建物2:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建			
		1996年11月27日新築、1999年月日不詳増築、2006年10月2日増築			
建	建築時期	附属建物1:1996年11月27日			
物		附属建物2:2006年月日不詳			
"	延床面積	19,514.11m ²			
		倉庫・事務所			
	 種類	附属建物1:倉庫			
		附属建物2:倉庫			
所有・それ以外の別 所有権					
土	土壌調査会社	株式会社ERIソリューション			
壌 該当事項 対象地において土壌汚染の可		能性は低いとされていまっ	す。 		
賃貸借概況		1			
	総賃貸可能面積	40,288.07m²	期末総賃貸面積	40,288.07m ²	
プロパティ・マネジメント 会社		シービーアールイー株式会社	主要なテナント	ロジスティード株式会社	

- () 19,514.11㎡(建物)
 - ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
 - ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、 賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受 領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされてい ます。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期 間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の 買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三 者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉 を行ってはならないものとされています。

() 20,773.96㎡(土地)

- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、 賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受 領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされてい ます。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期 間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の 買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三 者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉 を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

- ・本件土地の一部について、鉄道構築物の設置を目的とした地上権が設定されています。
- ・隣地との境界につき境界確認書が締結されていません。

特記 事項

L-65 IIF秦野ロジスティクスセンター						
——	 資産の概要					
- 	夏座の喊妥 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
	<u> </u>	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值		3,170百万円		2004		
4X 	^{ш1日} 土地価格(構成割合)	2,079百万円(65.6%)				
	建物価格(構成割合) 1,090百万円 (34.4%)					
建物価格(構成割合) 1,090日月日(34.4%) 所在地 神奈川県秦野市堀山下字荒井ヶ谷戸320番2他						
		13,110.46㎡	7 台广320亩216			
土 地	面積 	<u>'</u>				
TE	13.2 0	工業専用地域				
	所有・それ以外の別 	所有権 				
		鉄筋コンクリート造陸屋根・引				
		附属建物1:鉄骨造亜鉛メッキ		? 7 ≜		
	構造と階数	附属建物2:コンクリートブロック造スレートぶき平家建				
		附属建物3:軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建				
	附属建物4:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 附属建物5:軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建					
		1990年2月14日新築、1992年月日不詳増築				
		1990年2月14日初泉、1992年月日75日4泉 附属建物1:1990年2月14日				
 建	建築時期					
左 物						
123		附属建物5:年月日不詳新築				
	 延床面積	20,302.85m ²				
		倉庫				
		^ 附属建物1:事務所・車庫				
	 種類	附属建物3:物置				
		附属建物4:守衛所				
		附属建物 : 守衛所				
	所有・それ以外の別	所有権				
±	土壌調査会社	株式会社ERIソリューション				
壌			 す。			
賃貸信						
	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::	20,302.85m²	期末総賃貸面積	20,302.85m²		
	パティ・マネジメント					
会社		シービーアールイー株式会社	主要なテナント	ロジスティード株式会社 		
		1	·	l		

- ・賃貸人及び賃借人が、本契約期間中に本物件の建替え等を検討する場合、当該建替え等について賃貸人又は賃借 人と協議することができるものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

扣	保設	÷1	っ右	##
1 □	ᅜᅕᅙᄝ	ᄹ	ノヤ	無

EDINET提出書類

産業ファンド投資法人(E14705)

有価証券報告書(内国投資証券)

特記 事項 ・本件建物の一部について、構造計算書が本書の日付現在において確認できていませんが、構造計算書が確認できないことにより本件建物の修繕等に際して所有者に生じる費用等については本件建物の賃借人がこれを負担する旨が合意されています。

特定資産の概要信託受益権の概要				
対割合) 818百万円 (30.9%)				
附属建物1:コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建				
附属建物2:コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建				
建物2:鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建				
建物1:1990年7月5日				
附属建物1:1990年7月5日				
附属建物2:1990年7月5日				
建物2:2006年10月25日 14,104.14㎡				
附属建物1:ポンプ室				
附属建物2:物置 建物2:倉庫				
*株式会社				

- ・賃貸人及び賃借人が、本契約期間中に本物件の建替え等を検討する場合、当該建替え等について賃貸人又は賃借 人と協議することができるものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-67	L-67 IIF小牧ロジスティクスセンター(底地)				
-	 資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年	 ₹月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日	
取得価格		2,320百万円			
土地価格(構成割合)		2,320百万円(100.0%)			
建物価格(構成割合)					
	所在地	愛知県小牧市元町四丁目79番仟	 也		
土	面積	16,608.55m²			
地	用途地域	工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数				
建	建築時期				
物	延床面積				
170	種類				
	所有・それ以外の別				
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ			
対象地に起因する土壌汚染が存在する可能性は「否定できない」とされており、			「留意が必要」とされていま 小さいと考えられています。 のある地表面が被覆されてい		
賃貸信					
期末約	巡賃貸可能面積 ※賃貸可能面積	16,608.55m²	期末総賃貸面積	16,608.55m²	
プロパティ・マネジメント 会社		シービーアールイー株式会社	主要なテナント	ロジスティード株式会社	

- ・賃借人が本物件の土地上に存在する建物の建替え等を検討する場合、本契約期間の延長について賃貸人と協議することができるものとされています。
- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-68	L-68 IIF北九州ロジスティクスセンター					
特定資産の概要			信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年月日		2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得価格		2,210百万円				
	土地価格(構成割合)	1,078百万円(48.8%)				
	建物価格(構成割合)	1,131百万円 (51.2%)				
	所在地	福岡県京都郡苅田町新浜町9番	17			
±	面積	39,669.00㎡(注)				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建				
 z = +	建築時期	2002年12月27日新築、2004年3月25日増築、2006年10月26日増築				
建物	延床面積	23,807.52m²				
170	種類	倉庫				
	所有・それ以外の別	所有権				
±	土壌調査会社	株式会社ERIソリューション				
上 壌	該当事項	対象地において、土壌汚染の可能性は「否定できない」が、健康被害のリスクは低				
概	议 司争以	いとされています。				
賃貸借						
期末約	総賃貸可能面積	23,807.52m²	期末総賃貸面積	23,807.52m ²		
プロノ	(ティ・マネジメント	 シービーアールイー株式会社	 主要なテナント	ー ロジスティード株式会社		
会社			エ安体ノノノド	ロノヘノ1一下派以云社		
	= - N 					

- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

- ・本投資法人は、賃借人が事前に書面により承諾する場合を除き、2029年2月28日までの間、本物件に係る信託受益権及び本物件につき第三者に売却、担保提供その他処分をしてはなりません。ただし、信託受益権の取得のための資金調達に係る貸付人のために質権その他の担保権を設定する場合及び当該担保権の実行により第三者により取得される場合は、この限りではありません。
- (注)本物件は臨港地区に位置しています。

ᄗᄦᄴᄭᅑᅜᆸ						
L-69	L-69 IIF佐倉ロジスティクスセンター					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	 丰月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	 西格	2,180百万円				
	土地価格(構成割合)	1,360百万円(62.4%)				
	建物価格(構成割合)	819百万円 (37.6%)				
	所在地	千葉県佐倉市太田字外新割2415番16他				
土	面積	9,747.00m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
		建物1:鉄骨造合金メッキ鋼板	ぶき平家建			
		建物2:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建				
	構造と階数	建物3:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建				
		建物4:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建				
		建物5:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建				
		建物1:2024年1月25日				
		建物2:2024年1月25日				
 建	建築時期	建物3:2024年1月25日				
娃 物		建物4:2024年1月25日				
170		建物5:2024年1月25日				
	延床面積	4,314.32m²				
		建物1:倉庫				
		建物2:倉庫				
	 種類	建物3:倉庫				
		建物4:倉庫				
		建物5:作業所・事務所				
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	大和不動産鑑定株式会社				
壌	該当事項	事項 対象地において土壌汚染に関するリスクは低いとされています。				
	昔概況		<u> </u>			
	総賃貸可能面積 	4,314.32m²	期末総賃貸面積	4,314.32m²		
	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	 ロジスティード株式会社		
会社		メント株式会社		TO THE POPULATION OF THE POPUL		
1 そのも	その他重頂・					

- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-70	L-70 IIF横須賀ロジスティクスセンター					
特定資	童産の概要		信託受益権の概要			
特定資	- 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年月日		2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	 西格	1,970百万円				
土地価格(構成割合) 1,469百万円 (74.6%)						
	建物価格(構成割合)	500百万円 (25.4%)				
	所在地	神奈川県横須賀市夏島町2873都	番15他			
土	面積	22,555.69m²	22,555.69m²			
地 用途地域 工業専用地域						
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき3階建				
建	建築時期	2005年8月4日				
達 物	延床面積	13,148.63m²				
190	種類	倉庫・事務所				
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	大和不動産鑑定株式会社				
壌	該当事項	対象地において土壌汚染に関するリスクは低いとされています。				
賃貸借	賃貸借概況					
期末約	総賃貸可能面積	13,148.63m²	期末総賃貸面積	13,148.63m²		
プロノ	(ティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	 ロジスティード株式会社		
会社		メント株式会社	工女体ナナノ ・	ロノスノ1一下休以去社		

その他事項・

- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-71	L-71 IIF豊橋ロジスティクスセンター					
特定資産の概要			信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	 ∓月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	 西格	1,780百万円				
	土地価格(構成割合)	1,406百万円 (79.0%)				
	建物価格(構成割合)	373百万円 (21.0%)				
	所在地	愛知県豊橋市明海町33番20				
土	面積	21,819.00m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
		建物1:鉄骨造鋼板葺2階建				
	 構造と階数	建物2:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建				
	傾垣と階数 	附属建物1:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建				
		附属建物2:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建				
	建築時期	建物1:1996年2月16日				
		建物2:1992年6月29日				
建		附属建物1:1994年3月17日				
物		附属建物2:1992年6月29日				
	延床面積	8,017.05m²				
		建物1:事務所・倉庫				
	 種類	建物2:事務所				
	1至大兵	附属建物1:倉庫				
		附属建物2:倉庫				
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	大和不動産鑑定株式会社				
壌	該当事項	対象地において土壌汚染に関するリスクは低いとされています。				
賃貸信	昔概況					
期末約	総賃貸可能面積	8,017.05m ²	期末総賃貸面積	8,017.05m²		
プロル	パティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社		ロジスティード株式会社		
会社			工安体ノノノト			
そのも	h事 頂・					

- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-72	L-72 IIF習志野ロジスティクスセンター (底地)					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	∓ 月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	西格	1,450百万円				
	土地価格(構成割合)	1,450百万円 (100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	千葉県習志野市茜浜三丁目28種	番5			
l ±	面積	7,273.00m²	7,273.00m²			
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
建	建築時期					
物	延床面積					
120	種類					
	所有・それ以外の別					
	土壌調査会社	株式会社エンバイオ・エンジ	ニアリング			
±		対象地において特定有害物質(の取扱いが懸念される施詞	設は確認されなかったことか		
壌	該当事項	ら、対象地の土地利用に由来す	する土壌汚染が発生してい	ハる可能性はないと判断され		
		ています。				
賃貸借概況						
—	総賃貸可能面積	7,273.00m²	期末総賃貸面積	7,273.00m²		
1 '	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	│ │ロジスティード株式会社		
会社		メント株式会社				
	7 - N T-T					

- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

T. ==						
<u> </u>	L-73 IIF北九州ロジスティクスセンター					
特定資産の概要			信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年月日		2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得価格		1,250百万円				
	土地価格(構成割合)	963百万円 (77.1%)				
	建物価格(構成割合)	286百万円 (22.9%)				
	所在地	福岡県京都郡苅田町新浜町1番	福岡県京都郡苅田町新浜町1番58			
±	面積	19,875.00㎡(注)				
地	用途地域	工業専用地域				
所有・それ以外の別 所有権						
	構造と階数	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建				
		附属建物1:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建				
	建築時期	1986年11月日不詳新築、1988年8月3日増築、1991年9月日不詳増築				
建	连宋时期 	附属建物1:1986年11月日不詳新築、1991年9月日不詳増築				
物	延床面積	12,445.57m²				
		倉庫				
		附属建物1:事務所				
	所有・それ以外の別	所有権	有権			
土	土壌調査会社	株式会社ERIソリューション				
壌	該当事項	対象地における土壌汚染の可能性は低いとされています。				
賃貸借						
期末約	総賃貸可能面積 ※賃貸可能面積	12,445.57m²	期末総賃貸面積	12,445.57m²		
プロノ	パティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社	主要なテナント	ロジスティード株式会社		
会社		シーピーアール1 一体式会社	工女はアナノト 	ロンスティート休式会社		

- ・賃貸人及び賃借人が、本契約期間中に本物件の建替え等を検討する場合、当該建替え等について賃貸人又は賃借 人と協議することができるものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

- ・本投資法人は、賃借人が事前に書面により承諾する場合を除き、2029年2月28日までの間、本物件に係る信託受益権及び本物件につき第三者に売却、担保提供その他処分をしてはなりません。ただし、信託受益権の取得のための資金調達に係る貸付人のために質権その他の担保権を設定する場合及び当該担保権の実行により第三者により取得される場合は、この限りではありません。
- (注)本物件は臨港地区に位置しています。

L-74	L-74 IIF横浜幸浦ロジスティクスセンター(底地)					
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社 おずほ信託銀行株式会社		
-						
取得年		2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	西格	1,170百万円				
	土地価格(構成割合)	1,170百万円(100.0%)				
	建物価格(構成割合)	成割合)				
	所在地	神奈川県横浜市金沢区幸浦一	丁目3番2			
±	面積	16,783.21㎡(注)				
地	用途地域	工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
 建	建築時期					
りを	延床面積					
170	種類					
	所有・それ以外の別					
土	土壌調査会社	株式会社ERIソリューション				
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	並 小車項	対象地において土壌汚染の可能性は否定できないが、健康被害のリスクは低いとさ				
様	該当事項 	れています。				
賃貸借	昔概況					
期末約	総賃貸可能面積	16,783.21m²	期末総賃貸面積	16,783.21m²		
プロノ	⁽ プァイ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	ナ亜かニナント	ロジスティード株式会社		
会社		メント株式会社	主要なテナント 	ロンスティート休式会社		

- ・賃借人が本物件の土地上に存在する建物の建替え等を検討する場合、本契約期間の延長について賃貸人と協議することができるものとされています。
- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記

・本投資法人は、賃借人が事前に書面により承諾する場合を除き、2029年2月28日までの間、本物件に係る信託受益権及び本物件につき第三者に売却、担保提供その他処分をしてはなりません。ただし、信託受益権の取得のための資金調達に係る貸付人のために質権その他の担保権を設定する場合及び当該担保権の実行により第三者により取得される場合は、この限りではありません。

(注)本物件は臨港地区に位置しています。

L-75	L-75 IIF東松山ロジスティクスセンター (底地)					
特定資産の概要			信託受益権の概要			
特定資	- 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年月日 2024年3月4日 信託期間満了日 2034年2月		2034年2月28日				
取得值	 西格	1,140百万円				
土地価格(構成割合)		1,140百万円(100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	所在地 埼玉県比企郡滑川町大字都25番31他				
土	面積	20,320.97m²	20,320.97m²			
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
7 -11	建築時期					
建物	延床面積					
179	種類					
	所有・それ以外の別					
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ			
		対象地に起因する土壌汚染が存在する可能性は「小さい」と評価されています。ま				
土		た周辺地に起因する土壌・地下水汚染が存在する可能性は「留意が必要」と評価さ				
壌	該当事項	れています。対象地において健康被害が生じる可能性は小さいと考えられます。				
		料調査及び現地踏査より、鉱油類の取り扱いが懸念される事業所の立地は確認され				
		ませんでした。				
	昔概況					
	総賃貸可能面積 	20,320.97m²	期末総賃貸面積	20,320.97m²		
• • • •	パティ・マネジメント	 シービーアールイー株式会社	 主要なテナント	 ロジスティード株式会社		
会社						
しそのほ	その他事項・					

- ・賃借人が本物件の土地上に存在する建物の建替え等を検討する場合、本契約期間の延長について賃貸人と協議することができるものとされています。
- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記事項

L-76	L-76 IIF大阪此花ロジスティクスセンター (底地)					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	童産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	 ∓月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	西格	1,030百万円				
	土地価格(構成割合)	1,030百万円 (100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	大阪府大阪市此花区西九条一	丁目19番1他			
±	面積	6,125.09m²				
地	用途地域	準工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
 建	建築時期					
建 物	延床面積					
170	種類					
	所有・それ以外の別					
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
 ±		対象地に起因する土壌汚染が存在する可能性は「否定できない」と評価されていま				
<u>十</u> 壌	 該当事項	す。また周辺地に起因する土壌・地下水汚染が存在する可能性は「留意が必要」と				
/4X	成コ事場	評価されています。対象地にる	おいて健康被害が生じる [†]	可能性は小さいと考えられて		
		います。				
賃貸信	賃貸借概況					
期末約	総賃貸可能面積	6,125.09m²	期末総賃貸面積	6,125.09m²		
プロル	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	 ロジスティード株式会社		
会社		メント株式会社	工安体ノノノト	ロンベノイ ドかい云江		
1 7 10/1	スの地東西・					

- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記事項

L-77 IIF滋賀大津ロジスティクスセンター						
特定資	 資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	 定資産の種類 不動産信託受益権 信託受託者 みずほ信託銀行株式					
取得年	 ₹月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	 西格	980百万円	!	•		
	土地価格(構成割合)	807百万円(82.4%)				
	建物価格(構成割合)	172百万円 (17.6%)				
	所在地	滋賀県大津市関津四丁目字十時ケ原104番55他				
土	面積	21,292.08m²				
地	用途地域	工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
		建物1:鉄骨造合金メッキ鋼板	ぶき平家建			
		建物2:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建				
	構造と階数	建物3:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建				
		建物4:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建				
		建物5:鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建				
		建物1:2021年12月10日				
建	建築時期	建物3:2021年12月10日				
物		建物4:2021年12月10日				
120		建物5:2021年12月10日				
	延床面積	2,247.73m²				
		建物1:倉庫				
		建物2:倉庫				
	 種類	建物3:事務所				
		建物4:ボンベ室				
		建物5:充電所				
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	株式会社ERIソリューション				
壌	該当事項	対象地における土壌汚染の可能	能性は低いとされていま 	্ৰ, 		
	賃貸借概況					
	総賃貸可能面積 	6,913.54m²	期末総賃貸面積	6,913.54m²		
	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	 ロジスティード株式会社		
会社		メント株式会社				

- () 2,247.73㎡(建物)
 - ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
 - ・本契約と同日付で締結される事業用定期借地権設定契約が解除、解約、その他理由の如何にかかわらず終了 する場合、本契約も同時に自動的に終了するものとされています。
 - ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、 賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受 領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされてい ます。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期 間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の 買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三 者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉 を行ってはならないものとされています。

() 4,665.81㎡(土地)

- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・本契約と同日付で締結される定期建物賃貸借契約が解除、解約、その他理由の如何にかかわらず終了する場合、本契約も同時に自動的に終了するものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、 賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受 領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされてい ます。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期 間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の 買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三 者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉 を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-78 IIF札幌ロジスティクスセンター						
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	 	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	 西格	750百万円				
	土地価格(構成割合)	711百万円 (94.9%)				
	建物価格(構成割合)	38百万円 (5.1%)				
	所在地	北海道札幌市西区発寒十条十二	二丁目1020番246他			
土	面積	14,820.00m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	 構造と階数	建物1:鉄骨造陸屋根2階建				
	一一一一一一一	建物2:鉄骨造陸屋根2階建				
	 建築時期	建物1:2003年9月12日				
建	建未 时期	建物2:2003年8月4日				
物	延床面積	2,175.48m²				
	 種類	建物1:倉庫				
	1主人共	建物2:事務所				
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	日本建築検査協会株式会社				
士 壌	 該当事項	「土壌汚染リスクが潜在する。念のため土壌調査を推奨する。(土壌汚染状況調査				
-100		等の実施に関して、現状で土地利用等を行う場合は不要)」とされています。				
賃貸信	賃貸借概況					
期末約	総賃貸可能面積	9,791.48m²	期末総賃貸面積	9,791.48m²		
プロ <i>/</i> 会社	パティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社	主要なテナント	ロジスティード株式会社		
		·	·	l		

- () 2,175.48㎡(建物)
 - ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
 - ・本契約と同日付で締結される事業用定期借地権設定契約が解除、解約、その他理由の如何にかかわらず終了 する場合、本契約も同時に自動的に終了するものとされています。
 - ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、 賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受 領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされてい ます。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期 間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の 買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三 者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉 を行ってはならないものとされています。

() 7,616.00㎡(土地)

- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・本契約と同日付で締結される定期建物賃貸借契約が解除、解約、その他理由の如何にかかわらず終了する場合、本契約も同時に自動的に終了するものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、 賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受 領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされてい ます。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期 間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の 買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三 者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉 を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-79 IIF相模原ロジスティクスセンター(底地)						
特定資	- 資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	- 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	∓月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	西格	730百万円				
	土地価格 (構成割合)	730百万円(100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	神奈川県相模原市南区麻溝台-	-丁目1988番2			
±	面積	4,552.78m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
建	建築時期					
物	延床面積					
120	種類					
	所有・それ以外の別					
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
		対象地に起因する土壌汚染がで	字在する可能性は「否定 ⁻	できない」、周辺地に起因す		
l ±		る土壌・地下水汚染が存在する可能性は「小さい」とされています。対象地におい				
境	 該当事項	て健康被害が生じる可能性は小さいと考えられます。将来にわたり井戸が設置され				
1	W 4 %	ず、また、人の立ち入りのある地表面が被覆されている場合、油汚染対策ガイドラ				
		インの想定する生活環境保全	上の支障が生じる可能性	は小さいと判断されていま		
		す。				
賃貸信	昔概況		1			
期末約	総賃貸可能面積	4,552.78m²	期末総賃貸面積	4,552.78m²		
1	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	│ │ロジスティード株式会社		
会社		メント株式会社	120///			

- ・賃借人が本物件の土地上に存在する建物の建替え等を検討する場合、本契約期間の延長について賃貸人と協議することができるものとされています。
- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-80	IIF兵庫三田ロジスティ?	クスセンター (底地)				
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	手 月日	2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	西格	520百万円				
	土地価格(構成割合)	520百万円 (100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	兵庫県三田市テクノパーク37都	K H			
土	面積	25,920.95m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
建	建築時期					
建 物	延床面積					
190	種類					
	所有・それ以外の別					
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
		対象地に起因する土壌汚染が存在する可能性は「否定できない」、周辺地に起因す				
		る土壌・地下水汚染が存在する可能性は「小さい」とされています。また、資料調				
l ±		査及び現地踏査より特定有害物質の取り扱いが懸念される事業所の立地は確認され				
壌	 該当事項	ず、現地踏査より少量危険物貯蔵所(A重油)が確認されています。対象地内に井				
	W 4 %	戸は設置されておらず、また、人の立ち入りのある地表面はコンクリート、アス				
		ファルト舗装又は植栽土により覆われています。将来にわたり井戸が設置されず、				
		また、人の立ち入りのある地積				
	の想定する生活環境保全上の支障が生じる可能性は小さいと判断されていま			さいと判断されています。		
	賃貸借概況					
	総賃貸可能面積 	25,920.95m²	期末総賃貸面積	25,920.95m²		
	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	主要なテナント	 ロジスティード株式会社		
会社		メント株式会社				
1 / (1) {{	その他事項・ しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう とりゅうしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう					

- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-81	L-81 IIF仙台岩沼ロジスティクスセンター(底地)					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年		2024年3月4日	信託期間満了日	2034年2月28日		
取得值	西格	450百万円				
	土地価格(構成割合)	450百万円(100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	宮城県岩沼市空港南二丁目3番	2			
±	面積	12,253.28m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
建	建築時期					
物	延床面積					
120	種類					
	所有・それ以外の別					
+	土壌調査会社	日本建築検査協会株式会社				
上	該当事項	対象地の土地利用状況及び対象地周辺地域からのもらい汚染等による、土壌汚染の				
様 該当事項 		可能性は極めて小さいとされています。				
賃貸借	昔概況					
期末約	総賃貸可能面積	12,253.28m²	期末総賃貸面積	12,253.28m²		
プロル	パティ・マネジメント	 シービーアールイー株式会社	 主要なテナント	 ロジスティード株式会社		
会社			12.6///			

- ・本契約期間が満了し延長契約若しくは再契約が締結されないことが確実な場合、又は本契約が解除若しくは解約により終了した場合には、賃借人は、本契約期間満了の場合は本契約期間の最終日までに、本契約が解除又は解約により終了した場合は本契約終了後直ちに、自らの費用によって本件建物等を収去して本件土地を更地の状態にしたうえで、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないものとされています。
- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2029年2月28日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。

担保設定の有無

特記 事項

L-82	IIF岩手一関ロジスティ?	ウスセンタ ー					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要				
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社			
取得年	F月日	2024年4月30日	信託期間満了日	2034年4月30日			
取得值	斯格	1,070百万円					
	土地価格 (構成割合)	239百万円 (22.4%)					
	建物価格(構成割合)	830百万円 (77.6%)					
	所在地	岩手県一関市東台14番地43					
±	面積	6,738.64m²					
地	用途地域	工業専用地域					
	所有・それ以外の別	所有権	所有権				
	##^生 レ が##	本棟:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板語					
	構造と階数	附属建物:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建					
	建築時期	本棟:1992年8月28日					
建		附属建物:1995年3月30日他					
物	延床面積	13,117.76m²					
	種類	本棟:倉庫					
	们里 <i>大</i> 只	附属建物:作業所、守衛所、便所					
	所有・それ以外の別	所有権					
±	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートフ	ナーズ				
壌	該当事項	対象地に起因する土壌汚染が存	存在する可能性は小さい。	とされています。			
賃貸借	昔概況						
期末約	必賃貸可能面積	11,643.85m²	期末総賃貸面積	10,621.24m²			
プロノ	パティ・マネジメント	 シービーアールイー株式会社	十一十二十八人	日本マニュファクチャリン			
会社		ソーピーゲールイー株式云社	工安なノナフト	グサービス株式会社			
その他	その他事項:						
	該当事項はありません。						
-	担保設定の有無						
特記 なし なし							
事項							

1317423 1671					
L-83	IIF兵庫三田ロジスティク	クスセンター	•		
特定資	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		信託受益権の概要		
特定資	 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
取得年	 	2025年1月8日	信託期間満了日	2045年1月31日	
取得值	 西格	9,240百万円		•	
	土地価格(構成割合)	5,192百万円 (56.2%)			
	建物価格(構成割合)	4,047百万円 (43.8%)			
	所在地	兵庫県三田市テクノパーク39都	番1他		
±	面積	23,606.44m²			
地	用途地域	工業専用地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
構造と階数 建築時期		鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート 4階建 附属建物 1: 鉄骨造合金メッキ 附属建物 2: 鉄骨造合金メッキ 附属建物 3: 軽量鉄骨造亜鉛 2024年11月7日	キ鋼板ぶき平家建 キ鋼板ぶき平家建		
物	延床面積	32,374.18m ²			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	大和不動産鑑定株式会社		,	
壌 該当事項 対象地の土壌汚染に		対象地の土壌汚染に関するリス	スクは低いとされていま	す 。	
賃貸借	賃貸借概況				
期末約	総賃貸可能面積	33,759.93m²	期末総賃貸面積	33,759.93m²	
プロパティ・マネジメント 会社		東洋不動産プロパティマネジ メント株式会社	主要なテナント	ロジスティード株式会社	
1204	2.の从東西・				

- ・賃貸人は、賃貸借開始日から2030年1月7日までの間、賃借人による事前の書面による承諾なく、自ら又は信託受益者をして、本物件を第三者に売却、担保提供その他処分を行い、又は行わせてはならず、これに反する信託受益権の売却、担保提供その他処分につき承諾を与えないものとされています。
- ・賃貸人は、本物件を第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に賃借人に対してその旨通知を行い、賃借人との間で本物件の買取りについて協議を行わなければならないとされており、賃借人は当該通知を受領した後、一定期間内に本物件の買取りについて協議を行う意向の有無を賃貸人に通知するものとされています。賃借人が本物件の買取りについて協議を行う旨を賃貸人に通知した場合において当該通知から一定期間内に賃貸人及び賃借人の間で本物件の買取りについて協議が調わなかった場合、又は、賃借人が本物件の買取りについて協議を行わない意向を賃貸人に通知した場合に限り、賃貸人は、本物件の譲渡について第三者との間で交渉を行うことができ、それ以外の場合には賃貸人は第三者との間で本物件の譲渡に関して交渉を行ってはならないものとされています。また、信託受益者が信託受益権を譲渡する場合にも同様の手続を経るものとし、賃貸人は、かかる手続が履践されていない限り、信託受益権の譲渡を承諾してはならないものとされています。

担保記	段定の有無	
特記事項	なし	

	有個証券報告書				
F-2	IIF横浜都筑テクノロジー	・センター			
特定資	資産の概要	信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産	信託受託者		
取得年	 丰月日	2010年12月21日	信託期間満了日		
取得值	西格	1,100百万円			
	土地価格(構成割合)	754百万円 (68.6%)			
	建物価格(構成割合)	345百万円 (31.4%)			
	所在地	神奈川県横浜市都筑区北山田區	四丁目25番2号		
土	面積	3,478.69m²			
地	用途地域	準住居地域、第二種中高層住原			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建			
建	建築時期	1996年2月14日			
物	延床面積	4,655.48m²			
179	種類	研究所			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	ランドソリューション株式会社	· 단		
壌	該当事項	該当事項はありません。			
賃貸信	昔概況				
期末約	総賃貸可能面積	4,655.48m²	期末総賃貸面積	4,655.48m²	
プロル	パティ・マネジメント	 シービーアールイー株式会社	 主要なテナント	テュフ ラインランド ジャ	
会社		ノーヒーケールイー体式会社	工安なノナント	パン株式会社	
その作	その他事項:				
	・本契約は、24か月前までに賃貸人に対し事前に書面にて通知することにより解約することができるものとされて				
います。					
担保記	担保設定の有無				
特記 事項					

				日叫此为私口自		
F-3 IIF三鷹カードセンター						
特定資産の概要信託受益権の						
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社		
取得年	 	2012年4月2日	信託期間満了日	2032年4月30日		
取得值	 西格	8,700百万円				
	土地価格(構成割合)	5,600百万円(64.4%)				
	建物価格(構成割合)	3,100百万円(35.6%)				
土	所在地	東京都三鷹市下連雀七丁目5番	14号			
上 地	面積	9,693.81m²				
^地 (注)	用途地域	準工業地域				
(11)	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根ガラス板葺地下1階付4階建				
建	建築時期	1994年4月25日				
物	延床面積	21,615.01m²				
170	種類	事務所・駐車場				
	所有・それ以外の別	所有権				
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
		対象地の土地利用に伴う土壌流	対象地の土地利用に伴う土壌汚染が存在する可能性は小さいと確認されています。			
上 壌	 該当事項	また、隣接地及び周辺地からの	また、隣接地及び周辺地からのもらい汚染の影響が懸念されるものの、汚染の原因			
~1X	WJ#%	として懸念される施設が対象5	として懸念される施設が対象地付近における地下水流向の下流側に位置することか			
		ら、もらい汚染の可能性は小さいと推測されています。				
	昔概況					
	総賃貸可能面積	21,615.01m²	期末総賃貸面積	21,615.01 m²		
'	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	主要なテナント	│ │株式会社ジェーシービー		
会社メント株式会社		-200777	PROVE IT I			
	その他事項:					
		いて「施設管理に関する覚書」				
す。また、施設管理業務報酬として、月額金637,500円(消費税別)を支払うこととされています。						
担保設定の有無						
特記	なし					

F-5	F-5 IIF蒲田R&Dセンター					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社		
取得年	 	2012年3月7日	信託期間満了日	2026年11月30日		
取得值	 西格	7,200百万円	•			
	土地価格(構成割合)	5,184百万円 (72.0%)				
	建物価格(構成割合)	2,016百万円 (28.0%)				
	所在地	東京都大田区南蒲田二丁目16	 番46			
±	面積	9,129.17m²				
地	用途地域	準工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	+# `生 1 - 7bb *b	本棟:鉄骨鉄筋コンクリート				
	構造と階数 	附属建物:鉄筋コンクリート	造亜鉛メッキ鋼板ぶき平 線	家建		
	7. 4. 445 n.+ 440	本棟:1988年6月8日				
建	建築時期 	附属建物:1988年9月16日				
物	延床面積	21,896.56m²				
	4 香米百	本棟:事務所				
	種類	附属建物:倉庫				
	所有・それ以外の別	所有権				
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
		対象地には過去に金属加工工	対象地には過去に金属加工工場が存在しており、特定有害物質が使用された可能性			
		が高く、本建物建築工事時に搬出された土壌からも土壌溶出量基準を超過する結果				
		が確認されているとのことですが、本建物の建築工事時に、建物が存在する場所				
		は、深度7、8mまで掘削され掘削土も場外へ搬出されたことから、本建物の下部は				
		大半の土壌が除去されたことが推定されます。また本建物が存在しない場所につい				
±		ても、過去に特定有害物質が使用されたおそれがあるものの、旧工場解体時に建物				
壌	該当事項	下部においても深度1.5mまで				
		土壌汚染が存在する可能性は小さいと考えられるとされています。また、対象地に				
		は飲用井戸は存在しないこと、表層部はコンクリート又はアスファルトにより舗装				
		されているか、植栽用の土壌の搬入により被覆されていること、また大田区への聞				
		き取り結果から、大田区内で井戸水が飲用利用されている可能性は小さいことか				
		ら、現状、対象地及び対象地の周辺において、健康リスクが生じる可能性は小さい				
	と考えられるとされています。					
	昔概況					
期末約	総賃貸可能面積 	21,896.56m²	期末総賃貸面積	21,896.56m²		
プロパティ・マネジメント 会社						
プロ <i>/</i> 会社	(ティ・マネシメント	株式会社ザイマックス ト	主要なテナント 	東京計器株式会社		

・賃借人は、賃料に加え、公租公課、賃貸人によって要求される保険料等の特別費用について負担するものとされ ています。

担保設定の有無

特記 事項

・対象建物は、高層棟3棟及び低層棟1棟から構成される「テクノポートカマタ」として、建築基準法第86条 第1項(一団地建築物設計制度)に基づき一団地認定を受けた複数建物のうちの1棟であり、当該認定を受 けた敷地の一部が国道15号線拡幅事業として2007年9月10日に建物所有者から国に譲渡されたことにより、 本建物を含む「テクノポートカマタ」内に所在する建物は、全体として許容容積率を超過することとな り、いわゆる既存不適格の建物となっています。このため、将来の増改築などの際に現在の建物と同一規 模の建物が建築できない可能性があります。

(注)本投資法人は、2025年10月1日付で、本物件を譲渡しています。

4,857.73 m²				
事務所				
所有権				
株式会社フィールド・パートナーズ				
対象地では川崎市条例に基づく調査・対策が行われ、川崎市がその調査結果及び対策結果を受領していることから、行政審査のもと、汚染のおそれ等の判断が適切に行われたものと判断されています。また、対象地内では「ふっ素及びその化合物」が残存し、形質変更時要届出区域に指定されていますが、その原因は、自然由来によるものと判断されています。なお、形質変更時要届出区域(一般管理区域)において土地の形質の変更や区域外搬出等を行う際には土壌汚染対策法に基づく届出が必要です。また、対象地内にふっ素溶出量で基準不適合の土壌が残置されており、水質モニタリングの実施の指導が適用される可能性がある状態と考えられるため、詳細には行政への確認が必要と判断されています。なお、現在、一般の人間が居住しておらず、周辺に飲用井戸が存在しないことによる形質変更時要届出区域に既に指定されていることから、地下水を経由した摂取経路が存在していないと考えられ、現状において、人の健康などに被害が生じる可能性は小さいと考えるとされています。また、市条例に準拠した対策により含有量基準超過土壌は除去されていることから、直接摂取による土壌汚染に起因する健康リスクが生じる可能性も小さいと考えるとされています。なお、取得にあたり本投資法人では、土壌汚染対策想定費用を考慮の上、取得価格を決定しています。				
賃貸借概況				
3m²				
ノン・エンド・ジョ				

- ・賃借人は、本賃貸借期間の初日から3年経過時点及び以後3年毎に、賃貸人に本件土地及び本件建物の購入を申し出ることができるとされ、賃貸人は当該申出日から30日以内に、売買価格について賃借人と協議し、売買価格及び引渡日について合意した場合は、賃借人は優先的に本件土地及び本件建物を購入できるとされています。
- ・賃貸人は、本賃貸借期間中本件土地及び本件建物を第三者に売却する場合、事前にその旨を賃借人に通知するものとされ、賃借人が当該通知を受け取った日から20日以内に賃貸人に購入したい旨を申し出た場合には、賃貸人は、当該申出日から30日以内に、売買価格について賃借人と協議し、当該期間内に売買価格及び引渡日について合意した場合には、賃借人は優先的に本件土地及び本件建物を購入できるとされています。
- ・賃貸人は、期間満了による本契約の終了を通知する際、併せて賃借人に本件土地及び本件建物の購入の意思を確認するものとされ、賃借人が購入したい旨を申し出た場合には、売買価格について賃借人と協議し、売買価格及び引渡日について合意した場合は、賃借人は優先的に本件土地及び本件建物を購入できるとされています。

担保設定の有無

特記事項

・本物件は、河川区域(高規格堤防特別区域)に指定されています。

F-7	IIF相模原R&Dセンター						
特定資	 資産の概要		信託受益権の概要				
特定資	 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社			
取得年	 ₹月日	2015年3月20日	信託期間満了日	2035年2月28日			
取得值	 西格	3,100百万円		•			
	土地価格(構成割合)	2,160百万円(69.7%)					
	建物価格(構成割合)	939百万円(30.3%)					
	所在地	神奈川県相模原市中央区南橋本三丁目1番35					
土	面積	26,441.81m ²					
地	用途地域	工業専用地域					
	所有・それ以外の別	所有権					
		本棟:鉄骨・鉄筋コンクリ	ート造陸屋根6階建				
		附属建物1:鉄骨造亜鉛メッ	・キ鋼板葺平家建				
		附属建物2:コンクリートフ	^ず ロック造亜鉛メッキ鋼板	反葺平家建			
	構造と階数 	附属建物4:軽量鉄骨造亜鉛	·メッキ鋼板葺平家建				
		附属建物5:鉄筋コンクリー	- ト造陸屋根3階建				
		附属建物6:鉄骨造亜鉛メッ	キ鋼板葺平家建				
建	建築時期	1989年7月1日					
物	延床面積	19,423.65m²					
120		本棟:事務所	本棟:事務所				
		附属建物1:守衛所					
	 種類	附属建物2:塵芥置場					
	1里共	附属建物4:事務所					
		附属建物5:研修所					
		附属建物6:守衛所					
	所有・それ以外の別	所有権	,				
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ					
			対象地において、過去にコンクリート工場やゼネコンの工場等が立地していた履歴				
				ることから土壌汚染の可能性は			
				において実施した土壌及び土壌			
		ガスのサンプリング調査の結果、すべての調査地点で基準を満足しており、過去の					
		土地利用により生じている土壌汚染はないか、比較的軽度なものと想定されるとさ					
土		れています。					
壌	該当事項	対象地では、表層付近に土壌汚染が浸透しにくい地質が分布していることから、万人が、土壌汚染が供じていたとして土、溶剤にわたって土壌汚染が供じている可能性					
		が一土壌汚染が生じていたとしても、深部にわたって土壌汚染が生じている可能性					
		は低く、地下水へ影響を及ぼす可能性は小さいと評価されていることから、対象地					
		周辺において健康リスクが生じる可能性は低いとされています。 また、対象地の北側は全体にわたって舗装が施されている状況ではありませんが、					
		また、対象地の北側は宝体にわたって舗装が施されている状況ではありませんが、 利用者が活動する状況は限定的であり、南側については概ね建物・舗装又は植栽に					
				にはないことから、対象地周辺			
		において健康リスクが生じ					
賃貸信	 昔概況	1					
	~	19,328.40m²	期末総賃貸面積	19,328.40m²			
-	パティ・マネジメント			マイクロンメモリジャパン			
会社		' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '					
	 也事項:	1					
	事項はありません。						
担保記	 设定の有無		,				
#±±¬	・NECファシリティーズ	・ 株式会社によるアスベスト調:	 査において、外壁塗装被	膜にアスベストの含有が確認さ			
特記							
事項	ます。						

F-8	F-8 IIF横浜新山下R&Dセンター					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	童産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	 ₹月日	2016年3月1日、2016年7月1日 (注)	信託期間満了日	2026年7月31日		
取得值	 西格	3,810百万円	3,810百万円			
	土地価格(構成割合)	2,773百万円 (72.8%)				
	建物価格(構成割合)	1,036百万円 (27.2%)				
	所在地	神奈川県横浜市中区新山下一				
±	面積	3,872.25m²				
地	用途地域	準工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建				
7=	建築時期	2007年8月24日				
建物物	延床面積	4,832.18m²				
1 1/0	種類	研究所・事務所	研究所・事務所			
	所有・それ以外の別	所有権				
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
		対象地では過去に実施された土壌調査において砒素、鉛、ほう素による土壌汚染の存在が確認されていますが、既往調査にて溶出量基準の超過が確認された砒素、				
		鉛、地下水基準を超過したほう素については、対象地は、周囲が海域、運河で囲ま				
±		│ れた土地であり、周囲に飲用す	れた土地であり、周囲に飲用井戸が存在する可能性が低いと考えられることから、			
壌	該当事項	地下水を経由して人の健康などに被害が生じる可能性は低いとされています。また、含有量基準を超過した鉛は、表層土壌からは確認されておらず、飛散などによ				
		り直接摂取による土壌汚染に起	起因する健康リスクが生	じる可能性は小さいとされて		
		います。なお、取得にあたり本投資法人では、土壌汚染対策想定費用を考慮の上、				
	取得価格を決定しています					
賃貸借概況						
期末総賃貸可能面積 4,88		4,887.83m²	期末総賃貸面積	4,887.83m²		
701	パティ・マネジメント	 ジョーンズラングラサール株		ゼット・エフ・パッシブ・		
クロ/ 会社	(ノー・(ヤンハンド	ブョーブスフラブラップ /// 式会社	主要なテナント	セーフティ・システムズ・		
				ジャパン株式会社		
/	ス の // - 吉元					

- ・賃貸借契約期間中解約できないものとされており、賃借人の事由により本契約を解約する場合は、賃貸借期間満了までの賃料の75%を違約金として支払わなければならないとされています。
- ・ただし、契約期間中に賃借人が斡旋する後継の賃借人が、本契約と同等以上又は賃貸人の認めるその他の条件により定期建物賃貸借契約を締結した場合、違約金は発生しないものとされています。

担保記	设定の有無	
特記	+>1	
事項	<i>a</i>	

(注)本投資法人は、2016年3月1日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分0.3%を取得し(取得価格11百万円)、その後、2016年7月1日付で、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分99.7%を追加取得しました(取得価格3,798百万円)。

		.アリングセンター(底地)	T	T		
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
取得年	F月日	2016年4月15日	信託期間満了日	2026年4月30日		
取得值	西格	1,540百万円				
	土地価格(構成割合)	1,540百万円 (100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	静岡県掛川市淡陽30番地				
土	面積	66,171.92m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
Z -1	建築時期					
建物物	延床面積					
1 00	種類					
	所有・それ以外の別					
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
土壤	接 該当事項 れ、盛土範囲においては深度10mのボーリングで地下水は確認されなかった。 水は10m以深に存在すると考えられ、表層付近に土壌汚染が存在した場合でも大水汚染が生じている可能性は小さい、と評価されています。 また、調査実施地点において土壌汚染等は確認されなかったこと、対象地表層に 装等により土壌が飛散しにくい状況にあること、工場構内であるため対象地への ち入りが限定されていること、地下水位は低く、表層が汚染された場合にも汚染質が地下水に到達し、地下水汚染が生じる可能性が限定的であることから、特別			譲及び土壌ガスのサンプリン 実施したすべての地点で基準可能性は比較的小さいもので 壁)を切土若しくは盛土造成 を切土若しくは盛土造成 をで泥岩層(岩盤)が認めら は確認されなかった。地下 ち染が存在した場合でも地下 ます。 かったこと、対象地表層は舗 構内であるた場合にも汚染物 であることから、特定有		
実物質による健康被害の可能性は小さいと評価されています。 賃貸借概況						
	公賃貸可能面積 公賃貸可能面積	66,171.92m²	期末総賃貸面積	66,171.92m²		
	(ディ・マネジメント	伊藤忠アーバンコミュニティ 株式会社	主要なテナント	シーバイエス株式会社		
	 h 重	Proved the	l			

- ・賃借人は、賃貸人に対し、賃貸借期間満了日までに、一部条件を除いて、更地で明け渡すとされています。
- ・賃借人が更地返還する際に関しては、土壌汚染の有無の調査及び土壌汚染の改良については免除とされています。
- ・賃貸人が本物件を第三者に譲渡し又は本投資法人が本物件の信託受益権を第三者に譲渡する場合、事前に書面に てその旨を賃借人に通知するものとされており、かつ、賃借人が本物件の買受けを希望する場合、賃貸人は一定 期間、賃借人と優先的に交渉を行うこととされています。

担保設定の有無		
特記	<i>t</i> >1	
事項	なし	

F-10	F-10 IIF浦安マシナリーメンテナンスセンター(底地)					
特定資	 資産の概要		信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産	信託受託者			
取得年	 ∓月日	2016年3月31日	信託期間満了日			
取得值	西格	1,300百万円				
	土地価格(構成割合)	1,300百万円 (100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	千葉県浦安市鉄鋼通り三丁目1	95番			
±	面積	7,925.94m²				
地	用途地域	準工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
建	建築時期					
物	延床面積					
170	種類					
	所有・それ以外の別					
土	土壌調査会社	ランドソリューション株式会社				
<u>ナ</u> 壌	 該当事項	対象地において当事業場に起因する特定有害物質による土壌汚染が存在する可能性				
		は小さいと判断するとされています。				
賃貸借概況						
期末約	総賃貸可能面積	7,925.94m²	期末総賃貸面積	7,925.94m²		
プロパティ・マネジメント 会社		東京美装興業株式会社	主要なテナント	西尾レントオール株式会社		

- ・賃借人は、本契約期間開始日の10年後の応当日(同日を含みません。)までの間、本契約を解約することはできないとされています。賃借人は、本契約期間開始日の8年後の応当日までに、賃貸人に対して通知することにより、本契約の締結の日の10年後の応当日に、本契約を解約することができるものとされています。なお、賃借人は、かかる解約の通知に際しては、新たに本件土地の借地権者となる者(本件契約を承継できる先を前提としています。)を賃貸人に紹介することについて、合理的な努力をするものとされています。
- ・賃借人は、本契約期間開始日の10年後から47年後までの間の各応当日に、その2年後の応当日に本契約を解約する 旨の通知をすることにより、本契約を解約することができるものとされています。なお、賃借人は、かかる解約 の通知に際しては、新たに本件土地の借地権者となる者(本件契約を承継できる先を前提としています。)を賃 貸人に紹介することについて、合理的な努力をするものとされています。

担保設定の有無

特記 事項 ・本物件は浦安鐵鋼団地内に所在していますが、浦安鐵鋼団地協同組合規約において、浦安鐵鋼団地内に所 在する土地を譲渡するときは浦安鐵鋼団地協同組合の承諾を得なければならない旨が定められています。

F-11	IIF横須賀テクノロジー1			一	
	音産の概要		信託受益権の概要		
	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社	
取得年	 	2017年2月20日	信託期間満了日	2027年2月28日	
取得值	 西格	4,000百万円		•	
	土地価格(構成割合)	3,356百万円(83.9%)			
	建物価格(構成割合)	644百万円 (16.1%)			
	所在地	神奈川県横須賀市神明町1番15			
土	面積	27,000.03m ²			
地	用途地域	工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
建物	構造と階数	本棟:鉄骨造陸屋根4階建 附属建物1:鉄骨造陸屋根2階建 附属建物2:鉄骨造陸屋根2階建 附属建物3:鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 附属建物4:鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板			
	 延床面積	附属建物8:2007年3月20日 13,779.77㎡			
		工場・事務所他			
	所有・それ以外の別	所有権			
	土壌調査会社	イー・アンド・イーソリューシ	ションズ株式会社		
土 土壌・地下水汚染に関して重大な問題が存在する可能性は低く、					
賃貸借概況					
期末総賃貸可能面積		13,779.77m²	期末総賃貸面積	13,779.77m²	
プロパティ・マネジメント 東洋不動産プロパティマネジ 主要なテナント 株式会社ニコン			株式会社ニコン		
	也事項:				
	事項はありません。	1			
	设定の有無 -				
特記 なし 事項					

F-12 IIF湘南テクノロジーセンター					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	資産の種類	 不動産信託受益権 	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社	
取得年	 月日	2017年2月20日	信託期間満了日	2027年2月28日	
取得值	西格	1,200百万円			
	土地価格(構成割合)	1,063百万円(88.6%)			
	建物価格(構成割合)	136百万円 (11.4%)			
	所在地	神奈川県高座郡寒川町一之宮を	六丁目1番1		
±	面積	13,000.38m²			
地	用途地域	工業専用地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
建	構造と階数	本棟: 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 附属建物1: 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 附属建物2: コンクリート・ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 附属建物3: コンクリート・ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建			
物	建築時期	1994年7月31日			
	延床面積	7,244.71m²			
	種類	工場・事務所他			
	所有・それ以外の別	所有権			
	土壌調査会社	イー・アンド・イーソリュー	 ションズ株式会社		
堆	該当事項	対象地内に重大な土壌・地下を 周辺環境へ影響を及ぼす可能性 染及び健康被害が生じる可能性	生は低く、また将来におし	ハても重大な土壌・地下水汚	
賃貸借	当概況				
		7,244.71m²	期末総賃貸面積	7,244.71m²	
		東洋不動産プロパティマネジ メント株式会社	主要なテナント	株式会社ニコン	
その他事項: 該当事項はありません。					
担保設定の有無					
特記 ・本件土地の一部について、送電線路支持物を設置する目的で東京電力パワーグリッド株式会社に賃貸され 事項 ている他、受託者は同社に対して送電線路の保守等のための土地立入等を承諾しています。					

F-14	4 IIF戸塚マニュファクチュアリングセンター(底地)					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	F 月日	2018年3月8日	信託期間満了日	2028年3月31日		
取得值	西格	2,300百万円				
	土地価格 (構成割合)	2,300百万円 (100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区上矢部	汀字九日谷2277番4他			
土	面積	19,458.49m²				
地	用途地域	工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
建	建築時期					
物	延床面積					
190	種類					
	所有・それ以外の別					
	土壌調査会社	ランドソリューション株式会社				
		対象地において土壌汚染対策法で規定される特定有害物質による土壌汚染が				
		る可能性は小さいため、対象地において特定有害物質に起因する健康被害が生じる				
		可能性は小さいと考える。また、周辺からの土壌汚染の影響については考慮してい ないが、仮に周辺からの影響を受けていたとしても、対象地の利用において地下水				
土						
壌	該当事項	を飲用しなければ、周辺からの影響に起因して健康被害が生じる可能性は小さいと				
		考える。一方、油分による土壌汚染が存在する可能性は否定できないと考えるが、				
		現状、対象地において油臭・デ				
		に起因する生活環境保全リスク	りが生じる可能性は小さ!	いと考える、と評価されてい		
		ます。				
		1 ,	Г	1		
	^{総賃貸可能面積}	19,458.49m²	期末総賃貸面積	19,458.49m²		
プロパティ・マネジメント会社		伊藤忠アーバンコミュニティ	 主要なテナント	 三池工業株式会社		
		株式会社				

・契約期間中において、信託受託者が本物件を第三者に譲渡しようとする場合(信託契約の終了に伴い、本物件が信託契約の受益者に対して移転する場合を除きます。)、信託受託者は賃借人に対し譲渡希望の旨を書面にて通知することとされています。賃借人は、一定期間内に、信託受託者に対して本物件の譲受けを希望する旨を書面にて通知することにより、賃借人は優先交渉期間において、信託受託者との間で本物件の譲受けについて、優先的に交渉できることとされています。なお、上記は信託受益権の譲渡については適用されません。

担保設定の有無

特記 事項

- ・北西側隣地(2354番3)との境界について、隣接地側の2階構造物及び階段が本物件へ被越境しています。 当該被越境については、隣接所有者との間で、当該被越境に係る越境物が存在する限りにおいて、各当事 者が現状のまま使用することを承認し、当該各当事者が、今後、自己の所有する構築物を再構築等する際 には、自己の責任で越境物を解消する旨の覚書が締結されています。
- ・東京電力パワーグリッド株式会社は送電線路の保守等のために、本件土地の一部に立入等ができるものと されています。

F-15	F-15 IIF厚木マニュファクチュアリングセンター (注1)					
特定資産の概要		信託受益権の概要				
特定資	- 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
取得年	- 	2018年4月27日、2020年6月1	信託期間満了日	2028年4月30日(土地)		
47/17	+/J	日、2022年1月20日(注2)		2030年6月30日(建物)		
取得值	西格	12,200百万円				
	土地価格(構成割合)	6,387百万円 (52.4%)				
	建物価格(構成割合)	5,812百万円 (47.6%)	812百万円(47.6%)			
	所在地	神奈川県厚木市森の里紅葉台4番地3他				
±	面積	64,327.54m²				
地	用途地域	工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建				
建	建築時期	2019年5月31日、2022年1月20日増築				
物	延床面積	32,660.06m ²				
190	種類	工場	工場			
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
賃貸借概況 期末総賃貸可能面積 32,8		対象地において土壌汚染が存在する可能性は小さいと考えられるとされています。				
		32,825.49m²	期末総賃貸面積	32,825.49m²		
		東洋不動産プロパティマネジ	主要なテナント	市光工業株式会社		
会社		メント株式会社	エ安体ノノノ「	IIルル未体ル太社		

- ・賃料は、固定賃料及び変動賃料とされています。
- ・固定賃料は、本契約に基づく賃貸借期間(以下、本項において「本賃貸借期間」といいます。)中変更せず、本賃貸借期間中、賃貸人及び賃借人は賃料について借地借家法第32条の適用による増減を行うことができないものとされています。
- ・変動賃料は、実際に支払われた又は支払われる予定の本件土地及び本件建物に係る固定資産税(償却資産税を含みます。)、本件土地及び本件建物の信託に係る信託報酬並びに本件土地及び本件建物の所有者等により支払われるPM報酬の合計金額相当額とこれらの費用項目につき予約契約締結時に支払が想定されていた金額の合計金額相当額との差額とし、これらに別途消費税を付加するものとされています。
- ・賃借人及び賃貸人は、本賃貸借期間中において、本契約を任意に解約することはできないものとされています。

担保設定の有無

- ・本件土地は、施行者を厚木市森の里東土地区画整理組合とする厚木都市計画事業厚木市森の里東土地区画整理事業に基づく保留地であり、2024年9月19日付で換地処分の公告がなされており、その公告の日の翌日に本件土地の所有権が信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社に移転しました。その後、2025年3月13日付で所有権移転登記を申請し、登記を完了しています。
- ・本件土地の一部について、送電線路の鉄塔用地を目的として東京電力パワーグリッド株式会社に対して無償で転貸されている他、同社に対して送電線路の架設及び保守等のための立入等を承諾しています。
- ・本投資法人は、市光工業株式会社との間で以下の内容について合意しています。

市光工業株式会社は2019年5月31日から3年経過時点及び以後3年毎に、本投資法人に対し本物件又は本件建物の購入を申し出ることができ、この場合、本投資法人は、本物件を市光工業株式会社との間で合意した価格及びその他の売買条件にて市光工業株式会社に対して売却し又は信託受託者をして売却させるものとする。

特記事項

市光工業株式会社を賃借人とする建物賃貸借契約の賃貸借期間中、本投資法人が本物件を第三者に売却し又は信託受託者をして売却させようとする場合、本投資法人は事前にその旨を市光工業株式会社に通知しなければならず、かつ、市光工業株式会社が当該通知を受け取った日から20日以内に本投資法人に対し本物件を購入したい旨を申し出た場合には、市光工業株式会社は、当該申出日から30日間、優先的に本投資法人と売買価格その他の売却条件について協議することができ、本投資法人はこれに誠実に応じるものとする。

本投資法人又は信託受託者が市光工業株式会社に対して、市光工業株式会社を賃借人とする建物賃貸借契約に基づき期間満了による建物賃貸借契約の終了を通知する場合、本投資法人は市光工業株式会社に対して本物件の購入の意思を確認しなければならず、かつ、市光工業株式会社が本投資法人に対し本物件を購入したい旨を申し出た場合には、本投資法人は、本件建物を市光工業株式会社との間で合意した価格及びその他の売買条件にて市光工業株式会社に対して売却し又は信託受託者をして売却させるものとし、また、市光工業株式会社は、本件土地について、当該申出日から30日間、優先的に本投資法人と売買価格その他の売却条件について協議することができ、本投資法人はこれに誠実に応じるものとする。

- (注1) IIF厚木マニュファクチュアリングセンターについて、本投資法人は、底地受益権と建物受益権の二つの信託受益権を保有しています。
- (注2)本投資法人は、2018年4月27日付で底地受益権を取得し(取得価格4,940百万円)、その後、2020年6月1日付で建物受益権を取得しました(取得価格6,960百万円)。更に、本投資法人は、2022年1月20日付で、本件建物の増築部分に係る建物受益権を追加取得しました(取得価格300百万円)。

有個証券報告書(
F-17	IIF新川崎R&Dセンター					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UF J信託銀行株式会 社		
取得年	 ₹月日	2019年6月3日	信託期間満了日	2029年6月30日		
取得值	 西格	6,300百万円		•		
	土地価格(構成割合)	4,479百万円 (71.1%)				
	建物価格(構成割合)	1,821百万円 (28.9%)				
	所在地	神奈川県川崎市幸区新小倉1番	· 2号			
土	面積	10,910m²				
地	用途地域	準工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	本棟: 鉄骨造陸屋根7階建 附属建物1: 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 附属建物2: 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 附属建物4: 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建				
7-1-1	建築時期	2015年8月15日				
建	延床面積	11,865.54m²				
物	種類	本棟:事務所・研究所 附属建物1:物置 附属建物2:機械室 附属建物4:機械室				
	所有・それ以外の別	所有権	所有権			
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ			
壌	該当事項	対象地において土壌汚染が存在	生する可能性は小さいと:			
プロパティ・マネジメント 伊		•				
		11,865.54m²	期末総賃貸面積	11,865.54m²		
		伊藤忠アーバンコミュニティ 株式会社	主要なテナント	N E C ネッツエスアイ株式 会社		
その作	也事項:			•		
・賃借人は、賃貸借期間満了まで本契約を中途で解約又は解除することはできないものとされています。 ・本契約では借地借家法第32条の規定を適用せず、賃料の改定を行わないものとされています。						
	を約では信地信家法第32条 公定の有無	₹♥が成化で週出せり、具料の以上 ┃	·で1117はいていてこれ(VIA 9 0		
コニートロ	又 上 切 円 無	I				

ᆲᆔᅑᇜ	足の有無	
特記 事項	なし	

F-18	F-18 IIF市川フードプロセスセンター				
特定資	 資産の概要		信託受益権の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社	
取得年	 ▼月日	2019年6月3日	信託期間満了日	2029年6月30日	
取得值	西格	6,200百万円			
	土地価格(構成割合)	5,127百万円(82.7%)			
	建物価格(構成割合)	1,072百万円 (17.3%)			
	所在地	千葉県市川市東浜一丁目1番10	D2他		
土	面積	17,291.29m²			
地	用途地域	工業専用地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数	建物1:鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根地下1階付7階建			
	一一一	建物2:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建			
	 建築時期	建物1:1989年8月31日			
建		建物2:1999年4月1日			
物	延床面積	27,375.23m²			
	種類	建物1:冷蔵倉庫、事務所			
		建物2:事務所、休憩室			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社	ランドソリューション株式会社	<u>'t</u>		
壌 該当事項 対象地		対象地において土壌汚染が存む	生する可能性は小さいと	考えるとされています。	
賃貸借	賃貸借概況				
期末約	総賃貸可能面積	27,424.22m²	期末総賃貸面積	27,424.22m²	
プロ/	パティ・マネジメント	東洋不動産プロパティマネジ	 主要なテナント	 株式会社兵食等	
会社		メント株式会社	工 女 (4))))	アタイプスリンス	
スの仏事項:					

賃借人 (賃借人からの同意を得られていないため、非開示としています。)

- ・賃貸人及び賃借人は、本契約において借地借家法第32条を適用しないことを合意しており、また、賃貸人及び賃借人は本契約期間中においていずれも賃料を改定することはできないものとされています。
- ・賃貸人及び賃借人は、本契約を中途解約することはできないものとされています。
- ・上記にかかわらず、賃借人は、2026年3月17日から1か月を経過する日までの期間に本契約の解約を希望する旨を 通知した場合に限り、2027年4月16日をもって本契約を解約することができます。
- ・上記にかかわらず、賃貸人が、賃借人と同等の財務条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の条件で 賃貸借契約を締結できた場合には、賃貸人は、本契約の解約に応じるものとされています。

株式会社兵食

- ・賃貸人及び賃借人は、本契約において借地借家法第32条を適用しないことを合意しており、賃貸人及び賃借人はいずれも賃料を改定することはできないものとされています。
- ・賃貸人及び賃借人は、本契約を中途解約することはできないものとされています。
- ・上記にかかわらず、賃貸人が、賃借人と同等の財務条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の条件で 賃貸借契約(以下、本項において「新契約」といいます。)を締結できることが確実となった場合には、賃貸人 は、賃借人に対し、本契約の残存期間のうち新契約における賃料発生日以降の期間分の賃料支払義務を猶予して 本契約の解約に応じ、新契約の締結をもって、賃借人の当該賃料支払義務を免除することができるものとされて います。

担保設定の有無

- ・上記の賃借人 との賃貸借契約において、受託者は、一定の期間内に賃借人 から本物件の購入を希望する旨の申し入れがあった場合、一定期間、賃借人 との間のみで本物件の譲渡について誠実に協議することが義務づけられており、受託者が本物件を第三者に譲渡する場合、当該第三者との売買契約において、上記の義務を当該第三者に承継させるものとされています。
- ・受託者は、隣接地の所有者との間で、本件土地及び隣接地の一部について、相互に車両の通行のために利用することを合意しています。

特記事項

- ・本件建物について、一部の増改築の際の検査済証がありませんが、従前の所有者である株式会社ツインフーズ(現株式会社兵食)は市川市に対して建築基準法に基づく報告書を提出する等一定の手続を得ることにより、増改築に支障のないことを確認しています。
- ・EAI株式会社によるアスベスト調査において、内装仕上塗材及び外壁仕上塗材の一部にアスベストの含有が確認されていますが、これらの仕上塗材の状態は良好で、通常利用者が曝露するような状況では無く、直ぐの対策は必要無いものとされています。なお、本投資法人は、当該アスベストの除去費用(約188百万円)に係る資産除去債務を計上しています。

F-19	F-19 IIF岐阜各務原マニュファクチュアリングセンター(底地)					
特定資	 資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	登産の種類	不動産	信託受託者			
取得年	 手月日	2019年7月16日	信託期間満了日			
取得值	 西格	225百万円				
	土地価格(構成割合)	225百万円(100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	岐阜県各務原市川島竹早町字竹	7早3番他			
±	面積	12,551.51m ²				
地	用途地域	工業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
建	建築時期					
物	延床面積					
120	種類					
	所有・それ以外の別					
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートフ	ナーズ			
壌	壌 該当事項 対象地において土壌汚済		「存在する可能性は小さいと考えるとされています。			
賃貸借						
期末約	総賃貸可能面積	12,551.51m²	期末総賃貸面積	12,551.51m²		
プロノ	パティ・マネジメント	東京キャピタルマネジメント		テルモ・クリニカルサプラ		
会社		株式会社	主要なテナント 	イ株式会社		

- ・賃貸人及び賃借人は、賃料が公租公課の増減、その他の経費の増減又は著しい経済事情の変動等により、近隣の 相場から推定して不相当と認められるに至ったときは、賃料の改定について協議するものとされています。
- ・賃借人は、本契約の中途解約を希望する場合、本契約の中途解約を希望する日の2年前までに、賃貸人に対して、解約意向通知書を提出するものとし、賃貸人及び賃借人は、解約意向通知書提出以降、本契約の解約につき協議を行い、賃借人が本契約の解約を正式に決定した場合には、賃借人は、本契約の解約日の1年6か月前までに、賃貸人に対して協議後解約通知書を提出するものとし、賃借人は協議後解約通知書に記載された本契約の解約日をもって、本契約を中途解約することができるものとされています。

担保設定の有無	
特記 事項 なし	

特定資産の概要			信託受益権の概要				
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UF J信託銀行株式会社			
取得年	 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	2020年7月15日、2023年8月1 日(注2)	信託期間満了日	2030年7月31日			
取得值	 5 5 5 6	3,932百万円	•	•			
	土地価格(構成割合)	3,930百万円(99.9%)					
	建物価格(構成割合)	2百万円 (0.1%)					
	所在地	愛知県岡崎市牧平町字岡作34	番6他				
土	面積	42.049.87m ²					
地	用途地域	工業専用地域	7 - 5 - 5				
	所有・それ以外の別	_ 工業等用地域 所有権					
	構造と階数	本棟:鉄骨造スレート・亜鉛. 附属建物1:鉄骨造スレート置 附属建物2:コンクリートプロ 附属建物5:軽量鉄骨造亜鉛メ 附属建物6:鉄骨造亜鉛メッキ 附属建物7:コンクリートプロ	平家建 1ック造スレート葺平家 シッキ鋼板ぶき平家建 -鋼板ぶき平家建				
建		1977年2月		のと十多年			
		20,280.68m ²					
	種類	附属建物1:守衛所 附属建物2:倉庫 附属建物5:車庫 附属建物6:機械室 附属建物7:倉庫					
	所有・それ以外の別	所有権					
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	+ - ブ				
対象地全体は土壌汚染が存在する可能性は比較的小さいが、少量危険物取扱所属では油類による土壌汚染が存在すると評価されており、また、危険物倉庫周辺は、油による土壌汚染が懸念されると評価されていますが、周辺の工場設備と当地は、一定の距離があることから、本物件への影響は小さいとされています。た、対象地は、地下水の飲用利用はなく、また、油の漏えいが確認されていた場は、通常、人が立ち入るところではなく、加えて、関係者以外の立ち入りはできいことから、土壌汚染対策法の想定する土壌汚染により汚染された地下水の摂取抑制及び汚染土壌と人が接触する機会の抑制などのばく露管理やばく露経路遮断相当するため、現在の使用状況では健康への影響が生じるおそれは小さいとされいます。							
賃貸信		•					
期末約	総賃貸可能面積	19,997.55m²	期末総賃貸面積	11,719.84m²			
会社	『ティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社	主要なテナント	株式会社ユーネットラン 等			
	也事項:						
該当	事項はありません。						

事項 法人は、当該アスベストの除去費用(約469百万円)に係る資産除去債務を計上しています。 (注1) IIF岡崎マニュファクチュアリングセンターについて、本投資法人は、底地受益権と建物受益権の二つの信託受益権を保有しています。

⁽注2)本投資法人は、2020年7月15日付で底地受益権を取得し(取得価格3,930百万円)、その後、2023年8月1日付で建物受益権を取得しました(取得価格2百万円)。

F-22	IIF湘南ヘルスイノベー	ションパーク	·			
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
取得年	 ≢月日	2020年9月30日、2021年8月2日	信託期間満了日	2030年9月30日		
取得(西格	38,500百万円				
	土地価格(構成割合)	28,551百万円 (74.2%)				
	建物価格(構成割合)	9,948百万円 (25.8%)				
	所在地	神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地1				
土	面積	220,356.28m²				
地	用途地域	工業地域 / 工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	本棟:鉄骨造陸屋根9階建 附属建物 : 鉄骨造陸屋根2階 附属建物 : 鉄骨造陸屋根平 附属建物 : 鉄骨造陸屋根平 附属建物 : 鉄筋コンクリー 附属建物 : 鉄筋コンクリー 附属建物 : 鉄筋コンクリー 附属建物 : 鉄筋コンクリー 附属建物 : 鉄骨造合金メッラ	家建 家建 ト造亜鉛メッキ鋼板ぶき ^ュ キ鋼板ぶき平家建 ト造亜鉛メッキ鋼板ぶき ^ュ ューム板ぶき平家建			
	建築時期	本棟: 2011年2月15日 附属建物 ~ : 2011年9月6日 附属建物 : 2013年8月29日 本棟: 293,276.42㎡				
建物	延床面積					
	種類	本棟:研究所 附属建物 :機械室、事務所 附属建物 :焼却場 附属建物 :ポンプ室 附属建物 :倉庫 附属建物 :守衛所 附属建物 : 守衛所 附属建物 :守衛所 附属建物 : 守衛所				
	所有・それ以外の別	所有権				
	土壌調査会社	EAI株式会社				
土壌	該当事項	当該対象地において、六価クロム、砒素、ふっ素及び鉛の溶出量基準不適合されており、また、ふっ素による地下水汚染が確認されていますが、現状対おいて飲用井戸は設置されておらず地下水の飲用はないこと、周辺への拡着は低いことから、現状の建物利用上における建物利用者等への健康被害の可低いと考えられるとされています。				
 賃貸f	L 昔概況	1				
		136,273.08m²	期末総賃貸面積	135,534.25m²		
	パティ・マネジメント	東京美装興業株式会社	主要なテナント	武田薬品工業株式会社等		

武田薬品工業株式会社(注1)

- ・賃貸借期間中、理由の如何を問わず、賃料の改定は行わないものとされています。 (注2)
- ・賃借人は、賃貸借期間が5年を超えたとき、解約希望日の1年6か月前までに賃貸人に対し書面により解約の申入れを行うことにより、賃貸借面積のうち、転貸区画を含む一部の区画(76,327.93㎡)につき、その全部又は一部を解約することができます。また、賃借人は、賃貸借期間が10年を超えたとき、解約希望日の1年6か月前までに賃貸人に対し書面により解約の申入れを行うことにより、本契約の全部を解約することができます。

賃借人 (賃借人からの同意を得られていないため、非開示としています。)

賃借人 (賃借人からの同意を得られていないため、非開示としています。)

賃借人 (賃借人からの同意を得られていないため、非開示としています。)

担保設定の有無

特記

^{13記}|なし 事項|

- (注1)2025年9月30日付で武田薬品工業株式会社との賃貸借契約は合意解約され、新たにアイパークインスティチュート株式会社との間で、 2025年10月1日を開始日とする賃貸借契約書(ML契約)を締結しています。
- (注2)普通建物賃貸借契約であるため、借地借家法に定める賃料減額請求権は排除されていません。

F-23	F-23 IIF市原マニュファクチュアリングセンター (底地)					
	 資産の概要	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	信託受益権の概要			
特定資	 資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
取得年	 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	2020年10月5日	信託期間満了日	2030年10月31日		
取得值	 斯格	15,910百万円	•			
	土地価格 (構成割合)	15,910百万円 (100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	千葉県市原市八幡海岸通1番16	也			
±	面積	637,802.64m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
建	建築時期					
りを	延床面積					
170	種類					
	所有・それ以外の別					
	土壌調査会社	EAI株式会社				
土 壌 (注1) (注2)	一		されているため裸地からの汚ています。また、本物件にお問査地点で確認されていますたため、限定された調査の範にからの汚染が対象地周辺に対象が結合しくは再契約が締結さけるの費用によって部を負した上で、「更地の状態」といる有害物質(ただし、借地関してはこの限りではありま			
賃貸借	 	- /				
期末約	総賃貸可能面積	637,802.64m²	期末総賃貸面積	637,802.64m²		
プロ <i>/</i> 会社	パティ・マネジメント	株式会社シーアールイー	主要なテナント	株式会社三井E&S		

- ・賃貸人及び賃借人は、契約期間中、賃料の改定を行わないものとし、本件土地の一部又は全部が本件建物等の法 定点検その他の点検、調査、修繕工事若しくは更新工事その他の事由により一時的に使用及び収益することがで きなくなり、又は、本件土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益することができなくなった場合で あっても、本件賃料を減額しないものとされています。
- ・賃借人は、本件土地面積の52.3%に相当する部分については本契約期間開始日の4年後から8年後までの間の各応当日に、本件土地面積の47.7%に相当する部分については本契約期間開始日の15年後から21年後までの各応当日に、その2年後の応当日に当該部分に係る本契約を解約する旨の通知をすることにより、当該部分に係る本契約を解約することができるものとされています。
- ・賃借人が、賃借人に替わる本件土地の新たな賃借希望者(ただし、賃貸人の満足する者に限ります。)を賃貸人 に斡旋し、賃貸人が当該賃借希望者との間で賃貸人が満足する内容及び様式の借地権設定契約が締結されること が確実である場合、賃貸人及び賃借人は、本契約を合意解約することができるものとされています。
- ・賃貸借期間中において、信託受託者が本物件を第三者に譲渡しようとする場合(信託契約の終了に伴い、本物件が信託契約の受益者に対して移転する場合を除きます。)、信託受託者は賃借人に対し譲渡希望の旨を書面にて通知することとされています。賃借人は、一定期間内に、信託受託者に対して本物件の譲受けを希望する旨を書面にて通知することにより、賃借人は優先交渉期間において、信託受託者との間で本物件の譲受けについて、優先的に交渉できることとされています。なお、上記は信託受益権の譲渡については適用されません。
- ・賃借人は、本契約に基づき本件土地を使用収益することに関連して賃貸人が被る損害等を補償するものとされています。賃借人は、本件土地の有害物質による汚染により、本件土地の土壌を本件土地外に搬出する必要が生じた場合には、賃貸人の指示に従い、賃借人の費用及び責任において速やかに搬出を行い、本件土地及び本件土地上の建物等における有害物質の使用若しくは保管、又は本件土地の有害物質による汚染に起因して賃借人又第三者に損害、損失、費用等が生じた場合には当該損失等の一切を補償することとされています。
- ・賃貸借期間が満了し、延長契約若しくは再契約が締結されない場合、又は解除により終了した場合には、賃借人は自らの費用によって本件土地上の建物等を収去して本件土地を更地の状態にした上で、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないとされています。なお、「更地の状態」とは、法令、条例又は土壌汚染に係る環境基準等に抵触する有害物質(ただし、借地人の使用収益に起因しないことが明らかな有害物質に関してはこの限りではありません。)のない状態にすること等を含むものとされています。

担保設定の有無

- ・本件土地の一部について、配管及び送電線路等のための土地立入等を目的として発電事業者(注3)に対して地役権が設定されています。
- ・本件土地の一部について、送電線路の鉄塔用地等を目的として東京電力パワーグリッド株式会社に対して 賃貸されている他、信託受託者は同社に対して送電線路の架設及び保守等のために立入等を承諾していま す。

・信託受託者は、隣接地の所有者との間で、本件土地及び隣接地の一部について、共同で使用することを合 意しています。

- ・本土地の一部について、建築物を建築するため借地人(転々借人)により道路位置指定申請がなされ令和6年10月25日付で市原市より道路位置指定通知を受けています。
- (注1)本件土地面積の52.3%に相当する部分について、賃借人である株式会社三井E&Sが土地の形質変更を行うにあたり土壌汚染状況調査(表層調査・詳細調査)を行ったところ、一部調査地点において鉛(溶出量・含有量)及びその化合物、六価クロム(溶出量)、水銀(溶出量)及びその化合物が基準不適合であること及びレベル2以上の油臭・油膜が確認されました。賃借人は土壌汚染対策法第4条第2項に基づき当該調査結果を都道府県知事へ提出し、2024年3月5日付で形質変更時要届出区域として指定を受けました。その後、指定区域の一部について、賃借人にて2025年2月28日に土壌汚染除去を完了し、2025年3月27日付で市原市より「形質変更時要届出区域」の一部指定解除を受けました。残り92.369㎡については2025年3月21日に土壌汚染の除去を完了しており、2025年4月14日付で一部区域指定解除がなされ、2025年5月7日付ですべての土壌汚染について区域指定解除がなされました。
- (注2)本件土地面積の47.7%に相当する部分の一部について、賃借人である株式会社三井E&Sが土壌汚染対策法第4条第1項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を都道府県知事へ提出し、同法第4条第3項に基づく調査命令を受け行った土壌汚染状況調査(表層調査)により一部調査地点において鉛(溶出量・含有量)及びその化合物の基準不適合が確認されました。賃借人は土壌汚染対策法第4条第3項に基づき当該調査結果を都道府県知事へ報告し、2024年2月29日付で形質変更時要届出区域として指定を受けました。今後、賃借人にて開発に関わる区域については、土壌汚染の除去等の対応を適時行う予定です。また開発にかかる区域以外については、賃借人にて賃貸借期間満了までに土壌汚染除去等の対応を行う予定です。
- (注3)地役権者から開示について承諾が得られていないため、属性に応じて発電事業者と記載しています。

F-24 IIF入間マニュファクチュアリングセンター(底地)						
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	音音の種類 音音の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社		
取得年		2022年4月1日	信託期間満了日	2032年4月30日		
取得值	 	2,550百万円				
	土地価格(構成割合)	2,550百万円 (100%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	埼玉県入間市大字新光178番16	也 			
±	面積	34,632.97m²				
地	用途地域	市街化調整区域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
建	建築時期					
建 物	延床面積					
170	種類					
	所有・それ以外の別					
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ			
±		本物件において土壌ガスから	からテトラクロロエチレンが検出されていますが、表層土			
壌	該当事項	壌調査及び深度範囲確認調査(るの結果、当該物質の土壌溶出量及び地下水基準に適合 では、当該物質の土壌溶出量及び地下水基準に適合			
	しており、土壌汚染及び地で		水汚染は確認されませんでした。			
賃貸借	彗概況					
期末約	総賃貸可能面積	34,384.62m²	期末総賃貸面積	34,384.62m²		
	パティ・マネジメント	 株式会社シーアールイー	 主要なテナント	 鬼怒川ゴム工業株式会社		
会社						

- ・賃貸人及び賃借人は、賃貸借期間中、いかなる理由によっても賃料の改定を行わないものとし、本物件の一部又は全部が本物件の調査その他の事由により一時的に使用及び収益することができなくなり、又は、本物件の一部が滅失その他の事由により使用及び収益することができなくなった場合であっても、賃料を減額しないことに合意しています。
- ・賃借人は、賃貸借期間開始日の10年後の応当日(同日を含みません。)までの間(以下、本項において「解約不可期間」といいます。)、本契約を解約することはできないものとされています。
- ・賃借人は、解約不可期間の末日の翌日以降、賃貸人に対し書面による通知を行うことにより、当該通知を行った日から2年後の応当日に、本契約を解約することができるものとされています。なお、当該規定にかかわらず、賃借人は、解約不可期間中においても、賃貸人に対し書面による通知を行うことにより、当該通知を行った日から2年後の応当日(以下、本項において「解約日」といいます。)に、解約日から解約不可期間の末日の翌日の2年後の応当日までの期間に対応する賃料相当額を違約金として支払うことにより、本契約を解約することができるものとされます。
- ・賃貸借期間中において、本投資法人が、本物件に係る受益権を第三者に譲渡しようとする場合、譲渡希望日の90日前までに、当該受益権の譲渡を希望する旨を記載した書面(以下、本項において「譲渡希望通知」といいます。)を賃借人に対して送付するものとされ、賃借人は、譲渡希望通知を受領した日から30日以内に、当該受益権を譲り受けることを希望する旨を記載した書面を本投資法人に対して送付することにより、譲渡希望通知を受領した日から60日間、本投資法人との間で当該受益権の譲受けについて優先的に交渉できるものとされています。
- ・本物件の一部について、移動体通信事業の用に供する設備の設置等を目的としてKDDI株式会社に賃貸されています。

担保設		
	なし	

F-25	F-25 IIF栃木真岡マニュファクチュアリングセンター (底地)					
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産	信託受託者			
取得年	 	2022年4月1日	信託期間満了日			
取得值	 西格	1,100百万円				
	土地価格(構成割合)	1,100百万円 (100%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	栃木県真岡市松山町8番1				
±	面積	93,854.28m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
7 4	建築時期					
建物	延床面積					
170	種類					
	所有・それ以外の別					
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	ナーズ			
本物件において、ふっ素、ほう素及び油分が検出されていますが、表層土 び深度範囲確認調査の結果、ふっ素及びほう素の土壌溶出量による土壌汚水まで到達していないため、調査実施時点において地下水を経由した健康 じる可能性は低いとされています。また、油分については、採取した土壌 確認されたものの、地下水に達していないため、調査実施時点における本 汚染が拡散する恐れは低いとされています。			容出量による土壌汚染が地下 下水を経由した健康被害が生 ては、採取した土壌に油分が			
賃貸信	賃貸借概況					
期末約	総賃貸可能面積	92,826.16m²	期末総賃貸面積	92,826.16m²		
プロ <i>/</i> 会社	パティ・マネジメント	株式会社シーアールイー	主要なテナント	鬼怒川ゴム工業株式会社		
		·				

- ・賃貸人及び賃借人は、賃貸借期間中、いかなる理由によっても賃料の改定を行わないものとし、本物件の一部又は全部が本物件の調査その他の事由により一時的に使用及び収益することができなくなり、又は、本物件の一部が滅失その他の事由により使用及び収益することができなくなった場合であっても、賃料を減額しないことに合意しています。
- ・賃借人は、賃貸借期間開始日の10年後の応当日(同日を含みません。)までの間(以下、本項において「解約不可期間」といいます。)、本契約を解約することはできないものとされています。
- ・賃借人は、解約不可期間の末日の翌日以降、賃貸人に対し書面による通知を行うことにより、当該通知を行った日から2年後の応当日に、本契約を解約することができるものとされています。なお、当該規定にかかわらず、賃借人は、解約不可期間中においても、賃貸人に対し書面による通知を行うことにより、当該通知を行った日から2年後の応当日(以下、本項において「解約日」といいます。)に、解約日から解約不可期間の末日の翌日の2年後の応当日までの期間に対応する賃料相当額を違約金として支払うことにより、本契約を解約することができるものとされます。
- ・賃貸借期間中において、本投資法人が、本物件を第三者に譲渡しようとする場合、譲渡希望日の90日前までに、本物件の譲渡を希望する旨を記載した書面(以下、本項において「譲渡希望通知」といいます。)を賃借人に対して送付するものとされ、賃借人は、譲渡希望通知を受領した日から30日以内に、本物件を譲り受けることを希望する旨を記載した書面を本投資法人に対して送付することにより、譲渡希望通知を受領した日から60日間、本投資法人との間で本物件の譲受けについて優先的に交渉できるものとされています。
- ・本物件の一部について、送電線路架設用地等を目的として東京電力パワーグリッド株式会社に賃貸されています。

担保記	段定の有無	
特記事項	なし	

	F-26 IIF飯能マニュファクチュアリングセンター(底地)				
特定質	資産の概要		信託受益権の概要		
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会 社	
取得年	手月日	2023年3月23日	信託期間満了日	2033年3月31日	
取得值	西格 	2,335百万円			
	土地価格(構成割合)	2,335百万円 (100%)			
	建物価格(構成割合)				
	所在地	埼玉県飯能市茜台3丁目8番他			
土	面積	145,759.02m²			
地	用途地域	工業地域			
	所有・それ以外の別	所有権			
	構造と階数				
7 .1.	建築時期				
建物物	延床面積				
170	種類				
	所有・それ以外の別				
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート			
対象地で使用する塗料の一部に、鉛及びその化合物・六価クロムが含有されため、対象地においては、土壌汚染が存在する可能性は否定できないとされて。また、塗料作業範囲は現状舗装がされており、裸地は確認されないため、			は否定できないとされていま 地は確認されないため、直接 ています。塗料の使用場所付 下水は表層部分には無いと類		
賃貸借					
期末約		145,759.02m²	期末総賃貸面積	145,759.02m²	
プロ <i>I</i> 会社	パティ・マネジメント	株式会社シーアールイー	主要なテナント	日建リース工業株式会社	
			-	-	

- ・賃借人は、本契約期間中において本契約を解約することはできないものとされています。ただし、賃借人は賃貸 人に対し、本契約期間満了前に本件建物等が滅失した場合には、本契約の解約を書面により申し出ることができ るとされています。本契約については、借地借家法第32条の適用はないものとされています。
- ・月額の賃料のうち、公租公課相当額(月額)は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間(以下、本項において 「賃料算定期間」といいます。)ごとに、各賃料算定期間の始期を起算日とする公租公課(固定資産税及び都市 計画税)の実額を12で除して算出した金額に変更するものとされています。賃貸人及び賃借人は、契約期間中、 上記に規定する場合を除き、純賃料相当額(月額)及び公租公課相当額(月額)については改定を行わないもの とし、本件土地の一部又は全部が本件土地の調査、工事その他の事由により一時的に使用及び収益することがで きなくなり、又は、本件土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益することができなくなった場合で あっても、純賃料相当額(月額)及び公租公課相当額(月額)を減額しないことに合意しています。また、賃貸 人及び賃借人は、相手方に対し、相互に賃料増減額請求権を有しないことを合意しています。
- ・契約期間中において、信託受託者が本物件を第三者に譲渡しようとする場合(信託契約の終了に伴い、本物件が 信託契約の受益者に対して移転する場合を除きます。)、信託受託者は賃借人に対し、譲渡希望の旨を書面にて 通知することとされています。賃借人は、一定期間内に、信託受託者に対して本物件の譲受けを希望する旨を書 面にて信託受託者に対して通知することにより、賃借人は一定期間中、信託受託者との間で本物件の譲受けにつ いて、優先的に交渉できることとされています。

担保設定の有無

特記 事項 ・本投資法人は、本物件に係る不動産信託受益権の売買契約において、本物件に係る不動産信託受益権を第 三者に譲渡しようとする場合、一定期間内に、受益権の譲渡を希望する旨を記載した書面(以下、本項に おいて「譲渡希望通知」といいます。)を当該売買契約における売主に対して送付すること、当該売主が 譲渡希望通知を受領した場合、当該売主は、自ら又は売主にとっての取得先(以下、本項において「前売 主」といいます。)をして、譲渡希望通知を受領した日から一定期間内に、受益権を譲り受けることを希 望する旨を記載した書面を本投資法人に対して送付し、又はさせることにより、譲渡希望通知を受領した 日から一定期間、自ら又は前売主をして、本投資法人との間で本物件に係る不動産信託受益権の譲受けに ついて優先的に交渉できることを合意しています。ただし、当該期間内に本物件に係る不動産信託受益権 の売買について合意に至らなかった場合には、本投資法人は、本物件に係る不動産信託受益権を第三者に 譲渡することができるものとされています。

F-27	F-27 IIF大田マニュファクチュアリングセンター					
特定資	 資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	特定資産の種類 不動産信託受益権 信託受託者 みずほ信託銀行株式		みずほ信託銀行株式会社			
取得年	 	2023年5月15日	信託期間満了日	2033年5月31日		
取得值	 西格	4,570百万円				
	土地価格 (構成割合)	3,419百万円 (74.8%)				
	建物価格(構成割合)	1,151百万円 (25.2%)				
	所在地	東京都大田区東糀谷六丁目4番	17号			
±	面積	5,258.43㎡(注)				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	本棟:鉄筋コンクリート造陸屋根4階建				
	(特) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単	附属建物:鉄筋コンクリート造陸屋根平家建				
	建築時期	2012年2月24日				
建	延床面積	本棟:8,359.71㎡				
物	是 // 固 / 良	附属建物:16.19m²				
	種類	本棟:工場				
		附属建物:倉庫				
	所有・それ以外の別	所有権				
<u>+</u>	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートフ	ナーズ			
上 壌	該当事項	対象地に特定有害物質、ダイオキシン類、油類による土壌汚染の存在する可能性は				
-4X		小さいと考えられるとされています。				
賃貸借	블概況					
期末約	総賃貸可能面積 	8,285.90m²	期末総賃貸面積	8,285.90m²		
	パティ・マネジメント	野村不動産パートナーズ株式	 主要なテナント	大田区		
会社		会社		/HE		
1204	スの 仏 東頂・					

- ・本物件にかかる路線価が契約締結日の路線価と比して20%以上上昇又は下落した場合に限り、賃貸人・賃借人間協議の上、賃料の改定ができるとされています。
- ・賃貸人と賃借人が新たに合意した場合に限り、新たな合意に基づく条件で賃貸借期間満了日の翌日を始期とする 新たな賃貸借契約を再契約することができるとされています。
- ・賃借人は、賃借人と転借人との間の本転貸借契約に基づき転借人が本転貸借契約を中途解約する場合には、2022年3月31日(同日を含みます。)までに解約する場合には当該解約日から契約期間の最終日までの賃料相当額(ただし、賃料が改定された場合には、改定後の賃料相当額とします。以下、本項において「残存賃料相当額」といいます。)を、2022年4月1日(同日を含みます。)以降に解約する場合には、残存賃料相当額の90%相当額を、解約時に一括して違約金として賃貸人に支払う場合に限り、本契約を中途で解約することができるとされています。ただし、解約時において、新たな賃借人と賃貸人との間で、本契約と同等の条件の賃貸借契約が締結された場合には、賃借人は残存賃料相当額又は残存賃料相当額の90%相当額を支払うことを要しないとされています。

特記 事項 なし	担保記	设定の有無		
3.7	特記事項			

(注)私道部分(1,000.75㎡)を含み、そのうちの一部(988.61㎡)については、信託受託者は当該土地の共有持分10,000分の3,313を保有しています。

F-28	F-28 IIF下関ヴィークルメインテナンスセンター					
特定資産の概要			信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		
取得年月日		2024年12月20日	信託期間満了日	2044年12月19日		
取得值	西格	1,200百万円				
	土地価格(構成割合)	997百万円 (83.1%)				
	建物価格(構成割合)	202百万円(16.9%)				
	所在地	山口県下関市長府扇町3番88号				
±	面積	16,399.77m²				
地	用途地域	工業専用地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	建物1:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根2階建				
		建物2:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建				
建	建築時期	1991年12月12日				
物	延床面積	4,936.43m²				
190	種類	建物1:事務所・工場				
		建物2:工場				
	所有・それ以外の別	所有権				
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
l ±	該当事項	対象地に起因する土壌汚染が存在する可能性は否定できないものの、将来にわたり				
士 壌		飲用井戸が設置されず、人の立ち入りのある地表面が被覆されている場合、対象地				
***		内において油汚染対策ガイドラインの想定する生活環境保全上の支障が生じる可能				
		性は小さいと考えられるとされています。				
賃貸借	賃貸借概況					
期末総賃貸可能面積		21,336.20m²	期末総賃貸面積	21,336.20m²		
プロパティ・マネジメント		シービーアールイー株式会社		三菱ふそう中国地区販売株		
会社		クーピーゲールイー休式云社	工安体ノノノト	式会社		

- ・賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされていますが、賃貸借契約期間の10年間経過時点(2032年6月25日)、15年間経過時点(2037年6月25日)、又は20年間経過時点(2042年6月25日)を解約日として、各応当日の1年前までに本契約を解約する旨の通知をすることにより、解約することができるものとされています。
- ・本契約の賃貸借開始日から10年間は賃料は改定されないものとし、その後本契約の賃貸借開始日の10年後の応当日(2032年6月26日)を初回とし、以後5年毎の応当日において、当該時点における市場賃料と同額に変更されるものとされています。なお、各賃料改定日における市場賃料は、解約通知期限の6か月前までに当事者間で合意できない場合には、各当事者がそれぞれ指名した宅地建物取引業者又は不動産鑑定士による各評価額又は各鑑定額により決定されるものとされています。上記を除き、賃料は賃貸借期間中変更しないものとし、借地借家法第32条の適用はないものとされています。
- ・賃貸人が本物件を第三者に売却その他所有権の移転をする場合、事前に賃借人に対してその旨の通知を行うものとし、かかる通知が行われた後、賃借人は本物件の購入について優先交渉権を有するものとされています。賃貸人は、賃借人が一定期間内に購入する旨の回答を行わない場合及び購入する旨の回答後一定期間内に売買契約が締結されない場合には、賃借人に提示した条件よりも有利ではない条件により、第三者に対して本物件を売却することができるものとされています。

担保設定の有無		
特記事項	なし	

I-1	 IIF神戸地域冷暖房センタ	·				
	<u> </u>	,	信託受益権の概要			
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
取得年月日		2007年10月19日	信託期間満了日	2027年8月31日		
取得価格		18,100百万円				
	土地価格(構成割合)	7,288百万円(40.3%)	288百万円 (40.3%)			
	建物価格(構成割合)	10,812百万円 (59.7%)				
	所在地	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目8番2号				
±	面積	6,002.21㎡(注1)				
地	用途地域	商業地域				
	所有・それ以外の別	所有権(敷地権)(敷地権の割合: 5,377,406分の1,613,531)				
	全体建物:鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下3階付19階建					
		本投資法人は、全体建物のうち、以下の3つの専有部分を区分所有します。				
	構造と階数	機械室専有部分:鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造9階建				
		事務所専有部分:鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造5階建				
建		車庫専有部分:鉄骨鉄筋コンクリート造4階建				
物	建築時期	1990年4月12日				
190	延床面積	54,485.71㎡ (注1)				
	種類	機械室、事務所、車庫				
	所有・それ以外の別	区分所有権(区分所有)				
		(専有部分の面積(注2): 機械室専有部分:3,241.14㎡				
		事務所専有部分:4,417.21㎡ 車庫専有部分:3,531.01㎡)				
±	土壌調査会社	日本管財株式会社				
壌	該当事項	該当事項はありません。				
賃貸借	昔概況					
期末約	総賃貸可能面積	11,476.05m²	期末総賃貸面積	11,476.05m²		
プロパティ・マネジメント		伊藤忠アーバンコミュニティ	主要なテナント	大阪ガス株式会社		
会社		株式会社	工安なノナノト	八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八		
その他事項:						
該当事項はありません。						
担保設定の有無						
	1 · ·					
特記						
事項	・本物件の付属設備である電気設備の一部は、本物件の転借人であるDaigasエナジー株式会社との共有となっています。					
	の区分氏方老が氏方している而待ち					

- (注1)全体建物は、区分所有者2者により区分所有されており、土地の面積及び建物の延床面積は、他の区分所有者が所有している面積を含んでいます。
- (注2)専有部分の面積は、本投資法人取得部分の面積です。
- (注3)本物件の信託受託者は、全体建物の他の専有部分の区分所有者との間で、共用部分の専用使用等に関する合意をしています。

I-2 IIF羽田空港メインテナンスセンター					
特定資産の概要			信託受益権の概要		
特定資産の種類		不動産	信託受託者		
取得年月日		2008年2月29日	信託期間満了日		
取得価格		41,110百万円			
	土地価格(構成割合)	19,116百万円(46.5%)			
	建物価格(構成割合)	21,994百万円 (53.5%)			
	所在地	東京都大田区羽田空港三丁目5番1号、2号 60,357.42㎡			
±	面積				
地	用途地域	準工業地域			
	所有・それ以外の別	(注1)			
		メインテナンスセンター1:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付7階建			
		附属建物:鉄筋コンクリート造陸屋根平家建2棟			
	構造と階数	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟			
		メインテナンスセンター2:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付7階建			
		附属建物:鉄筋コンクリート造陸屋根平家建2棟			
	建築時期	メインテナンスセンター1:1993年6月30日			
建	连来时期	メインテナンスセンター2:1993年6月30日			
物	延床面積	メインテナンスセンター1:49,823.52㎡			
₇₀ (注2)		附属建物:3棟合計159.81㎡			
(<i>1</i> ±2)		メインテナンスセンター2:31,940.32㎡			
		附属建物:2棟合計72.16㎡			
		メインテナンスセンター1:格納庫、事務所、機械室			
	種類	附属建物:守衛所、倉庫2棟			
		メインテナンスセンター2:格納庫、事務所、機械室			
		附属建物:守衛所、倉庫			
	所有・それ以外の別	所有権			
土	土壌調査会社				
壌	該当事項				
賃貸借概況					
	浴賃貸可能面積	81,995.81m²	期末総賃貸面積	81,995.81m²	
プロパティ・マネジメント		 シービーアールイー株式会社	 主要なテナント	 日本航空株式会社	
会社		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		H 1 1326 1712 V 24 1-	
その他事項:					
・本契約は、賃貸借期間中は解約することができないものとされています。					
担保設定の有無					

・本件建物の敷地は、国が所有する東京都大田区羽田空港三丁目1番地の土地(地積7,786,707㎡)の一部であり、本投資法人は東京航空局長より国有財産法に基づく以下の内容の使用許可を得ています。

使用目的: JAL用格納庫用地

使用許可期間: 2025年4月1日~2028年3月31日

期間の更新:使用許可の更新を受けようとするときは、使用許可期間の満了2か月前までに所定の様式によ

り東京航空局長に申請しなければなりません。

使用許可数量:

土地 地表 60,357.42 m² 上空 152.64 m²

特記 工作物 一式

事項

- ・空港管理規則に基づき、本件建物を譲渡、担保提供、転貸、その他用途変更しようとする場合は、施設利用者は空港事務所長を経由して地方航空局長へ譲渡先等を提出し、承認を受けなければなりません。
- ・空港管理規則に基づき、空港内の国の管理する土地・建物を借用して営業を行おうとする者は、空港事務 所長を経由して地方航空局長に対し申請書を提出し、承認を受けなければなりません。本投資法人は東京 航空局長より空港管理規則に基づき以下の条件にて構内営業の承認を得ています。

営業の類別:第1類構内営業

営業項目: JAL格納庫賃貸業、建物賃貸業

期限: 2025年4月1日~2028年3月31日

ただし、承認の期間の満了前に国有財産の一時使用の許可期間(更新によるものを含みます。)が満了し、又は当該許可を取り消された場合には、その満了日又は取消日をもって承認の期間は終了します。

- (注1)国有財産法に基づく使用許可を得ています。詳細については、特記事項をご参照下さい。
- (注2)本投資法人は、本件建物の躯体部分及び躯体部分と一体不可分の設備のみを取得しており、航空機整備のための設備等は本投資法人の 保有資産ではありません。

				有伽扯芬報古 ————————————————————————————————————			
	IIF品川データセンター		T				
	資産の概要	T	信託受益権の概要	T			
特定資	資産の種類	不動産	信託受託者				
	年月日	2012年3月7日	2012年3月7日 信託期間満了日				
取得(4,900百万円					
	土地価格(構成割合)	2,820百万円 (57.6%)		,			
	建物価格(構成割合)	2,080百万円(42.4%)		,			
	所在地	東京都品川区二葉二丁目9番1	5号				
土	面積	9,906.96m ²					
地	用途地域	準工業地域					
	所有・それ以外の別	所有権					
	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋	根4階建				
建	建築時期	1989年8月31日					
物	延床面積	19,547.11m²					
120	種類	事務所					
	所有・それ以外の別	所有権					
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パート	株式会社フィールド・パートナーズ				
土 壌 該当事項		果、汚染土壌が一部確認され 策法及び都民の健康と安全し 物質の使用が類推されることを確認を 物質の使用が類雑されていりで で大力ででは、1、2・ジクロのはでのでは、 地のでは、1、2・ジクロのではのでは、 はでは、土壌汚染対策を では、土壌汚染対策を を全されている。 は、土壌汚染対策想定費用	確保する環境に関する条件にます。本建物の下部のでをから、土壌汚染が存在でとから、土壌汚染が存在では、大等)により被電ででは、敷地南東部においては、東、敷地南東部にお認てがは、大水モニタリングにのがにないでは、は、大いては、は、大いことを確認しています。	別に則り、汚染土壌をすべて領域では、上記のようと、周辺にできれるででは、周辺にされるを可能性が想定されるまり、現状におるといてが、はいと考えのエチが、でいと考えのロエチのなが、ではを超過れたことを対していた。には、ままでは、取得にあたりない。			
	昔概況 	1.2 2	#1-1-10/4/2-7-t	1 2			
	総賃貸可能面積	19,547.11m²	期末総賃貸面積	19,547.11m²			
フロ/ 会社	パティ・マネジメント 	株式会社ザイマックス	主要なテナント	株式会社ザイマックス			
	也事項:						
該当	事項はありません。			,			
担保記	設定の有無						
特記 なし 事項							

I-5	IIF大阪豊中データセンタ	7 —				
特定資	資産の概要	歪の概要				
特定資産の種類		不動産信託受益権	信託受託者	三菱UF J信託銀行株式会 社		
取得年	 ₹月日	2013年2月7日	信託期間満了日	2033年2月28日		
取得值	西格	5,600百万円				
	土地価格(構成割合)	3,141百万円 (56.1%)				
	建物価格(構成割合)	2,458百万円(43.9%)				
	所在地	大阪府豊中市新千里西町一丁[1番8号			
土	面積	4,769.70m²				
地	用途地域	商業地域				
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付10階建				
建	建築時期	1991年9月19日				
物	延床面積	20,027.14m²				
179	種類	事務所				
	所有・それ以外の別	所有権				
土	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ 対象地においては、土壌汚染が存在する可能性は小さいとされています。				
壌	該当事項					
賃貸信	昔概況					
期末約	総賃貸可能面積	20,027.14m²	期末総賃貸面積	20,027.14m²		
プロ/ 会社	(ティ・マネジメント	関電ファシリティーズ株式会 社	主要なテナント	関電ファシリティーズ株式 会社		
		111		ATI		
	□争項・ 事項はありません。					
	安定の有無					
特記 事項						

1312231612							
1-7	I-7 IIF名古屋港タンクターミナル(底地)						
特定資	資産の概要		信託受益権の概要				
特定資	資産の種類	不動産	信託受託者				
取得年	F 月日	2014年2月7日	信託期間満了日				
取得值	西格	1,900百万円					
	土地価格 (構成割合)	1,900百万円 (100.0%)					
	建物価格 (構成割合)						
	所在地	愛知県名古屋市港区潮見町37都	番31				
土	面積	51,583.70㎡(注)	51,583.70㎡(注)				
地	用途地域	工業専用地域					
	所有・それ以外の別	所有権					
	構造と階数						
建	建築時期						
りり	延床面積						
170	種類						
	所有・それ以外の別						
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ					
		対象地には液体化学製品の保管・受払業を行う大規模施設が立地しているこ					
		ら、特定有害物質を含む液体化学品の保管を行っているタンクがある防油堤内及び					
		配管直下の地盤に関しては、対象地全域から範囲を狭めて土壌汚染が存在する可能					
±		性は否定できないものと評価で					
壌	該当事項	ため、周辺に住宅は存在しておらず、地域的に地下水飲用水もないと思われるた					
	wat.	め、健康への影響は考えにくいとされています。なお、借地契約において、賃借人					
		が対象地を使用収益することに起因して環境汚染や土壌汚染、地下水汚染等が発見					
		された場合、賃借人の負担により、地質改良、水質清浄化等を施し、法令、条例又					
		は土壌汚染に係る環境基準等	こ定める基準値を超えなり	/地盤及び地下水の状態にす			
(T (1) HL 107)		ることが定められています。					
賃貸借概況		I 2		l 2			
—	必賃貸可能面積	51,583.70m ²	期末総賃貸面積	51,583.70m²			
1	パティ・マネジメント	東京キャピタルマネジメント	 主要なテナント	 NRS株式会社			
会社		株式会社					

- ・本物件の土地(以下、本項において「本土地」といいます。)は道路に直接接道していないため、賃借人は、本土地の西側隣接地を水道管埋設及び通路敷として使用する目的で、名古屋港管理組合との間で公有地賃貸借契約を締結しています。
- ・賃貸人が本土地を第三者に譲渡することを希望する場合、賃借人に優先交渉権が与えられ、賃借人が賃貸人に対して本土地の買取りを希望する旨を書面にて通知した場合、賃貸人は、一定期間、賃借人のみと売買契約締結に向けて誠実に交渉することが義務づけられています。
- ・賃借人は、本契約に基づき本土地を使用収益することに起因して賃貸人が被る損害等を補償するものとされています。賃借人は、本契約に基づき本土地を使用収益することにより発生した、本土地の有害物質による汚染により、本土地の土壌を本土地外に搬出する必要が生じた場合には、賃貸人の指示に従い、賃借人の費用及び責任において速やかに搬出を行い、本土地及び本土地上の建物等における有害物質の使用若しくは保管、又は本土地の有害物質による汚染に起因して賃貸人又は第三者に損害、損失、費用等が生じた場合には当該損失等の一切を補償することとされています。
- ・賃貸借期間が満了し、延長契約若しくは再契約が締結されない場合、又は解除により終了した場合には、賃借人は、直ちに自らの費用によって本土地上の建物等を収去して本土地を更地の状態にした上で、本土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないとされています。なお、「更地の状態」とは、法令、条例又は土壌汚染に係る環境基準等に抵触する有害物質のない状態にすること等を含むものとされています。

10/010000		
担保設定の有無		
特記事項	なし	

(注)本物件は、臨港地区内に位置しています。

	行順心が扱口音(
1-9	I-9 IIF東松山ガスタンクメンテナンスセンター(底地)						
特定資	資産の概要		信託受益権の概要				
特定資	資産の種類	不動産	信託受託者				
取得年	手月日	2015年11月13日	信託期間満了日				
取得值	西格	690百万円					
	土地価格(構成割合)	690百万円 (100.0%)					
	建物価格(構成割合)						
	所在地	埼玉県東松山市新郷75番1					
土	面積	12,880.38m²					
地	用途地域	工業専用地域					
	所有・それ以外の別	所有権					
	構造と階数						
建	建築時期						
物	延床面積						
170	種類						
	所有・それ以外の別						
	土壌調査会社	ランドソリューション株式会社					
		本物件の所在する土地における土壌調査結果より、本件土地において過去に					
l ± l		害物質の使用を含む研究施設等が立地していた履歴があることなどから、土壌汚染					
壌	 該当事項	の可能性は否定できないものと評価されましたが、本件土地内において実施した土					
710	WJ 7 7	壌及び土壌ガスのサンプリング調査の結果、すべての調査地点で基準を満たしてお					
		り、本件土地内において土壌汚染が存在する恐れはないものと考えるとされていま					
		す。					
	昔概況	1 ,	T	1 ,			
1.0	総賃貸可能面積 	12,880.38m²	期末総賃貸面積	12,880.38m²			
	パティ・マネジメント	 株式会社シーアールイー	 主要なテナント	 伊藤忠工業ガス株式会社			
会社							
	也事項: 			+ 47/L-1 = 1 = 17/11 + 1 = -			
・本契約期間開始日の12年後(2027年11月13日)以降は、その2年前の応当日に本契約を解約する旨の通知をする			を解約する旨の通知をするこ				
とにより、本契約を解約することができるとされています。							
	设定の有無 						
	特記 						
事項	事垻						

I-10	IIF川崎港タンクターミ:	ナル(底地)				
特定資	資産の概要		信託受益権の概要			
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	株式会社SMBC信託銀行		
取得年	 	2023年12月11日	信託期間満了日	2033年11月30日		
取得值	西格	7,109百万円				
	土地価格 (構成割合)	7,109百万円 (100.0%)				
	建物価格(構成割合)					
	所在地	神奈川県川崎市川崎区千鳥町4	1-12他			
土	面積	42,186.88㎡(注1)(注2)				
地	用途地域					
	所有・それ以外の別	所有権				
	構造と階数					
 建	建築時期					
建 物	延床面積					
170	種類					
	所有・それ以外の別					
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ				
		対象地において、砒素、ベンゼン等による地下水汚染が存在すると評価されていま				
		すが、対象地は、地下水の飲用利用はなく、また、敷地内には関係者以				
		りは制限されており対象地内への第三者の侵入は考えにくいことから、土壌汚染対				
土		策法の想定する人のばく露の可能性の抑制に相当すると考えられるため、健康被害				
壌	該当事項	が生じる可能性は小さいとされ	れています。また、対象 ⁵	地は埋立地であり、埋立地に		
		おける地下水は、海面の潮汐による上下への変動と降雨による浅層から深度方向へ				
		の圧力による移動が主となり、	一定方向の流向を持たす	ず、水平方向への地下水の移		
		動性は低いため、対象地にお	ナる地下水汚染による周[囲への影響は比較的低いとさ		
		れています。				
賃貸借概況						
期末約	総賃貸可能面積 	42,186.88m²	期末総賃貸面積	42,186.88m²		
• • • • •	パティ・マネジメント	 東京美装興業株式会社	 主要なテナント	セントラル・タンクターミ		
会社		ハハヘンハスドルンムエ		ナル株式会社		
	1. *** **					

・賃貸人又は信託受益者が本物件又は本物件に係る信託受益権(以下、本項において「本物件等」といいます。)を売却しようとする場合、賃貸人は、自ら又は信託受益者をして、第三者に先立ち、賃借人に対して、本物件等の売買条件を書面により通知しなければならないとされており、賃借人が当該通知の受領後30日以内に賃貸人又は信託受益者に対し当該通知に記載される売買条件による本物件等の購入意思を書面により通知した場合、賃貸人又信託受益者は賃借人又はその指定する者へ本物件等を売却するものとされています。また、賃借人が、本物件等の購入を希望する日から60日以上前に、賃貸人又は信託受益者に対して本物件等の購入を希望する旨の書面による通知をした場合、賃貸人又は信託受益者は、当該通知の受領後60日間、賃借人又は賃借人の指定する者のみと本物件等の売買契約の締結に向けて誠実に交渉するものとされています(ただし、当該通知は一定期間ごとにしか行うことができないものとされています。)。

担保設定の有無	なし
特記 事項 なし	

- (注1)本物件は臨港地区に位置しています。
- (注2)私道部分(約852.95㎡)を含みます。

I-11	I-11 IIF静岡大井川港タンクターミナル(底地)						
特定資	資産の概要		信託受益権の概要				
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	株式会社SMBC信託銀行			
取得年	手 月日	2023年12月11日	信託期間満了日	2033年11月30日			
取得值	西格	134百万円					
	土地価格(構成割合)	134百万円(100.0%)					
	建物価格(構成割合)						
	所在地	静岡県焼津市利右衛門字地蔵和	森2624番102他				
±	面積	10,967.00㎡(注)					
地	用途地域	工業専用地域					
	所有・それ以外の別	所有権	所有権				
	構造と階数						
建	建築時期						
物	延床面積						
170	種類						
	所有・それ以外の別						
	土壌調査会社	株式会社フィールド・パートナーズ					
		対象地において、鉛が溶出量基準を超過する濃度で検出されましたが、対象地内の					
		井戸の飲用利用はなく、また、敷地内には関係者以外の立ち入りは制限されており 対象地内への第三者の侵入は考えにくいことから、土壌汚染対策法の想定する人の					
土							
壌	該当事項	ばく露の可能性の抑制に相当すると考えられるため、健康被害が生じる可能性は小					
		· · ·					
		低い物質であり、かつ、地下水中においては分散による濃度低下することが確認さ					
		11 Cいるため、対象地にのいて却の基準不適占工場により地下小/5架が至し、周囲 へ影響を与える可能性は比較的低いとされています。					
├───┴─────── │賃貸借概況		The state of the s	3,500				
期末約	 総賃貸可能面積	10,967.00m²	期末総賃貸面積	10,967.00m²			
プロノ	パティ・マネジメント	伊藤忠アーバンコミュニティ	ナ亜もニよい	セントラル・タンクターミ			
会社		株式会社	主要なテナント	ナル株式会社			
2 - N = -T		•	•	•			

・賃貸人又は信託受益者が本物件又は本物件に係る信託受益権(以下、本項において「本物件等」といいます。)を売却しようとする場合、賃貸人は、自ら又は信託受益者をして、第三者に先立ち、賃借人に対して、本物件等の売買条件を書面により通知しなければならないとされており、賃借人が当該通知の受領後30日以内に賃貸人又は信託受益者に対し当該通知に記載される売買条件による本物件等の購入意思を書面により通知した場合、賃貸人又信託受益者は賃借人又はその指定する者へ本物件等を売却するものとされています。また、賃借人が、本物件等の購入を希望する日から60日以上前に、賃貸人又は信託受益者に対して本物件等の購入を希望する旨の書面による通知をした場合、賃貸人又は信託受益者は、当該通知の受領後60日間、賃借人又は賃借人の指定する者のみと本物件等の売買契約の締結に向けて誠実に交渉するものとされています(ただし、当該通知は一定期間ごとにしか行うことができないものとされています。)。

担保設定の有無		なし
特記事項	なし	

(注)本物件は臨港地区に位置しています。

-	IIF北九州門司港タンク	ターミナル(底地)	T					
特定資	資産の概要	1	信託受益権の概要					
特定資	資産の種類	不動産信託受益権	信託受託者	株式会社SMBC信託銀行				
取得年		2023年12月11日	信託期間満了日	2033年11月30日				
取得值	西格	586百万円						
	土地価格(構成割合)	586百万円(100.0%)						
	建物価格(構成割合)							
	所在地	福岡県北九州市門司区瀬戸町1	福岡県北九州市門司区瀬戸町1番7他					
土	面積	33,789.08㎡(注)						
地	用途地域	工業地域						
	所有・それ以外の別	所有権						
	構造と階数							
7=	建築時期							
建物	延床面積							
1 100	種類							
	所有・それ以外の別							
	土壌調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ							
土 壌 該当事項		対象地において、トリクロロニ準を超過する濃度で存在する。はなく、また、敷地内には関係三者の侵入は考えにくいことの抑制に相当すると考えられるます。また、対象地において、歴のない物質であること、196め立てられた可能性が高いこと、かっ素及びふっまいること、ふい素及びふっまいないないは、現立材あるいは、現行の基準には適合していると、ないないないない。現立材あるいは、現行の基準には適合していると、は、現立として周辺への影響を及りには、は、	と評価されていますが、京 系者以外の立ち入りは制 から、土壌汚染対策法の るため、健康被害が生じる るため、健康被害が生じる と、観測井においてされる と、観測井においているもの土壌地下水汚染は対象 で生じているものと考え て生じして土壌溶出量基 ことが確認されているこ	対象地は、地下水の飲用利用限されており対象地内への第限されており対象地内への第限定する人のばく露の可能性る可能性は小さいとで使用履い出地であり、変渉土により埋ま入率が3割~5割地において確認しては、対象地に起因するものではなく、おいりから、当該汚染は対象地をとから、当該汚染は対象地を				
賃貸 信	 	超回こりで同題への影音で次	<u> </u>	CVIQ 9 °				
	1	33,789.08m²	期末総賃貸面積	33,789.08m²				
	パティ・マネジメント	シービーアールイー株式会社		セントラル・タンクターミナル株式会社				

・賃貸人又は信託受益者が本物件又は本物件に係る信託受益権(以下、本項において「本物件等」といいます。)を売却しようとする場合、賃貸人は、自ら又は信託受益者をして、第三者に先立ち、賃借人に対して、本物件等の売買条件を書面により通知しなければならないとされており、賃借人が当該通知の受領後30日以内に賃貸人又は信託受益者に対し当該通知に記載される売買条件による本物件等の購入意思を書面により通知した場合、賃貸人又信託受益者は賃借人又はその指定する者へ本物件等を売却するものとされています。また、賃借人が、本物件等の購入を希望する日から60日以上前に、賃貸人又は信託受益者に対して本物件等の購入を希望する旨の書面による通知をした場合、賃貸人又は信託受益者は、当該通知の受領後60日間、賃借人又は賃借人の指定する者のみと本物件等の売買契約の締結に向けて誠実に交渉するものとされています(ただし、当該通知は一定期間ごとにしか行うことができないものとされています。)。

担保設定の有無		なし
特記事項	なし	

(注)本物件は臨港地区に位置しています。

(へ) 第36期(2025年2月1日~2025年7月31日)損益状況

(単位:百万円)

						1 12 + 12 / 31 3 /
	物件名称		IIF野田ロジス ティクスセンター		IIF越谷ロジス ティクスセンター	
第	 [36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
	賃貸事業収入	400		179	83	
	賃貸収入	397		179	83	
	その他収入	2		-	0	
	賃貸事業費用	42	J. 88 —	22	6	
	公租公課	35	非開示 (注1)	19	3	非開示 (注1)
	建物管理委託費	-	(/エ)	-	0	(/_ '/
	修繕費	4		1	0	
	保険料・信託報酬	1		0	0	
	その他	0		0	2	
	賃貸NOI (= -)	358	210	156	76	82
	減価償却費	33	33	13	6	24
	不動産賃貸事業利益(= -)	325	176	143	70	57
	資本的支出	4	0	8	23	-
	NCF (= -)	353	209	148	52	82

物件名称	IIF習志野ロジ スティクス センター(底地)	IIF習志野ロジ スティクス センター (底地)(注2)	IIF厚木ロジス ティクスセンター	IIF横浜都筑ロジ スティクス センター	IIFさいたまロジ スティクス センター
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸事業収入					67
賃貸収入					66
その他収入					0
賃貸事業費用	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —	4
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	2
建物管理委託費	(/_ ')	(/_ 1/)	(/1)	(/_ ')	-
修繕費					0
保険料・信託報酬					0
その他					1
賃貸NOI(= -)	38	597	114	80	63
減価償却費	-	1	22	10	12
不動産賃貸事業利益(= -)	38	595	91	70	50
資本的支出	-	86	43	25	2
NCF (= -)	38	510	71	55	60

物件名称	IIF名古屋ロジス ティクスセンター	IIF厚木ロジス ティクスセンター	IIF川口ロジス ティクスセンター	IIF東大阪ロジス ティクスセンター	IIF柏ロジスティ クスセンター
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸事業収入					
賃貸収入					
その他収入					
賃貸事業費用	JL 88 —	J. 88 —	J. 88 —	JL 88 —	JL 88 —
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
建物管理委託費	(/_ 1)	(/_ 1/)	(/_ 1/)	(/_ 1)	(/_ ' /
修繕費					
保険料・信託報酬					
その他					
賃貸NOI (= -)	39	114	118	109	86
減価償却費	9	36	24	13	18
不動産賃貸事業利益(= -)	29	77	94	95	68
資本的支出	42	-	287	4	10
NCF (= -)	3	114	168	105	76

_						
	物件名称	IIF三郷ロジス ティクスセンター	IIF入間ロジス ティクスセンター	IIF鳥栖ロジス ティクスセンター		
第	 [36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
	賃貸事業収入					
	賃貸収入					
	その他収入					
	賃貸事業費用					
	公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
	建物管理委託費	(/±1)	(/±1)	(/ ፲ ')	(/ ፲	(/エリ
	修繕費					
	保険料・信託報酬					
	その他					
	賃貸NOI (= -)	116	106	67	42	121
	減価償却費	10	23	9	4	21
	不動産賃貸事業利益(= -)	106	83	57	38	99
	資本的支出	-	1	88	-	0
	NCF (= -)	116	105	20	42	121

物件名称	IIF泉大津e-shop ロジスティクスセ ンター (底地)	IIF泉佐野フード プロセス&ロジス ティクスセンター	IIF京田辺ロジス ティクスセンター	IIF福岡古賀 ヴィークルロジス ティクスセンター (底地)	IIF福岡東 ロジスティクス センター
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸事業収入					
賃貸収入					
その他収入					
賃貸事業費用	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —	JL 88	JL 88 —
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
建物管理委託費	(/_ 1/)	(/_ 1/)	(/_ 1/)	(/_ 1)	(/11)
修繕費					
保険料・信託報酬					
その他					
賃貸NOI (= -)	110	34	187	27	51
減価償却費	0	10	21	-	4
不動産賃貸事業利益(= -)	110	23	166	27	46
資本的支出	-	1	-	-	-
NCF (= -)	110	33	187	27	51

物件名称	IIF大阪此花ロジ スティクス センター	IIF加須ロジス ティクスセンター	IIF羽村ロジス ティクスセンター (注3)	IIF福岡箱崎 ロジスティクス センター	IIF福岡箱崎 ロジスティクス センター
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸事業収入			80		
賃貸収入			79		
その他収入			0		
賃貸事業費用	J. 88 —	JL 88 —	3	JL 88 —	JL 88 —
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	2	非開示 (注1)	非開示 (注1)
建物管理委託費	(/土 1)	(/土1)	-	(/エ۱)	(/エ ')
修繕費			-		
保険料・信託報酬			0		
その他			1		
賃貸NOI(= -)	219	67	76	135	263
減価償却費	41	10	36	22	46
不動産賃貸事業利益(= -)	177	57	39	113	217
資本的支出	25	-	-	13	52
NCF (= -)	194	67	76	121	211

物件名称	IIF板橋 ロジスティクス センター	IIF仙台大和 ロジスティクス センター	IIF太田 ロジスティクス センター	IIF大阪住之江 ロジスティクス センター	IIF大阪住之江 ロジスティクス センター
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸事業収入					
賃貸収入					
その他収入					
賃貸事業費用	JL 88 —	J. 88 —	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
建物管理委託費	(/_ ' /	(/_ 1/)	(/_ '/	(/_ 1)	(/_ ')
修繕費					
保険料・信託報酬					
その他					
賃貸NOI (= -)	35	45	33	261	60
減価償却費	4	8	2	42	11
不動産賃貸事業利益(= -)	30	37	31	218	49
資本的支出	10	-	-	10	2
NCF (= -)	25	45	33	250	58

	物件名称	IIF盛岡 ロジスティクス センター	IIF札幌 ロジスティクス センター	IIF郡山 ロジスティクス センター	IIF神戸西 ロジスティクス センター(底地)	IIF兵庫たつの ロジスティクス センター
第36期中	中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸	事業収入					
賃貸	彻入					
その)他収入					
賃貸	事業費用					
公租	1公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
建物]管理委託費	(/エリ	(/ ፲ ')	(/ ፲ ')	(/ ፲ ')	(/エ)
修繕	養					
保険	は料・信託報酬					
その)他					
賃貸N	NOI (= -)	35	67	96	40	112
減価値	賞却費	8	11	11	-	23
不動產	産賃貸事業利益(= -)	27	55	85	40	89
資本的	的支出	-	71	-	-	17
NCF (= -)	35	4	96	40	95

物件名称	IIF昭島 ロジスティクス センター	IIF岐阜各務原 ロジスティクス センター	IIF広島西風新都 ロジスティクス センター	IIF湘南 ロジスティクス センター	IIF四日市 ロジスティクス センター	
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日	
賃貸事業収入						
賃貸収入						
その他収入						
賃貸事業費用	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —	
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	
建物管理委託費	(/±1)	(/±1)	(/_ '/	(/= : /	(/エ・/	(/_')
修繕費						
保険料・信託報酬						
その他						
賃貸NOI (= -)	176	74	154	180	241	
減価償却費	20	21	51	29	96	
不動産賃貸事業利益(= -)	155	53	102	151	144	
資本的支出	2	26	-	1	5	
NCF (= -)	173	48	154	178	235	

		1	•		
物件名称	IIF滋賀竜王 ロジスティクス センター	IIF近江八幡ロジ スティクスセン ター	IIF武蔵村山ロジ スティクスセン ター	IIF福岡久山ロジ スティクスセン ター	IIF春日井ロジス ティクスセンター (底地)
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸事業収入					
賃貸収入					
その他収入					
賃貸事業費用	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —	JL 88	JL 88 —
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
建物管理委託費	(/11)	(/エ)	(/エ۱)	(/土1)	(/エ)
修繕費					
保険料・信託報酬					
その他					
賃貸NOI (= -)	85	50	307	297	206
減価償却費	32	10	40	57	-
不動産賃貸事業利益(= -)	53	40	266	240	206
資本的支出	1	-	-	0	-
NCF (= -)	85	50	307	297	206

物件名称	IIF北九州ロジス ティクスセンター	IIF大阪茨木ロジ スティクスセン ター		IIFつくばロジス ティクスセンター (底地)	IIF鳥栖ロジス ティクスセンター
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸事業収入					
賃貸収入					
その他収入					
賃貸事業費用	JL 88 —	J. 88 —	J. 88 —	J. 88 —	JL 88 —
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
建物管理委託費	(/_ ')	(/_ 1/)	(/土1)	(/_ 1/)	(/_ ')
修繕費					
保険料・信託報酬					
その他					
賃貸NOI (= -)	171	144	131	122	119
減価償却費	48	11	-	-	21
不動産賃貸事業利益(= -)	122	133	131	122	98
資本的支出	-	-	-	-	-
NCF (= -)	171	144	131	122	119

物件名称		IIF仙台ロジス ティクスセンター	IIF富山ロジス ティクスセンター		IIF札幌北広島ロ ジスティクスセン ター
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸事業収入					
賃貸収入					
その他収入					
賃貸事業費用	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
建物管理委託費	(/土 1)	(/エ)	(/エ)	(/エ1)	(/エ۱)
修繕費					
保険料・信託報酬					
その他					
賃貸NOI(= -)	96	81	84	71	67
減価償却費	20	8	23	15	11
不動産賃貸事業利益(= -)	76	72	61	55	55
資本的支出	-	-	-	-	-
NCF (= -)	96	81	84	71	67

物件名称	IIF小牧ロジス ティクスセンター (底地)	IIF北九州ロジス ティクスセンター	IIF佐倉ロジス ティクスセンター	IIF横須賀ロジス ティクスセンター	
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸事業収入					
賃貸収入					
その他収入					
賃貸事業費用	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —	JL 88	JL 88
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
建物管理委託費	(/_ ')	(/_ 1/)	(/_ 1/)	(/_ 1/)	(/_ ')
修繕費					
保険料・信託報酬					
その他					
賃貸NOI (= -)	57	49	51	47	43
減価償却費	-	13	6	5	6
不動産賃貸事業利益(= -)	57	35	44	42	37
資本的支出	-	-	-	-	22
NCF (= -)	57	49	51	47	21

_						
物件名称		ティクスセンター ティクスセンター スティク		IIF横浜幸浦ロジ スティクスセン ター (底地)	IIF東松山ロジス ティクスセンター (底地)	IIF大阪此花ロジ スティクスセン ター (底地)
第	36期中の運用日数	181日	181日	181日 181日		181日
	賃貸事業収入					
	賃貸収入					
	その他収入					
	 賃貸事業費用				W 99	" pp —
	公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
	建物管理委託費	(/±1)			(/±1)	(/エ۱)
	修繕費					
	保険料・信託報酬					
	その他					
	賃貸NOI(= -)	28	36	23	24	20
	———————————————— 減価償却費	-	4	-	-	-
	不動産賃貸事業利益(= -)	28	31	23	24	20
	資本的支出	-	0	-	-	-
	NCF (= -)	28	35	23	24	20

物件名称	IIF滋賀大津ロジ スティクスセン ター コード・ファインター IIF相模原ロジス ティクスセンター ティクスセンター (底地)			IIF兵庫三田ロジ スティクスセン ター (底地)	IIF仙台岩沼ロジ スティクスセン ター(底地)	
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日	
賃貸事業収入						
賃貸収入						
その他収入						
賃貸事業費用	JL 88 —	J. 88 —	JL 88 —	JL 88 —	JL 88 —	
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	
建物管理委託費	(/_ 1)			(12.)		
修繕費						
保険料・信託報酬						
その他						
賃貸NOI (= -)	24	18	14	10	11	
減価償却費	1	0	-	-	-	
不動産賃貸事業利益(= -)	22	18	14	10	11	
資本的支出	•	-	-	-	-	
NCF (= -)	24	18	14	10	11	

物件名称	IIF岩手一関ロジ スティクスセン ター	IIF兵庫三田ロジ スティクスセン ター	IIF戸塚 テクノロジー センター (底地) (注4)	IIF横浜都筑 テクノロジー センター	IIF三鷹カード センター
第36期中の運用日数	181日	181日	58日	181日	181日
賃貸事業収入			18	64	366
賃貸収入			18	63	364
その他収入			0	1	2
賃貸事業費用	JL 88 —	非開示 (注1) -	5	17	55
公租公課	非開示 (注1)		5	8	48
建物管理委託費	(/11)		-	6	3
修繕費			-	1	1
保険料・信託報酬			0	0	1
その他			0	0	1
賃貸NOI(= -)	33	214	13	46	311
減価償却費	12	33	-	15	73
不動産賃貸事業利益(= -)	20	181	13	30	237
資本的支出	14	-	=	1	50
NCF (= -)	18	214	13	45	260

物件名称	IIF蒲田R&D センター	IIF川崎サイエン スセンター	IIF相模原R&D センター	IIF横浜新山下R&D センター	IIF掛川マニュ ファクチュアリン グセンター (底地)
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸事業収入					
賃貸収入					
その他収入					
賃貸事業費用	JL 88 —	JL 88	JL 88	" pp —	JL 88
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
建物管理委託費	(/土1)	(/エ۱)	(/_ ')	(/エ1)	(/エ ')
修繕費					
保険料・信託報酬					
その他					
賃貸NOI (= -)	232	81	140	112	42
減価償却費	39	22	36	14	-
不動産賃貸事業利益(= -)	193	59	103	98	42
資本的支出	1	-	33	-	-
NCF (= -)	230	81	107	112	42

物件名称	IIF浦安マシナ リーメンテナンス センター (底地)	IIF横須賀 テクノロジー センター	IIF湘南 テクノロジー センター	IIF戸塚 マニュファクチュ アリングセンター (底地)	IIF厚木 マニュファクチュ アリングセンター
第36期中の運用日数	181日	181日 181日		181日	181日
賃貸事業収入					
賃貸収入					
その他収入					
賃貸事業費用		==			
公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
建物管理委託費	(/エ)			(/±1/	(/±1)
修繕費					
保険料・信託報酬					
その他					
賃貸NOI(= -)	36	141	38	57	345
減価償却費	-	27	6	-	77
不動産賃貸事業利益(= -)	36	113	31	57	268
資本的支出	-	14	13	-	-
NCF (= -)	36	127	24	57	345

物件名称		IIF新川崎R&D IIF市川 センター フードプロセス センター センター		IIF岐阜各務原 マニュファクチュ アリングセンター (底地)	IIF岡崎マニュ ファクチュアリン グセンター	IIF湘南 ヘルスイノベー ション パーク
第	36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
	賃貸事業収入					
	賃貸収入					
	その他収入					
	賃貸事業費用					" pp —
	公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
	建物管理委託費	(/エ)			(/_ ')	
	修繕費					
	保険料・信託報酬					
	その他					
	賃貸NOI(= -)	234	122	5	36	1,094
	減価償却費	35	13	-	37	447
	不動産賃貸事業利益(= -)	198	108	5	1	646
	資本的支出	-	63	-	210	641
	NCF (= -)	234	59	5	173	452

物件名称		IIF市原マニュ ファクチュアリン グセンター (底地)	IIF入間マニュ ファクチュア リングセンター (底地)	IIF栃木真岡マ ニュファクチュ アリングセンター (底地)	IIF飯能マニュ ファクチュアリン グセンター(底 地)	IIF大田マニュ ファクチュアリン グセンター
第	36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
	賃貸事業収入					
	賃貸収入					
	その他収入					
	 賃貸事業費用					
	公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)
	建物管理委託費	(/ * ')	(/_ '/	(/_ ')	(/_ '/	(/エリ
	修繕費					
	保険料・信託報酬					
	その他					
	賃貸NOI(= -)	455	69	33	61	89
	———————————————— 減価償却費	-	-	-	-	20
	不動産賃貸事業利益(= -)	455	69	33	61	68
	資本的支出	-	-	-	-	6
	NCF (= -)	455	69	33	61	83

物件名称	IIF下関ヴィーク ルメインテナンス センター	IIF神戸地域 冷暖房センター	IIF羽田空港 メインテナンス センター	IIF品川データ センター	IIF大阪豊中デー タセンター
第36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日
賃貸事業収入		282	1,554		
賃貸収入		282	1,539		
その他収入		0	15		
賃貸事業費用	JL 88 —	17	573	JL 88 —	JL 88
公租公課	非開示 (注1)	11	62	非開示 (注1) -	非開示 (注1)
建物管理委託費	(/エ)	0	-		
修繕費		3	-		
保険料・信託報酬		1	6		
その他		1	504		
賃貸NOI (= -)	28	265	981	191	168
減価償却費	4	150	267	67	39
不動産賃貸事業利益(= -)	24	114	714	124	129
資本的支出	-	88	218	46	20
NCF (= -)	28	177	763	145	148

			ロロボがはギュカ	ı		1	
物件名称		IIF名古屋港タン クターミナル (底地)	IIF東松山ガスタ ンクメンテナンス センター (底地)	IIF川崎港 タンクターミナル (底地)	IIF静岡大井川港 タンクターミナル (底地)	IIF北九州門司港 タンクターミナル (底地)	
第	36期中の運用日数	181日	181日	181日	181日	181日	
	賃貸事業収入						
	賃貸収入						
	その他収入						
	公租公課	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	非開示 (注1)	
	建物管理委託費	(/±1)	(/±1)		(/±1)	(/±1)	
	修繕費						
	保険料・信託報酬						
	その他						
	賃貸NOI (= -)	62	18	137	3	15	
	———————————— 減価償却費	-	-	-	-	-	
	不動産賃貸事業利益(= -)	62	18	137	3	15	
	資本的支出	-	-	-	-	-	
	NCF (= -)	62	18	137	3	15	

物件名称	合計
第36期中の運用日数	181日
賃貸事業収入	21,335
賃貸収入	18,715
その他収入	2,620
賃貸事業費用	7,414
公租公課	1,583
建物管理委託費	1,643
修繕費	1,630
保険料・信託報酬	110
その他	2,447
賃貸NOI (= -)	13,920
減価償却費	2,654
不動産賃貸事業利益(= -)	11,265
資本的支出	2,318
NCF (= -)	11,602

- (注1) テナントからの同意が得られていないため非開示としています。
- (注2) IIF習志野ロジスティクスセンター (底地)の減価償却費は、雨水排水管設置工事等にかかるものです。
- (注3) IIF羽村ロジスティクスセンターについて、本投資法人は、2025年2月20日付で再開発事業により建設した建物を取得しています。
- (注4) IIF戸塚テクノロジーセンター(底地)について、本投資法人は、本物件を信託財産とする不動産信託受益権の準共有持分の30%を2024 年3月29日付で、35%を2024年11月29日付で、35%を2025年3月31日付で、それぞれ譲渡しています。

(ト) 期末算定価額の概要

				直接還	 元法		DCF法		
不動産等の名称	期末 帳簿価額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円)	不動産鑑定 評価機関	直接 還元 価格 (百万円)	直接 還元 利回り (%)	DCF 価格 (百万円)	割引率 (%)	最終 還元 利回り (%)	
IIF東雲ロジスティクスセンター	12,876	19,239	一般財団法人日 本不動産研究所	19,451	3.7	19,027	3.3	3.9	
IIF野田ロジスティクスセンター	5,142	9,810	一般財団法人日 本不動産研究所	10,000	3.9	9,620	3.7	4.1	
IIF新砂ロジスティクスセンター	5,054	8,230	一般財団法人日 本不動産研究所	8,290	3.7	8,170	3.4	3.8	
IIF越谷ロジスティクスセンター	1,674	3,550	一般財団法人日 本不動産研究所	3,600	4.3	3,500	4.0	4.4	
IIF西宮ロジスティクスセンター	1,830	3,270	一般財団法人日 本不動産研究所	3,310	4.5	3,230	4.3	4.7	
IIF習志野ロジスティクスセンター(底地)	1,180	1,930	一般財団法人日 本不動産研究所	1,930	3.5	1,920	3.1	3.6	
IIF習志野ロジスティクスセンター (底地)	4,294	6,930	一般財団法人日 本不動産研究所	6,960	3.2	6,900	2.8	3.3	
IIF厚木ロジスティクスセンター	3,065	4,380	一般財団法人日 本不動産研究所	4,460	4.1	4,290	3.8	4.4	
IIF横浜都筑ロジスティクスセンター	2,268	3,500	一般財団法人日 本不動産研究所	3,560	4.0	3,440	3.8	4.2	
IIFさいたまロジスティクスセンター	1,358	2,630	一般財団法人日 本不動産研究所	2,680	4.4	2,580	4.1	4.6	
IIF名古屋ロジスティクスセンター	1,194	1,790	一般財団法人日 本不動産研究所	1,790	4.8	1,780	4.3	5.0	
IIF厚木ロジスティクスセンター	4,525	7,150	一般財団法人日 本不動産研究所	7,160	3.9	7,140	3.6	4.0	
IIF川口ロジスティクスセンター	2,587	6,460	シービーアール イー株式会社	6,520	3.7	6,460	3.5	3.8	
IIF東大阪ロジスティクスセンター	2,405	4,560	一般財団法人日 本不動産研究所	4,610	4.5	4,510	4.2	4.7	
IIF柏ロジスティクスセンター	2,064	3,850	一般財団法人日 本不動産研究所	3,850	4.3	3,850	3.9	4.4	
IIF三郷ロジスティクスセンター	3,266	6,870	シービーアール イー株式会社	7,010	3.7	6,870	3.4	3.7	
IIF入間ロジスティクスセンター	2,793	4,530	一般財団法人日 本不動産研究所	4,550	4.4	4,500	3.8	4.7	
IIF鳥栖ロジスティクスセンター	1,575	2,970	シービーアール イー株式会社	2,970	4.4	2,970	4.2	4.5	
IIF盛岡ロジスティクスセンター	523	1,620	シービーアール イー株式会社	1,650	4.9	1,620	4.7	5.0	
IIF広島ロジスティクスセンター	3,055	5,130	シービーアール イー株式会社	5,190	4.6	5,130	4.4	4.7	
IIF泉大津e-shopロジスティクスセンター (底地)	4,176	4,730	シービーアール イー株式会社	-	-	4,730	4.5	-	
IIF泉佐野フードプロセス&ロジスティクス センター	917	1,640	シービーアール イー株式会社	1,640	4.6	1,640	4.2	4.6	
IIF京田辺ロジスティクスセンター	5,435	9,020	シービーアール イー株式会社	9,070	4.1	9,020	3.8	4.2	
IIF福岡古賀ヴィークルロジスティクスセン ター (底地)	914	1,150	一般財団法人日 本不動産研究所	-	-	1,150	5.5	-	
IIF福岡東ロジスティクスセンター	1,859	2,360	シービーアール イー株式会社	2,330	4.3	2,360	3.9	4.4	
IIF大阪此花ロジスティクスセンター	8,577	11,000	シービーアール イー株式会社	11,500	3.6	11,200	3.4	3.8	
IIF加須ロジスティクスセンター	2,544	3,350	シービーアール イー株式会社	3,360	4.1	3,350	3.8	4.2	
IIF羽村ロジスティクスセンター	3,195	3,960	株式会社谷澤総 合鑑定所	3,990	3.7	3,950	10年度まで 3.6% 11年度以降 3.8%	3.9	

							7个口坑江/	
				直接還	元法		DCF法	
不動産等の名称	期末 帳簿価額 (百万円)	脚末 算定価額 (百万円)	不動産鑑定 評価機関	直接 還元 価格 (百万円)	直接 還元 利回り (%)	DCF 価格 (百万円)	割引率 (%)	最終 還元 利回り (%)
IIF福岡箱崎ロジスティクスセンター	5,061	6,230	シービーアール イー株式会社	6,130	3.9	6,090	3.6	4.0
IIF福岡箱崎ロジスティクスセンター	9,889	12,600	シービーアール イー株式会社	12,600	3.9	12,400	3.6	4.0
IIF板橋ロジスティクスセンター	1,692	2,370	シービーアール イー株式会社	2,400	3.5	2,370	3.1	3.6
IIF仙台大和ロジスティクスセンター	1,505	2,030	一般財団法人日 本不動産研究所	2,060	4.5	2,000	4.2	4.8
IIF太田ロジスティクスセンター	978	1,210	株式会社谷澤総 合鑑定所	1,200	4.9	1,210	初年度 4.8 2年度以降5.0	5.1
IIF大阪住之江ロジスティクスセンター	11,717	16,400	株式会社谷澤総合鑑定所	16,900	3.7	16,200	10年度まで 3.6 11年度3.8	3.9
IIF大阪住之江ロジスティクスセンター	2,589	3,060	株式会社谷澤総 合鑑定所	3,170	3.9	3,010	4.0	4.1
IIF盛岡ロジスティクスセンター	1,358	1,650	シービーアール イー株式会社	1,620	4.9	1,650	4.5	4.9
IIF札幌ロジスティクスセンター	2,567	2,810	大和不動産鑑定 株式会社	2,830	4.6	2,800	4.4	4.8
IIF郡山ロジスティクスセンター	2,341	3,740	株式会社谷澤総 合鑑定所	3,420	5.0	3,870	5年度まで4.9 6年度以降5.0	5.2
IIF神戸西ロジスティクスセンター(底地)	2,059	2,680	株式会社谷澤総合鑑定所	-	-	2,680	8年度まで3.9 9-12.7年度 4.0	4.1
IIF兵庫たつのロジスティクスセンター	4,066	4,280	株式会社谷澤総 合鑑定所	4,310	4.5	4,270	4.6	4.7
IIF昭島ロジスティクスセンター	8,387	9,030	株式会社谷澤総 合鑑定所	9,550	3.7	8,810	1-3年度 3.6 4年度以降3.7	3.9
IIF岐阜各務原ロジスティクスセンター	2,293	3,240	株式会社谷澤総 合鑑定所	3,310	4.2	3,210	1-4年度 4.2 5年度以降4.3	4.4
IIF広島西風新都ロジスティクスセンター	6,027	6,780	株式会社谷澤総 合鑑定所	6,790	4.7	6,770	4.5	4.8
IIF湘南ロジスティクスセンター	7,433	9,210	シービーアール イー株式会社	9,160	3.9	9,210	3.6	4.0
IIF四日市ロジスティクスセンター	8,792	10,300	株式会社谷澤総 合鑑定所	10,400	4.4	10,300	4.5	4.6
IIF滋賀竜王ロジスティクスセンター	3,560	4,000	株式会社谷澤総合鑑定所	4,000	4.4	4,000	1-3年度 4.3 4-6年度 4.4 7年度以降4.5	4.6
IIF近江八幡ロジスティクスセンター	1,862	2,300	シービーアール イー株式会社	2,350	4.6	2,300	4.3	4.7
IIF武蔵村山ロジスティクスセンター	16,972	17,200	株式会社谷澤総 合鑑定所	17,500	3.3	17,000	3.3	3.5
IIF福岡久山ロジスティクスセンター	14,707	15,500	株式会社谷澤総 合鑑定所	15,600	3.8	15,500	3.7	3.9
IIF春日井ロジスティクスセンター(底地)	7,824	7,990	株式会社谷澤総 合鑑定所	-	-	7,990	4.9	5.0
IIF北九州ロジスティクスセンター	7,371	7,730	株式会社谷澤総 合鑑定所	8,140	4.3	7,560	4.3	4.5
IIF大阪茨木ロジスティクスセンター	7,249	7,470	株式会社谷澤総 合鑑定所	7,610	3.6	7,420	3.6	3.8
IIF湘南ロジスティクスセンター (底地)	6,703	7,960	株式会社谷澤総 合鑑定所	-	-	7,960	3.3	3.4
IIFつくばロジスティクスセンター(底地)	6,095	6,760	株式会社谷澤総 合鑑定所	-	-	6,760	3.5	3.6
IIF鳥栖ロジスティクスセンター	5,396	5,760	株式会社谷澤総 合鑑定所	5,870	3.8	5,710	3.8	4.0
IIF土浦ロジスティクスセンター	3,952	4,220	株式会社谷澤総 合鑑定所	4,240	4.2	4,230	4.2	4.4
IIF仙台ロジスティクスセンター	3,583	3,680	株式会社谷澤総 合鑑定所	3,740	4.0	3,660	4.0	4.2

						【2023年7月末日現			
				直接還元法		DCF法			
不動産等の名称	期末 帳簿価額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円)	不動産鑑定 評価機関	直接 還元 価格 (百万円)	直接 還元 利回り (%)	DCF 価格 (百万円)	割引率 (%)	最終 還元 利回り (%)	
IIF富山ロジスティクスセンター	3,475	3,716	株式会社谷澤総 合鑑定所	3,600	4.4	3,686	底地 3.8 土地建物 4.4	底地 3.9 土地建物 4.6	
IIF秦野ロジスティクスセンター	3,202	3,530	株式会社谷澤総 合鑑定所	3,490	3.5	3,540	3.5	3.7	
IIF札幌北広島ロジスティクスセンター	2,673	2,760	株式会社谷澤総 合鑑定所	2,780	4.4	2,750	4.4	4.6	
IIF小牧ロジスティクスセンター(底地)	2,366	2,670	株式会社谷澤総 合鑑定所	-	-	2,670	3.6	3.7	
IIF北九州ロジスティクスセンター	2,222	2,440	株式会社谷澤総 合鑑定所	2,570	4.3	2,400	4.3	4.5	
IIF佐倉ロジスティクスセンター	2,202	2,310	株式会社谷澤総 合鑑定所	2,320	4.3	2,300	4.3	4.5	
IIF横須賀ロジスティクスセンター	2,012	2,170	株式会社谷澤総 合鑑定所	2,190	3.8	2,170	3.8	4.0	
IIF豊橋ロジスティクスセンター	1,826	1,890	株式会社谷澤総 合鑑定所	1,950	4.3	1,870	4.3	4.5	
IIF習志野ロジスティクスセンター (底地)	1,481	1,670	株式会社谷澤総 合鑑定所	-	-	1,650	3.6	3.6	
IIF北九州ロジスティクスセンター	1,271	1,400	株式会社谷澤総 合鑑定所	1,480	4.4	1,370	4.4	4.6	
IIF横浜幸浦ロジスティクスセンター (底地)	1,211	3,150	株式会社谷澤総 合鑑定所	-	-	3,150	9年度まで3.4 10年度以降 3.5	3.5	
IIF東松山ロジスティクスセンター(底地)	1,168	1,340	株式会社谷澤総合鑑定所	-	•	1,340	9年度まで3.6 10年度以降 3.7	3.7	
IIF大阪此花ロジスティクスセンター (底地)	1,059	1,960	株式会社谷澤総 合鑑定所	-	1	1,960	3.6	3.6	
IIF滋賀大津ロジスティクスセンター	1,012	1,661	株式会社谷澤総 合鑑定所	966	4.0	1,113	底地 3.7 建物 4.0	底地3.7 建物4.2	
IIF札幌ロジスティクスセンター	774	885	株式会社谷澤総合鑑定所	278	4.3	885	底地: 1-9年度 4.1 10年度以降 4.2 土地建物: 1-9年度 4.3 10年度 4.4	底地 4.2 土地建物 4.5	
IIF相模原ロジスティクスセンター(底地)	750	929	株式会社谷澤総合鑑定所	-	1	929	9年度まで3.1 10年度以降 3.2	3.2	
IIF兵庫三田ロジスティクスセンター (底地)	540	1,840	株式会社谷澤総 合鑑定所	-	-	1,840	3.4	3.5	
IIF仙台岩沼ロジスティクスセンター (底地)	467	566	株式会社谷澤総 合鑑定所	-	-	566	4.0	4.1	
IIF岩手一関ロジスティクスセンター	1,124	1,400	株式会社谷澤総 合鑑定所	1,480	4.8	1,360	4.9	5.0	
IIF兵庫三田ロジスティクスセンター	9,393	9,950	株式会社谷澤総 合鑑定所	10,100	3.8	9,880	3.8	4.0	
IIF横浜都筑テクノロジーセンター	1,400	1,690	一般財団法人日 本不動産研究所	1,700	5.4	1,670	5.2	5.6	
IIF三鷹カードセンター	9,188	9,820	一般財団法人日 本不動産研究所	9,890	5.5	9,750	5.3	5.7	
IIF蒲田R&Dセンター	7,276	8,020	一般財団法人日 本不動産研究所	8,140	5.6	7,900	4.8	5.3	
IIF川崎サイエンスセンター	1,733	2,950	一般財団法人日 本不動産研究所	2,990	4.9	2,900	4.7	5.1	
IIF相模原R&Dセンター	3,626	4,910	一般財団法人日 本不動産研究所	4,960	5.1	4,860	4.9	5.3	
IIF横浜新山下R&Dセンター	3,807	4,630	シービーアール イー株式会社	4,710	4.7	4,700	4.3	4.8	

							(2025年7月	不口况任)
				直接還	接還元法 DCF		DCF法	
不動産等の名称	期末 帳簿価額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円)	不動産鑑定評価機関	直接 還元 価格 (百万円)	直接 還元 利回り (%)	DCF 価格 (百万円)	割引率 (%)	最終 還元 利回り (%)
IIF掛川マニュファクチュアリングセンター (底地)	1,572	1,750	株式会社谷澤総 合鑑定所	-	-	1,750	5.1	5.1
IIF浦安マシナリーメンテナンスセンター (底地)	1,345	1,770	一般財団法人日 本不動産研究所	1,800	4.3	1,740	3.7	4.7
IIF横須賀テクノロジーセンター	4,438	4,510	シービーアール イー株式会社	4,550	5.6	4,510	5.3	5.7
IIF湘南テクノロジーセンター	1,334	1,330	シービーアール イー株式会社	1,300	5.2	1,330	4.9	5.3
IIF戸塚マニュファクチュアリングセンター (底地)	2,413	2,630	大和不動産鑑定 株式会社	2,630	4.6	2,630	4.6	-
IIF厚木マニュファクチュアリングセンター	11,649	16,200	シービーアール イー株式会社	16,200	4.2	16,200	3.9	4.3
IIF新川崎R&Dセンター	6,189	9,160	一般財団法人日 本不動産研究所	9,180	5.1	9,140	4.8	5.2
IIF市川フードプロセスセンター	6,361	6,670	大和不動産鑑定 株式会社	6,800	4.0	6,610	3.8	4.2
IIF岐阜各務原マニュファクチュアリングセ ンター(底地)	255	261	一般財団法人日 本不動産研究所	265	4.5	257	4.3	4.7
IIF岡崎マニュファクチュアリングセンター	4,743	4,650	株式会社谷澤総 合鑑定所	4,690	4.5	4,630	初年度 4.4 2-5年度 4.3 6年度以降4.4	4.5
IIF湘南ヘルスイノベーションパーク	41,221	48,300	一般財団法人日 本不動産研究所	49,000	4.8	47,600	4.7	5.1
IIF市原マニュファクチュアリングセンター (底地)	16,614	19,190	株式会社谷澤総 合鑑定所	-	-	19,190	(A区画) 初年度7.6 2年度以降7.7 (B区画) 初年度-12年 度まで4.7 13年度以降 4.8	(A区画) 7.8 (B区画) 4.9
IIF入間マニュファクチュアリングセンター (底地)	2,597	2,920	一般財団法人日 本不動産研究所	2,920	4.9	2,920	4.5	5.0
IIF栃木真岡マニュファクチュアリングセン ター(底地)	1,198	1,340	一般財団法人日 本不動産研究所	1,330	5.1	1,340	4.7	5.2
IIF飯能マニュファクチュアリングセンター (底地)	2,537	3,130	一般財団法人日 本不動産研究所	-	-	3,130	4.7	-
IIF大田マニュファクチュアリングセンター	4,543	5,030	一般財団法人日 本不動産研究所	5,100	3.8	4,950	3.3	3.9
IIF下関ヴィークルメインテナンスセンター	1,255	1,320	一般財団法人日 本不動産研究所	1,330	4.6	1,300	4.3	4.6
IIF神戸地域冷暖房センター	15,044	12,000	一般財団法人日 本不動産研究所	11,900	4.4	12,100	3.6	4.6
IIF羽田空港メインテナンスセンター	35,579	44,900	シービーアール イー株式会社	44,700	4.4	44,900	3.5	4.8
IIF品川データセンター	5,425	7,470	一般財団法人日 本不動産研究所	7,540	4.7	7,400	3.8	4.7
IIF大阪豊中データセンター	5,505	6,560	一般財団法人日 本不動産研究所	6,570	4.9	6,540	4.5	5.1
IIF名古屋港タンクターミナル (底地)	1,998	2,240	一般財団法人日 本不動産研究所	2,250	5.6	2,220	4.7	6.3
IIF東松山ガスタンクメンテナンスセンター (底地)	729	832	一般財団法人日 本不動産研究所	-	-	832	4.9	-
IIF川崎港タンクターミナル(底地)	7,223	7,490	一般財団法人日 本不動産研究所	7,480	3.7	7,490	3.2	3.8
IIF静岡大井川港タンクターミナル(底地)	144	162	一般財団法人日 本不動産研究所	162	5.0	161	4.7	5.1
I IF北九州門司港タンクターミナル(底地)	605	624	一般財団法人日 本不動産研究所	626	5.0	621	4.7	5.1

(チ) 地震リスク評価報告書及び建物状況調査報告書の概要

本投資法人が期末時点で保有している建物及び不動産信託受益権に係る建物については、株式会社イー・アール・エスにより、2025年8月付の地震リスク評価(ポートフォリオ)報告書(以下「本地震リスク評価報告書」といいます。)が作成されており、本地震リスク評価報告書に基づき下表のPML(予想最大損失率)を記載しています。ただし、本地震リスク評価報告書については、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。なお、「PML(予想最大損失率)」とは、統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、対象建物に損失を与えると想定される大小の地震に対して、損失額及び年超過確率の関係から、超過確率0.21%(再現期間475年)における、地震に対する「建物の予想損失額」/「建物再調達価格」(%)を意味します。ただし、予想損失額は、地震動による建物(構造部材・非構造部材・建築設備)のみの直接損失に関するものであり、機器、家具、什器等の被害や地震後の水又は火災による損失、被災者に対する補償、営業中断による営業損失等の二次的被害は含まれていません。

また、これらの各建物については、以下の各調査業者により、建物状況調査報告書が作成されています。ただし、長期修繕費についてはあくまで調査業者の意見であり、その内容の妥当性、正確性を保証するものではありません。

		地震リスク評価報告書		建物状況調査報告書			
 物f	牛名称	PML(予想最大損失率)	長期修繕費(=	F円)(注1)	調査業者		
		(%)		年平均 (千円)	調査時点		
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	ジスティクス		272,994		東京海上ディーアール		
センター		4.6	(12年合計)	22,749	株式会社 2024年3月7日		
					SOMPOリスクマネジメント		
1	ジスティクス	0.3	592,610	49,384	株式会社		
センター			(12年合計)	·	2025年7月3日		
LIF新砂□	ジスティクス		129,500		SOMPOリスクマネジメント		
センター		6.4	(12年合計)	10,792	株式会社		
					2022年1月14日 東京海上ディーアール		
1	ジスティクス	2.6	110,163	9,180	株式会社		
センター			(12年合計)	,,,,,,,	2021年2月2日		
IIF西宮口 センター	ジスティクス						
			141,290		SOMPOリスクマネジメント		
	既存棟	9.9	(12年合計)	11,774	株式会社		
			,		2021年1月29日 SOMP0リスクマネジメント		
	 増築棟	6.7	76,960	6,413	株式会社		
		J	(12年合計)	0,110	2021年1月29日		
IIF習志野 スセンター	ロジスティク ・(底地)	-	-	-	-		
IIF習志野 スセンター	ロジスティク ・ (底地)	1	-	-	-		
│ │ I I F 厚木口	ジスティクス		619,570		SOMPOリスクマネジメント		
センター		7.6	(12年合計)	51,631	株式会社		
	,				2021年2月8日 SOMPOリスクマネジメント		
	筑ロジスティ	8.7	269,480	22,457	株式会社		
クスセンタ	'—		(12年合計)	,	2025年7月2日		
IIFさいたまロジスティ クスセンター			120,964		東京海上ディーアール		
		4.2	(12年合計)	10,080	株式会社		
· · · · · ·					2020年9月14日		
	ロジスティク	9.1	200,720	16,727	SOMPOリスクマネジメント 株式会社		
スセンター	•	9.1	(12年合計)	10,727	2021年1月29日		
		l		l			

				有伽証	
	地震リスク評価報告書建物状況調査報告書				
 物件名称	PML(予想最大損失率)	長期修繕費(=	 千円)(注1)	血木业力	
初于古柳	(%)		年平均 (千円)	調査業者調査時点	
IIF厚木ロジスティクス センター	5.1	201,000 (20年合計)	10,050	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2023年12月15日	
IIF川口ロジスティクス センター	10.7	791,785 (12年合計)	65,980	株式会社ERIソリューション 2024年1月29日	
IIF東大阪ロジスティク スセンター	9.0	218,430 (12年合計)	18,200	株式会社ERIソリューション 2023年12月22日	
IIF柏ロジスティクスセ ンター	4.4	128,720 (12年合計)	10,726	東京海上ディーアール 株式会社 2023年4月24日	
IIF三郷ロジスティクス センター	4.0	30,100 (12年合計)	2,500	株式会社ERIソリューション 2024年1月24日	
IIF入間ロジスティクス センター	5.8	190,260 (12年合計)	15,855	東京海上ディーアール 株式会社 2023年9月26日	
IIF鳥栖ロジスティクス センター	0.8	30,440 (12年合計)	2,530	株式会社ERIソリューション 2024年1月23日	
IIF盛岡ロジスティクス センター	1.9	87,600 (12年合計)	7,300	株式会社ERIソリューション 2024年8月20日	
IIF広島ロジスティクス センター	4.8	109,310 (12年合計)	9,100	株式会社ERIソリューション 2024年1月9日	
IIF泉大津e-shopロジス ティクスセンター(底 地)	-	-	-	-	
IIF泉佐野フードプロセ ス&ロジスティクスセン ター	12.3	183,690 (12年合計)	15,308	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2025年7月9日	
IIF京田辺ロジスティク スセンター	5.6	136,820 (12年合計)	11,402	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2024年12月20日	
IIF福岡古賀ヴィークル ロジスティクスセンター (底地)	-	-	-	-	
IIF福岡東ロジスティク スセンター	0.2	- (12年合計) (注2)	- (注2)	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2025年7月9日	
IIF大阪此花ロジスティ クスセンター	9.6	436,980 (12年合計)	36,415	デロイトトーマツPRS 株式会社 2021年3月11日	
IIF加須ロジスティクス センター	8.2	137,560 (12年合計)	11,463	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2021年2月16日	
IIF羽村ロジスティクス センター	3.5	44,090 (12年合計)	3,674	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2025年2月13日	
IIF福岡箱崎ロジスティ クスセンター	0.4	169,760 (12年合計)	14,147	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2023年1月19日	

		地震リスク評価報告書		建物状況	調査報告書
 物件	-名称	PML(予想最大損失率)	長期修繕費(=	F円)(注1)	調査業者
		(%)		年平均	調査時点
 IIF福岡箱嶋	 奇ロジスティ	. ,		(千円)	
クスセンタ・					
[278,320		SOMPOリスクマネジメント
	既存棟	0.2	(12年合計)	23,193	株式会社
					2023年1月20日 SOMPOリスクマネジメント
	増築棟	0.7	65,820	5,485	株式会社
		-	(12年合計)	, , , ,	2023年1月20日
IIF板橋口ミ	ゾスティクス		52,806		東京海上ディーアール
センター		5.8	(12年合計)	4,400	株式会社
					2022年2月24日 SOMPOリスクマネジメント
1	ロロジスティ	2.4	55,410	4,618	株式会社
クスセンタ・	_		(12年合計)	,	2022年1月14日
LIF大田口ミ	ゾスティクス		_		SOMPOリスクマネジメント
レンター		7.0	(12年合計)	-	株式会社
			,		2022年1月14日 東京海上ディーアール
	之江ロジス	4.8	240,828	20,069	保京海エブィーアール 株式会社
ティクスセ:	ンター	1.0	(12年合計)	20,000	2022年2月25日
川丘大阪住	 之江ロジス		147,905		東京海上ディーアール
「「人」以 圧 ティクスセ:		3.9	(12年合計)	12,325	株式会社
			(2022年2月25日
1	ジスティクス	1.7	63,960	5,330	SOMPOリスクマネジメント 株式会社
センター		1.7	(12年合計)	3,550	2022年1月14日
IIF札幌口シ	ジスティクス	2.0	73,430	6,110	株式会社ERIソリューション
センター		2.0	(12年合計)	0,110	2022年7月22日
 IIF郡山口シ	ジスティクス	0.0	-		東京海上ディーアール
センター		2.8	(12年合計)	-	株式会社 2022年2月7日
 IIF神戸西口	コジスティク				20222737 []
スセンター		-	-	-	-
 IIF兵庫た	つのロジス		445,033		東京海上ディーアール
ティクスセン		3.7	(12年合計)	37,086	株式会社
LIE昭自口:	ゾスティクス		254,680		2024年9月11日 株式会社ERIソリューション
センター	, , , , , , ,	3.6	(12年合計)	21,220	2023年4月26日
-	 務原ロジス		159,848		東京海上ディーアール
│ I I F 岐 早 合 │ ティクスセ〕		2.8	(159,848	13,320	株式会社
					2024年9月19日
IIF広島西風 ティクスセ:	風新都ロジス ンター	1.2	319,560 (20年合計)	15,970	株式会社ERIソリューション 2020年4月21日
	<u>ファー</u> ブスティクス		137,110		株式会社ERIソリューション
センター		6.8	(12年合計)	11,420	2020年6月1日
	コジスティク				
スセンター					0011011 = 5 = 4 - 3
	四方墙	6.0	212,750	17 700	│ SOMPOリスクマネジメント │ ★ゴ☆ナナ
	既存棟	6.3	(12年合計)	17,729	株式会社 2021年8月25日
			450.015		SOMPOリスクマネジメント
	新築棟	3.6	159,940 (20年合計)	7,997	株式会社
			(404 pāl)		2022年9月12日

				行叫 业分 和古音(
	地震リスク評価報告書	書 建物状況調査報告書			
物件名称	PML(予想最大損失率)	長期修繕費(=	千円)(注1)	海木光士	
19011-110		,	年平均	調査業者 調査時点	
	(%)		(千円)	過量特無	
IIF滋賀竜王ロジスティ	2.0	113,750		株式会社ERIソリューション	
クスセンター	3.9	(20年合計)	5,680	2021年8月6日	
				東京海上ディーアール	
IIF近江八幡ロジスティ	1.9	-	_	株式会社	
クスセンター		(12年合計)		2023年1月16日	
				SOMPOリスクマネジメント	
│ⅡF武蔵村山ロジスティ	2.5	470,530	39,211	株式会社	
クスセンター		(12年合計)		2024年1月26日	
				SOMPOリスクマネジメント	
│ IIF福岡久山ロジスティ	0.3	245,760	20,481	株式会社	
クスセンター	0.0	(12年合計)	20, 101	2024年1月26日	
LIF春日井ロジスティク				2021-173201	
スセンター(底地)	-	-	-	-	
ハピノノ (瓜地)				SOMPOリスクマネジメント	
IIF北九州ロジスティク	1.7	467,730	38,978	SOMPOリスクマネシスクト 株式会社	
スセンター	1.7	(12年合計)	30,970	2024年1月26日	
IIF大阪茨木ロジスティ	4.0	144,060	40.005	SOMPOリスクマネジメント	
クスセンター	4.0	(12年合計)	12,005	株式会社	
11515 + 5 5 5 5 5 5 5		,		2024年1月26日	
IIF湘南ロジスティクス	_	-	_	_	
センター (底地)					
IIFつくばロジスティク	_	_	_	_	
スセンター(底地)					
│ │IIF鳥栖ロジスティクス		233,580		SOMPOリスクマネジメント	
センター	1.3	(12年合計)	19,465	株式会社	
				2024年1月26日	
│ⅡF土浦ロジスティクス	3.0	88,850	7,400	株式会社ERIソリューション	
センター	0.0	(12年合計)	7,400	2024年1月26日	
│ │IIF仙台ロジスティクス		95,760		SOMPOリスクマネジメント	
センター	1.1	(12年合計)	7,980	株式会社	
629-		(124011)		2024年1月26日	
IIF富山ロジスティクス	2.4	107,988	9 000	株式会社ERIソリューション	
センター	3.1	(12年合計)	8,990	2024年1月26日	
IIF秦野ロジスティクス	44.0	124,030	40, 220	株式会社ERIソリューション	
センター	14.8	(12年合計)	10,330	2024年1月25日	
IIF札幌北広島ロジス	4.7	90,550	7.540	株式会社ERIソリューション	
ティクスセンター	1.7	(12年合計)	7,540	2024年1月26日	
IIF小牧ロジスティクス		•			
センター(底地)	-	-	_	-	
IIF北九州ロジスティク		35,620	2	株式会社ERIソリューション	
スセンター	3.1	(12年合計)	2,960	2024年1月26日	
IIF佐倉ロジスティクス		6,640		大和不動産鑑定株式会社	
センター	6.1	(12年合計)	553	2024年1月30日	
IIF横須賀ロジスティク		21,585		大和不動産鑑定株式会社	
スセンター	10.2	(12年合計)	1,799	2024年1月26日	
IIF豊橋ロジスティクス		76,308		大和不動産鑑定株式会社	
センター	18.6	(12年合計)	6,359	2024年1月26日	
IIF習志野ロジスティク		\ ·=			
スセンター (底地)	-	-	-	-	
CEDター (R地)		192,280		 株式会社ERIソリューション	
ITF北ル州ロシスティク スセンター	2.4	(192,280	16,020	休式会社に19リューション 2024年1月26日	
		(14十四司)		2024年1月20日	
IIF横浜幸浦ロジスティ	-	-	-	-	
クスセンター(底地)					

	地震リスク評価報告書	書 建物状況調査報告書				
11-111-0-11-	PML(予想最大損失率)	 長期修繕費(=				
物件名称		区别 [2] [2] [3]	年平均	調査業者		
	(%)		(千円)	調査時点		
IIF東松山ロジスティク スセンター(底地)	-	-	-	-		
IIF大阪此花ロジスティ						
クスセンター (底地)	-	<u>-</u>	-	-		
│IIF滋賀大津ロジスティ │クスセンター	2.3	32,260 (12年合計)	2,680	株式会社ERIソリューション 2024年1月26日		
IIF札幌ロジスティクス センター	2.0	6,720 (12年合計)	560	日本建築検査協会 株式会社 2024年1月		
IIF相模原ロジスティク スセンター(底地)	-	-	-	-		
IIF兵庫三田ロジスティ クスセンター (底地)	-	-	-	-		
IIF仙台岩沼ロジスティ クスセンター(底地)	-	-	-	-		
IIF岩手一関ロジスティ クスセンター	1.1	125,177 (12年合計)	10,431	日本建築検査協会 株式会社 2024年4月		
IIF兵庫三田ロジスティ クスセンター	1.5	23,984 (12年合計)	1,999	大和不動産鑑定株式会社 2024年11月20日		
IIF横浜都筑テクノロ ジーセンター	3.3	60,620 (12年合計)	5,052	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2025年6月25日		
IIF三鷹カードセンター	6.7	987,836 (12年合計) (注3)	82,310 (注3)	株式会社ERIソリューション 2022年1月17日		
IIF蒲田R&Dセンター	7.7	268,249 (12年合計)	22,354	デロイトトーマツPRS 株式会社 2021年2月18日		
IIF川崎サイエンスセン ター	9.7	209,240 (12年合計)	17,437	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2024年11月29日		
IIF相模原R&Dセンター	8.5	738,081 (12年合計)	61,506	東京海上ディーアール 株式会社 2024年3月4日		
IIF横浜新山下R&Dセン ター	5.0	84,838 (12年合計)	7,069	東京海上ディーアール 株式会社 2020年9月14日		
IIF掛川マニュファク チュアリングセンター (底地)	-	-	-	-		
IIF浦安マシナリーメン テナンスセンター(底 地)	-	-	-	-		
IIF横須賀テクノロジー センター	5.0	499,290 (12年合計)	41,608	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2021年2月12日		
IIF湘南テクノロジーセ ンター	4.8	105,772 (12年合計)	8,814	東京海上ディーアール 株式会社 2021年2月4日		
IIF戸塚マニュファク チュアリングセンター (底地)	-	-	-	-		
IIF厚木マニュファク チュアリングセンター	8.0	- (20年合計)	-	大和不動産鑑定株式会社 2022年1月18日		

		地震リスク評価報告書			調査報告書
物件名称		PML(予想最大損失率)	長期修繕費(=	 千円)(注1)	- 一木 - 土 - 土
初于古柳			233312	年平均	調査業者 調査時点
		(%)		(千円)	
 │ I IF新川崎R&Dセンタ	_	6.7	115,300	9,600	株式会社ERIソリューション
		-	(12年合計)	.,	2024年1月10日
│ IIF市川フードプロ │ センター	セス	2.3	34,990 (12年合計)	2,910	株式会社ERIソリューション 2024年7月5日
IIF岐阜各務原マ			(12十口司)		2024年7月3日
ファクチュアリング		_	_	_	_
ター(底地)					
			054.000		SOMPOリスクマネジメント
│ IIF 岡崎マニュフ │ チュアリングセンタ		13.7	354,630 (12年合計)	29,553	株式会社
テュアリングセンタ			(124-011)		2023年7月25日
│ │ IIF湘南へルスイノ	ベー		16,450,140		SOMPOリスクマネジメント
ションパーク	•	0.3	(12年合計)	1,370,845	株式会社
			(- 1 - 11)		2021年7月2日
IIF市原マニュフ					
チュアリングセン	ター	-	-	-	-
(底地) IIF入間マニュフ	マカ				
「「八囘マーュノ チュアリングセン		_	_	_	_
(底地)			_		_
IIF栃木真岡マニュ	ファ				
クチュアリングセン		_	-	_	-
(底地)					
IIF飯能マニュフ	ァク				
チュアリングセン	ター	-	-	-	-
(底地)					
IIF大田マニュフ		8.5	162,760	13,560	株式会社ERIソリューション
チュアリングセンタ		0.0	(12年合計)	10,000	2023年1月12日
IIF下関ヴィークル		5.8	- (40/F-Q+L)	_	株式会社ERIソリューション
ンテナンスセンター			(12年合計)		2024年10月29日
IIF神戸地域冷暖房	セン	4.7	248,780	20,732	デロイトトーマツPRS 株式会社
ター		4.7	(12年合計)	20,732	2017年3月22日
IIF羽田空港メイン	テナ				2017
ンスセンター					
					東京海上ディーアール
M1		4.5	4 005 077		株式会社
			1,985,077 (12年合計)	165,423	2017年9月20日
			(注4日前)	(注3)	東京海上ディーアール
M2		3.2	(,,		株式会社
			044 000		2017年9月20日
IIF品川データセンタ	ター	8.9	311,838 (12年会註)	25,980	株式会社ERIソリューション
LIF大阪豊中データ	,		(12年合計)		2021年12月27日 株式会社ERIソリューション
IIF人阪豊中アータ ター	ری	3.8	392,190 (12年合計)	32,680	株式会社ERTソリューション 2024年7月11日
IIF名古屋港タンク	<i>□</i>		(14十口司)		2024年1月11日
ここの ここと ことと ことと	, –	-	-	-	-
IIF東松山ガスタン	クメ				
ンテナンスセンター		_	_	_	_
地)					
IIF川崎港タンクターミ					
ナル(底地)		-	-	-	-
IIF静岡大井川港タンク					
ターミナル(底地)	-	-	-	_	-
IIF北九州門司港夕	ンク				
ターミナル(底地)		-	-		-
ポートフォリオ全	休	1.97	_	_	_
- ハーフタラの主	r+	1.97	_	<u> </u>	-

有価証券報告書(内国投資証券)

- (注1) 長期修繕費は、各調査業者が試算した長期修繕費を記載しています。年平均は、各調査業者の建物状況調査報告書に基づく 括弧内記載の各期間に係る長期修繕費用予測の年平均額を記載しています。
- (注2) 2015年に建物状況報告書を取得した後にテナントと締結した賃貸借契約に基づき、本書提出日現在、修繕・更新に係るすべての費用が賃借人負担とされています。
- (注3) 賃貸借契約において、賃借人の負担とされている修繕に係る費用を除いた数値を記載しています。

(リ) ポートフォリオ分散の状況

i. アセットカテゴリー別

アセットカテゴリー	物件数	期末算定価額 (百万円)	比率(%) (注)
物流施設	77	382,036	61.0
工場・研究開発施設等	23	162,181	25.9
インフラ施設	9	82,278	13.1
合計	109	626,495	100.0

⁽注) 「比率」は、期末算定価額の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

ii. 立地カテゴリー別

立地カテゴリー	物件数	期末算定価額 (百万円)	比率 (%) (注)
都市近郊型又は工業集積地型	93	564,181	90.1
独立立地型	16	62,314	9.9
合計	109	626,495	100.0

⁽注) 「比率」は、期末算定価額の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

iii. 賃貸借期間別

(契約期間)

契約賃貸借期間	賃借人数 (注1)	年間賃料(消費税別) (百万円)(注2)	比率(%) (注3)
10年以上	110	32,642	91.3
2年以上10年未満	28	2,934	8.2
2年未満	8	184	0.5
合計	146	35,761	100.0

- (注1) 「賃借人数」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合) に係る賃貸借契約の数に基づき記載しています。
- (注2) 「年間賃料」は、各不動産及び信託不動産に係る賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る月間賃料を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている不動産及び信託不動産については、その合計額によります。)を、百万円未満を切り捨てて記載しています。したがって、各契約賃貸借期間における「年間賃料」の合計が下段に記載のポートフォリオ合計と一致していない場合があります。
- (注3) 「比率」は、各賃借人の年間賃料の賃借人全体の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(残存期間)

「知山ノ			
賃貸借残存期間(注1)	賃借人数 (注2)	年間賃料(消費税別) (百万円)(注3)	比率(%) (注4)
10年以上	65	18,624	52.1
2年以上10年未満	51	11,218	31.4
2年未満	30	5,918	16.5
合計	146	35,761	100.0

- (注1) 「賃貸借残存期間」は、2025年7月31日現在を基準としています。
- (注2) 「賃借人数」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合) に係る賃貸借契約の数に基づき記載しています。
- (注3) 「年間賃料」は、各不動産及び信託不動産に係る賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る月間賃料を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている不動産及び信託不動産については、その合計額によります。)を、百万円未満を切り捨てて記載しています。したがって、各賃貸借残存期間における「年間賃料」の合計が下段に記載のポートフォリオ合計と一致していない場合があります。
- (注4) 「比率」は、各賃借人の年間賃料の賃借人全体の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

iv. 総賃貸可能面積別

総賃貸可能面積(注1)	物件数	期末算定価額 (百万円)	比率(%) (注2)
30,000㎡以上	29	310,580	49.6
10,000㎡以上30,000㎡未満	60	265,860	42.4
10,000㎡未満	20	50,055	8.0
合計	109	626,495	100.0

- (注1) 「総賃貸可能面積」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に記載された建物又は土地(底地の 場合)に係る賃貸面積及び賃貸借契約を締結していない区画の賃貸可能面積の合計面積です。
- (注2) 「比率」は、期末算定価額の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(ヌ) 資本的支出の状況

a. 資本的支出の予定

本投資法人の保有資産に関し、現在計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは以下のとおりです。なお、下記工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれています。

7 5h ## 0 67 fb	所在地	- M	マウ地田	工事予定金額(百万円)		
不動産等の名称	「動産等の名称 所在地 目的		予定期間	総額	当期支払額	既支払総額
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県 藤沢市	A42W_i CODE設置	2025年5月~ 2025年12月	732	-	0
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県 藤沢市	A32W_B棟化工事	2025年11月~ 2026年3月	466	0	0
IIF品川データセンター	東京都品川区	特高変圧器更新工事 (2期/全3期)	2026年8月~ 2027年1月	307	-	-
IIF羽田空港メインテナン スセンター	東京都大田区	泡消火設備更新工事 (2期/全3期)	2025年8月~ 2026年1月	233	-	-
IIF羽田空港メインテナン スセンター	東京都大田区	泡消火設備更新工事 (3期/全3期)	2026年2月~ 2026年7月	233	-	0
IIF品川データセンター	東京都品川区	特高変圧器更新工事 (1期/全3期)	2026年2月~ 2026年4月	222	-	-
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県藤沢市	照明LED化 (A3,B3,C3,BW,AC 棟 アベニュー)	2025年11月~ 2027年6月	213	-	-
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県 藤沢市	自動火災報知設備更 新	2026年12月~ 2027年7月	200	-	-
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県 藤沢市	非常放送設備更新	2025年11月~ 2026年10月	199	2	2
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県 藤沢市	照明LED化(A3棟,B3 棟,C3棟)	2025年11月~ 2027年6月	165	-	-
IIF習志野ロジスティクス センター (底地)	千葉県 習志野市	護岸(敷地北側)補 強工事(2期/全3期)	2025年12月~ 2026年3月	131	-	-
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県 藤沢市	A1棟中央監視下位制 御機器更新	2025年11月~ 2027年1月	129	-	-
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県 藤沢市	照明LED化(調光制御 エリア_A5,B5,C5)	2025年11月~ 2027年6月	124	-	-
IIF習志野ロジスティクス センター (底地)	千葉県 習志野市	護岸(敷地北側)補 強工事(1期/全2期)	2025年10月~ 2026年1月	121	-	-
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県 藤沢市	電力監視設備センター装置更新	2025年7月~ 2026年2月	118	-	-
IIF四日市ロジスティクス センター	三重県四日市市	垂坂物流センターB棟 EV更新工事(1期/全4 期)	2026年8月~ 2027年1月	98	-	-
IIF四日市ロジスティクス センター	三重県四日市市	垂坂物流センターB棟 EV更新工事(2期/全4 期)	2027年2月~ 2027年7月	91	-	-

				工事子		万円)
不動産等の名称 	所在地	目的	予定期間	総額	当期支払額	既支払総額
IIF野田ロジスティクスセ ンター	千葉県野田市	屋上全面防水工事(1 期/全2期)	2026年6月~ 2026年7月	86	-	-
IIF野田ロジスティクスセ ンター	千葉県野田市	屋上全面防水工事(2 期/全2期)	2026年8月~ 2026年9月	86	-	-
IIF大阪住之江ロジスティ クスセンター	大阪府大阪市	外壁改修工事(1期/ 全4期)	2025年10月~ 2026年2月	85	-	-
IIF大阪住之江ロジスティ クスセンター	大阪府大阪市	外壁改修工事(3期/ 全4期)	2026年9月~ 2027年2月	84	-	-
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県藤沢市	照明LED化(調光制御 エリア_A1,A2,B3, C3)	2025年11月~ 2027年6月	78	-	-
IIF相模原R&Dセンター	神奈川県 相模原市	エレベーター更新 (本館3号機)	2026年2月~ 2026年7月	75	-	1
IIF泉佐野フードプロセス&ロジスティクスセンター	大阪府 泉佐野市	外壁改修工事(2期/ 全2期:南東面)	2027年3月~ 2027年6月	75	-	1
IIF大阪此花ロジスティク スセンター	大阪府大阪市	屋上駐車場及び塔屋 防水改修工事(1期/ 全3期)	2027年2月~ 2027年7月	73	-	1
IIF京田辺ロジスティクス センター	京都府 京田辺市	外壁改修工事(1期/ 全2期)	2026年2月~ 2026年7月	70	-	ı
IIF京田辺ロジスティクス センター	京都府 京田辺市	外壁改修工事(2期/ 全2期)	2026年8月~ 2027年1月	70	-	ı
IIF泉佐野フードプロセス&ロジスティクスセンター	大阪府 泉佐野市	外壁改修工事(1期/ 全2期:北西面)	2026年9月~ 2026年12月	67	-	-
IIF品川データセンター	東京都品川区	高圧ケーブル引換工 事(3期/全3期)	2025年7月~ 2025年12月	65	-	-
IIFさいたまロジスティク スセンター	埼玉県 さいたま市	外壁補修工事(事務 所棟、倉庫北面・東 面)	2026年6月~ 2026年7月	62	-	-
IIF品川データセンター	東京都品川区	特高変圧器更新工事 (3期/全3期)	2027年2月~ 2027年3月	60	2	2
IIF岡崎マニュファクチュ アリングセンター	愛知県岡崎市	耐震補強工事(3期/ 全3期)	2025年8月~ 2025年11月	59	-	5
IIF大阪住之江ロジスティ クスセンター	大阪府大阪市	荷物用エレベーター 更新工事	2026年10月~ 2026年11月	58	-	ı
IIF品川データセンター	東京都品川区	専有部区画LED化工事 (3期/全3期)	2027年6月~ 2027年7月	56	-	ı
IIF三鷹カードセンター	東京都三鷹市	中央監視・BEMS更新 工事(3期/全3期)	2025年8月~ 2026年1月	52	-	-
IIF神戸地域冷暖房セン ター	兵庫県神戸市	B3F2LB系特高受電設 備点検	2027年2月~ 2027年3月	50	-	-
IIF越谷ロジスティクスセ ンター	埼玉県越谷市	屋上屋根防水改修工 事(前期)	2026年12月~ 2027年1月	50	-	-
IIF相模原R&Dセンター	神奈川県 相模原市	ターボ冷凍機主要部品交換(1)	2026年8月~ 2027年1月	50	-	1
IIF越谷ロジスティクスセ ンター	埼玉県越谷市	屋上屋根防水改修工 事(後期)	2027年2月~ 2027年3月	50	-	-
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県 藤沢市	非常放送設備更新	2025年11月~ 2026年10月	50	-	-

b. 期中の資本的支出

既存保有物件において、当期に行った資本的支出に該当する主要な工事の概要は以下のとおりです。当期の資本的支出は2,318百万円であり、費用に区分された修繕費1,630百万円と合わせ、合計3,948百万円の工事を実施しています。

不動産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額 (百万円)
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県藤沢市	A棟のB棟化工事(A43E区画)	2024年10月~2025年3月	326
IIF川口ロジスティクスセ ンター	埼玉県川口市	冷却設備更新工事(2期/全2 期)	2025年2月~2025年5月	285
IIF羽田空港メインテナン スセンター	東京都大田区	泡消火設備更新工事(1期/全 3期)	2025年2月~2025年7月	218
IIF岡崎マニュファクチュ アリングセンター	愛知県岡崎市	耐震補強工事(2期/全3期)	2025年2月~2025年7月	180
IIF鳥栖ロジスティクスセ ンター	佐賀県鳥栖市	北側倉庫エリア空調設備新設 工事	2025年3月~2025年5月	87
IIF神戸地域冷暖房セン ター	 兵庫県神戸市 	全館空調更新工事(2期/全2 期)	2025年4月~2025年7月	68
IIF湘南ヘルスイノベー ションパーク	神奈川県藤沢市	監視カメラ設備部品更新	2025年1月~2025年7月	66
IIF習志野ロジスティクス センター (底地)	千葉県習志野市	雨水排水管更新工事	2024年11月~2025年3月	64
その他	-	-	-	1,019
合計				2,318

c. 長期修繕計画のために積み立てた金銭 該当事項はありません。

- (ル) 主要なテナントに関する情報
 - a. 主要なテナントの概要

2025年7月31日現在、上記不動産等における主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積(ポートフォリオ全体の賃貸面積の合計)の10%以上を占めるもの)の概要は、以下のとおりです。

テナント の名称 (業種)	主な物件名称	賃貸面積 (㎡) (注1)	面積比率 (%) (注2)	年間賃料 (百万円) (注3)	敷金・ 保証金 (百万円)
ロジスティ式輸業)	IIF兵庫	753,615.89	21.9	5,375 (注4)	- (注5)
株式会社 三井E&S (製造業)	IIF市原マニュファクチュアリングセンター (底地)	637,802.64	18.5	- (注5)	- (注5)
小計	-	1,391,418.53	40.3	- (注5)	- (注5)
テナント 全体の合計	· · · · ·	3,448,517.02	100.0	35,761	18,038

⁽注1) 「賃貸面積」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る賃貸面積を記載しています。

- (注2) 「面積比率」は、各テナントに対する賃貸面積の総賃貸面積の合計に対する比率であり、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注3) 「年間賃料」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に表示された建物又は土地(底地の場合)に係る月間賃料を12倍する ことにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている信託不動産及び不動産については、その合計額)を百万円未 満を切り捨てて記載しています。
- (注4) 入居物件毎の賃料開示については、テナントからの同意が得られていないため、当該テナントが入居する物件の賃料総額を記載しています。
- (注5) テナントからの同意が得られていないため非開示としています。

b. 主要なテナントの契約条件

主要テナントの名称:ロジスティード株式会社

IIF兵庫たつのロジス	スティクスセンター
契約満了日	2028年3月28日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借期間中に本契約を解約しようとするときは、6か月前までに、賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならないものとされています(ただし、賃借人は本契約を解約することを決定した場合には、可能な限り速やかに賃貸人に対し予告を行うものとされています)。ただし、賃借人は当該予告に代えて6か月分の賃料相当額を賃貸人に支払い、本契約を即時解約することができるものとされています。

IIF武蔵村山口ジスラ	ティクスセンター
契約満了日	2040年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

IIF福岡久山ロジス:	ティクスセンター
契約満了日	2040年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

IIF春日井ロジステ	ィクスセンター(底地)
契約満了日	2055年3月31日
契約種類	事業用定期借地権設定契約
契約更改の方法	賃借人は、本契約を解約しようとするときは、24か月前までに賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、 賃借人が解約予定日から賃貸借契約満了日までの賃料相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約 することができるものとされており、上記の場合を除き賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約 することはできないものとされています。 なお、本物件以外における賃貸人及び賃借人間の賃貸借契約(ただし、賃借人と本投資法人が別途合意する物件に係る 契約は除きます。)を含め、賃借人は本投資法人の同じ営業期間内に複数物件の解約はできないものとされています。 ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナント(賃貸人が事前に承認した者に限ります。以下同じ です。)との間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解 約に応じるものとされています。

IIF北九州ロジステ	ィクスセンター
契約満了日	2039年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

│ IIF大阪茨木ロジスラ	ティクスセンター
契約満了日	2040年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

IIF湘南ロジスティ?	ウスセンター (底地)
契約満了日	2053年3月31日
契約種類	事業用定期借地権設定契約
契約更改の方法	賃借人は、本契約を解約しようとするときは、24か月前までに賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、 賃借人が解約予定日から賃貸借契約満了日までの賃料相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約 することができるものとされており、上記の場合を除き賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約 することはできないものとされています。 なお、本物件以外における賃貸人及び賃借人間の賃貸借契約(ただし、賃借人と本投資法人が別途合意する物件に係る 契約は除きます。)を含め、賃借人は本投資法人の同じ営業期間内に複数物件の解約はできないものとされています。 ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を 締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解約に応じるものとされています。

IIFつくばロジスティクスセンター(底地)	
契約満了日	2054年3月31日
契約種類	事業用定期借地権設定契約
契約更改の方法	賃借人は、本契約を解約しようとするときは、24か月前までに賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、賃借人が解約予定日から賃貸借契約満了日までの賃料相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することができるものとされており、上記の場合を除き賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。なお、本物件以外における賃貸人及び賃借人間の賃貸借契約(ただし、賃借人と本投資法人が別途合意する物件に係る契約は除きます。)を含め、賃借人は本投資法人の同じ営業期間内に複数物件の解約はできないものとされています。ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解約に応じるものとされています。

IIF鳥栖ロジスティクスセンター	
契約満了日	2040年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

IIF土浦ロジスティクスセンター	
契約満了日	2039年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

IIF仙台ロジスティクスセンター	
契約満了日	2038年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。
	ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を
	締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解約に応じるものとされています。

IIF富山ロジスティクスセンター		
契約満了日	2039年3月31日	
	2034年6月5日	
契約種類	定期建物賃貸借契約	
	事業用定期借地権設定契約	
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。	
	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。	

IIF秦野ロジスティクスセンター	
契約満了日	2038年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。
	ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を
	締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解約に応じるものとされています。

IIF札幌北広島ロジスティクスセンター		
契約満了日	2039年3月31日	
契約種類	定期建物賃貸借契約	
	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。	
契約更改の方法	ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を	
	締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解約に応じるものとされています。	

IIF小牧ロジスティクスセンター (底地)	
契約満了日	2039年3月31日
契約種類	事業用定期借地権設定契約
契約更改の方法	賃借人は、本契約を解約しようとするときは、24か月前までに賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、賃借人が解約予定日から賃貸借契約満了日までの賃料相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することができるものとされており、上記の場合を除き賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。なお、本物件以外における賃貸人及び賃借人間の賃貸借契約(ただし、賃借人と本投資法人が別途合意する物件に係る契約は除きます。)を含め、賃借人は本投資法人の同じ営業期間内に複数物件の解約はできないものとされています。ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解約に応じるものとされています。

IIF北九州ロジスティクスセンター	
契約満了日	2039年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

IIF佐倉ロジスティクスセンター	
契約満了日	2054年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

IIF横須賀ロジスティクスセンター	
契約満了日	2038年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

IIF豊橋ロジスティクスセンター	
契約満了日	2040年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

IIF習志野ロジスティクスセンター (底地)	
契約満了日	2039年3月31日
契約種類	事業用定期借地権設定契約
契約更改の方法	賃借人は、本契約を解約しようとするときは、12か月前までに、賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならないものとされています。

IIF北九州ロジスティクスセンター	
契約満了日	2039年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。
契約更改の方法	ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を
	締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解約に応じるものとされています。

IIF横浜幸浦ロジスティクスセンター(底地)	
契約満了日	2038年3月31日
契約種類	事業用定期借地権設定契約
契約更改の方法	賃借人は、2034年2月28日までの間は、本契約を解約しようとするときは、24か月前までに賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、賃借人が解約予定日から賃貸借契約満了日までの賃料相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することができるものとされています。また、2034年3月1日以降に本契約を解約しようとするときは、12か月前までに、賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、賃借人が月額賃料の3か月相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することができるものとされています。なお、本契約以外の賃貸人及び賃借人間の賃貸借契約(ただし、賃借人と本投資法人が別途合意する物件に係る契約は除きます。)を含め、賃借人は本投資法人の同じ営業期間内に複数物件の解約はできないものとされています。ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解約に応じるものとされています。

IIF東松山ロジスティクスセンター(底地)	
契約満了日	2039年3月31日
契約種類	事業用定期借地権設定契約
契約更改の方法	賃借人は、2034年2月28日までの間は、本契約を解約しようとするときは、24か月前までに賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、賃借人が解約予定日から賃貸借契約満了日までの賃料相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することができるものとされています。また、2034年3月1日以降に本契約を解約しようとするときは、12か月前までに、賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、賃借人が月額賃料の3か月相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することができるものとされています。なお、本契約以外の賃貸人及び賃借人間の賃貸借契約(ただし、賃借人と本投資法人が別途合意する物件に係る契約は除きます。)を含め、賃借人は本投資法人の同じ営業期間内に複数物件の解約はできないものとされています。ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解約に応じるものとされています。

IIF大阪此花ロジスティクスセンター (底地)	
契約満了日	2039年3月31日
契約種類	事業用定期借地権設定契約
契約更改の方法	賃借人は、本契約を解約しようとするときは、12か月前までに、賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならないものとされています。

IIF滋賀大津ロジスティクスセンター	
契約満了日	2054年3月31日
	2054年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
	事業用定期借地権設定契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。
	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

IIF札幌ロジスティクスセンター	
契約満了日	2038年3月31日
	2038年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
	事業用定期借地権設定契約
	賃借人は、2034年2月28日までの間は、本契約を解約することはできないとされています。
	また、2034年3月1日以降に本契約を解約しようとするときは、12か月前までに、賃貸人に対し書面によりその予告をし
	なければならず、賃借人が月額賃料の3か月相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することが
契約更改の方法	できるものとされています。
	賃借人は、2034年2月28日までの間は、本契約を解約することはできないとされています。
	また、2034年3月1日以降に本契約を解約しようとするときは、12か月前までに、賃貸人に対し書面によりその予告をし
	なければならず、賃借人が月額賃料の3か月相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することが
	できるものとされています。

IIF相模原ロジスティクスセンター(底地)						
契約満了日	2038年3月31日					
契約種類	事業用定期借地権設定契約					
契約更改の方法	賃借人は、2034年2月28日までの間は、本契約を解約しようとするときは、24か月前までに賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、賃借人が解約予定日から賃貸借契約満了日までの賃料相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することができるものとされています。また、2034年3月1日以降に本契約を解約しようとするときは、12か月前までに、賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、賃借人が月額賃料の3か月相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することができるものとされています。なお、本契約以外の賃貸人及び賃借人間の賃貸借契約(ただし、賃借人と本投資法人が別途合意する物件に係る契約は除きます。)を含め、賃借人は本投資法人の同じ営業期間内に複数物件の解約はできないものとされています。ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解約に応じるものとされています。					

IIF兵庫三田ロジス:	IIF兵庫三田ロジスティクスセンター (底地)						
契約満了日	2048年1月31日						
契約種類	事業用定期借地権設定契約						
契約更改の方法	賃借人は、本契約を解約しようとするときは、24か月前までに賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、賃借人が解約予定日から賃貸借契約満了日までの賃料相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することができるものとされており、上記の場合を除き賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。なお、本物件以外における賃貸人及び賃借人間の賃貸借契約(ただし、賃借人と本投資法人が別途合意する物件に係る契約は除きます。)を含め、賃借人は本投資法人の同じ営業期間内に複数物件の解約はできないものとされています。ただし、賃貸人が、賃借人と同等の経済条件を満たす後継テナントとの間で、本契約と同等の経済条件で賃貸借契約を締結できた場合には、上記に関わらず賃貸人は本契約の解約に応じるものとされています。						

IIF仙台岩沼ロジスラ	IIF仙台岩沼ロジスティクスセンター (底地)						
契約満了日	2038年3月31日						
契約種類	事業用定期借地権設定契約						
契約更改の方法	賃借人は、本契約を解約しようとするときは、24か月前までに賃貸人に対し書面によりその予告をしなければならず、 賃借人が解約予定日から賃貸借契約満了日までの賃料相当額を違約金として賃貸人に支払うことにより、本契約を解約 することができるものとされており、上記の場合を除き賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約 することはできないものとされています。 なお、本物件以外における賃貸人及び賃借人間の賃貸借契約(ただし、賃借人と本投資法人が別途合意する物件に係る 契約は除きます。)を含め、賃借人は本投資法人の同じ営業期間内に複数物件の解約はできないものとされています。						

IIF兵庫三田ロジス:	ティクスセンター
契約満了日	2055年3月31日
契約種類	定期建物賃貸借契約
契約更改の方法	賃借人は、賃貸借契約期間満了までの間、契約を解除又は解約することはできないものとされています。

主要テナントの名称:株式会社三井E&S

IIF市原マニュファ?	フチュアリングセンター(底地)
 契約満了日	2030年4月29日
突約何」口	2043年4月29日
契約種類	事業用借地権設定契約
关約性規	事業用借地権設定契約
	賃借人は、本契約期間開始日の4年後から8年後までの間の各応当日に、その2年後の応当日に本契約を解約する旨の通
	知をすることにより、本契約を解約することができるものとされています。
	賃借人が、賃借人に替わる本件土地の新たな賃借希望者(ただし、賃貸人の満足する者に限ります。)を賃貸人に斡旋
	し、賃貸人が当該賃借希望者との間で賃貸人が満足する内容及び様式の借地権設定契約が締結されることが確実である
 契約更改の方法	場合、本契約を合意解約することができるものとされています。
大型更成の万仏	賃借人は、本契約期間開始日の15年後から21年後までの間の各応当日に、その2年後の応当日に本契約を解約する旨の
	通知をすることにより、本契約を解約することができるとされています。
	賃借人が、賃借人に替わる本件土地の新たな賃借希望者(ただし、賃貸人の満足する者に限ります。)を賃貸人に斡旋
	し、賃貸人が当該賃借希望者との間で賃貸人が満足する内容及び様式の借地権設定契約が締結されることが確実である
	場合、賃貸人及び賃借人は、本契約を合意解約することができるものとされています。

(3)【運用実績】

【純資産等の推移】

第36期(2025年7月)の直近6計算期間末における本投資法人の総資産額、純資産総額及び投資口1口当たりの 純資産額の推移は以下のとおりです。なお、総資産額、純資産総額及び投資口1口当たりの純資産額について、 期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額 (百万円)	純資産総額 (百万円)	1口当たりの 純資産額(円)
第31期計算期間末	422,345	188,905	91,257
(2023年1月31日)	(415,882)	(182,442)	(88,135)
第32期計算期間末	433,409	195,690	92,590
(2023年7月31日)	(426,472)	(188,754)	(89,308)
第33期計算期間末	441,839	195,997	92,735
(2024年1月31日)	(434,581)	(188,740)	(89,301)
第34期計算期間末	555,437	246,203	97,075
(2024年7月31日)	(546,535)	(237,301)	(93,565)
第35期計算期間末	555,122	246,109	97,038
(2025年1月31日)	(546,184)	(237,172)	(93,514)
第36期計算期間末	554,125	246,465	97,178
(2025年7月31日)	(545,306)	(237,647)	(93,701)
(注) 任頭点の粉はは 八割さま	-// - A		

⁽注) 括弧内の数値は、分配落ち後の金額です。

(本投資証券の取引所価格及び売買高の推移)

	期別	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
計算期間別 最高・ 最低投資口 価格	決算年月	2023年	2023年	2024年	2024年	2025年	2025年
		1月	7月	1月	7月	1月	7月
	最高	187,400円	160,100円	148,500円	141,100円	126,400円	125,200円
	最低	141,400円	137,900円	132,600円	120,000円	110,300円	110,900円

当期の月別 最高・ 最低投資口・ 価格及び売 買高	月別	2025年 2月	2025年 3月	2025年 4月	2025年 5月	2025年 6月	2025年 7月
	最高	118,900	119,500	119,000	119,200	123,800	125,200
	最低	113,000	113,900	110,900	114,800	117,600	121,200
	売買高	144,858	163,750	164,055	121,990	143,076	182,919

(注) 最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の取引値によります。

【分配の推移】

71 HD 02 1E 15 1					
	計	分配総額 (百万円)	1口当たり分配金 (円)		
第31期 (自	2022年8月1日	至	2023年1月31日)	6,462	3,122
第32期(自	2023年2月1日	至	2023年7月31日)	6,936	3,282
第33期(自	2023年8月1日	至	2024年1月31日)	7,257	3,434
第34期(自	2024年2月1日	至	2024年7月31日)	8,902	3,510
第35期(自	2024年8月1日	至	2025年1月31日)	8,937	3,524
第36期(自	2025年2月1日	至	2025年7月31日)	8,818	3,477

【自己資本利益率(収益率)の推移】

	日に食べ物血干(松血干)のほかん								
	計	算期	自己資本利益率 (注)	(年換算値)					
第31期 (自	2022年8月1日	至	2023年1月31日)	3.1%	(6.2%)				
第32期(自	2023年2月1日	至	2023年7月31日)	3.9%	(7.8%)				
第33期(自	2023年8月1日	至	2024年1月31日)	3.7%	(7.3%)				
第34期(自	2024年2月1日	至	2024年7月31日)	3.9%	(7.9%)				
第35期(自	2024年8月1日	至	2025年1月31日)	3.6%	(7.1%)				
第36期(自	2025年2月1日	至	2025年7月31日)	3.8%	(7.6%)				

⁽注) 自己資本利益率 = 当期純利益 / (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

2007年 3月22日	設立企画人(三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社(現 株式会社KJRマ
	ネジメント))による投信法第69条第1項に基づく本投資法人の設立に係る届出
2007年 3月26日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記
	本投資法人の成立
2007年 3月27日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請
2007年 4月11日	内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施(登録番号:関
	東財務局長 第60号)
2007年 8月10日	規約の変更
2007年 9月12日	宅地建物取引業法第77条の2第2項に基づくみなし宅地建物取引業者の登録(通知番
	号 投法第52号)
2007年 9月30日	規約の変更
2007年10月18日	東京証券取引所に上場
	日本国内における公募及び欧州を中心とする海外市場における海外募集による新投資
	口発行
2009年 3月18日	規約の変更
2011年 3月22日	規約の変更
2013年 3月19日	規約の変更
2014年 9月30日	規約の変更
2015年 1月 1日	投資口の分割(投資口1口を2口に分割)、規約の変更
2016年 9月30日	規約の変更
2018年 2月 1日	投資口の分割(投資口1口を4口に分割)、規約の変更
2018年10月30日	規約の変更
2020年10月30日	規約の変更
2022年10月28日	規約の変更
2024年10月25日	規約の変更

2【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名		主要略歴	所有投資
	本多邦美	1000年 4日	常松・簗瀬・関根(現 長島・大野・常松)法律	口数
執行役員 	本夕 - 邦夫 	1999年 4月	市松・柴瀬・関依(現 伎島・八野・吊松)広年 事務所	
		2000年 3月	春木・澤井・井上(現 東京丸の内)法律事務所	
		2002年 9月	モリソン・フォースター法律事務所	
		2003年 8月	春木・澤井・井上(現 東京丸の内)法律事務所 (現任)	-
		2007年 3月	産業ファンド投資法人 監督役員	
		2020年10月	産業ファンド投資法人 執行役員(現任)	
		2021年 6月	東洋精糖株式会社 社外取締役	
監督役員	宇佐美豊	1984年10月	監査法人太田哲三事務所(現 EY新日本有限責任	
			監査法人)国際部	
		1989年 7月	アーンスト・アンド・ヤング (米国)駐在	
		1990年 7月	アーンスト・アンド・ヤング (ドイツ)駐在	
		1993年 7月	アーンスト・アンド・ヤング (ベルギー) 駐在	
		1996年 9月	太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法	
			人)国内監査部門	
		1999年 8月	アーンスト・アンド・ヤング (米国)短期駐在	
		2000年 4月	監査法人太田昭和センチュリー(現 EY新日本有	
			限責任監査法人)リスクマネジメント部長	
		2005年 5月	新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法 人)代表社員	
		2006年11月	マネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社	
		2000 ,5	代表取締役(現任)	_
		2011年 9月	西川計測株式会社 社外監査役	
		2012年 4月	国立大学法人 政策研究大学院大学監事	
		2012年 7月	 株式会社パデコ 社外監査役	
		2014年 6月	東京海上プライベートリート投資法人監督役員	
		2015年 6月	東芝機械株式会社(現 芝浦機械株式会社)社外	
			監査役	
		2015年 9月	西川計測株式会社 社外取締役(監査等委員)	
		2017年 9月	CUCエネルギー株式会社 監査役(現任)	
		2019年 6月	東芝機械株式会社(現 芝浦機械株式会社)社外	
			取締役(監査等委員)	
		2020年 5月	株式会社チヨダ 社外監査役(現任)	
		2020年10月	産業ファンド投資法人 監督役員(現任)	
		2023年 6月	カルビー株式会社 社外監査役(現任)	

				有価証券報告
役職名	氏名		主要略歴	所有投資 口数
監督役員	大平 興毅	2000年 4月	外立総合法律事務所	
		2004年 6月	渥美総合法律事務所(現 渥美坂井法律事務所・	
			外国法共同事業)	
		2008年 9月	間宮総合法律事務所(現 スクワイヤ外国法共同	
			事業法律事務所)	
		2014年 1月	上村総合法律事務所	
		2016年 4月	上村・大平・水野法律事務所(現任)	-
		2018年 7月	株式会社へリックス 社外取締役(現任)	
		2020年 3月	ジャパンケーブルキャスト株式会社 社外取締役	
			(監査等委員)	
		2020年10月	産業ファンド投資法人 監督役員(現任)	
		2024年 3月	ジャパンケーブルキャスト株式会社 監査役(現	
			任)	
監督役員	番匠 史人	2007年 9月	のぞみ総合法律事務所	
		2009年 7月	金融庁検査局 出向	
		2011年 8月	のぞみ総合法律事務所	
		2018年 1月	ひふみ総合法律事務所(現任)	
		2018年 4月	第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会 副委	
			員長(現任)	
			国立健康危機管理研究機構 倫理審査委員会委員	_
			(現任)	
		2020年11月	株式会社ナカノ商会 社外監査役	
		2021年12月	日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 幹事	
			(現任)	
		2022年 4月	慶應義塾大学法学部法律学科 非常勤講師(民法	
			演習担当)(現任)	
		2022年10月	産業ファンド投資法人 監督役員(現任)	

3【その他】

(1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任されます(投信法第96条、規約第43条)。

執行役員及び監督役員の任期は、選任後2年です。ただし、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを防げるものではありません。また、補欠として又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は先任者の残存期間と同一とします(規約第44条第1項)。補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会(当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、役員が選任された直近の投資主総会)において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとします。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げません(規約第44条第2項)。

執行役員及び監督役員の解任は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います(投信法第106条)。執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決されたときは、発行済投資口の100分の3以上にあたる投資口を有する投資主(6か月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。)は、当該投資主総会の日から30日以内に当該執行役員又は監督役員の解任を裁判所に請求することができます(投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号)。

(2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

規約の変更

規約の変更の手続等については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 規約の変更に関する手続」をご参照下さい。

事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

出資の状況その他の重要事項

出資の状況については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (5) 投資法人の出資総額」をご参照下さい。

(3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

該当事項はありません。

なお、本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて購入することが可能です。また、金融商品取引所外で本投資証券を購入することも可能です。

2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません(規約第7条第1項)。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて売買することが可能です。また、金融商品取引所外で本投資証券を譲渡することも可能です。

なお、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができます(規約第7条第2項)。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、各決算期(毎年1月末日及び7月末日)に、以下の算式にて質出します。

1口当たり純資産額 = (総資産の資産評価額 - 負債総額) ÷ 発行済投資口の総口数

本投資法人は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って運用資産を評価します。運用資産の評価に際しては、評価結果の信頼性を確保するために、継続性の原則を遵守して、投資主の利益のために慎重かつ忠実にかかる業務を行うものとします(規約第16条)。

本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとします(規約第18条)。

(イ) 不動産、地上権及び不動産の賃借権

不動産、地上権及び不動産の賃借権については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価 します。なお、建物及び設備等の減価償却額は、定額法により計算します。ただし、定額法により計算するこ とが、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと判断できる場合に限り、 他の評価方法により計算することができるものとします。

(ロ) 金銭、不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権

信託財産である不動産、地上権及び不動産の賃借権については、上記(イ)に従って評価し、また、信託財産である金融資産及び信託負債については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価します。 信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には、信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価します。

(八) 不動産等匿名組合出資持分

不動産等匿名組合出資持分については、取得価額に匿名組合の損益の純額に対する持分相当額を加減した価額をもって評価します。

(二) 有価証券

a. 金融商品取引所に上場されている有価証券

金融商品取引所が開設する取引所有価証券市場における最終価格に基づき計算した価格をもって、金融商品取引所に上場されている有価証券を評価します。

b. その他の有価証券

時価をもってその他の有価証券を評価する。ただし、市場価格のない株式等は、取得原価をもって評価する。

(ホ) 金銭債権

取得価額から貸倒見積額に基づいて計算した貸倒引当金を控除した額をもって、金銭債権を評価します。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価します。

(へ) コマーシャル・ペーパー

取得価格に日割計算による未収利息を加えた金額をもって、コマーシャル・ペーパーを評価します。ただし、発行者の信用状態が著しく悪化したときは、取得価格から貸倒見積額に基づいて計算した貸倒引当金を控除した額をもって、これを評価します。

(ト) デリバティブ取引

原則として、時価をもってデリバティブ取引を評価します。ただし、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用します。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約等に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げません。

(チ) その他

上記に定めがない場合は、当該資産の種類毎に、投信協会の規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価します。

EDINET提出書類 産業ファンド投資法人(E14705) 有価証券報告書(内国投資証券)

有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記 と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとします(規約第19条)。

(イ) 不動産、地上権及び不動産の賃借権

不動産、地上権及び不動産の賃借権については、原則として不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた評価額とします。

(ロ) 不動産、地上権及び不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び金銭の信託の受益権

信託財産である不動産、地上権及び不動産の賃借権については、上記(イ)に従って評価し、また、信託財産である金融資産及び信託負債については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価します。 信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には、信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価します。

(八) 不動産等匿名組合出資持分

不動産等匿名組合出資持分の裏付け資産である不動産等については、上記(イ)及び(ロ)に従って評価し、また、不動産等匿名組合出資持分の裏付け資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価した後に、これらの不動産等匿名組合出資持分対応資産合計額から不動産等匿名組合出資持分対応負債合計額を控除して計算した不動産等匿名組合出資持分対応純資産額をもって、不動産等匿名組合出資持分を評価します。

本投資法人の資産評価の基準日は、原則として、各決算期(毎年1月末日及び7月末日)とします(規約第17条本文)。ただし、有価証券又はその他の特定資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします(規約第17条ただし書)。

1口当たりの純資産額については、投資法人の計算書類の注記表に記載されることになっています(投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。)(以下「投資法人計算規則」といいます。)第58条、第68条)。投資法人は、各営業期間(毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から翌年1月末日まで)に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書を含みます。)、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書を作成し(投信法第129条第2項)、役員会により承認された場合、遅滞なく投資主に対して承認された旨を書面にて通知し、承認済みの計算書類等を、会計監査報告とともに投資主に交付します(投信法第131条第2項、第3項、第5項、投資法人計算規則第81条)。

上記資産の評価については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等 手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法」に記載の照会先までお問い合わせ 下さい。

(2)【保管】

本投資法人の発行する投資口は振替投資口であるため、該当事項はありません。ただし、本振替投資口を取り扱う振替機関が振替業の指定を取り消された場合若しくは当該振替機関の当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は本振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときには、投資主は、本投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます(振替法第227条第2項)。この場合、投資主は証券会社等と保護預り契約を締結して投資証券の保管を依頼するかあるいは、投資主自身が直接保管することができます。

(3)【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

(4)【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から翌年1月末日までの各6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とします(規約第24条)。

(5)【その他】

増減資に関する制限

(イ) 最低純資産額

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円です(規約第9条)。

(ロ) 投資口の発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、3,200万口とします。本投資法人は、かかる投資口数の範囲内において、役員会の承認を得て、投資口の募集及び発行を行うことができます。当該募集投資口の発行における1口当たりの払込金額は、法令に別段の定めがある場合を除き、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額としなければならないものとします(規約第5条)。

(八) 国内における募集

本投資法人の投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします(規約第6条)。

解散条件

本投資法人における解散事由は以下のとおりです(投信法第143条)。

- (イ) 投資主総会の決議
- (ロ) 合併(合併により本投資法人が、消滅する場合に限ります。)
- (八) 破産手続開始の決定
- (二) 解散を命ずる裁判
- (ホ) 投信法第216条に基づく投信法第187条の登録の取消し

規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、可決される必要があります(投信法第140条、第93条の2第2項第3号)。なお、投資主総会における決議の方法については、後記「3投資主・投資法人債権者の権利 (1)投資主の権利投資主総会における議決権」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更に係る議案を付議する旨の役員会決議がなされた場合には、東京証券取引所の 定める有価証券上場規程に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資 制限又は配当の分配方針に関する重要な変更に該当する場合には、金商法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出 する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、金商法に基づいて本投資法人が提出する有価証券 報告書の添付書類として開示されます。 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で本書の日付現在締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約及び変更に関する規定は、以下のとおりです。

(イ) 資産運用会社:株式会社 K J R マネジメント

資産運用委託契約

期間	委託契約(以下この表において「本契約」といいます。)は、本投資法人が投
	信法第187条に基づく登録を完了した日に効力を生じるものとし、本投資法人
	の存続期間中、有効に存続するものとします。
更新	該当する規定はありません。
解約	 i. 本投資法人は、投資主総会の決議を経た上で、本資産運用会社に対して、6か月前に書面による通知をすることにより本契約を解約することができます。 ii. 上記i.の規定にかかわらず、本投資法人は、本資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の決議により本契約を解約することができます。
	(i) 本資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき(ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、本資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から10営業日以内にこれを是正した場合を除きます。) (ii) 上記(i)に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき
	iii. 本投資法人は、本資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解約しなければなりません。
	(i) 金融商品取引業者(金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除きます。)(投信法第199条各号に定める場合にあっては、当該各号に定める金融商品取引業者)でなくなったとき
	(ii) 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき (iii) 解散したとき
	iv. 本資産運用会社は、本投資法人の同意を得なければ、本契約を解約することができません。
	v. 本投資法人の執行役員は、前項の同意を与えるために、投資主総会の承認を受けなければなりません。ただし、やむを得ない事由がある場合として監督官庁の許可を得たときは、この限りではありません。
	vi. 本資産運用会社は、本契約の終了に当たり、委託業務の引継ぎに必要な 事務を行うなど、本契約終了後の事務の移行に関して協力する義務を負 うものとします。
変更等	本投資法人及び本資産運用会社の合意並びに法令に従って変更することができます。

(口) 資産保管会社兼一般事務受託者:三井住友信託銀行株式会社 資産保管委託契約

期間	委託契約(以下この表において「本契約」といいます。)の有効期間は、同契						
	約の効力発生日である本投資法人が投信法第187条の登録を受けた日から向う2						
	年間とします。						
更新	上記の有効期間満了の6か月前までに本投資法人又は資産保管会社のいずれか						
	一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、本契約は従前と同一						
	の条件にて自動的に2年間延長するものとし、その後も同様とします。						
解約	本契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。						
	i. 当事者間の文書による解約の合意。ただし、本投資法人の役員会の承認						
	を条件とします。この場合には本契約は、両当事者の合意によって指定						
	したときから失効します。						
	ii. 当事者のいずれか一方が本契約に違反し催告後も違反が是正されず、他						
	方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日を						
	もって本契約は失効するものとします。ただし、本投資法人からの解除						
	は役員会の承認を条件とします。なお、本投資法人及び資産保管会社は						
	本契約失効後においても本契約に基づく残存債権を相互に請求すること						
	を妨げません。						
	iii. 当事者のいずれか一方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会						
	社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき又は手形						
	交換所の取引停止処分が生じたときに、他方が行う文書による解除の通						
	知があった場合、文書で指定された日をもって本契約は失効するものと						
	します。						
変更等	i. 本契約の内容については、本投資法人は役員会の承認を得た上で、両当						
	事者間の合意により、これを変更することができます。						
	ii. 上記i.の変更に当たっては、本投資法人の規約及び投信法を含む法令及						
	び諸規則等を遵守するものとします。						
	iii. 手数料が経済事情の変動又は当事者の一方若しくは双方の事情の変化に						
	より不適当になったときは、両当事者協議の上これを変更することがで						
	きます。						
	·						

一般事務委託契約

期間	委託契約(以下この表において「本契約」といいます。)の有効期間は、同契							
	約の効力発生日である本投資法人成立日から向う2年間とします。							
更新	上記の有効期間満了の6か月前までに本投資法人又は一般事務受託者のいずれ							
	か一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、本契約は従前と同							
	一の条件にて自動的に2年間延長するものとし、その後も同様とします。							
解約	本契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。							
	i. 当事者間の文書による解約の合意。ただし、本投資法人の役員会の承認							
	を条件とします。この場合には本契約は、両当事者の合意によって指定							
	したときから失効します。							
	ii. 当事者のいずれか一方が本契約に違反し催告後も違反が是正されず、他							
	方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日を							
	もって本契約は失効するものとします。ただし、本投資法人からの解除							
	 は役員会の承認を条件とします。なお、本投資法人及び一般事務受託者							
	は本契約失効後においても本契約に基づく残存債権を相互に請求するこ							
	とを妨げません。							
	iii. 当事者のいずれか一方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会							
	社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき又は手形							
	交換所の取引停止処分が生じたときに、他方が行う文書による解除の通							
	知があった場合、文書で指定された日をもって本契約は失効するものと 							
	します。							
変更等	 i. 本契約の内容については、本投資法人は役員会の承認を得た上で、両当							
	事者間の合意により、これを変更することができます。							
	ii. 上記i.の変更に当たっては、本投資法人の規約及び投信法を含む法令及							
	び諸規則等を遵守するものとします。							
	iii. 手数料が経済事情の変動又は当事者の一方若しくは双方の事情の変化に							
	より不適当になったときは、両当事者協議の上これを変更することがで							
	まり							
	C & 7 o							

(八) 投資主名簿等管理人兼特別口座管理人:三菱UFJ信託銀行株式会社 投資口事務代行委託契約

期間	委託契約(以下この表において「本契約」といいます。)の有効期間は、同契
	約の効力発生日である2009年1月1日から1年間とします。
更新	有効期間満了の6か月前までに当事者のいずれか一方から文書による別段の申
	出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に1年間延長するも
	のとし、その後も同様とします。
解約	本契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。
	i. 当事者間の文書による解約の合意。この場合、本契約は、両当事者の合
	意によって指定したときから失効します。
	ii. 以下の(i)に掲げる事由が生じた場合、他方が行う文書による解約の通
	知。この場合、本契約は(i)の場合においては解約の通知において指定す
	る日に失効するものとします。
	 (i) 本投資法人又は投資主名簿等管理人の会社更生手続、民事再生手続、
	破産手続、特別清算手続の各々の開始の申立て(その後の法律改正に
	より新たな倒産手続が創設された場合、当該手続開始申立てを含みま
	す。)並びに手形交換所の取引停止処分がなされた場合
	9。)並びに子が父族所の私引持正起力がなどれた場合
	iii. 当事者のいずれか一方が本契約に重大な違反をした場合、他方が行う文
	書による解除の通知。この場合、本契約は他方が当該通知において指定
	する日をもって失効します。
変更等	本契約の内容が法令の変更又は両当事者の一方若しくは双方の事情の変更によ
	リその履行に支障をきたすに至ったとき、又はそのおそれのあるときは、両当
	事者協議の上これを改定することができます。
	!

特別口座の管理に関する契約

の日廷に国						
期間	特別口座の管理に関する契約(以下この表において「本契約」といいます。)					
	は、2009年1月5日から効力を生ずるものとします。					
更新	契約上特段の規定はありません。					
解約	本契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。					
	i. 特別口座の加入者が存在しなくなった場合。この場合、本契約は特別口					
	座管理人がすみやかにすべての特別口座の廃止手続を行い、その手続が					
	完了したときに失効します。					
	│ ii. 振替法に定めるところにより、本投資法人の発行するすべての振替投資│					
	口(本投資法人が合併により消滅する場合は、本投資法人の投資主又は					
	登録投資口質権者に対価として交付された他の投資法人の振替投資口を					
	含みます。)が振替機関によって取り扱われなくなった場合。この場					
	合、本契約は特別口座管理人がすみやかにすべての特別口座の廃止手続					
	を行い、その手続が完了したときに失効します。					
	│iii. 当事者のいずれか一方が本契約に違反し、かつ引き続き本契約の履行に│					
	重大なる支障を及ぼすと認められた場合、他方が行う文書による解約の					
	通知。この場合、本契約は当該通知到達の日から2週間経過後若しくは当					
	該通知において指定された日に失効します。					
	iv. 両当事者間に投資口事務代行委託契約が締結されており、当該契約につ					
	いて契約の失効事由若しくは特別口座管理人が解約権を行使しうる事由					
	が発生した場合、特別口座管理人が行う文書による本契約の解約の通					
	知。この場合の契約失効日は、上記iii.後段の規定を準用します。					
	v. 経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変化等により、口座管理事務手					
	数料につき、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数					
	料等及び税金 (3) 管理報酬等 資産保管会社及び一般事務受託者へ					
	の支払手数料 (二) 特別口座管理人の報酬」記載の口座管理事務手数料					
	明細表により難い事情が生じたにもかかわらず、両当事者間で口座管理					
	事務手数料の変更の協議が整わなかった場合、特別口座管理人が行う文					
	書による解約の通知。この場合の契約失効日は、上記iii.後段の規定を					
	準用します。					
変更等	本契約について、法令の変更又は監督官庁並びに保管振替機構の指示、その他					
	契約の変更が必要な事由が生じた場合は、両当事者協議の上これを改定しま					
	ं					
	 本契約の変更その他本契約に規定のない事項及び疑義については、両当事者誠					
	意をもって協議し、その決定又は解決を行うものとします。					

(二) 投資法人債に関する一般事務受託者:株式会社三菱UFJ銀行

第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第7回無担保投資法人債、第8回無担保投資法人債及び第9回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)についての財務代理契約

期間	期限の定めはありません。
更新	該当事項はありません。
解約	該当事項はありません。
変更等	本投資法人及び一般事務受託者は、本契約に定められた事項につき変更の必要
	が生じたとき(追加発行により、本投資法人債の総額が変更された場合を含み
	ます。)は、その都度これに関する協定をします。

(ホ) 納税事務に関する一般事務受託者: Ε Υ税理士法人

納税事務に関する一般事務等委託契約

期間	納税事務に関する一般事務等委託契約(以下この表において「本契約」といい
	ます。)の有効期間は、同契約の締結日から2024年1月期の法人税及び地方法
	人税確定申告書を一般事務受託者が本投資法人に提出した日までとします。
更新	本投資法人の計算期間終了の日までに、当事者いずれかから相手方に対して、
	本契約を更新しない旨の通知がない限り、本投資法人の翌営業期間について同
	一条件にて更新され、業務委託基本契約書の契約期間が満了する時点まで、以
	降も同様とします。
解約	本投資法人及び一般事務受託者は、相手方に30日以上前に書面により通知する
	ことにより、いつでも業務委託基本契約を解約し、これにより本契約を終了さ
	せることができます。ただし、一般事務受託者からの解約については、一般事
	務受託者が法令等又は一般事務受託者の職業的専門家としての職業倫理等に照
	らして委託業務を継続することができないと合理的に判断した場合に限ってす
	ることができます。この場合、一般事務受託者は本投資法人に対して書面によ
	り通知し、直ちに業務委託基本契約の全部又は一部を解除し、これにより本契
	約を終了させることができます。
変更等	契約上特段の規定はありません。

関係法人との契約の変更に関する開示の方法

関係法人との契約が変更された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示される場合がある他、かかる契約の変更が、主要な関係法人の異動又は運用に関する基本方針、投資制限若しくは分配方針に関する重要な変更に該当する場合には、金商法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

公告の方法

本投資法人の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします(規約第4条)。

2【利害関係人との取引制限】

(1) 法令に基づく制限

利益相反取引の制限

資産運用会社は、法令により、以下のとおりその親法人等又は子法人等が関与する行為につき禁止行為が定められています(金商法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項)。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい(金商法第31条の4第3項)、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます(金商法第31条の4第4項)。

- (イ) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと(金商法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項)。
- (ロ) 当該金融商品取引業者との間で金商法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること(金商法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項)。
- (八) 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項)。
- (二) (イ)から(八)までに掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令に定める以下の行為その他の行為(金商法第44条の3第1項第4号、業府令第153条、投信法第223条の3第3項、投信法施行規則第267条)。
 - a. 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと。
 - b. 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約(金商法第34条に定義される「金融商品取引契約」をいいます。以下同じです。)を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること。

利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産(投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本 において同じです。)の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。)、その他投信法施行令で定める者に交付しなければなりません(投信法第203条第2項)。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。)その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則で定めるものにより提供することができます(投信法第203条第4項、第5条第2項)。

資産の運用の制限

登録投資法人は、(イ)その執行役員又は監督役員、(ロ)その資産運用会社、(ハ)その執行役員又は監督役員の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限られます。)、(二)その資産運用会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で、次に掲げる行為(投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。)を行ってはなりません(投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条乃至第118条)。

- a. 有価証券の取得又は譲渡
- b. 有価証券の貸借
- c. 不動産の取得又は譲渡
- d. 不動産の貸借
- e. 次に掲げる取引以外の特定資産に係る取引
 - i. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引
 - ii. 商品の生産、製造、加工その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことに係る取引
 - iii. 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を 自ら行うことに係る取引

ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています。

特定資産の価格等の調査

資産運用会社は、特定資産(土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であって投信法施行令で 定めるものに限ります。以下本 において「不動産等資産」といいます。)の取得又は譲渡が行われたときは、 当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であって利害関係人等でないものに行わせなければなら ないものとされています(ただし、当該取得又は譲渡に先立って当該鑑定評価を行わせている場合は、この限り でありません。)。

また、資産運用会社は、不動産等資産以外の特定資産(指定資産を除きます。)の取得又は譲渡等の行為が行われたときは、投資法人、その資産運用会社(その利害関係人等を含みます。)及びその資産保管会社以外の者であって政令で定めるものに当該特定資産の価格等の調査を行わせなければならないものとされています(ただし、当該行為に先立って当該調査を行わせている場合は、この限りでありません。)。

また、ここで規定する鑑定評価及び価格等の調査は、利害関係人等以外の第三者との間で取引が行われた場合にも、実施しなければならないことに留意します。

(2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール

本資産運用会社は、利害関係者との取引等に関する社内規程(自主ルール)として「利害関係者取引規程」を以下のとおり定めています。

目的

利害関係者取引規程は、本資産運用会社が、本投資法人を含む委託を受けた各本資産運用会社受託投資法人の 資産運用業務を行うに当たり、以下の に規定される本資産運用会社の利害関係者と当該投資法人の利害が対立 する可能性がある取引につき遵守すべき手続その他の事項を定め、当該取引を適切に管理し、もって本資産運用 会社が当該投資法人に対して負う善管注意義務及び忠実義務の履行を十全ならしめることを目的とします。

利害関係者の範囲

「利害関係者」とは以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (イ) 投信法第203条第2項により委任を受けた投信法施行令第126条第1項各号及び投信法施行規則第247条に規定される者並びに関係外国法人等(業府令第126条第3号に定める関係外国法人等をいいます。以下、本「(2)本投資法人に関する利益相反取引ルール」において同じです。)
- (ロ) 本資産運用会社の株主及びその役員、並びに本資産運用会社の役員又は重要な使用人の出向元
- (八) 前項に該当する者の子会社及び関連会社(それぞれ財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項及び第5項に定義される子会社及び関連会社をいいます。)
- (二) 上記(イ)乃至(八)のいずれかに該当する者が過半の出資を行うなど重要な影響を及ぼし得る特別目的会社 (特定目的会社、合同会社、株式会社等を含みます。)、組合その他のファンド
- (ホ) 上記(イ)乃至(ハ)のいずれかに該当する者がアセットマネジメント業務を受託している特別目的会社 (特定目的会社、合同会社、株式会社等を含みます。)、組合その他のファンド
- (へ) 上記(イ)に定める者のうち、親法人等若しくは子法人等(金商法第31条の4第3項及び第4項に定める親法人等若しくは子法人等をいいます。)又は関係外国法人等に該当する者にアセットマネジメント業務を委託している法人
- (ト) 上記(イ)乃至(へ)に該当する者以外に本資産運用会社及び本資産運用会社の子会社が資産運用業務又はアセットマネジメント業務を受託している投資法人及びファンド

法令遵守

本資産運用会社は、利害関係者と本資産運用会社受託投資法人との間において、本資産運用会社受託投資法人の利益を害する取引又は不必要な取引を行ってはなりません。

本資産運用会社は、利害関係者と本資産運用会社受託投資法人との間で取引を行おうとするときは、金商法、投信法その他の関係法令及び利害関係者取引規程を遵守してこれを行うものとします。

コンプライアンス委員会及び資産運用検討委員会による決議等

利害関係者との間で以下に規定する各取引(ただし、軽微取引を除きます。)を行う場合は、コンプライアンス委員会による決議及び資産運用検討委員会による決議を行うこととします。

- a . 資産の取得
- b. 資産の譲渡
- c . 不動産等の貸借
- d. 不動産等の売買及び貸借の媒介業務の委託
- e . 不動産管理業務等の委託
- f . 資金調達及びそれに付随するデリバティブ取引
- g . 工事の発注
- h.業務の委託
- i . 有価証券の貸借

また、利害関係者との間で軽微取引を行う場合、代表取締役(代表取締役が利害関係を有する場合には、コンプライアンス室長)の承認を得るものとします。更に、本投資法人が、投信法第201条第1項に定める本資産運用会社の利害関係人等との間で有価証券又は不動産の取得、譲渡又は貸借に係る取引を行う場合には、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則に定める一定の場合を除き、コンプライアンス委員会及び資産運用検討委員会による承認の後、当該取引の実施までに、あらかじめ、本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得なければならないものとします。

資産の取得

- (イ) 利害関係者から不動産等を取得する場合の取得価格は、利害関係者に該当しない不動産鑑定士が鑑定した 鑑定評価額を原則として上限の指標とし、当該鑑定評価額を上回る場合は、起案した本資産運用会社受託投 資法人本部の本部長又は部長が当該案件を議論する資産運用検討委員会において、当該鑑定評価額を上回っ た価格での取得を正当化する理由を説明し、資産運用検討委員会はかかる説明を踏まえた上で審議・検討し ます。ただし、ここでいう取得価格は不動産等そのものの価格とし、鑑定評価額の対象となっていない、取 得費用、信託設定に要する費用、固定資産税等の期間按分精算額等を含まないものとします。
- (ロ) 利害関係者が投資法人への譲渡を前提に一時的に特別目的会社等の組成を行うなどして負担した費用が存する場合は、当該費用を鑑定評価額に加えて取得することができるものとします。
- (八) 利害関係者から不動産等以外の資産を取得する場合、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記 に準ずるものとします。

資産の譲渡

- (イ) 利害関係者に不動産等を譲渡する場合の譲渡価格は、利害関係者に該当しない不動産鑑定士が鑑定した鑑定評価額を原則として下限の指標とし、当該鑑定評価額を下回る場合は、起案した本資産運用会社受託投資法人本部の本部長又は部長が当該案件を議論する資産運用検討委員会において、当該鑑定評価額を下回った価格での譲渡を正当化する理由を説明し、資産運用検討委員会はかかる説明を踏まえた上で審議・検討します。ただし、ここでいう譲渡価格は不動産等そのものの価格とし、鑑定評価額の対象となっていない、売却費用、固定資産税の期間按分精算額等を含まないものとします。
- (ロ) 利害関係者へ不動産等以外の資産を譲渡する場合、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記に 準ずるものとします。

不動産等の貸借

投資法人が運用する不動産等につき利害関係者と賃貸借契約を締結又は契約更改する場合には、適正な条件で 賃貸するものとし、個別の資産における当該利害関係者からの賃料収入が当該資産の総収入(直近の決算数値又 は実績がない場合は予想数値に基づきます。)の30%以上となる契約を締結する場合は、市場価格、周辺相場等 を調査し、利害関係者に該当しない第三者からの意見書等を参考の上、決定しなければならないものとします。

不動産等の売買及び貸借の媒介業務の委託

- (イ) 利害関係者へ不動産等の売買の媒介を委託する場合は、宅地建物取引業法等に規定する報酬及び相場の範囲内とし、売買価格の水準、媒介の難易度等を勘案して、他事例や利害関係者に該当しない第三者からの意見書等を参考の上、決定します。
- (ロ) 利害関係者へ貸借の媒介を委託する場合は、宅地建物取引業法等に規定する報酬及び相場の範囲内とし、 賃料の水準、媒介の難易度等を勘案して、他事例や利害関係者に該当しない第三者からの意見書等を参考の 上、決定します。

不動産管理業務等の委託

- (イ) 利害関係者へ不動産管理業務等を委託又はその更新をする場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない他業者たる第三者からの見積りを取得し、又は利害関係者に該当しない第三者の意見書等を入手して比較・検討の上、提供役務の内容、業務総量等を勘案し、当該者への委託又は更新及びその条件を決定します。
- (ロ) 取得しようとする物件について、利害関係者が既に不動産管理業務等を行っている場合は、取得後の不動産管理業務等は当該利害関係者に委託することができるものとしますが、委託料の決定については、上記に準ずるものとします。

資金調達及びそれに付随するデリバティブ取引

利害関係者から借入れ及びそれに付随するデリバティブ取引を行う場合又は利害関係者に本資産運用会社が資産運用業務の委託を受けている投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債の引受けその他の募集等に関する業務を委託する場合には、借入期間、金利等の借入条件又は委託条件及び提案内容について、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない金融機関たる第三者からの見積り又は提案書を取得の上市場における水準等と比較して適正であることを確認し、又は利害関係者に該当しない外部専門家たる第三者から当該事実に対する意見書を入手の上、決定します。

工事の発注

利害関係者へ工事等を発注する場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない他業者たる第三者からの見積りを取得し、又は利害関係者に該当しない第三者の意見書等を入手して比較・検討の上、提供役務の内容、業務総量等を勘案し、当該者への委託又は更新及びその条件を決定します。

業務の委託

上記 乃至 に定める場合の他、利害関係者へ業務を委託する場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない他業者たる第三者からの見積りを取得し、又は利害関係者に該当しない第三者の意見書等を入手して比較・検討の上、提供役務の内容、業務総量等を勘案し、当該者への委託又は更新及びその条件を決定します。

代替方式等

上記 乃至 に規定する業務を委託する場合であって、各項に定める第三者からの見積りや第三者の意見書等の入手が困難な場合は、利害関係者に当該条件で委託する合理的理由を資産運用検討委員会に説明の上、同委員会の承認を得るものとします。

有価証券の取得、譲渡又は貸借

利害関係者との間で有価証券を取得、譲渡又は貸借する場合(上記 乃至 に規定する取引を除きます。)は、上記 乃至 に準じて行うものとします。

なお、本資産運用会社は、上記のような利害関係者取引規程に加えて、資産運用業務の委託を受けた投資法人間での利益相反を防止するため、資産の売買、資産の管理、資金調達の各場合について、投資法人間の利益相反防止のためのチェックリストを作成し、意思決定時にこれらのチェックリストを利用して、ある投資法人の利益のために他の投資法人の利益を害するような取引が行われないような体制を構築しています。

(3) 利害関係人等(注)との取引状況等

当期における利害関係人等との取引状況は、以下のとおりです。

取引状況

該当事項はありません。

支払手数料等の金額

該当事項はありません。

(注)利害関係人等とは、投信協会の投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第26条第1項第27号に規定される本投資法人 と資産運用委託契約を締結している資産運用会社の利害関係人等をいいます。

3【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主の権利

投資主の有する主な権利は、以下のとおりです。

投資主総会における議決権

- (イ) 本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています(投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文)。投資主総会において決議される事項は、以下のとおりです。
 - a. 執行役員、監督役員及び会計監査人の選任(ただし、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。)及び解任(投信法第96条、第104条、第106条)
 - b. 資産運用会社との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意(投信法第198条第2項、第206条第1項、第205条第2項)
 - c. 投資口の併合(投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項(第3号及び第4号を除きます。))
 - d. 投資法人の解散(投信法第143条第3号)
 - e. 規約の変更(投信法第140条)
 - f. その他投信法又は本投資法人の規約で定める事項(投信法第89条)
- (ロ) 投資主の有する議決権の権利行使等の手続は、以下のとおりです。
 - a. 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います(規約第40条第1項)。
 - b. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができます (規約第37条第1項)。ただし、投資主総会毎に代理権を証する書面を予め本投資法人に提出することを要 します(投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、規約第37条第2項)。
 - c. 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます(投信法第92条第1項、規約第38条第1項)。
 - d. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します(投信法第92条第2項、 規約第38条第2項)。
 - e. 投資主総会に出席しない投資主は、本投資法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができます(投信法第92条の2第1項、規約第39条第1項)。
 - f. 電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します(投信法第92条の 2第3項、規約第39条第2項)。
 - g. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなされます(投信法第93条第1項、規約第41条第1項)。
 - h. 上記g.の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の 議決権の数に算入します(投信法第93条第3項、規約第41条第2項)。
 - i. 上記g.及びh.の定めは、以下の各事項に係る議案の決議には適用しません(規約第41条第3項)(以下、規約第41条第1項乃至第3項を「みなし賛成規定」と総称します。)。

執行役員又は監督役員の解任

投資法人による資産運用委託契約の解約

解散

投資口の併合

みなし賛成規定を変更する内容の規約の変更

- j. 本投資法人は、投資主総会がその直前の決算期から3か月以内に開催される場合、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします(投信法第77条の3第2項及び第3項、会社法第124条第3項、規約第36条第1項)。
- k. 上記j.の定めにかかわらず、役員会の決議により予め公告をして、一定の日における投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とすることができます(規約第36条第2項)。
- 1. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとします(投信法第94条第1項、会社法第325条の2、規約第33条第4項)。なお、投資主は、本投資法人に対し、電子提供措置により提供される事項を記載した書面の交付を請求(以下、本1.において「書面交付請求」といいます。)することができます(投信法第94条第1項、会社法第325条の5第1項)。書面交付請求がされた場合、執行役員は、書面交付請求をした投資主(当該投資主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限ります。)に対し、当該投資主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければなりません(投信法第94条第1項、会社法第325条の5第2項)。書面交付請求をした投資主がある場合において、その書面交付請求の日(当該投資主が異議を述べた場合にあっては、当該異議を述べた日)から一年を経過したときは、本投資法人は、当該投資主に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(以下、本1.において「催告期間」といいます。)内に異議を

EDINET提出書類 産業ファンド投資法人(E14705) 有価証券報告書(内国投資証券)

述べるべき旨を催告することができます(投信法第94条第1項、会社法第325条の5第4項)。この場合、投資主が催告期間内に異議を述べない限り、書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失います(投信法第94条第1項、会社法第325条の5第5項)。

その他の共益権

(イ) 代表訴訟提起権(投信法第204条第3項、第116条、第119条、会社法第847条)

6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対し、書面等をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を追及する訴訟の提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴訟を提起しないときは、当該請求をした投資主は、本投資法人のために訴訟を提起することができます。

(口) 投資主総会決議取消権(投信法第94条第2項、会社法第831条)

投資主は、投資主総会の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは規約に違反している又は著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反しているとき、又は決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたときには、決議の日から3か月以内に、訴えをもって当該投資主総会の決議の取消しを請求することができます。

- (八) 執行役員等の違法行為差止請求権(投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項) 執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行 為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が生ずるお
 - それがあるときは、6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対し、その行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。
- (二) 新投資口発行の差止請求権(投信法第84条第1項、会社法第210条)

投資主は、新投資口の発行が法令若しくは規約に違反する場合又は著しく不公正な方法により行われる場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、新投資口の発行をやめることを 請求することができます。

- (ホ) 新投資口発行無効訴権(投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号) 投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた 日から6か月以内に、本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。
- (へ) 投資口併合差止請求権(投信法第81条の2第2項、会社法第182条の3) 投資主は、投資口の併合が法令又は規約に違反する場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあると きは、本投資法人に対し、投資口の併合をやめることを請求することができます。
- (ト) 合併差止請求権(投信法第150条、会社法第784条の2、第796条の2、第805条の2) 投資主は、合併が法令又は規約に違反する場合等において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、 本投資法人に対し、合併をやめることを請求することができます。
- (チ) 合併無効訴権(投信法第150条、会社法第828条第1項第7号及び第8号、第2項第7号及び第8号) 投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6か 月以内に合併無効の訴えを提起することができます。
- (リ) 投資主提案権(投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、第305条第1項、第4項、第5項)

発行済投資口の100分の1以上にあたる投資口を有する投資主(6か月前から引き続き当該投資口を有する投資主に限ります。)は、執行役員に対して会日より8週間前に書面をもって、一定の事項を投資主総会の会議の目的とするべきことを請求することができ、また、会議の目的である事項についてその投資主の提出する議案の要領を招集通知に記載又は記録することを請求することができます。ただし、当該投資主が提出しようとする議案の数が10を超えるときは、10を超える数に相当することとなる議案については、この限りではありません。

(ヌ) 投資主総会招集権(投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項)

発行済投資口の100分の3以上にあたる投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく投資主総会招集の手続がなされない場合又は請求の日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合には、内閣総理大臣の許可を得て招集することができます。

(ル) 検査役選任請求権(投信法第94条第1項、会社法第306条、投信法第110条)

発行済投資口の100分の1以上にあたる投資口を有する投資主は、投資主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立をすることができます。また、発行済投資口の100分の3以上にあたる投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立をすることができます。

(ヲ) 執行役員等解任請求権(投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号)

執行役員、監督役員及び会計監査人は、いつでも、投資主総会の決議により解任することができます。また、発行済投資口の100分の3以上にあたる投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず当該役員を解任する旨の議案が投資主総会で否決されたときには、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

(ワ) 解散請求権(投信法第143条の3)

発行済投資口の10分の1以上にあたる投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人において回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

分配金請求権(投信法第77条第2項第1号、第137条)

本投資法人の投資主は、本投資法人の規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、保有する投資口数に応じて金銭の分配を受けることができます。

なお、本振替投資口については、本投資法人が誤って本投資法人に対抗できないものとされた振替投資口について行った金銭の分配についても、本投資法人は当該分配に係る金額の返還を求めることができません。この場合、本投資法人は、当該分配に係る金額の限度において、投資主の振替機関等に対する損害賠償請求権を取得します(振替法第228条、第149条)。

残余財産分配請求権(投信法第77条第2項第2号、第158条)

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

払戻請求権(規約第7条第1項)

投資主は、投資口の払戻請求権を有していません。

投資口の処分権(投信法第78条第1項、第3項)

投資主は投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡することができます。

本振替投資口については、投資主は、口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に本振替投資口の振替(譲受人の口座における保有欄の口数を増加させることをいいます。以下同じです。)が行われることにより、本振替投資口の譲渡を行うことができます(振替法第228条、第140条)。ただし、本振替投資口の譲渡は、本振替投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません(投信法第79条第1項)。なお、投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知(振替機関が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数、基準日等の通知をいいます。以下同じです。)により行われます(振替法第228条、第152条第1項)。また、投資主が、特別口座に記載又は記録されている本振替投資口の譲渡を行う場合は、まず自らが開設した一般口座への振替を行った上で、譲受人の口座に振り替える必要があります。

投資証券交付請求権及び不所持請求権(投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条)

投資主は、本投資法人が投資口を発行した日以後、遅滞なく投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申し出ることもできます。

本振替投資口については、本投資法人は、投資証券を発行することができません(振替法第227条第1項)。ただし、投資主は、保管振替機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存しない場合、又は本振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合は、本投資法人に対して、投資証券の発行を請求することができます(振替法第227条第2項)。

帳簿等閲覧請求権(投信法第128条の3)

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求する ことができます。ただし、この請求は、理由を明らかにして行わなければなりません。 少数投資主権の行使手続(振替法第228条、第154条)

振替投資口に係る少数投資主権等の行使に際しては、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることになります。したがって、少数投資主権を行使しようとする投資主は、振替機関が個別投資主通知(振替機関が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じです。)を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機関に対して申し出ることができます。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権を行使することができます。

(2) 投資法人債権者の権利

投資法人債権者が有する主な権利の内容及び行使手続の概要は次のとおりです。

投資法人債の処分権

本投資法人の第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第7回無担保投資法人債、第8回無担保投資法人債及び第9回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)は、振替法第115条で準用する第66条第2号の定めに従い振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、発行済投資法人債の譲渡は、保管振替機構及び一般債振替制度に参加する銀行・金融商品取引業者等の口座管理機関が管理する振替口座簿の記録により行われます。

元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払を受けることができます。本投資法人が過去に発行し、本書の日付現在、残高がある投資法人債に係る元利金及びそれらの支払日は次のとおりです。

(イ) 第4回無担保投資法人債

元 本:30億円 利 率:0.40%

償還日:2026年12月25日

利払日:毎年6月26日及び12月26日

(ロ) 第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)

元 本:30億円 利 率:0.39%

償還日:2031年9月5日

利払日:毎年3月7日及び9月7日

(ハ) 第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)

元 本:20億円 利 率:0.68%

償還日:2036年9月5日

利払日:毎年3月7日及び9月7日

(二) 第7回無担保投資法人債

元 本:17億円 利 率:1.00%

償還日:2037年9月30日

利払日:毎年3月31日及び9月30日

(木) 第8回無担保投資法人債

元 本:30億円 利 率:0.42%

償還日:2027年12月24日

利払日:毎年6月26日及び12月26日

(へ) 第9回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)

元 本:25億円 利 率:0.959%

償還日:2029年10月17日

利払日:毎年4月17日及び10月17日

投資法人債管理会社

第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第7回無担保投資法人債、第8回無担保投資法人債及び第9回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)は、いずれも、投信法第139条の8ただし書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理会社は設置されていません。

投資法人債管理補助者

本投資法人は、投資法人債を発行する場合において、各投資法人債の金額が1億円以上である場合その他投資法人債権者の保護に欠けるおそれがないものとして投信法施行規則で定める場合には、投資法人債管理補助者を定め、投資法人債権者のために、投資法人債の管理の補助を行うことを委託することができます。ただし、当該投資法人債が担保付社債である場合は、この限りではありません(投信法第139条の9の2)。

第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第7回無担保投資法人債、第8回無担保投資法人債及び第9回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)については、投資法人債管理補助者は設置されていません。

財務代理人

第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第7回無担保投資法人債、第8回無担保投資法人債及び第9回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)いずれに関しても、株式会社三菱UFJ銀行を財務代理人として、投資法人債に関する事務を委託しています。

投資法人債権者集会

投資法人債権者の権利に重大な関係がある事項について、投資法人債権者の総意を決定するために、投信法及び会社法に従って、投資法人債権者集会が設置されます。

投資法人債権者集会における決議事項は、法定事項及び投資法人債権者の利害に関する事項に限られ(投信法第139条の10第2項、会社法第716条)、決議がなされた場合であっても裁判所の認可によって効力が生じるものとされています(投信法第139条の10第2項、会社法第734条第1項)。ただし、投信法第139条の10第2項が準用する会社法第735条の2第1項の規定により投資法人債権者集会の決議があったものとみなされる場合を除きます(投信法第139条の10第2項、会社法第735条の2第4項)。

法定の決議事項には、投資法人債の元利金の支払を怠った場合に期限の利益を喪失させる措置に関する事項が含まれています(投信法第139条の10第2項、会社法第739条第1項)。

第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第7回無担保投資法人債、第8回無担保投資法人債及び第9回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に投資法人債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告します。

第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第7回無担保投資法人債、第8回無担保投資法人債及び第9回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)の各総額の10分の1以上に当たる投資法人債を有する投資法人債権者は、会議の目的である事項及び招集の理由を本投資法人、投資法人債管理者又は投資法人債管理補助者に示して投資法人債権者集会の招集を請求することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項)。かかる請求がなされた後遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続が行われない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会を招集することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項)。

招集に係る事務手続については、財務代理人が本投資法人の名においてこれを行うものとし、財務代理人が投資法人債権者からの請求を受けつけた場合には、速やかにその旨を本投資法人に通知し、その指示に基づき手続を行います。

担保提供制限条項

本投資法人は、第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第6回無担保投資法人債(ソーシャルボンド)、第7回無担保投資法人債、第8回無担保投資法人債及び第9回無担保投資法人債 (ソーシャルボンド)の各投資法人債要項において、当該各投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で今後発行する他の無担保投資法人債のために担保付社債信託法(明治38年法律第52号。その後の改正を含みます。)に基づき担保権を設定する場合は、当該各投資法人債のために同順位の担保権を設定しなければならないとしています。ただし、担附切換条項(利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約)を有している無担保投資法人債を除きます。

会社法等の社債に関する規定の準用

上記に加え、投資法人債に関しては、投資法人債原簿の記載事項(会社法第681条)、投資法人債が二人以上の共有に属する場合の権利義務関係(会社法第686条)、投資法人債権者に対する通知催告(会社法第685条)、記名式投資法人債と無記名式投資法人債の間の転換(会社法第698条)、投資法人債の利札欠缺(会社法第700条)、投資法人債元利金請求権の時効(会社法第701条)、投資法人債権者集会に関する事項(会社法第716条から第742条まで)等の会社法の社債に関する規定が準用されます。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称

株式会社KJRマネジメント

(KJR Management)

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

資本金の額

本書の日付現在 5億円

事業の内容

本資産運用会社は投資運用業等を行うことを目的としています。

(イ) 会社の沿革

年月日	事項
2000年11月15日	エム・シー・アセットマネジメント株式会社設立
2000年12月 8日	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社へ社名変更
2001年 1月27日	宅地建物取引業者免許取得(免許証番号:東京都知事(1)第 79372号)
2001年 4月 5日	投資信託委託業者に係る業務認可取得(認可番号:内閣総理大 臣第6号)
2002年 6月 5日	コンサルティング業務、委託代行業務に係る兼業承認取得(承 認番号:金監第2161号)(注)
2005年 5月17日	信託受益権販売業登録(登録番号:関東財務局長(売信)第 131号)(注)
2006年 1月27日	宅地建物取引業者免許更新(免許証番号:東京都知事(2)第 79372号)
2007年 1月25日	旧投信法第10条の2の規定に基づく認可(業務の方法の変更の 認可)取得
2007年 5月11日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得(認可番号: 国土交通大臣第58号)
2007年 7月26日	旧投信法第10条の2の規定に基づく認可(業務の方法の変更の 認可)取得
2007年 9月30日	金融商品取引業者に係る登録(登録番号:関東財務局長(金 商)第403号)
2010年 3月 1日	金商法第35条第3項に基づき、同条第2項第4号及び第7号に規定 される兼業業務の届出
2011年 1月27日	宅地建物取引業者免許更新(免許証番号:東京都知事(3)第 79372号)
2015年10月 9日	金商法第35条第3項に基づき、同条第2項第4号に規定される兼 業業務の一部変更及び第7号に規定される兼業業務の廃止
2016年 1月27日	宅地建物取引業者免許更新(免許証番号:東京都知事(4)第 79372号)
2019年 7月 1日	MCUBS MidCity株式会社を吸収合併
2021年 1月27日	宅地建物取引業者免許更新(免許証番号:東京都知事(5)第 79372号)
2022年 4月28日	株式会社KJRマネジメントへ社名変更

年月日	事項
2022年 8月18日	金商法第35条第3項に基づき、同条第2項第3号に規定される兼 業業務の届出
2022年 8月30日	第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業の追加登録並びに 金商法第35条第4項に基づく不動産開発管理業務に係る兼業業 務の承認
2025年 2月 1日	本資産運用会社を吸収分割会社、株式会社KJRMホールディングス(旧76株式会社)を吸収分割承継会社とし、コーポレート業務の一部及び投資サポート業務等を承継させることを内容とする吸収分割を実施
2025年10月 4日	本資産運用会社を吸収分割会社、株式会社KJRMプライベートソリューションズを吸収分割承継会社とし、私募ファンド事業に関する権利義務を承継させることを内容とする吸収分割を実施 第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業の廃止

(注) 当該業務は、現在行っていません。

(ロ) 株式の総数及び資本金の額の増減

- a. 発行する株式の総数(本書の日付現在) 10,000株
- b. 発行済株式の総数(本書の日付現在) 10.000株
- c. 最近5年間における資本金の額の増減 過去5年間で資本金の増減はありません。

(八) その他

a. 役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の過半数を有する株主又はその代理人が出席し、総株主の議決権の過半数の賛成によって選任します。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとします。また、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとします。本資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、2週間以内に監督官庁へ届け出ます(金商法第31条第1項、第29条の2第1項第3号)。また、本資産運用会社の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは執行役に就任した場合(他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が本資産運用会社の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合を含みます。)又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければなりません(金商法第31条の4第1項)。

b. 訴訟事件その他本資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 本書の日付現在、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実は ありません。

(二) 関係業務の概要

本投資法人が、本資産運用会社に委託する業務の内容は、以下のとおりです。

- a. 規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、運用資産の運用を行います(本投資法人のために資金の借入れを行うことを含みます。)。
- b. 運用資産の運用状況について、法令の定めるところに従い本投資法人に対して定期的に報告を行います。
- c. 上記のほか、本投資法人から運用資産の運用状況に関し報告を求められたときには、正当な理由がない限 りその指示に従い報告を行います(本投資法人の役員会に出席して報告を行うことを含みます。)。
- d. その他本投資法人が随時委託する上記a.乃至c.に関連し又は付随する業務を行います。

(2)【運用体制】

本資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照下さい。

(3)【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株 式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の比率(%)
株 式 会 社 K J R M ホールディングス	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	10,000	100.0

(4)【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名		主要略歴	所有 株式数
代表取締役	荒木 慶太	1992年 4月	野村不動産株式会社 住宅販売部	
社長		1998年 8月	同社 国際事業部	
		2001年 3月	東洋信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託	
			銀行株式会社) 出向	
		2001年12月	野村不動産株式会社 法人営業部	
		2003年 3月	2003年 3月 │ 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会│	
			社(現 株式会社KJRマネジメント) 不	
			動産運用部	-
		2013年 9月	同社 リテール本部不動産投資部長	
		2015年 2月	同社 リテール本部副本部長 兼 不動産運	
			用部長	
		2015年 8月	同社 リテール本部長	
		2015年12月	同社 執行役員	
		2025年 2月	同社 代表取締役社長(現任)	

	1	有価証		
役職名	氏名		主要略歴	所有 株式数
取締役会長	鈴木 直樹	1990年 4月	株式会社日本長期信用銀行入行 上野支店	
(非常勤)		1992年10月	同行 本店証券投資部資金財務室 株式担当	
		1994年 8月	英国LTCB and F&C Investment Management	
			Co.,Ltd出向 グローバル株式 ポートフォリ	
			オマネージャー	
		1998年 1月	長銀ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式	
			会社(現 UBSアセット・マネジメント株式会	
			社) 日本株式アナリスト	
		2000年 7月	シュローダー投信投資顧問株式会社	
			(現 シュローダー・インベストメント・マ	
			ネジメント株式会社) ディレクター 日本│	
			小型株式チームヘッド	
		2007年11月	ルーパスアルファ・アジア・ゲーエムベー	
			ハー マネージング・ディレクター 東京支	
			店代表	
		2012年 1月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会	
			社(現 株式会社KJRマネジメント) 調	
			查部長 	
		2015年 4月	MCUBS MidCity株式会社(現 株式会社KJR	-
			マネジメント) 代表取締役副社長 財務企	
		0045/540 🗆	画部 部長	
		2015年10月	同社 代表取締役副社長 経営管理部長	
		2016年 6月	同社 代表取締役副社長	
		2017年10月	同社 代表取締役副社長 ファンド企画部長	
		2019年 2月	同社 代表取締役副社長	
		2019年 4月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会	
			社(現 株式会社 K J R マネジメント) 代	
			表取締役副社長	
		2019年 4月	MCUBS MidCity株式会社(現 株式会社KJR	
		2000/5 45	マネジメント) 非常勤取締役	
		2022年 4月	│株式会社 K J R マネジメント 代表取締役社 │ │	
		000545 455	長 # * ^ *	
		2025年 1月	株式会社 K JRMプライベートソリューショ	
		2025年 2日	ンズ 取締役(非常勤)(現任)	
		2025年 2月	株式会社 K J R Mホールディングス 代表取	
			締役社長(現任) 株式会社と「Dフランジョン」 関係の会員	
			│株式会社KJRマネジメント 取締役会長 │ / 北党数、/ 1月(て、	
			(非常勤)(現任)	

			1月1川社3		业 分
役職名	į į	氏名		主要略歴	所有 株式数
取締役	松本	靖之	1993年 4月	近畿日本ツーリスト株式会社 入社 丸の内	
(非常勤)				海外旅行支店	
			1995年 1月	同社 虎ノ門海外旅行事業部 海外営業主任	
			1998年 7月	セコム株式会社 入社 東京営業部 主任	
			2002年 2月	CCA INTERNATIONAL JAPAN 入社 Accounting	
				Supervisor	
			2004年 3月	同社 Regional Financial Controller	
			2006年 7月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会	
				社(現 株式会社KJRマネジメント)財務	
				経理部 マネージャー	
			2007年 4月	同社 財務経理部 シニアマネージャー	
			2008年 4月	同社 財務経理部長	
			2008年 5月	同社 インダストリアル本部 企画部長	-
			2013年 5月	同社 インダストリアル本部 不動産運用部	
				長	
			2017年 3月	同社 コーポレート本部 業務管理部長	
			2019年 1月	同社 コーポレート本部 業務管理部長	
				兼 コーポレート本部長補佐	
			2022年 5月	同社 コーポレート本部長	
			2023年 5月	同社 執行役員 コーポレート本部長	
			2025年 2月	同社 取締役(非常勤)(現任)	
				株式会社KJRMホールディングス チー	
				フ・オペレーティング・オフィサー(CO	
				〇) (現任)	
監査役	宮内	秀聡	2017年 5月	株式会社KKRジャパン プリンシパル(現任)	
(非常勤)			2025年 1月	株式会社KJRMプライベートソリューショ	
				ンズ 監査役(非常勤)(現任)	
			2025年 2月	株式会社KJRマネジメント 監査役(非常	-
				勤)(現任)	
			2025年 4月	富士ソフト株式会社 取締役(非常勤)(現	
				任)	
(注) 2025年0日士日	1			-	

⁽注) 2025年9月末日現在、役職員数は112名(非常勤役員を除きます。)です。

(5)【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

本資産運用会社は、投資運用業を営む金融商品取引業者として、投資法人の資産の運用に係る業務を行います。

営業の概況

本書の日付現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人又は運用の指図を行う投資法人は、本投資法人及び日本都市ファンド投資法人です。

名称	産業ファンド投資法人	日本都市ファンド投資法人		
基本的性格	中長期にわたる安定した収益の確保と資産 の着実な成長を目指して、主として産業用 不動産である不動産等、不動産関連資産及 びその他の特定資産に投資して運用を行い ます。	中長期にわたる安定した収益の確保と資産 の着実な成長を目指して、主として商業施 設、オフィスビル、住宅、ホテル及びこれ らの用途の複合施設である不動産等、不動 産関連資産及びその他の特定資産に投資し て運用を行います。		
設立年月日	2007年3月26日	2001年9月14日		
246,465 純資産総額(百万円) (2025年7月31日現在)		649,380 (2025年8月31日現在)		
1口当たりの純資産額 (円)	97,178 (2025年7月31日現在)	90,281 (2025年8月31日現在)		

関係業務の概況

資産運用会社としての業務

(イ) 資産運用業務

本資産運用会社は、投信法及び規約の規定に従い、本投資法人の資産の運用業務を行います。また、資産の運用業務に関し第三者より苦情を申し立てられた場合における当該苦情の処理その他必要な行為、及びその他本投資法人の資産の運用に関連し又は付随する業務を行います。

(口) 資金調達業務

本資産運用会社は、本投資法人が行う新投資口の発行、投資法人債の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為に関し、本投資法人のために必要な業務を行います。また、本資産運用会社は、本投資法人に代わり、本投資法人に関する情報の適時開示を行うものとし、その他IR活動を行います。

(八) 報告業務

本資産運用会社は、投信法に従った報告書の作成及び交付その他本投資法人の要求に基づき委託業務に関する報告を行います。

(二) その他本投資法人が随時委託する前記(イ)乃至(八)に関連し又は付随する業務を行います。

2【その他の関係法人の概況】

- A. 資産保管会社及び一般事務受託者(投信法第208条並びに第117条第4号乃至第6号関係)
- (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

資本金の額

2025年3月31日現在 342,037百万円

事業の内容

銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。)(以下「銀行法」といいます。)に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号。その後の改正を含みます。)(以下「兼営法」といいます。)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)【関係業務の概要】

資産保管会社としての業務

- (イ) 資産保管業務
- (口) 金銭出納管理業務
 - 一般事務受託者としての業務
- (イ) 本投資法人の計算に関する事務
- (ロ) 本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務
- (八) 本投資法人の納税に関する事務
- (二) 本投資法人の役員会の運営に関する事務
- (ホ) 本投資法人の投資主総会の運営に関する事務(投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計 に関する事務を除きます。)
- (へ) 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務(前各号の業務に関連するものに限ります。)

(3)【資本関係】

該当事項はありません。

- B. 投資主名簿等管理人及び特別口座管理人(投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係。ただし、投資法人債及び 新投資口予約権に関する事務を除きます。)
- (1) [名称、資本金の額及び事業の内容]

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

資本金の額

2025年3月31日現在 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) [関係業務の概要]

投資主名簿等管理人としての業務

- (イ) 投資主名簿及び投資法人債原簿並びにこれらに付属する帳簿の作成、管理及び備置その他の投資主名簿 及び投資法人債原簿に関する事務(ただし、投資法人債原簿に関する事務は本投資法人が投資主名簿等管 理人に別途委託するものに限ります。)
- (ロ) 上記(イ)に定めるほか、以下の帳簿その他の投信法及び内閣府令の規定により作成及び保管しなければならない帳簿書類の作成、管理及び備置に関する事務(ただし、該当する事務が生じていない場合を除きます。)
 - a. 分配利益明細簿
 - b. 投資証券台帳
 - c. 投資証券不発行管理簿
 - d. 投資証券払戻金額帳
 - e. 未払分配利益明細簿
 - f. 未払払戻金明細簿
- (八) 振替機関等により通知される総投資主通知その他の通知の受理に関する事務
- (二) 投資主、登録投資口質権者、これらの法定代理人及び以上の者の常任代理人(以下「投資主等」といいます。)の氏名及び住所の登録並びに変更の登録に関する事務
- (ホ) 前各号に掲げるもののほか、投資主等の提出する届出の受理に関する事務
- (へ) 投資主総会招集通知の発送及び議決権行使書又は委任状の作成及び集計に関する事務
- (ト) 投資主等に対して分配する金銭(以下「分配金」といいます。)の支払に関する事務
- (チ) 投資主等からの照会に対する応答に関する事務
- (リ) 投資口の統計資料並びに法令又は契約に基づく官庁、金融商品取引所、振替機関等への届出又は報告の ための資料の作成に関する事務
- (ヌ) 投資口の募集、投資口の併合・分割その他本投資法人が臨時に指定する事務
- (ル) 投資主等に対する通知書、催告書及び報告書等の発送に関する事務
- (ヲ) 投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主等からの申出の受付けに関する事務(上記(イ)から (ル)までの事務に関連するものに限ります。)
- (ワ) 上記(イ)から(ヲ)までに掲げる事務に付随する印紙税等の納付に関する事務
- (カ) 投資主等の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。)に定義する個人番号(以下「個人番号」といいます。))及び法人番号(番号法に定義する法人番号をいいます。以下同じです。)の収集及び登録に関する事務
- (ヨ) 投資主等の個人番号及び法人番号の保管、利用及び廃棄又は削除に関する事務
- (タ) 投資主総会資料の電子提供制度に係る書面交付請求に関する事務
- (レ) 上記(イ)から(タ)までに掲げる事項に付随する事務

特別口座管理人としての業務

- (イ) 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務
- (ロ) 総投資主通知に係る報告に関する事務
- (八) 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事務
- (二) 保管振替機構からの本投資法人に対する個別投資主通知
- (ホ) 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又 は記録に関する事務
- (へ) 特別口座の開設及び廃止に関する事務
- (ト) 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の保管振替機構への届出に関する事務
- (チ) 特別口座の加入者本人のために開設された他の口座又は本投資法人の口座との間の振替手続に関する事務
- (リ) 振替法で定める取得者等のための特別口座開設等請求に関する事務

EDINET提出書類 産業ファンド投資法人(E14705) 有価証券報告書(内国投資証券)

- (ヌ) 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
- (ル) 加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求(保管振替機構を通じて請求されるものを含みます。)に関する事務
- (ヲ) 上記(イ)から(ル)までに掲げるもののほか、加入者等(投資主、投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じです。)による請求に関する事務
- (ワ) 上記(イ)から(ヲ)までに掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事務
- (カ) 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
- (ヨ) 投資口の併合・分割に関する事務
- (タ) 加入者等の個人番号及び法人番号の収集及び登録に関する事務
- (レ) 加入者等の個人番号及び法人番号の保管、利用及び廃棄又は削除に関する事務
- (ソ) 投資主総会資料の電子提供制度に係る書面交付請求に関する事務
- (ツ) 上記(イ)から(ソ)までに掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務及び本投資法人と特別口 座管理人が協議の上定める事務
- (3)[資本関係]

該当事項はありません。

- C. 投資法人債に関する一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係。ただし、投資法人債に関する 事務に限ります。)
- (1) [名称、資本金の額及び事業の内容]

名称

株式会社三菱UFJ銀行

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

資本金の額

2025年3月31日現在 1,711,958百万円

事業の内容

銀行業を営んでいます。

(2) [関係業務の概要]

- (イ) 振替機関の業務規程等に定める発行代理人事務
- (ロ) 振替機関の業務規程等に定める支払代理人事務
- (八) 投資法人債原簿関係事務
 - ・ 本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務
- (二) 上記(イ)乃至(八)の事務のほか、次に定める事務
 - a. 投資法人債権者からの期限の利益喪失に関する請求の受領及び本投資法人への通知
 - b. 公告の手配
 - c. 投資法人債権者集会に関する事務
 - d. 投資法人債要項の写しの一般事務受託者本店での備置きによる開示
 - e. 投資法人債券台帳の作成及び管理
 - f. 租税特別措置法に基づく利子所得税の納付
 - g. 買入消却に係る事務
 - h. その他本投資法人と一般事務受託者が協議の上必要と認められる事務(投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を含みます。)
- (ホ) 元利金及び元利金支払手数料の分配事務
- (3)[資本関係]

該当事項はありません。

- D. 納税事務に関する一般事務受託者(投信法第117条第6号関係)
- (1) [名称、資本金の額及び事業の内容]

名称

EY税理士法人

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

資本金の額

該当事項はありません。

事業の内容

税理士業を営んでいます。

(2) [関係業務の概要]

納税に関する事務(法人税及び地方法人税確定申告書、法人都民税、法人事業税及び地方法人特別税の確定申告書並びに消費税確定申告書に係る税務申告書の作成。ただし、税金の支払に関する事務を除きます。)

(3) [資本関係]

該当事項はありません。

E. 特定関係法人

(1) [名称、資本金の額及び事業の内容]

特定関係法人の名称	資本金の額(2025年6月30日現在)	事業の内容
株式会社KJRMホールディングス	100百万円	持株会社
KKR Group Assets Holdings III L.P.	非開示(注1)	持株会社
KKR Group Assets III GP LLC	非開示 (注1)	持株会社
KKR Group Partnership L.P.	非開示 (注1)	持株会社
KKR Group Holdings Corp.	非開示 (注1)	持株会社
KKR Group Co. Inc.	非開示 (注1)	持株会社
KKR & Co. Inc.	2,552,313千米ドル (約379,988百万円)(注2)	持株会社

(2) [関係業務の概要]

該当事項はありません。

(3) [資本関係]

KKRは、2025年7月31日現在、そのグループ会社を通じて、本投資法人の投資口25,600口(発行済投資口の総口数の1.00%(注))を保有しています。

(注)発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合は、小数第3位を切り捨てて表示しています。

⁽注2)2025年9月30日時点における三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の対顧客外国為替相場の公表仲値(1米ドル=148.88円)により換算しています。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

本投資法人は、金商法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期計算期間 (2025年2月1日から2025年7月31日まで)の 財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

3. 連結財務諸表について

連結財務諸表は作成していません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

	前期 (2025年1月31日)	当期 (2025年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,244,855	15,788,924
信託現金及び信託預金	10,927,522	9,672,766
営業未収入金	1,340,157	1,689,015
前払費用	1,268,691	2,128,41
未収還付法人税等	89,623	75,81
その他	1,681	8,99
流動資産合計	30,872,532	29,363,93
固定資産		
有形固定資産		
建物	36,412,722	36,998,104
減価償却累計額	11,872,082	12,276,00
建物(純額)	24,540,639	24,722,10
構築物	127,157	129,56
減価償却累計額	76,317	79,66
構築物(純額)	50,840	49,89
機械及び装置	14,179	2,28
減価償却累計額	11,968	19
機械及び装置(純額)	2,210	2,09
工具、器具及び備品	28,024	27,05
減価償却累計額	19,231	19,33
工具、器具及び備品(純額)	8,792	7,72
土地	20,343,077	20,343,07
	1,782,851	17,18
信託建物	145,725,744	149,099,09
減価償却累計額	26,152,548	27,538,05
信託建物(純額)	119,573,196	121,561,03
信託構築物	1,736,235	1,917,12
減価償却累計額	868,221	936,59
信託構築物(純額)	868,013	980,52
信託機械及び装置	221,195	227,41
減価償却累計額	105,885	117,80
信託機械及び装置 (純額)	115,310	109,60
信託工具、器具及び備品	645,148	806,31
減価償却累計額	167,499	216,69
信託工具、器具及び備品(純額)	477,648	589,62
信託土地	317,495,305	315,945,51
信託建設仮勘定	125,443	37,86
有形固定資産合計	485,383,330	484,366,25
	400,000,000	404,300,23
無形固定資産	1 19,833,966	. 10 922 06
借地権		1 19,833,966
その他	417	324
無形固定資産合計	19,834,383	19,834,290

	前期 (2025年1月31日)	当期 (2025年7月31日)
投資その他の資産		
関係会社株式	356,826	356,826
投資有価証券	16,788,420	18,463,235
差入敷金及び保証金	10,200	10,200
長期前払費用	1,610,202	1,525,580
その他	10,246	4,060
投資その他の資産合計	18,775,895	20,359,902
固定資産合計	523,993,609	524,560,443
繰延資産		
投資口交付費	177,960	129,703
投資法人債発行費	78,522	71,024
繰延資産合計	256,482	200,728
資産合計	555,122,624	554,125,106
負債の部		
流動負債		
営業未払金	2,306,405	1,750,127
短期借入金	6,600,000	2,100,000
1 年内返済予定の長期借入金	24,700,000	26,300,000
未払金	1,079,970	980,841
未払費用	212,028	225,970
未払法人税等	1,089	605
未払消費税等	511,903	348,986
前受金	3,362,291	3,970,881
その他	8,076	10,482
流動負債合計	38,781,765	35,687,894
固定負債		
投資法人債	15,200,000	15,200,000
長期借入金	235,783,000	237,733,000
預り敷金及び保証金	2,620,681	2,678,468
信託預り敷金及び保証金	15,646,547	15,372,634
資産除去債務	980,598	983,241
その他	166	4,271
固定負債合計	270,230,993	271,971,616
負債合計	309,012,758	307,659,511

		(112 - 113)
	前期 (2025年1月31日)	当期 (2025年7月31日)
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	238,456,667	238,456,667
出資総額控除額		
一時差異等調整引当額	2 521,432	2 650,779
その他の出資総額控除額	641,451	641,451
出資総額控除額合計	1,162,883	1,292,230
出資総額(純額)	237,293,784	237,164,437
剰余金		
当期未処分利益又は当期未処理損失()	8,809,895	9,297,161
剰余金合計	8,809,895	9,297,161
投資主資本合計	246,103,679	246,461,598
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	6,186	3,996
評価・換算差額等合計	6,186	3,996
純資産合計	3 246,109,865	3 246,465,594
負債純資産合計	555,122,624	554,125,106

(2)【損益計算書】

	前期 (自 2024年8月 1日 至 2025年1月31日)	当期 (自 2025年2月 1日 至 2025年7月31日)
賃貸事業収入	1 19,813,403	1 21,335,434
不動産等売却益	2 1,013,434	2 1,013,644
匿名組合分配金	441,422	359,212
	21,268,260	22,708,291
三 営業費用		
賃貸事業費用	1 9,132,810	1 10,069,491
	1,637,976	1,608,333
役員報酬	7,440	7,440
資産保管手数料	12,444	12,433
一般事務委託手数料	55,039	54,913
その他営業費用	235,602	256,485
営業費用合計	11,081,314	12,009,097
三 営業利益	10,186,945	10,699,193
三世子 三世子 三世子 三世子 三世子 三世子 三世子 三世子 三世子 三世子		
受取利息	3,100	16,103
還付加算金	1,866	35
未払分配金戻入	460	458
固定資産受贈益	21,000	42,816
その他	52	0
営業外収益合計	26,480	59,413
営業外費用		
支払利息	1,032,743	1,090,214
投資法人債利息	40,592	45,192
投資法人債発行費償却	6,871	7,497
融資関連費用	270,907	266,481
投資口交付費償却	48,256	48,256
その他	3,480	4,815
営業外費用合計	1,402,852	1,462,458
経常利益	8,810,574	9,296,149
税引前当期純利益	8,810,574	9,296,149
法人税、住民税及び事業税	2,078	605
法人税等合計	2,078	605
当期純利益	8,808,495	9,295,544
前期繰越利益又は前期繰越損失()	1,399	1,616
当期未処分利益又は当期未処理損失()	8,809,895	9,297,161

(3)【投資主資本等変動計算書】

前期(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

								(十四・113)
		投資主資本						
			出資総額			剰余金		
		ł	出資総額控除額		1112/27/6/10/2015	当期未処分 利益又は当		投資主資本
	出資総額	一時差異等 調整引当額	その他の出資 総額控除額	出資総額控 除額合計	出資総額 (純額)	期未処理損 失()	剰余金合計	合計
当期首残高	238,456,667	303,317	641,451	944,768	237,511,898	8,685,403	8,685,403	246,197,301
当期変動額								
剰余金の配当						8,684,003	8,684,003	8,684,003
一時差異等調整引当額 による利益超過分配		218,114		218,114	218,114			218,114
当期純利益						8,808,495	8,808,495	8,808,495
投資主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	218,114	-	218,114	218,114	124,491	124,491	93,622
当期末残高	1 238,456,667	521,432	641,451	1,162,883	237,293,784	8,809,895	8,809,895	246,103,679

	評価・換	評価・換算差額等		
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	6,366	6,366	246,203,668	
当期変動額				
剰余金の配当			8,684,003	
一時差異等調整引当額 による利益超過分配			218,114	
当期純利益			8,808,495	
投資主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	180	180	180	
当期変動額合計	180	180	93,803	
当期末残高	6,186	6,186	246,109,865	

当期(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

								(-12:113)
		投資主資本						
			出資総額			剰余金		
			 出資総額控除額	į	山洛4公姑	当期未処分		投資主資本
	出資総額	一時差異等 調整引当額	その他の出資 総額控除額	出資総額控 除額合計	出資総額 (純額)	利益又は当 期未処理損 失()	剰余金合計	合計
当期首残高	238,456,667	521,432	641,451	1,162,883	237,293,784	8,809,895	8,809,895	246,103,679
当期変動額								
剰余金の配当						8,808,278	8,808,278	8,808,278
一時差異等調整引当額 による利益超過分配		129,347		129,347	129,347			129,347
当期純利益						9,295,544	9,295,544	9,295,544
投資主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	129,347	-	129,347	129,347	487,266	487,266	357,919
当期末残高	1 238,456,667	650,779	641,451	1,292,230	237,164,437	9,297,161	9,297,161	246,461,598

	評価・換	評価・換算差額等		
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	6,186	6,186	246,109,865	
当期変動額				
剰余金の配当			8,808,278	
一時差異等調整引当額 による利益超過分配			129,347	
当期純利益			9,295,544	
投資主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,189	2,189	2,189	
当期変動額合計	2,189	2,189	355,729	
当期末残高	3,996	3,996	246,465,594	

(4)【金銭の分配に係る計算書】

		(単位:円)
	前 期	当 期
	(自 2024年8月 1日	(自 2025年2月 1日
	至 2025年1月31日)	至 2025年7月31日)
当期未処分利益	8,809,895,026	9,297,161,491
利益超過分配金加算額	129,347,016	, , , , <u>-</u>
うち一時差異等調整引当額	129,347,016	_
出資総額組入額	123,047,010	469,600,711
つりにはいる。	-	
	0 007 005 404	469,600,711
分配金の額	8,937,625,184	8,818,423,032
(投資口1口当たり分配金の額)	(3,524)	(3,477)
うち利益分配金	8,808,278,168	8,818,423,032
(うち1口当たり利益分配金)	(3,473)	(3,477)
うち一時差異等調整引当額	129,347,016	-
(うち1口当たり利益超過分配金		
(一時差異等調整引当額に係るも	(51)	(-)
(D))		
次期繰越利益又は次期繰越損失	4 040 050	0.407.740
()	1,616,858	9,137,748
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第25条第1項第2号	本投資法人の規約第25条第1項第2号
73 HO TE 42 HV 42 AT TEL 21/2	に定める分配方針に基づき、租税特別	に定める分配方針に基づき、租税特別
	措置法第67条の15第1項に規定される本	措置法第67条の15第1項に規定される本
	投資法人の配当可能利益の額の100分の	投資法人の配当可能利益の額の100分の
	90に相当する金額を超えて分配するこ	90に相当する金額を超えて分配するこ
	ととしています。	ととしています。
	かかる方針に従い、利益分配金(利	かかる方針に従い、利益分配金(利
	益超過分配金は含みません。) につい	益超過分配金は含みません。) につい
	ては、投資口1口当たりの利益分配金が	ては、投資口1口当たりの利益分配金が
	1円未満となる端数部分を除いた投資信	1円未満となる端数部分を除き、投資信
	託及び投資法人に関する法律第136条第	託及び投資法人に関する法律第136条第
	1 項 に 定 め る 利 益 の 全 額 で あ る	1項に定める利益から一時差異等調整引
	8,808,278,168円を分配することとしま	当額(投資法人の計算に関する規則第2
	した。	条第2項第30号に定めるものをいいま
	また、所得超過税会不一致及び純資	す。)の戻入れ額を控除した額の
	産控除項目が分配金に与える影響を考	8,818,423,032円を分配することとしま
	慮して、本投資法人が決定する金額に	した。
	よる利益超過分配を行うこととし、当	なお、本投資法人は本投資法人の規
	期については、所得超過税会不一致に	約第25条第2項に定める方針に従い、原
	相当する額として、投資口1口当たりの	則として毎期継続的に利益を超える金
	利益超過分配金が1円未満となる端数部	銭の分配(税法上の出資等減少分配に
	分を除き算定される129,347,016円を、	該当する出資の払戻し)を行うことと
	一時差異等調整引当額に係る分配金と	していますが、当期においては、不動
	して分配することとしました。	産等売却益の計上による分配金水準を
	なお、本投資法人は本投資法人の規	鑑みて、利益を超えた金銭の分配(税)
	約第25条第2項に定める方針に従い、原	強みて、利益を超んた並銭の方能(杭 法上の出資等減少分配に該当する出資
	則として毎期継続的に利益を超える金はのハマ(ガオトの出答等述ハハマ)	の払戻し)は行いません。以上の結
	銭の分配(税法上の出資等減少分配に	果、当期の分配金の額は8,818,423,032
	該当する出資の払戻し)を行うことと	円としています。
	していますが、当期においては、不動	
	産等売却益の計上による分配金水準を	
	鑑みて、利益を超えた金銭の分配(税	
	法上の出資等減少分配に該当する出資	
	の払戻し)は行いません。以上の結	
	果、当期の分配金の額は8,937,625,184	
	円としています。	

		(十匹:113)
	前期 (自 2024年8月 1日 至 2025年1月31日)	当期 (自 2025年2月 1日 至 2025年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	8,810,574	9,296,149
減価償却費	2,628,273	2,654,520
固定資産受贈益	21,000	42,816
投資法人債発行費償却	6,871	7,497
投資口交付費償却	48,256	48,256
受取利息	3,100	16,103
支払利息	1,073,335	1,135,406
営業未収入金の増減額(は増加)	140,531	348,857
未収消費税等の増減額(は増加)	2,154,251	-
前払費用の増減額(は増加)	90,691	859,724
長期前払費用の増減額(は増加)	39,627	84,622
営業未払金の増減額(は減少)	160,312	334,637
未払金の増減額(は減少)	16,713	2,428
未払費用の増減額(は減少)	529	35
未払消費税等の増減額(は減少)	511,903	162,917
前受金の増減額(は減少)	199,607	608,590
その他の固定負債の増減額(は減少)	109	4,105
信託有形固定資産の売却による減少額	1,593,649	1,593,649
その他	5,424	125,318
小計	17,134,660	13,790,597
利息の受取額	3,100	16,103
利息の支払額	1,063,774	1,121,429
法人税等の支払額	50,618	12,718
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,023,367	12,697,990
投資活動によるキャッシュ・フロー	,	12,001,000
有形固定資産の取得による支出	919,822	708,879
信託有形固定資産の取得による支出	11,969,797	2,925,253
預り敷金及び保証金の受入による収入	-	91,123
預り敷金及び保証金の返還による支出	-	33,336
信託預り敷金及び保証金の受入による収入	219,806	3,920
信託預り敷金及び保証金の返還による支出	1,422,667	393,769
差入敷金及び保証金の回収による収入	4,500	-
信託差入敷金及び保証金の回収による収入	· -	115,936
投資有価証券の払戻による収入	273,168	57,747
投資有価証券の取得による支出	435,854	1,729,592
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,250,667	5,522,104
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	7,500,000	400,000
短期借入金の返済による支出	10,300,000	4,900,000
長期借入れによる収入	12,100,000	16,150,000
長期借入金の返済による支出	11,800,000	12,600,000
投資法人債の発行による収入	2,500,000	-
投資法人債発行費の支出	19,102	-
分配金の支払額	8,900,840	8,936,573
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,919,943	9,886,573
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,147,242	2,710,687
現金及び現金同等物の期首残高	35,319,620	28,172,377
現金及び現金同等物の期末残高	1 28,172,377	1 25,461,690
ショカン (ショカー) ロース・コント/ストロ	1 20, 112,011	1 20, 101,000

(6)【注記表】

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価方法及び処理	有価証券
方法	関係会社株式
	移動平均法による原価法を採用しています。
	その他有価証券
	市場価格のない株式等
	移動平均法による原価法を採用しています。
	匿名組合出資持分については、匿名組合の損益の純額に対する持分相当額
	を取り込む方法を採用しています。
2. 固定資産の減価償却の方	有形固定資産
法	定額法を採用しています。
	なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。
	建物・信託建物 8~70年
	構築物・信託構築物 2~45年
	機械及び装置・信託機械及び装置 3~17年
	工具、器具及び備品・信託工具、器具及び備品 5~15年
	無形固定資産
	定額法を採用しています。
	長期前払費用
	定額法を採用しています。
3. 繰延資産の処理方法	投資口交付費
	3年間で均等償却として処理しています。
	投資法人債発行費
	投資法人債の償還までの期間にわたり定額法により償却しています。
4. 収益及び費用の計上基準	収益に関する計上基準
	本投資法人の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び
	当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のと
	おりです。
	(1) 不動産等の売却
	不動産等売却収入については、不動産売却に係る契約に定められた引渡
	義務を履行することにより、顧客である買主が当該不動産等の支配を獲得
	した時点で収益計上を行います。
	(2) 受取水道光熱費
	受取水道光熱費については、不動産等の賃貸借契約及び付随する合意内
	容に基づき、顧客である賃借人に対する電気、水道等の供給に応じて収益
	計上を行っています。
	受取水道光熱費のうち、本投資法人が代理人に該当すると判断したもの
	については、他の当事者が供給する電気、水道等の料金として収受する額
	から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識します。
	固定資産税等の処理方法
	保有する不動産等にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等につい
	ては、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を賃貸事業費用と
	して費用処理する方法を採用しています。
	なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資
	法人が負担すべき初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当 対不動き等の取得原価に第
	該不動産等の取得原価に算入しています。
	前期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は105千円で より、
	す。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は46,043 千円です。
	111730

5.ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

ただし、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものにつきまして は、特例処理を採用しています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金金利

ヘッジ方針

本投資法人は、リスク管理の基本方針を定めた規程に基づき、投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。

ただし、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものにつきまして は、有効性の評価を省略しています。

6.キャッシュ・フロー計算 書における資金(現金及 び現金同等物)の範囲

手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法

保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全 ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、 貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。

なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目について は、貸借対照表において区分掲記することとしています。

- (1) 信託現金及び信託預金
- (2) 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土 地、信託建設仮勘定
- (3) 信託預り敷金及び保証金

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員 会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

- 1. IIF羽田空港メインテナンスセンターの土地に係る国有財産法第18条第6項及び第19条に規定する使用許可に基づく権利であります。
- 2. 一時差異等調整引当額

前期(2025年1月31日)

1. 引当て、戻入れの発生事由、発生した資産等及び引当額

(単位:千円)

発生した 資産等	引当ての 発生事由	当初 発生額	当期首 残高	当期 引当額	当期 戻入額	当期末 残高	戻入れの 発生事由
信託建物等	減価償却超過 額等の発生	2,289,905	303,317	439,420	221,305	521,432	減価償却超過 額等の解消
台	計	2,289,905	303,317	439,420	221,305	521,432	

2. 戻入れの具体的な方法

信託建物等

資産除去等の時点において、対応すべき金額を戻入れる予定です。

当期(2025年7月31日)

1. 引当て、戻入れの発生事由、発生した資産等及び引当額

(単位:千円)

発生した 資産等	引当ての 発生事由	当初 発生額	当期首 残高	当期 引当額	当期 戻入額	当期末 残高	戻入れの 発生事由
信託建物等	減価償却超過 額等の発生	2,419,252	521,432	129,347	-	650,779	減価償却超過 額等の解消
台	計	2,419,252	521,432	129,347	-	650,779	

2. 戻入れの具体的な方法

信託建物等

資産除去等の時点において、対応すべき金額を戻入れる予定です。

3.投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額

前期 当期 (2025年1月31日) (2025年7月31日) 50,000千円 50,000千円

〔損益計算書に関する注記〕

1.不動産賃貸事業損益の内訳

. 不動産賃貸事業損益の内訳		(単位:千円	
	前期	当期	
	(自 2024年8月 1日	(自 2025年2月 1日	
	至 2025年1月31日)	至 2025年7月31日)	
A . 不動産賃貸事業収益			
賃貸事業収入			
賃料収入	18,391,343	18,715,232	
受取水道光熱費	1,324,422	1,343,833	
その他賃貸収入	97,637	1,276,368	
不動産賃貸事業収益合計	19,813,403	21,335,434	
B.不動産賃貸事業費用			
賃貸事業費用			
プロパティ・マネジメント報酬	122,552	114,262	
建物管理委託費	1,628,345	1,643,952	
水道光熱費	1,837,110	1,822,242	
公租公課	1,431,711	1,583,295	
損害保険料	71,367	76,849	
修繕費	866,679	1,630,402	
減価償却費	2,628,273	2,654,520	
信託報酬	29,232	33,408	
借地料	499,390	502,862	
その他諸経費	18,147	7,695	
不動産賃貸事業費用合計	9,132,810	10,069,491	
C.不動産賃貸事業損益(A-B)	10,680,593	11,265,943	

	-
 不動産等売却益の内 	,

(単位	: 千円)

		(+ 1111)	
	前期	 当期	
	(自 2024年8月 1日	(自 2025年2月 1日	
	至 2025年1月31日)	至 2025年7月31日)	
不動産等売却収入	2,625,000	2,625,000	
不動産等売却原価	1,593,649	1,593,649	
その他売却費用	17,915	17,705	
不動産等売却益	1,013,434	1,013,644	

[投資主資本等変動計算書に関する注記]

1.発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数

	前期	当期
	(自 2024年8月 1日	(自 2025年2月 1日
	至 2025年1月31日)	至 2025年7月31日)
発行可能投資口総口数	32,000,000□	32,000,000□
発行済投資口の総口数	2,536,216□	2,536,216□

[キャッシュ・フロー計算書に関する注記]

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

・ 死並及び死並門の物の無所の知己(日本)に、死亡の間間とする。 でんしゅうしゅ はんじ 原間					
	前期	当期			
	(自 2024年8月 1日	(自 2025年2月 1日			
	至 2025年1月31日)	至 2025年7月31日)			
現金及び預金	17,244,855千円	15,788,924千円			
信託現金及び信託預金	10,927,522千円	9,672,766千円			
現金及び現金同等物	28,172,377千円	25,461,690千円			

[リース取引に関する注記]

オペレーティング・リース取引(貸主側)

未経過リース料

前期	当期
(2025年1月31日)	(2025年7月31日)
29,356,745千円	24,791,119千円
227,223,644千円	217,322,481千円
256,580,389千円	242,113,600千円
	(2025年1月31日) 29,356,745千円 227,223,644千円

[金融商品に関する注記]

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

本投資法人は、資産の取得、修繕又は債務の返済等に当たっては、借入、投資法人債の発行及び投資口の発行 等による資金調達を行います。

余資の運用については、安全性、換金性等を考慮し、金融環境及び資金繰りを十分に勘案した上で、慎重に 行っています。

デリバティブ取引については、金利変動等のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うこととしており、 投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金及び投資法人債の資金使途は、主に不動産及び不動産を信託財産とする信託受益権の取得、既存の借入 金及び投資法人債のリファイナンスです。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、本投資法人では、資産運用会社が金利動向をモニタリングし、定期的に業績への影響度の計測を行うこと等により金利の変動リスクを管理しています。さらに、変動金利の借入金のうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るためにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。

ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。ただし、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理の基本方針を定めた規程に基づき行っています。

また、借入金、投資法人債は、流動性リスクに晒されていますが、本投資法人では、資産運用会社が月次で資金繰計画を作成すること、手許流動性を維持すること、機動的な資金調達を目的とした極度貸付枠設定契約を締結していること等により流動性リスクを管理しています。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、後記「デリバティブ取引に関する注記」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、「現金及び預金」、「信託 現金及び信託預金」及び「短期借入金」は現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであ ることから、注記を省略しています。また、「預り敷金及び保証金」及び「信託預り敷金及び保証金」は重要性 が乏しいため、注記を省略しています。

前期(2025年1月31日)

(単位:千円)

			(112113)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)1年内返済予定の長期借入金	24,700,000	24,703,945	3,945
(2)投資法人債	15,200,000	14,439,938	760,062
(3)長期借入金	235,783,000	231,606,588	4,176,411
負債計	275,683,000	270,750,471	4,932,528
デリバティブ取引()	6,186	6,186	-

当期(2025年7月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)1年内返済予定の長期借入金	26,300,000	26,317,142	17,142
(2)投資法人債	15,200,000	14,260,515	939,485
(3)長期借入金	237,733,000	234,947,601	2,785,398
負債計	279,233,000	275,525,259	3,707,740
デリバティブ取引()	3,996	3,996	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しています。

注1. 金融商品の時価の算定方法

<u>負債</u>

(1)1年内返済予定の長期借入金、(3)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています(ただし、金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利による長期借入金(後記「デリバティブ取引に関する注記」参照)は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、残存期間に対応した同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。)。また、固定金利によるものの時価については、元利金の合計額を残存期間に対応した同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(2)投資法人債

投資法人債の時価については、金融データ提供会社による公表参考値によっています。

<u>デリバティブ取引</u>

後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照下さい。

注2. 市場価格のない株式等

関係会社株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象としていません。

なお、当該金融商品の貸借対照表計上額は前期356,826千円、当期356,826千円です。

注3. 匿名組合出資持分

匿名組合出資持分については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項の取扱いを適用し、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第4項(1)に定める事項を注記していません。

なお、本項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額は前期16,788,420千円、当期18,463,235千円です。

注4. 投資法人債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額前期(2025年1月31日)

(単位:千円)

						(+12:113)
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
投資法人債	-	3,000,000	3,000,000	-	2,500,000	6,700,000
長期借入金	24,700,000	25,900,000	23,600,000	26,809,000	28,474,000	131,000,000
合計	24,700,000	28,900,000	26,600,000	26,809,000	30,974,000	137,700,000

当期(2025年7月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
投資法人債	-	3,000,000	3,000,000	-	2,500,000	6,700,000
長期借入金	26,300,000	24,300,000	26,800,000	29,183,000	30,400,000	127,050,000
合計	26,300,000	27,300,000	29,800,000	29,183,000	32,900,000	133,750,000

〔有価証券に関する注記〕

前期(2025年1月31日)において、関係会社株式(貸借対照表計上額356,826千円)及び匿名組合出資持分(貸借対照表計上額16,788,420千円)は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

当期(2025年7月31日)において、関係会社株式(貸借対照表計上額356,826千円)及び匿名組合出資持分(貸借対照表計上額18,463,235千円)は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

〔デリバティブ取引に関する注記〕

 1. ヘッジ会計が適用されていないもの 前期(2025年1月31日)及び当期(2025年7月31日)において、該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。 前期 (2025年1月31日)

(単位:千円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約	額等 うち1年超	時価	当該時価の 算定方法
原則的 処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	800,000	800,000	6,186	取引先金融機関から提示された価格等によっています。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	2,700,000	1,000,000	(注)	-

当期(2025年7月31日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約	額等 うち1年超	時価	当該時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	800,000	- フロート地	3,996	取引先金融機関から提示された価格等によっています。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	4,000,000	3,000,000	(注)	

有価証券報告書(内国投資証券)

注.金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該 長期借入金の時価に含めて記載しています(前記「金融商品に関する注記 2.金融商品の時価等に関する事項 注1 負債(1)、 (3)」参照)。

〔退職給付に関する注記〕

前期(2025年1月31日)及び当期(2025年7月31日)において、該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前期	当期
	(2025年1月31日)	(2025年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税損金不算入額	88千円	- 千円
資産除去債務	308,496千円	309,327千円
減価償却費損金算入限度超過額	162,593千円	- 千円
繰延税金資産小計	471,178千円	309,327千円
評価性引当額	471,178千円	309,327千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金資産の純額	- 千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前期	当期
	(2025年1月31日)	(2025年7月31日)
法定実効税率	31.46%	31.46%
(調整)		
支払分配金の損金算入額	31.91%	29.84%
その他	0.48%	1.62%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.02%	0.01%

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社及び法人主要投資主等

前期(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)及び当期(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)において、該当事項はありません。

2. 関連会社等

前期(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	取引の内容 (注1)	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末残高 (千円) (注2)
関係会社	アイパークイン スティチュート 株式会社	神奈川県藤沢市	100,000	施設運営管理業他	直接 所有 41.00%	業務委託費 の支払	1,500,000	前払費用	275,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)取引条件は市場実勢等を勘案して決定しています。

(注2)取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

当期(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	取引の内容 (注1)	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末残高 (千円) (注2)
関係会社	アイパークイン スティチュート 株式会社	神奈川県 藤沢市	100,000	施設運営管理業他	直接 所有 41.00%	業務委託費 の支払	1,500,000	前払費用	275,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)取引条件は市場実勢等を勘案して決定しています。
- (注2)取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

3. 兄弟会社等

前期(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)及び当期(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)において、該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要投資主等

前期(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)及び当期(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)において、該当事項はありません。

[資産除去債務に関する注記]

- 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
- (1) 当該資産除去債務の概要

本投資法人は、保有する資産のアスベスト除去に係る法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り時の建物の耐用年数の残存年数により8年~53年と見積り、割引率は0.439%~0.996%を使用して資産除去債務の金額を算定しています。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいものは、割引前の見積額を計上しています。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位:千円
	前期	当期
	(自 2024年8月 1日	(自 2025年2月 1日
	至 2025年1月31日)	至 2025年7月31日)
期首残高	977,918	980,598
時の経過による調整額	2,679	2,643
期末残高	980,598	983,241

2.貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

本投資法人は、IIF羽田空港メインテナンスセンターを、その敷地について東京航空局長による国有財産法に基づく使用許可を得た上で所有しているため、当該使用許可の更新が受けられない場合又は当該使用許可が取り消された場合に敷地上の建物を撤去することの原状回復に係る債務を負担しています。しかし、国有財産法に基づく使用許可の更新及び取消に関するこれまでの運用や当該施設の公共性等に鑑み、本投資法人は、当該使用許可については、特段の事情がない限り、当該施設を本投資法人が自発的に撤去するまで継続するものと見積もっています。前期未及び当期末現在において、本投資法人は当該施設の撤去を計画していないため、資産除去債務の履行時期を予測することができず、資産除去債務の金額を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

[賃貸等不動産に関する注記]

本投資法人では、三大都市圏を中心に、賃貸収益を得ることを目的として、物流施設及び工場・研究開発施設等並びにインフラ施設を有しています。これら賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりです。

(単位:千円)

		前期	当期
		(自 2024年8月 1日	(自 2025年2月 1日
		至 2025年1月31日)	至 2025年7月31日)
貸借対照表計	上額		
	期首残高	496,131,587	505,217,594
	期中増減額	9,086,007	1,017,117
	期末残高	505,217,594	504,200,477
期末時価		627,463,780	629,165,000

- 注1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- 注2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前期の主な増加額はIIF下関ヴィークルメインテナンスセンター (1,261,728千円)及びIIF兵庫 三田ロジスティクスセンター (9,385,894千円)の取得によるものであり、前期の主な減少額はIIF戸塚テクノロジーセンター(底地)(準共有持分割合35%)(1,593,649千円)の売却及び減価償却費の計上によるものです。また、当期の主な増加額はIIF羽村ロジスティクスセンター(再開発)(2,524,848千円)の取得によるものであり、当期の主な減少額はIIF戸塚テクノロジーセンター(底地)(準共有持分割合35%)(1,593,649千円)の売却及び減価償却費の計上によるものです。
- 注3. 期末時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額又は調査価額を記載しています。なお、前期について2024年2月15日付で譲渡契約を締結したIIF戸塚テクノロジーセンター(底地)及び当期について2025年7月30日付で譲渡契約を締結したIIF東大阪ロジスティクスセンター及び2025年9月17日付で譲渡契約を締結したIIF蒲田R&Dセンターに関しては譲渡価格としています。
- なお、賃貸等不動産に関する損益は、「損益計算書に関する注記」に記載のとおりです。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前期(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

	顧客との契約から生じる収益 (注1)	外部顧客への売上高(注2)
不動産等の売却	2,625,000	1,013,434
受取水道光熱費	1,324,422	1,324,422
その他	31,330	18,930,403
合計	3,980,753	21,268,260

- 注1. 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の対象となる賃貸借事業収入等及び移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動産等の譲渡は収益認識会計基準の適用外となるため、「顧客との契約から生じる収益」には含めておりません。なお主な顧客との契約から生じる収益は不動産等売却収入及び受取水道光熱費です。
- 注2. 不動産等の売却については、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号)第48条第2項に基づき、損益計算書において不動産等売却損益として計上するため、不動産等売却収入より不動産等売却原価及びその他売却費用を控除した額を記載しています。

当期(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

	顧客との契約から生じる収益 (注1)	外部顧客への売上高 (注2)
不動産等の売却	2,625,000	1,013,644
受取水道光熱費	1,343,833	1,343,833
その他	31,942	20,350,814
合計	4,000,775	22,708,291

- 注1. 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の対象となる賃貸借事業収入等及び移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動産等の譲渡は収益認識会計基準の適用外となるため、「顧客との契約から生じる収益」には含めておりません。なお主な顧客との契約から生じる収益は不動産等売却収入及び受取水道光熱費です。
- 注2. 不動産等の売却については、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号)第48条第2項に基づき、損益計算書において不動産等売却損益として計上するため、不動産等売却収入より不動産等売却原価及びその他売却費用を控除した額を記載しています
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 前期(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載のとおりです。

当期(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載のとおりです。

- 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前期 (自 2024年8月 1日 至 2025年1月31日)	当期 (自 2025年2月 1日 至 2025年7月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	599,526	586,228
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	586,228	684,308
契約資産(期首残高)	-	-
契約資産(期末残高)	-	-
契約負債 (期首残高)	•	-
契約負債(期末残高)	-	-

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前期(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

2025年1月31日現在、不動産等の売却にかかる残存履行義務に配分した取引価格の総額は、2024年2月15日に売却契約を締結した不動産等にかかる2,625,000千円です。本投資法人は、当該残存履行義務について、2025年3月31日に予定している当該不動産等の引渡に伴い、収益を認識することを見込んでいます。

受取水道光熱費については、期末までに履行が完了した部分に対する、顧客である賃借人にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。従って、収益認識に関する会計基準第80-22項(2)の定めを適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記には含めていません。

当期(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

2025年7月31日現在、不動産等の売却にかかる残存履行義務に配分した取引価格の総額は、2025年7月30日に売却契約を締結した不動産等にかかる5,250,000千円です。本投資法人は、当該残存履行義務について、2025年8月1日に完了した当該不動産等の引渡、並びに2026年6月1日及び2026年8月3日に予定している当該不動産等の引渡に伴い、収益を認識することを見込んでいます。

受取水道光熱費については、期末までに履行が完了した部分に対する、顧客である賃借人にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。従って、収益認識に関する会計基準第80-22項(2)の定めを適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記には含めていません。

[セグメント情報等に関する注記]

〔セグメント情報〕

本投資法人は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

〔関連情報〕

前期(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略 しています。

- 2. 地域ごとの情報
 - (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
武田薬品工業株式会社	4,584,933	不動産賃貸事業
ロジスティード株式会社	2,669,429	不動産賃貸事業

当期(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

- 2. 地域ごとの情報
 - (1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
武田薬品工業株式会社	4,582,779	不動産賃貸事業
ロジスティード株式会社	2,858,326	不動産賃貸事業

〔1口当たり情報に関する注記〕

(
	前期	当期
	(自 2024年8月 1日 (自 2025年2月 1	
	至 2025年1月31日)	至 2025年7月31日)
1口当たり純資産額	97,038円	97,178円
1口当たり当期純利益	3,473円	3,665円

- 注1. 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。 なお、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。
- 注2. 1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前期	当期
	(自 2024年8月 1日	(自 2025年2月 1日
	至 2025年1月31日)	至 2025年7月31日)
当期純利益(千円)	8,808,495	9,295,544
普通投資主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通投資口に係る当期純利益(千円)	8,808,495	9,295,544
期中平均投資口数(口)	2,536,216	2,536,216

[重要な後発事象に関する注記]

自己投資口の取得

本投資法人は、2025年7月30日開催の役員会において、投信法第80条の5第2項の規定により読み替えて適用される同法第80条の2の規定に基づき、以下のとおり自己投資口の取得に関する事項について決定しました。結果として、2025年8月1日から2025年9月19日までの間に、合計7,755口(発行済投資口の総口数(自己投資口を除きます。)に対する割合0.31%)の自己投資口を、総額999,923,900円にて取得しています。なお、取得したすべての投資口について、2026年1月期に消却することを予定しています。

(1) 自己投資口の取得を行った理由

投資口価格が割安な状況が継続している中で、物件売却による売却資金の活用について投資主価値向上効果を考慮した結果、その一部を活用して自己投資口を取得及び消却することが、1口当たり分配金や1口当たりNAVの向上に繋がり、ひいては中長期的な投資主価値向上に資するものと判断し、自己投資口の取得を決定しました。

(2) 取得にかかる事項の内容

取得し得る投資口の総数 10,000口(上限)

発行済投資口の総口数(自己投資口を除きます。)に対する割

合0.39%

投資口の取得価額の総額 1,000百万円(上限)

取得期間 2025年8月1日~2025年9月30日

取得方法 証券会社との自己投資口取得に係る取引一任契約に基づく東京

証券取引所における市場買付

資産の譲渡

本投資法人は、以下の資産につき譲渡契約を締結しています。

物件名	譲渡(予定) 価格	契約日	譲渡(予定)日	譲渡先											
	5,250百万円	2025年7月30日	準共有持分30%												
			2025年8月1日												
IIF東大阪ロジスティクスセンター			準共有持分35%	 非開示 (注2)											
(不動産信託受益権)(注1)			2026年6月1日	非用小(注2)											
														準共有持分35%	
			2026年8月3日												
IIF蒲田R&Dセンター	10,000百万円	2025年9月17日	2025年10月1日	三菱商事都市開発株											
(不動産信託受益権)	10,000日月日	2025年9月17日	2025年10月1日	式会社											

- (注1)2025年8月1日に不動産管理処分信託契約を締結し信託設定をした上で、不動産信託受益権の準共有持分の譲渡を行っています。
- (注2)譲渡先は特別目的会社ですが、譲渡先の名称等の開示について先方からの了承を得られていないため非開示としています。

[一時差異等調整引当額の引当て及び戻入れに関する注記]

前期 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

1. 引当ての発生事由、発生した資産等及び引当額

(単位:千円)

発生した資産領	引当ての発生事由	一時差異等調整 引当額
信託建物等	減価償却超過額等の 発生	129,347

2. 戻入れの発生事由、発生した資産等及び戻入額

(単位:千円)

発生した資産等	戻入れの発生事由	一時差異等調整 引当額戻入額
信託建物等	減価償却超過額等の 解消	-

3. 戻入れの具体的な方法

信託建物等

資産除去等の時点において、対応すべき金額を戻入れる予定です。

当期 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

1. 引当ての発生事由、発生した資産等及び引当額

(単位:千円)

発生した資産等	引当ての発生事由	一時差異等調整 引当額
信託建物等	減価償却超過額等の 発生	37,226

2. 戻入れの発生事由、発生した資産等及び戻入額

(単位:千円)

発生した資産等	戻入れの発生事由	一時差異等調整 引当額戻入額
信託建物等	減価償却超過額等の 解消	506,827

3. 戻入れの具体的な方法

信託建物等

資産除去等の時点において、対応すべき金額を戻入れる予定です。

(7)【附属明細表】

有価証券明細表

(1) 株式

2025年7月31日現在、本投資法人が保有する株式は以下のとおりです。

(単位:千円)

銘柄名	株式数	取得価額(注1)		評価額(注2)		評価損益	備考
始似石		単価	金額	単価	金額	計測摂血	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アイパークインスティ チュート株式会社 普通株式	41,000株	8.70	356,826	8.70	356,826	,	-
合計	-	-	356,826	-	356,826	-	-

注1.取得価額は、取得に要した費用を含めた金額を記載しています。

(2) 株式以外の有価証券

2025年7月31日現在、本投資法人が保有する投資有価証券は以下のとおりです。

(単位:千円)

種類	銘柄名	帳簿価額	評価額 (注1)	評価損益	備考
匿名組合出資持分	HKロジスティクス合同会社 匿名組合出資持分(注2)	16,295,210	22,245,981	5,950,770	-
匿名組合出資持分	合同会社播但 匿名組合出資持分(注3)	435,463	529,718	94,255	-
匿名組合出資持分	SIロジスティクスI合同会社 匿名組合出資持分(注4)	388,981	388,981	1	-
匿名組合出資持分	SIロジスティクスII合同会社 匿名組合出資持分(注5)	1,343,580	1,343,580	1	-
合計		18,463,235	24,508,262	6,045,026	-

- 注1. 規約に従い、匿名組合出資持分に係る運用対象資産である不動産等については原則として不動産鑑定士による鑑定評価等により 求めた評価額とし、また金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により評価した後に、これらの匿名組 合出資持分に係る運用対象資産合計額から匿名組合出資持分に係る負債合計額を控除した匿名組合出資持分に係る純資産額の持 分相当額をもって評価しています。
- 注2. 運用対象資産は、首都圏東物流センター、北柏物流センター、京浜物流センター及び大山崎物流センターをそれぞれ信託財産と する信託受益権4物件です。
- 注3. 運用対象資産は、プライム福崎ロジスティクスセンターを信託財産とする信託受益権です。
- 注4. 運用対象資産は、北上物流センター、成田物流センター、横浜物流センター(底地)及び騎西物流センターをそれぞれ信託財産とする信託受益権4物件です。
- 注5. 運用対象資産は、郡山物流センター、加須物流センター、大阪物流センター(底地)及び名古屋物流センター(底地)をそれぞれ信託財産とする信託受益権4物件です。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

2025年7月31日現在、本投資法人におけるデリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況は、以下のとおりです。

区分	種類	契約額等	時価	
	作宝 夫只		うち1年超	(注2)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	4,800,000	3,000,000	9,213
合計		4,800,000	3,000,000	9,213

注1.金利スワップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

注2. 当該有価証券は市場価格のない株式等のため、評価額は貸借対照表計上額を記載しています。

注2. 当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価しています。

注3.時価の金額のうち、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づき金利スワップの特例処理を適用する取引については、貸借対照表において時価評価していません。

不動産等明細表のうち総括表

(単位:千円)

		当期首	当期	当期	当期末	減価償去	0累計額	差引	to m
	資産の種類	残高	増加額	減少額	残高	又は償却 累計額	当 期 償却額	当期末 残 高	摘要
	建物	36,412,722	651,984	66,601	36,998,104	12,276,004	470,522	24,722,100	
	構築物	127,157	2,402	-	129,560	79,662	3,345	49,897	
	機械及び装置	14,179	-	11,892	2,286	190	114	2,096	
	工具、器具及び備品	28,024	-	966	27,058	19,331	1,066	7,726	
	土地	20,343,077	-	-	20,343,077	i	1	20,343,077	
有形	建設仮勘定	1,782,851	4,094	1,769,761	17,184	ī	1	17,184	
固定	信託建物	145,725,744	4,032,906	659,560	149,099,090	27,538,053	2,046,480	121,561,037	
資産	信託構築物	1,736,235	181,827	940	1,917,123	936,599	69,317	980,523	
	信託機械及び装置	221,195	6,216	-	227,411	117,804	11,919	109,606	
	信託工具、器具及び備品	645,148	163,688	2,520	806,316	216,695	51,715	589,621	
	信託土地	317,495,305	43,860	1,593,649	315,945,515	ī	1	315,945,515	
	信託建設仮勘定	125,443	10,214	97,796	37,862	ı	1	37,862	
	小計	524,657,085	5,097,194	4,203,687	525,550,592	41,184,342	2,654,483	484,366,250	
無形	借地権	19,833,966	-	-	19,833,966	-	-	19,833,966	
固定	その他	14,886	-	-	14,886	14,562	92	324	
資産	小計	19,848,852	-	-	19,848,852	14,562	92	19,834,290	
	合計	544,505,938	5,097,194	4,203,687	545,399,445	41,198,904	2,654,575	504,200,541	

再生可能エネルギー発電設備等明細表 該当事項はありません。

公共施設等運営権等明細表 該当事項はありません。

その他特定資産の明細表該当事項はありません。

投資法人債明細表

(単位:千円)

								+12 . 1111/
銘柄	発行年月日	当期首残高	当期減少額	当期末残高	利率	償還期限	使途	担保
第4回無担保 投資法人債	2016年 12月26日	3,000,000	-	3,000,000	0.40%	2026年 12月25日	投資法人債の償還	無担保 無保証
第5回無担保 投資法人債 (ソーシャル ボンド)	2021年 9月7日	3,000,000	-	3,000,000	0.39%	2031年 9月5日	借入金の返済	無担保無保証
第6回無担保 投資法人債 (ソーシャル ボンド)	2021年 9月7日	2,000,000	-	2,000,000	0.68%	2036年 9月5日	借入金の返済	無担保無保証
第7回無担保 投資法人債	2022年 9月30日	1,700,000	-	1,700,000	1.00%	2037年 9月30日	借入金の返済	無担保 無保証
第8回無担保 投資法人債	2022年 12月26日	3,000,000	-	3,000,000	0.42%	2027年 12月24日	投資法人債の 償還	無担保 無保証
第9回無担保 投資法人債 (ソーシャル ボンド)	2024年 10月17日	2,500,000	-	2,500,000	0.96%	2029年 10月17日	借入金の返済	無担保無保証
合計		15,200,000	-	15,200,000				

注.投資法人債の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりです。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
投資法人債	-	3,000,000	3,000,000	-	2,500,000

借入金明細表

	区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率	返済期限	使 途	摘 要
	借入先 株式会社	1,500,000	_	1,500,000	-	0.8%	2025年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	みずほ銀行 三井住友信託銀行 株式会社	400,000	_	400,000	_	0.8%	2025年	既存長期	無担保
<i>k</i> =#0	│株式会社 │ │ │ │ │ │ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	500,000	_	500,000	_	0.8%	2月28日 2025年 5月15日	借入金の借換 既存短期 借入金の借換	無保証 無担保 無保証
短期 借入金	三升任及銀1] 三井住友信託銀行 株式会社	4,200,000	_	2,500,000	1,700,000	0.8%	2025年 10月31日	問人並の情操 既存短期 借入金の借換等	無担保無保証
	株式会社 三井住友信託銀行 株式会社	-	400,000	-	400,000	0.8%	(注2) 2026年 2月27日	間八金の間接等 既存短期 借入金の借換	無担保無保証
	短期借入金計	6,600,000	400,000	4,900,000	2,100,000		2/12/14	旧八亚07旧兴	無体皿
	株式会社日本政策投資銀行	1,000,000	-	1,000,000	-,,	1.8%	2025年 2月5日	不動産等購入資金	—————— 無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.7%	2026年 3月13日	不動産等購入資金	無担保無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	724,000	-	-	724,000	1.7%	2026年	不動産等	無担保
	三井住友信託銀行 株式会社	276,000	-	-	276,000	(注3)	3月13日	購入資金	無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,350,000	1	1,350,000	•	1.0%	2025年 3月14日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 SBI新生銀行	850,000	-	850,000	-	1.0% (注3)	2025年 3月14日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	みずほ信託銀行 株式会社	850,000	-	850,000	-	1.0% (注3)	2025年 3月14日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.3%	2027年 3月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	明治安田生命保険 相互会社	850,000	-	-	850,000	1.2%	2026年 3月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	1,500,000	-	1,500,000	-	1.0%	2025年 3月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
長期	株式会社 みずほ銀行	800,000	-	-	800,000	0.5% (注3)	2026年 3月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
借入金	株式会社 福岡銀行	800,000	-	-	800,000	0.5%	2026年 3月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.4%	2026年 8月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,600,000	-	-	1,600,000	0.5%	2025年 8月15日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	3,255,600	-	-	3,255,600	0.6%	2026年	既存長期	無担保
	三井住友信託銀行 株式会社	1,244,400	-	-	1,244,400		3月6日	借入金の借換	無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	2,170,400	-	-	2,170,400	0.7%	2026年	既存長期	無担保
	三井住友信託銀行 株式会社	829,600	-	-	829,600		9月4日	借入金の借換	無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,500,000	-	1,500,000	-	0.5%	2025年 3月6日	既存長期 借入金の借換	無担保無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	2,099,600	-	-	2,099,600	0.6%	2025年	不動産等	無担保
	三井住友信託銀行 株式会社	800,400	-	-	800,400		9月17日	購入資金	無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.5%	2026年 3月17日	不動産等 購入資金	無担保無保証

								ì	<u> </u>
	借入先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率 (注1)	返済期限	使 途	摘要
	株式会社 日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.9%	2029年 3月16日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,500,000	-	1,500,000	-	0.5%	2025年 3月17日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.6%	2027年 3月17日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 西日本シティ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.7%	2027年 3月17日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	みずほ信託銀行 株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.7%	2027年 3月17日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 福岡銀行	1,000,000	-	1	1,000,000	0.7%	2027年 3月17日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	農林中央金庫	1,000,000	-	1,000,000	1	0.5%	2025年 3月17日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	4,054,400	-	1	4,054,400	0.6%	2025年	既存短期	無担保
	三井住友信託銀行 株式会社	1,545,600	-	-	1,545,600	0.6%	9月30日	借入金の借換	無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.7%	2027年 3月31日	既存短期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	600,000	-	600,000	-	0.5%	2025年 3月31日	既存短期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 SBI新生銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.7%	2027年 3月31日	既存短期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	1,300,000	-	-	1,300,000	0.8%	2029年 3月30日	既存短期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	1,200,000	-	-	1,200,000	0.6%	2027年 3月31日	既存短期 借入金の借換	無担保 無保証
長期 借入金	株式会社 三菱UFJ銀行	2,938,000	-	-	2,938,000	0.7%	2027年	既存長期	無担保
	三井住友信託銀行 株式会社	1,062,000	-	-	1,062,000	0.7%	9月30日	借入金の借換	無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	2,791,000	-	-	2,791,000	0.9%	2029年	既存長期	無担保
	三井住友信託銀行 株式会社	1,009,000	-	-	1,009,000	0.5%	9月28日	借入金の借換	無保証
	株式会社 かんぽ生命保険	2,300,000	-	-	2,300,000	0.9%	2030年	不動産等	無担保
	三井住友信託銀行 株式会社	100,000	-	-	100,000	0.0%	2月1日	購入資金	無保証
	株式会社 みずほ銀行	700,000	-	-	700,000	0.7%	2028年 2月1日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	2,500,000	-	-	2,500,000	0.7%	2028年 8月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	2,500,000	-	-	2,500,000	0.9%	2030年 2月28日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	400,000	-	-	400,000	0.7%	2028年 9月7日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	400,000	-	-	400,000	0.6%	2027年 9月7日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	400,000	-	-	400,000	0.6%	2028年 3月7日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	みずほ信託銀行 株式会社	1,100,000	-	-	1,100,000	0.6%	2028年 3月7日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	3,618,000	-	-	3,618,000	0.7%	2028年	既存長期	無担保
	三井住友信託銀行 株式会社	1,382,000	-	-	1,382,000	3.770	3月9日	借入金の借換	無保証

	 区 分					可怜利益		Ì	<u> </u>
	借入先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率 (注1)	返済期限	使 途	摘 要
	株式会社 三菱UFJ銀行	724,000	-	-	724,000	0.8%	2029年	既存長期	無担保
	三井住友信託銀行 株式会社	276,000	-	-	276,000	3.0%	3月9日	借入金の借換	無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	434,400	-	-	434,400	0.6%	2027年	不動産等	無担保
	三井住友信託銀行 株式会社	165,600	-	-	165,600	0.0%	9月30日	購入資金	無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	1,200,000	-	-	1,200,000	0.7%	2028年 9月29日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	600,000	-	-	600,000	0.6%	2027年 9月30日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	500,000	-	-	500,000	0.6%	2028年 3月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	500,000	-	-	500,000	0.5%	2027年 3月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.4%	2027年 9月30日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.5%	2028年 9月29日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	3,274,000	-	-	3,274,000	0.5%	2029年 3月29日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	900,000	-	-	900,000	0.4%	2028年 11月30日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	800,000	-	-	800,000	0.4%	2026年 11月30日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	農林中央金庫	1,000,000	-	-	1,000,000	0.3%	2027年 8月2日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
長期 借入金	株式会社 三井住友銀行	800,000	-	-	800,000	0.4%	2027年 11月30日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	800,000	-	-	800,000	0.4%	2028年 11月30日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.4%	2028年 5月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.5%	2029年 5月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 SBI新生銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.5%	2029年 5月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	1,600,000	-	-	1,600,000	0.6%	2030年 5月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	日本生命保険 相互会社	1,500,000	-	-	1,500,000	0.6%	2030年 5月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	583,000	-	-	583,000	0.5%	2028年 11月30日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,626,000	-	-	1,626,000	0.3%	2028年 9月29日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.4%	2030年 3月29日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	400,000	-	-	400,000	0.4%	2029年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	300,000	-	-	300,000	0.4%	2027年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	300,000	-	-	300,000	0.3%	2028年 4月30日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	300,000	-	-	300,000	0.4%	2029年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	500,000	-	-	500,000	0.4%	2028年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証

	区 分					₩₩₩			
	借入先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率 (注1)	返済期限	使 途	摘 要
	みずほ信託銀行 株式会社	300,000	-	-	300,000	0.4%	2029年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	500,000	-	-	500,000	0.5%	2030年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.4%	2029年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	700,000	-	-	700,000	0.4%	2027年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	500,000	-	-	500,000	0.3%	2028年 4月30日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	800,000	-	-	800,000	0.4%	2029年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,100,000	-	-	1,100,000	0.4%	2028年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	みずほ信託銀行 株式会社	800,000	-	-	800,000	0.4%	2029年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	1,300,000	-	-	1,300,000	0.5%	2030年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.4%	2027年 6月30日	既存長期 借入金の借換	無担保無保証
	農林中央金庫	1,500,000	-	-	1,500,000	0.3%	2028年 6月30日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	500,000	-	-	500,000	0.4%	2029年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	400,000	-	-	400,000	0.4%	2027年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	株式会社 みずほ銀行	200,000	-	-	200,000	0.3%	2028年 4月30日	不動産等 購入資金	無担保無保証
長期 借入金	株式会社 みずほ銀行	500,000	-	-	500,000	0.4%	2029年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	株式会社三井住友銀行	700,000	-	-	700,000	0.4%	2028年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	みずほ信託銀行 株式会社	500,000	-	-	500,000	0.4%	2029年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	700,000	-	-	700,000	0.5%	2030年 10月31日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.3%	2030年 3月28日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.4%	2030年 9月27日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	1,500,000	-	-	1,500,000	0.2%	2027年 3月29日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	1,200,000	-	-	1,200,000	0.3%	2027年 9月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	2,800,000	-	-	2,800,000	0.5%	2031年 9月29日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.2%	2026年 9月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.3%	2029年 9月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.4%	2030年 3月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.4%	2030年 9月27日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 SBI新生銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.4%	2030年 9月27日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	農林中央金庫	2,500,000	-	-	2,500,000	0.3%	2029年 3月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証

								(单位:十円)
	区 分 借入先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率 (注1)	返済期限	使 途	摘 要
	│ │ 株式会社 │ 三菱UFJ銀行	1,900,000	-	-	1,900,000	0.3%	2031年 3月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	600,000	-	-	600,000	0.2%	2026年 9月4日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	800,000	-	-	800,000	0.4%	2031年 3月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	300,000	-	1	300,000	0.2%	2026年 9月4日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,000,000	-	1	1,000,000	0.4%	2029年 9月28日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,000,000	-	1	1,000,000	0.5%	2031年 11月28日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	450,000	-	ı	450,000	0.4%	2029年 1月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	500,000	-	1	500,000	0.5%	2030年 1月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,250,000	-	-	1,250,000	0.5%	2032年 2月4日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	2,000,000	-	1	2,000,000	0.8%	2033年 3月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	500,000	-	ı	500,000	0.6%	2030年 3月29日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	1,500,000	-	ı	1,500,000	0.9%	2032年 6月30日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 西日本シティ銀行	500,000	-	1	500,000	0.7%	2032年 7月30日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 中国銀行	700,000	-	-	700,000	0.9%	2032年 9月15日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
長期 借入金	株式会社 みずほ銀行	2,000,000	-	1	2,000,000	0.9%	2032年 9月16日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 SBI新生銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.9%	2032年 9月16日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 七十七銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.8%	2031年 3月14日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	信金中央金庫	1,000,000	-	-	1,000,000	0.8%	2031年 3月14日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	2,800,000	-	-	2,800,000	1.0%	2032年 9月30日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	100,000	-	-	100,000	0.8%	2030年	既存長期	無担保
	株式会社 関西みらい銀行	900,000	-	-	900,000	0.0%	9月30日	借入金の借換	無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,250,000	-	-	1,250,000	0.6%	2026年 7月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	950,000	-	950,000	-	0.5%	2025年 7月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.5%	2026年 1月30日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	500,000	-	-	500,000	0.6%	2027年 2月5日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	500,000	-	-	500,000	0.7%	2028年 2月4日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 SBI新生銀行	500,000	-	-	500,000	0.7%	2028年 2月4日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	1,700,000	-	-	1,700,000	0.9%	2031年 3月31日	既存短期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	800,000	-	-	800,000	0.9%	2032年 4月30日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証

区分		Ī						`	辛四・川リ)
	区 分 借入先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率 (注1)	返済期限	使 途	摘 要
	株式会社 日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.8%	2031年 5月15日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.4%	2026年 12月28日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	900,000	-	-	900,000	0.4%	2027年 6月30日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	1,400,000	-	-	1,400,000	0.9%	2032年 6月30日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 山口銀行	500,000	-	-	500,000	1.2%	2033年 8月4日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.1%	2031年 9月29日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,500,000	-	1,500,000	-	0.8%	2025年 4月18日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.5%	2026年 4月20日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.8%	2029年 4月18日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	1.0%	2030年 10月18日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	1.1%	2031年 4月18日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.1%	2031年 12月11日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.3%	2033年 12月9日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.1%	2031年 12月11日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
長期 借入金	株式会社 みずほ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.3%	2033年 12月9日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.3%	2033年 11月30日	既存短期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.3%	2033年 11月30日	既存短期 借入金の借換	無担保無保証
	株式会社 三井住友銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.3%	2033年 11月30日	既存長期 借入金の借換	無担保無保証
	株式会社 三井住友銀行	900,000	-	-	900,000	1.1%	2032年 8月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	4,000,000	-	-	4,000,000	1.1%	2034年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	1.3%	2034年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保無保証
	株式会社 みずほ銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	1.3%	2034年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	農林中央金庫	3,000,000	-	-	3,000,000	1.3%	2034年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 SBI新生銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.3%	2034年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 福岡銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.3%	2034年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.0%	2033年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	4,000,000	-	-	4,000,000	1.2%	2033年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	農林中央金庫	4,000,000	-	-	4,000,000	1.2%	2033年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 SBI新生銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.2%	2033年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証

区 分								ì	<u>∓四・□□)</u>
	借入先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率 (注1)	返済期限	使 途	摘 要
	株式会社 福岡銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.2%	2033年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	2,500,000	-	1	2,500,000	1.1%	2032年 2月27日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	農林中央金庫	3,000,000	-	-	3,000,000	1.1%	2032年 2月27日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 福岡銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.1%	2032年 2月27日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	500,000	-	-	500,000	1.1%	2032年 2月27日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 西日本シティ銀行	500,000	-	-	500,000	1.1%	2032年 2月27日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	1.1%	2031年 8月29日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	1.0%	2031年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.0%	2031年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 SBI新生銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.9%	2030年 8月30日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.9%	2030年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.8%	2029年 8月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	2,000,000	-	-	2,000,000	0.8%	2029年 2月28日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	2,000,000	-	ı	2,000,000	0.9%	2028年 8月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
長期 借入金	株式会社 三井住友銀行	2,500,000	-	1	2,500,000	0.9%	2026年 8月31日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,500,000	-	1	1,500,000	0.9%	2026年 2月27日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,000,000	•	1	1,000,000	0.8%	2025年 8月29日	不動産等 購入資金	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,200,000	•	1	1,200,000	1.0%	2031年 2月28日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,000,000	-	ı	1,000,000	1.1%	2032年 3月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	1.0%	2031年 2月28日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.1%	2032年 3月31日	既存長期 借入金の借換	無担保 無保証
	みずほ信託銀行 株式会社	2,000,000	-	1	2,000,000	1.4%	2034年 1月31日	既存投資法人債 の償還等	無担保 無保証
	株式会社 千葉銀行	1,000,000	-	1	1,000,000	1.4%	2034年 1月31日	既存投資法人債 の償還等	無担保 無保証
	朝日信用金庫	1,000,000	-	1	1,000,000	1.4%	2034年 1月31日	既存投資法人債 の償還等	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	2,100,000	-	ı	2,100,000	1.0%	2030年 9月27日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	700,000	-	-	700,000	1.3%	2033年 8月31日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	信金中央金庫	1,500,000	-	ı	1,500,000	1.3%	2034年 8月31日	既存短期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 山口銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.3%	2034年 8月31日	既存短期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 七十七銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.1%	2032年 8月31日	既存短期借入金 の借換	無担保 無保証

									<u> 早似:十円)</u>
	区 分 借入先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率	返済期限	使 途	摘 要
	株式会社 中国銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.1%	2032年 8月31日	既存短期借入金 の借換	無担保無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	2,650,000	-	-	2,650,000	1.1%	2032年 9月30日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	850,000	-	-	850,000	0.8%	2028年 9月29日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	1,300,000	-	-	1,300,000	1.3%	2032年 1月30日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 日本政策投資銀行	-	1,000,000	-	1,000,000	1.3%	2032年 1月30日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 みずほ銀行	-	1,500,000	-	1,500,000	1.6%	2035年 2月28日	既存短期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	-	1,500,000	-	1,500,000	1.5%	2032年 2月27日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	-	1,350,000	-	1,350,000	1.4%	2031年 2月28日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	みずほ信託銀行 株式会社	-	850,000	-	850,000	1.8%	2035年 2月28日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
長期 借入金	株式会社 SBI新生銀行	-	850,000	-	850,000	1.8%	2035年 2月28日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	-	1,500,000	-	1,500,000	1.2%	2028年 2月29日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	農林中央金庫	-	1,000,000	-	1,000,000	1.6%	2033年 2月28日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	-	600,000	-	600,000	1.3%	2028年 2月29日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	三井住友信託銀行 株式会社	-	1,500,000	-	1,500,000	1.5%	2030年 3月29日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 三菱UFJ銀行	-	1,500,000	-	1,500,000	0.9%	2028年 3月31日	既存長期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 三井住友銀行	-	500,000	-	500,000	1.5% (注3)	2031年 5月15日	既存短期借入金 の借換	無担保 無保証
	株式会社 大和ネクスト銀行	-	2,000,000	-	2,000,000	1.6%	2032年	既存短期借入金	無担保
	株式会社 秋田銀行	-	500,000	-	500,000	(注3)	11月30日	の借換	無保証
	長期借入金 計	260,483,000	16,150,000	12,600,000	264,033,000				
	借入金計	267,083,000	16,550,000	17,500,000	266,133,000		,		

- 注1.平均利率は期中加重平均利率を小数第2位で四捨五入して表示しています。
- 注2.2025年5月30日付で一部期限前弁済しています。
- 注3. 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、金利スワップの効果を勘案した期中加重平均利率を記載しています。
- 注4. 長期借入金の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりです。

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1年以内		2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	26,300,000	24,300,000	26,800,000	29,183,000	30,400,000

EDINET提出書類 産業ファンド投資法人(E14705) 有価証券報告書(内国投資証券)

2【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(2025年7月31日現在)

資産総額	554,125,106千円
負債総額	307,659,511千円
純資産総額(-)	246,465,594千円
発行済口数	2,536,216□
1口当たり純資産額(/)	97,178円

第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	発行口数 (口)	買戻し口数 (口)	発行済投資口の 総口数(口)
第31期 (自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)	該当事項なし		2,070,016 (821,525)	
第32期 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)	2023年3月23日	43,500 (21,750)	0	2,113,516 (843,275)
第33期 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	該当事項なし		2,113,516 (843,275)	
第34期	2024年2月28日	409,609 (147,945)	0	2,536,216
(自 2024年2月1日 至 2024年7月31日)	2024年3月26日	13,091 (0)	0	(991,220)
第35期 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	該当事項なし		2,536,216 (991,220)	
第36期 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	該当事項なし		2,536,216 (991,220)	

- (注1) 括弧内の数は、本邦外における販売口数及び発行済口数です。
- (注2) 2025年8月1日から2025年9月19日にかけて、証券会社との自己投資口取得に係る取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付けにより、自己投資口の取得を行いました。取得した自己投資口(7,755口)については、そのすべてを2026年1月期に消却する予定です。なお、かかる自己保有投資口については、議決権を有しません。

第7【参考情報】

第36期計算期間中及びそれ以降に以下の書類を提出しました。

2025年3月21日 臨時報告書 2025年3月21日 訂正発行登録書 有価証券報告書(第35期:自 2024年8月1日 至 2025年1月31日) 2025年4月24日 2025年6月16日 臨時報告書 2025年6月16日 訂正発行登録書 2025年7月30日 臨時報告書 訂正発行登録書 2025年7月30日 2025年8月25日 臨時報告書 2025年8月25日 訂正発行登録書 2025年9月12日 自己株券買付状況報告書(報告期間:自 2025年8月1日 至 2025年8月31日) 2025年9月16日 訂正臨時報告書 2025年9月16日 訂正発行登録書 2025年10月10日 自己株券買付状況報告書(報告期間:自 2025年9月1日 至 2025年9月30日)

独立監査人の監査報告書

2025年10月22日

産業ファンド投資法人 役員会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 竹 之 内 和 徳

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 根 津 美 香

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に 掲げられている産業ファンド投資法人の2025年2月1日から2025年7月31日までの第36期計算期間の財務諸 表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算 書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、産業ファンド投資法人の2025年7月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、投資法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監督役員の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監督役員の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監督役員の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実 施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、投資法人は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、執行役員に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、執行役員に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当計算期間の投資法人及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ18百万円及び10百万円である。

利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は本投資法人(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。